

雜

攷

第六輯 上編

俗文攷附書年月日例

鮎貝房之進述

上編 目次

序言

不 高句麗城壁石刻文.....五

州 甘山寺彌勒菩薩阿彌陀如來光背記.....三

昌 不上院寺鐘記.....四

山 夫只无盡寺鐘記.....六

寧 葛項寺塔記.....三

寧 石佛光背記.....四

始中初寺幢竿石柱記……………	一
晉蓮池寺鐘記……………	四
谷大安寺寂忍禪師照輪清淨塔碑末記……………	四
陽開仙寺石燈記……………	四
平菩提寺大鏡大師塔碑陰記……………	四
原興法寺真空大師塔碑陰記……………	六
長五龍寺法鏡大師普照慧光塔碑陰記……………	六
清龍頭寺鐵幢記……………	六
靈西院鐘記……………	六
州高達寺元宗大師惠真塔碑……………	六
延覺淵寺通一大師塔碑……………	七
泉開心寺石塔記……………	七
木若淨兜寺石塔造成形止記……………	八

雜 攷 第六輯 上編

序 言

本攷の目的は、古來朝鮮に於ける金石文古文書等に於いて、漢文以外用ゐ來りし俗文を註釋し、史家の參考に資せんとするにあり。朝鮮に於いて今日迄發見されし金石文及び古文書等に現はれある俗文は左の二種類なり。

- (一) 俗漢文
- (二) 吏文

(一) 俗漢文とは漢文の如く反點を附せず其儘書き下したる文體を云ふ。日本も同様朝鮮も最初文字を有せざる國なりしが、漢字移入以來始めて文字あり、一方漢文の讀方書方を練習すると同時に此の漢字を借りて如何に方言を寫すべきかを研究し、一の借字法(即ち日本の萬葉假名)を案出

し口語通り人名地名物名等を記載することゝなりたるも、是は唯單語を記載せし丈けにて、完全なる達意の散文は一も今日に傳はらず、唯三國遺事に十三首の郷歌と麗初の釋均如傳に十一章の郷歌を傳へたるのみなり。されば此の借字文(即ち萬葉假名文)は完全なる達意の散文を記すまでに進歩發達せずして終りたるものなり。故に茲に一の文體を案出し通俗的に書き用ゐたるものは、此の俗漢文なり。日本同様朝鮮語は漢文とは全く組織を異にし、常に動詞が名詞の下に置かるゝ事となり居るが故に、漢文の書方を練習するに於いて非常の困難を感ずるは、我々も夙に經驗せしところなり。故に通俗文として漢文の反點を附せざる文體を案出せしものなり。つまり日本の祝辭宣命の文體の送假名を取除きたるものと同様なるものなり。此の文體の代表的と見るべきは、

平高句麗城壁石刻文(三國時代)

州慶 甘山寺彌勒菩薩光背記末文(羅聖德王十七年己未)

始 中初寺幢竿石柱記(羅聖德王二年丁未)

公崔公覽遺記。
嗟歎不已。但以
其所記皆方言俚
語而。不可久其
傳。故命予文之
小子改再拜爲之
記云。時太歲乙
酉十二月三日
(王輪寺金像靈)

開仙寺石燈記(麗顯宗元年庚戌)

古きは三國時代、新らしきも麗初までなり、併し是は偶々今日まで發見されし金石文にて、此の文體は通俗的には専ら一般に行はれ居たりしを推測さる。麗朝中期以後少くも漢文は中流以上には書方讀方共に練習され一般的に使用さるゝことゝなり、一方吏文は専ら中流以下の人に書き用ゐらるゝことゝなりしより、此の俗漢文は終に廢止さるゝことゝなりたるものなり。

(二) 吏文は「胥吏の文」と云ふ義なり。此の名恐くは麗朝以後のものにて、古くは無かりし名稱たるべきも、今一般に用ゐ居る名稱なれば、是に従ひたり。欄外に掲げある通り、麗高宗の時の李奎報王輪寺丈六金像靈驗收拾記に「皆方言俚語而不可久其傳」とあり、此の方言俚語は恐くは顯宗朝淨兜寺石塔造成記同様の文體たりしを推測さるれば、當時未だ吏文と云ふ名稱無かりしものと推測さる。

此の吏文の創作者は新羅神文王代の薛聰なりとの説は、李朝最初の地理

驗收拾記李奎
報) 薛聰字聰智元曉
之子生而明銳既
長博學能屬文能
書。以方言解九
經義。訓導後生
又以俚語製吏札
行於官府云々。
(輿地勝覽慶州
人物)

志たる輿地勝覽によりて提唱されあるが、三國史記、三國遺事、乃至李朝の東國通鑑、同人傳には唯、以方言解九經とある丈けにて吏札創作の記載無ければ、甚だ疑はしきものなるが、今此の吏文を以つて書かれある金石文古記録に徴するに、

未 无查寺鐘記 (羅景德王四年乙酉) (對馬國國分)

詳 葛項寺塔記 (羅景德王五十六年戊戌)

開 運池寺鐘記 (羅興德王七年癸丑) (常宮神社)

若 淨兜寺石塔造成形止記 (麗顯宗三十二年辛未)

等は其代表的のものにして、最古は景德王四年なれば、若しも輿覽説の神文王の時薛聰の創作にかゝるものと假定するも、約六十年の隔りあれば、時代には差支無きことゝなるものなり。又此の吏文と前の俗漢文との前後を考察するに、新羅の金石文に現はれある順序としても、俗漢文の方吏文に先つこと約三十年、況んや既に三國時代より用ゐ居たりしこと、平壤城壁石刻文にても明かなれば、俗漢文の方は漢字移入後餘り遠からざる

以前より用ゐ始めしものたるを推定すべし。

さて又茲に一言し置かざるべからざるは、吏文は當初より當時の口語を書き現はしたるにあらず、或特種の用語を製し漢文に挿入せしことゝしたるものなり。創作者の薛聰なりや否やは別問題として、其の目的は全く輿覽説の通り「製吏札行于官府」にありて「用語ヲ鄭重ニスル」と云ふことが必用條件たりしなり。言ひ換へれば下僚人民が官府に對する用語と、官府が下僚人民に對する用語とを製したるものなり。されば普通方言と共通の語はあるも、大部分其の書方讀方は相違し居るものなること、借字にて書かれある郷歌、或は九經等の句讀に送られある吐、即ち送假名と比較せば一目瞭然たるべきなり。吏文は猶ほ日本の藤原末期及び鎌倉時代に行はれたる吾妻鏡文體、書簡文體と軌を一にするものにて、借字文は日本の萬葉集及び諸種の物語文、竹取物語、源氏物語等と等しきものなれば、吏文が往昔の口語を寫したるものなりと云ふ説を爲す人あるも、全然誤りなり。

吏文は其用語處に古今變遷ありたるものにて、本攷古今の金石文古文書等に書かれある吏文を對照せば明かに知らるゝところなり。殊に李朝の吏文と、しては漢文の方主となり、唯吏吐（送假名助詞）は句讀のみに習慣上挿入さるゝに止まり、吏吐を解せざる人にて、大體の意味を解するに難からず。麗朝以前の吏文は成丈俗語を多く書き用ゐ、後代の吏文の如く長き漢文句を其儘書き列ぬるが如きは全く無きところなり。又古く吏文は各種の銘文等に書き用ゐられたるは、後代にはかゝる例は殆んど無しと云ふも不可無く、皆純漢文を書き用ゐることゝなりたるは、追々漢文が一般に普及することゝなりし結果なり。

吏文は最近まで行はれ居たるなり。文書の種類としては

指令文 布達文 願書 訴狀 口供文 各種證文

等なるが民間に一般に行はれ居たるは、各種證文類にて今も家屋田地買買等には廣く用ゐられあり。他の公文類は甲午（明治廿七年）改革の時皆諺文を挿入することゝなれり。此の吏文は少くも麗朝以前は書簡文として

も通俗的には行はれたるものならんも、古文書として未だ嘗つて見聞せず。

吏文は李朝に入りて世宗二十八年（西紀一四四六年）諺文（音標字）が創作され、諺文體が廣く行はるゝことゝなりたるに關せず、猶ほ依然として行はれ居たるは何故なるか、是も日本同様鎌倉時代の書簡文體が今も行はれ居るが如く、其主要の目的は詞ヲ鄭重ニ云フに在りて永き間慣用されし文體なれば、一朝一夕に改まるべきにあらざると、殊に朝鮮の吏文は社會に最も勢力ありし一階級たる胥吏の唯一の家業となり居たれば、是も今日迄繼續せし一原因たりしなり。

吏文の讀方、書方及註釋、作例等に關する著書は甚だ寥々たるものなり。恐くは胥吏の家には古くよりの傳來本ありしならんも、今は最近のもののみなり。東京東洋文庫に純祖朝春坊の刊行にかゝる「吏吐便覽」ありと云ふも、京城にては未だ發見せず。今時代著者不明の「儒胥必知」と云ふ一冊の板本世間に流布されあり。内容は各種文書の作例を示すと同時に、吏吐一字

類より七字類まで、二百四十三語を収めあり。又此の外に吏吐を分類し其讀方を記載したる寫本二三種を收藏せるが、何れも「儒胥必知」と大同小異のものなり。さて此等從來の吏吐に關する著述は我々外人には甚だ不必要なるものなるのみならず朝鮮の普通人にも不必用なるものなり。如何なるに從來の胥吏慣用の讀方を附したるに止まるものなれば、普通語の何の意味にして如何なるところに挿入するものなるか一切不明なればなり。況んや今日は朝鮮の人に如何に問ひ質すも一切知るもの無きに於いてをや。然るに此の不備を充たし、我々に今日是を模索する途を與へしは本攷引用せる吏吐註釋是なり。此の吏吐註釋は明治の初陸軍省留學生として當京城に滞在されし故新庄順貞君後に總督府通譯官が多くの胥吏を會し一切の吏吐を收集し、普通の朝鮮語に翻譯すると同時に、朝鮮語を以つて其意味を註釋せしめたるものなり。故に其數も一字類より十、一字類に至る七百七十七語、儒胥必知の二百四十三語に對する約三倍の數に達せり。本攷引用せるものは同君が生前に余に惠與せられしものな

り、我々は茲に同君に深く感謝すると同時に故友の學界に寄與せし功蹟を特筆し置くものなり。

○平壤 高句麗城壁石刻文 第一石

所在 平安南道道廳大正二年出于平壤府鐵齊里大同江畔云
年時 推定高句麗平原王八年丙戌

高句麗

丙戌十
二月四
漢城下
後四小
兄文達
節自此
西北行

築城監官 萬 豐
 治所監官 萬 豐
 書 庫 車 直 壽 敬 春
 石手邊首 光 浩
 使興軍 用 日 碧
 己亥五月
 丙戌
 英祖即位四二年

涉之

(縦一尺横二尺二寸厚一尺字徑一寸楷書)

(金石總覽)

○^平壤 高句麗城壁石刻文 第二石

己丑年五月廿一日自此以下向東十二里物省小兄併口百頭口節矣

○^平壤 高句麗城壁石刻文 第三石

己丑年五月廿八日始役西向十一里小兄相夫若牟利造作

此刻出丙戌今六十四年不可復覓又得一石於外城烏灘下與此小異

此云西向彼則向東也小兄二字知爲句麗古跡無疑補書於此己丑當爲長壽時後一千三百八十一年金正喜書

(海東金石苑)

右譯文

第一石

丙戌十二月中漢城下後部小兄文達監督此ヨリ西北方受持

第二石

己丑年五月廿一日此ヨリ以下東方十二里物省小兄併百頭口監督ス

第三石

己丑年五月廿八日役ヲ始メ西方十二里小兄相夫若牟利造作

(備考) 城大藤田教授曰く金石總覽所載第一石二行目の「四字」は(中)四行目の「四字」は(p)(部省文)の誤讀なりと最初金石總覽に於いて此の石刻文を見其の解釋に苦しみ居たりしに今同教授の説を聞き始めて釋然たるを得たるを感謝すると同時に同教授の説に従つて解釋を試むることゝせるなり。

又金石總覽は第二石在京城某氏藏の實物寫眞を載せあるが海東金石苑所載の文と等しからざるは四行目の「自此以下」を「自此下」に作り五行目の「物省」を「物苟」に作りあるのみならず其實物を實見せ

しに甚だ疑はしきものなり。海東金石苑此の石刻文は金正喜が拓本を劉燕庭に送り収録せしものなるが、金正喜の時不可復覓とありて當時既に逸失し居たるなり。故に今是を取らず海東金石苑に従つて解釋を試むることとせるなり。

此の城壁石刻推定年時を金正喜は長壽王の時として金石總覽は平原王の時としあるが丙戌己丑の干支は高句麗平壤移都後左の六干支あり。

東川王	十九年	戊丙	同	二十二年	丑己
美川王	二十七年	戊丙	同	三十年	丑己
故國壤王	三年	戊丙	同	六年	丑己
長壽王	三十四年	戊丙	同	三十七年	丑己
文咨王	十五年	戊丙	同	十八年	丑己
平原王	八年	戊丙	同	十一年	丑己
嬰留王	九年	戊丙	同	十二年	丑己

而して三國史記に記載されある平壤の移都及築城記事は
東川王二十年^{卯丁}王以丸都城經亂不可後都築平壤城移民及廟社。

故國原王十三年^{癸亥}移居平壤東黃城。城在今西京東木覓山中。

長壽王十五年^{卯丁}移都平壤。

陽原王八年^{壬申}築長安城。

平原王二十八年^{午丙}移都長安城。

等なるが、東川王平壤移都約四百年間修築増築等もありたるべく、唯是文にて年時を推定すること困難なり。其字體より見るに長壽王は北魏時代にして洞溝好太王碑文と同時代なるも好太王碑文は純漢文にして書體は正楷なり。此方は俗文にして行書體なれば、單に字體のみにも年時を判定し難し。輿地勝覽は長安城を今の平壤北方邦里二里にある安鶴宮趾を當て、東黃城を今の平壤の東方大同江對岸の木覓山を當て居れば、長壽王十五年移都平壤と

ある三國史記の記事に據り金正喜は長壽王の干支と考定せしものなり。

此の石刻文今日まで發見せし俗漢文として最古のものなり。單に文體の參考資料のみならず、漢城と云ふ王都名の今の平壤にも用ゐられ居たるを證據立つる貴重なる資料なり。漢城攷は別に稿を改めて陳ぶるところべきも、茲に一言附記し置くものなり。

欄外に出せる城壁石刻は今の此の京城東小門外の城壁中の一石に彫り付けあるものなり。己亥は即ち世宗即位元年なり。此を掲げしは此の高句麗城壁石刻も同様なれば、參考として出せるなり。又城大小田教授の調査されしところに據れば

- (1) □ 十一受音 (2) 第十受音使邦祐 □ (3) 第七受音判官辛用道
(4) 第五受音判官康是 □

等の石刻もありと云ふ。「受音」は受音(Pas tam)と讀むべき。「受持」の義たる更文なれば、此の高句麗城壁石刻の「涉之」と同義となる譯なり。

(小田教授の「京城奠都の由來」と其の城壁に就きて「雜誌」朝鮮昭和六年十月號所載)

此の平壤城壁石刻は甚だ短文なるも、朝鮮に於ける我々の見たる最古の俗文なれば、以下其用語文體に就き説明を試むべし。

〔漢城下〕此の〔漢城〕は無論今の平壤即ち當時の高句麗王都名を稱したるなり。

治平壤城、其東西六里、南臨浪水、城內惟積倉儲器、僞冠賊。至日方入固守。王則別爲宅於其側、不常居之。其外有國內城及漢城亦別都也。

(後周書高麗傳)

其國都平壤城、亦曰長安城、東西六里、隨山屈曲、臨浪水、復有國內城漢城、並其都會之所、其國中呼爲三京

(隋書高麗傳)

今の平壤に漢城と云ふ別一名ありたることは、後周書、隋書に出であるも、東國史冊には一切其記載無し。今此の石刻により是を證據立つることを

得たるを喜ぶものなり。猶ほ平壤、長安城、東黃城等に就きては、別に稿を改めて述ぶるところあるべし。

〔後P〕〔部〕の省文「P」を書きある古金石文未だ發見せざるも、從來の俗書に多く書き用ゐられあるのみならず、下〔節〕字の如きも、一の俗體にて今日も多く用ゐられ居れば敢いて異とするに足らざるなり。金石總覽此の〔P〕を〔四〕に讀み居るも、上に付け〔後四〕と讀むも、下に付けて〔後四小兄〕と讀むも意味全く通せざるなり。高句麗にて都城內行政區劃を五部に分ち居たるは、今の此京城も同様なりしなり。

倉助利高句麗人也。烽上王時爲國相。云々倉助利對曰。北部大兄高奴子賢且勇。大王若欲禦寇安民。非高奴子無可用者。云々

溫達高句麗平岡王時人也。云々及女年二八。欲下嫁於上部高氏。云々

蓋蘇文姓泉氏。自云生水中。以惑衆。儀雄表偉。意氣豪逸。其 東部或云西部人大對慮死。蓋蘇文當嗣。云々

〔三國史記傳列〕

烽上王元年
西紀二九三年
平岡王元年
西紀五二三年
寶藏王元年
西紀六四二年

倉助利傳烽上王の時は平壤移都前なれば、己に古都城に於いて五部に分たれ居たるは北部大兄とあるにて明かに、此東・西・南北中の五部名は高句麗末期即ち平壤にも同様に呼ばれしは、蓋蘇文傳に「東部或云西部」とあるにて知らるべく、又平壤には、或時代上部下部とも呼ばれしこともありしと見え、平壤移都後の平岡王の時の溫達傳に「上部高氏」とあり、此の石刻にある〔後部〕も是と同意味の名稱たるべきも、三國史記等にも未だ用ゐあるものを發見せず。既に後部と云ふ以上、無論前部もありしを推測さるゝが、按ずるに朝鮮にて古く「南北」は「前後」を以つて稱され、方言南を「アルブ」と云ひ、北を「ツイ」と云ひたるなり。是は今も北關にて稱され居るものと見え、

門曰烏刺。山烽曰障。高阜曰德。邊涯曰域。墻壁曰築。淺灘曰膝。猫曰虎樣。黃牛曰輪道里。烏網曰彈。狹戶曰生契。南曰前。北曰後。

〔北塞紀略〕

とある是なり。故に此の石刻後部小兄は倉助利傳の〔北部大兄〕の北部と同語と見るべし。

高句麗人位。神文王六年。以高句麗人授京官。置本國官品授之一吉。漢本大相。

級位本位頭。大兄從大相。奈末本小相狄相。大舍本小兒。舍知本諸兒。吉次本先人。烏知本自位。

節竹節也操也又止也檢也制也又符節所示信又時節(康熙字典)

小兒、高句麗職官號なり。隋書は高句麗職官十二等中の第三位、冊府元龜は第四位に出しあるが、此の石刻に據れば斯くの如き高位にあらざるに似たり、按ずるに欄外に掲げある通り、三國史記新羅神文王の時高句麗人位を新羅官品に對照して授けたるを見るに、小兒には新羅官位號十七等中の十二位なる大舍を當てあり、工事の監督なれば大舍給が適當なり、文達は人名なり。

「節」字の俗體なり。第一石第二石共に同語を出しあり。此の「節」と云ふ俗語は新羅朝以來李朝に至るまで俗文に多く用ゐられあるが、高句麗も同意味の俗語として用ゐ居たるを、此の石刻文にて知り得たるものなり、而して新羅時代より此の節は二の義に用ゐらる。

第一義

天寶四載乙酉思仁角干爲賜夫只山村无盡寺鐘成教受内成記時。願助在衆邸僧村宅方一切檀越并成在願旨者一切衆生苦離樂得教受成在節。唯乃秋長憶主

(无盡寺鐘記 西紀七四五年乙酉) (野馬國園分)

太和七年三月日普州蓮池寺鐘成内節傳云々

(香蓮池寺鐘記 西紀八三三年癸丑) (福井縣社教)

天復四年甲子二月 日松山村大寺鐘成□文節。本和上□本□□蓮□

一合入金五千八十萬□□□

(松山大寺鐘記 西紀九〇四年甲子) (大分縣宇佐郡)

몇다의를 (mies chiyul)

幾回

(몇다의를의訓を目的格指示辭なり。)

한다의를 (han chryu palasio)

一望

(한다의를의訓は接續辭なり。)

一百다의 (ilpaik chiyul)

一百廻

(一百は音讀なり。다의は「節」の訓にて「時」の義なり。)

(杜詩諺解 成化十七年辛丑 成宗十二年 西紀一四八一年)

節段탄단 (chos tan)

今者の義

〔節〕を^レつと讀ませたるは〔時〕の方言なり、段〔せ〕とい云ふ語は吏文〔者〕の義にて、日本語主格指定辭〔ハ〕なり。

節 지위 (obiny)

(디위, 지위同發音にて、何れにも通じて書き用う。)

(吏吐註釋)

今般の義

此等の〔節〕は漢字義〔時節〕の義より轉じて〔時〕一回〔今〕等の意味に俗文に用ゐられ居るが、上の三の古金石文中无盡寺鐘記の〔鐘成教受内成記時〕〔鐘ヲ鑄成ナル、記録作成ノ時〕を次の蓮池寺鐘記には〔鐘成内節傳〕〔鐘ヲ鑄成スル時ノ記録〕としあるものにて〔節〕は即ち〔時〕なり。又无盡寺鐘記の方に〔成在節〕〔鑄成セル時〕とあるは、蓮池寺鐘記の方の〔成内節〕〔鑄成スル時〕唯過去現在の相違ある丈けにて同様なり。(全文解釋下にあり參照すべし)又李朝に入りて此の〔節〕は 지위 (obiny) と讀ませ、トキ(時)タビ(回)イマ(今)等の義に用ゐ居るは成宗朝の杜詩諺解、吏吐註釋に出てある通りなり。此の平壤城壁石刻文の〔節〕は此の第一義の方にあらざるは云ふまでも無けれど參考までに

一言したるものなり。

第二義

丁未年二月卅日成之 節州統皇龍寺恒昌和上

(始)中初寺幢年石柱記 羅興德王元年丁未
西紀八二七年

安海 □大舍 □ □大舍節州統 皇龍寺覺明和上

(晉)蓮池寺鐘記 羅興德王七年癸丑
西紀八三三年

此の二の羅代の金石文に出てある〔節〕は第一義の〔時〕と解しては意味を爲さず。殊に中初寺幢竿記の方は一字を空にして書きあれば〔時〕の義にあらざるは云ふまでも無し。因つて思ふに

成在節唯乃秋長幢主

(无盡寺鐘記 羅景德王四年乙酉
西紀七四五年)

弼造都領佐平郊喧公禁教指揮都領 釋慧初

都監典 村主明相鄉庚順典吉貞規能達
釋能寂景如幹如良吉

諸榮事使用通俗并三百許人

(興) 大寺鐘記 麗光宗七年丙辰 (沖繩縣)

監司上和尙信學

(濟) 龍頭寺鐵幢記 麗光宗十三年壬戌 (波上宮談)

棟梁寺主大師智觀

(戒) 持寺鐘記 麗文宗十九年乙巳 (福岡市) 承天寺談

以上の通り鐘幢に論無く唯乃指揮都領都監監司棟梁等臨時工役監督を記載し居るを通例とし居れば此の節は此の意味に用ゐられし語たるを推定さるゝなり。唯乃は即ち維那にて寺中事務を司る僧職名なるも俗人の吏職名としても用ゐられ此の無盡寺鐘記の成在節唯乃は鐘鑄成セシ時ノ工役監督なり。

猶ほ此の意味の節が俗文に用ゐられし一證として李朝に入りても節は左の意味にも用ゐられあり。

爲白昆節乙良置 하삼근지위를양두

(ha salp kon chi uy ul lang tu)

雖所爲事之知委ノ意 하삼근지위를이라두

(ha ap nau chi uy il ch ia tu)

(致) マスル指揮命令ナルモ

(吏吐註釋)

爲白昆節乙良置 (하삼근지위를양두) なる指圖であつても吏讀知委지위(函)命令を以て通知すること

(朝鮮話辭典總督府編纂)

即ち節を指揮命令の義に用ゐる知委音讀지위(chi uy)を當てあるもの是なり。此の吏吐註釋の節を直に古金石文に出てある指揮都領都監監司棟梁等と同語と云はれざるも職名として指揮役の義に用ゐたる一證と見做さるべし。唯茲に一疑問とするは此の節を지위と訓じ時の義にも指揮の義にも用ゐる指揮の方には知委を當て居ること是なり。今此等の語に就きて其沿革を知るべき何等徴すべき記録無きも恐くは古く節を지위と訓じ時の義にも指揮の義にも用ゐる居たるに追々指揮の方に知委と同音な

れば、當て用ゐることゝなりしにあらざるかを思ふものなり。

要するに此石刻文に出である「節」は、「指揮監督」の義にて、他の金石文に出である指揮都領、監司、棟梁等と同義、世宗朝の此の京城々壁石刻文に當てある「監官」とも同義となる譯なり。

「涉之」「涉漢字義は「ワタル」「渡水」「フル」「經」等なるが、普通漢語として「干預」と同義なる「干涉」の「涉」「アツカル」の義に用ゐたるものと思はる。即ち工役監督としては、日本の俗語「扱」アツカス「受持」の義なり。若し然らば此の京城々壁石刻文の「受音」とも同義となる譯なり。「之」は俗漢文にも吏文にも結辭として古金石文には多く用ゐられあり。例へば

古人成之。東海欣支邊散之。

古人成之。東海欣支邊散也。

〔甘山寺石佛光背記羅聖德王十七年己未 西紀七一九年〕

二塔天寶十七年戊戌中立在之。娑姉妹三人業以成在之。娑者零妙寺寺言寂法師在彌姉者照文皇太后君姉在彌姉者敬信大王姉在也。

〔葛坂寺塔記羅聖德王十六年戊戌 西紀七五八年〕

中止法にも結辭にも用ゐられあるが、甘山寺石佛光背記の方には一方に「之」を書き一方に也を書きあるにて、「也」と同結辭に用ゐたるを知るべし。「物省」第二石職官名小兄の上にある語なるが、恐くは官衙名なりと思はる。官衙名として何を取扱ひたる役所なるかと云ふに、

物藏典 大舍四人 史二人〔新羅〕

物藏省弓衛所〔制官號〕

〔三國史記〕

小府事。掌工技寶藏。太祖仍秦封之制。置物藏省。有令卿。光宗十一年改爲寶泉。後改小府監。有監、少監、丞、注簿。文宗定判事秩。從三名監一人正四品少監一人從四名丞二人從六品注簿二人從七品。忠烈王二十四年忠宣改內府監。革判事。陞監從三品。三十四年忠宣併繕工司。云々

新羅の物藏典、秦封の物藏省、麗朝の小府監、內府監と同官衙名と思はれ、忠宣王が繕工司に併合せしより見れば、寶藏のみならず、工技の中には繕

工も含まれ居たるものなり。されば此の物省は當時城壁築造をも管掌せし役所となる譯なり。是も從來の東國史冊の脱漏を補足すべき史料なり。「節矣」第二石の終末にある語なるが「節」は第一石の節と同義「指揮監督」の義矣は普通漢文に用ゐらるゝ結辭なり。「併」百頭「勅」字ありて明かならざるも、恐くは二人の名たるべし。

「造作」第三石の終末にある語なるが、今「造作」と云へば製造の意味に用ゐる俗語なり。是は築城作業を稱したるものなり。「相夫若牟利」二人の名たるべし。

○慶州甘山寺彌勒菩薩光背記

新羅聖德王十七年
西紀七一九年

亡妃官肖里夫人年六十六。古人成之東海欣支邊散之。

○慶州甘山寺阿彌陀如來光背記

開元七年歲在己未二月二十五日奈麻聰撰奉教沙門釋京融大舍金驤源□□□亡考仁章一吉滄年卅七。古人成之東海欣支邊散也。後代追愛人者此善助在哉。金志全阿滄敬生已前此善業造。歲□十九庚申四月廿二日長逝爲□之。

(備考) 双方共に願文は純漢文にして下に出せり、此の俗漢文は願文の末に附記しあるものなり。

彌勒菩薩銘文の方には願者名「重阿滄金志誠」とし、「敬造甘山寺一所。石阿彌陀像一軀。石彌勒像一軀」とあり。阿彌陀像銘文の方には願者名「金志全重阿滄」とし、「捨甘山莊田。建此伽藍。仍造石阿彌陀像一軀」とあり。而して願文の年月日は双方共に開元七年己未二月十五日なり。又其職官名重阿滄も同様にして、金志誠の致仕せる年も金志全の致仕せる年も双方共に同年なり。又冥福を祈りたる其一族の人名を對照するに

彌勒菩薩光背記

上資 國主大王。履千年之遐壽。延萬福之鴻休。愷元伊淦公。出有漏之罽埃。證无生之妙果。弟良誠。小舍玄度師。姉古巴里。前妻古志里。後妻阿好里。兼庶兄及漢一吉淦。一憶薩淦。聰敬大舍妹首盼買里。云々。
阿彌陀如來光背記

奉爲 國主大王。伊淦愷元公。亡考亡。亡妃。亡弟小舍梁誠。沙門玄度。亡妻古路里。亡妹古寶里。又爲妻阿好里等。云々

とありて「良誠」を「梁誠」に、「姉古巴里」を「妹古寶里」に、「前妻古老里」を「亡妻古路里」に作りあるが、良、梁共に音守 (Yang) なれば相通じて用ゐる。巴、今音斗 (Pa) 寶、今音豆 (So) なるも方言借字なれば、是も相通じて用ゐたるものとして差支無かるべく、老、路同音豆 (O) なれば、是も同名なり。唯茲に一言せざるべからざるは、古巴里を一方は姉とし、一方は妹としあることはなり。朝鮮語 누이 (nuyi) と云へば、女兄弟を稱する語にて、姉妹何れにも通じて稱する語なり。而して漢字は普通妹字を當つる語にて、姉字の方は通俗的には用ゐられぬなり。故

に「妹氏」と云へば「姉」を指して云ふ語、「妹夫」と云へば「姉の夫」を指して云ふ語なり。彌勒光背銘の方は「姉古巴里」「妹首盼里」と純漢文的に姉妹を書き分け、阿彌陀光背銘の方は「妹古寶里」と通俗的に姉に妹を當てたるにて、是も同一人名なり。我々は朝鮮に於いて女兄弟に妹字を當てて 누이 と訓じたる其由來の遠く新羅以前に溯るべきを、此の金石文にて知り得たること、ろなりとす。以上の通り一族の人名も親戚關係も同一なれば、金志誠、金志全の同一人たるを知らるゝも猶ほ茲に動かすべからざる確證は、彌勒光背銘にも、後妻阿好里阿彌陀像光背銘にも、妻阿好里とあることは是なり。若しも志誠、志全が兄弟なるものとせば、妻が同一人なりと云ふことが有り得べからざること、これなばなり。さて然らば何故に同時に成れる銘文に一方金志誠と書き、一方は金志全と書きたるものか、我々は是に就きては何等確證ある文獻を有せざるも、恐くは此の兩光背銘文の成りしは其間に少くも二三年の間隔ありて、其間に志誠が志全

と改名せしものにあらざる無きかを思ふものなり、而して其改名の理由としては諱避に出でたるものにあらざるかを思ふものなり。新羅に於いて諱避は

孝昭王立諱理洪。云々改左右理方府爲左右議方府。理犯諱故也。

(三國史記紀)

とあるが、我々の見たる最古のものなるが、此の銘文の成りし時の聖徳王の諱は

聖徳王立諱興光。本名隆基。興玄宗諱同。先天中改焉。唐書官金志誠

(三國史記紀)

此の唐書の聖徳王諱を「金志誠」とせしは、誤傳とも思はれざるに似たり。即ち先天中興光と改め、更に開元八九年頃志誠と改め、上表文に署名せしを、唐書は書き傳へたるにあらざるか、聖徳王頃入唐使は年々繰回へされ居たれば、聖徳王の改名は何年と肯定する能はざるも、彌勒光背銘を開元七年己未即ち聖徳王十七年に成りしも

のとせば、阿彌陀光背銘の方は少くも二三年後れて成りしは、其翌々年開元九年庚申即ち聖徳王十九年に金志全が長逝せしことを附記しあるにて徴せらる。然らば此の間に何等かの理由にて改名し、入唐使上表文に署名せしを唐書が書き傳へたるものと思はる。猶ほ茲に朝鮮に於ける習俗上参考資料となるべきは、婦人名に於きてなり。兩光背銘に出である婦人名として、「亡妃觀肖里」(一に官肖里に作る)、「姉古巴里」(一に古寶里に作る)、「前妻古老里」(一に古路里に作る)、「後妻阿好里」、「妹首盼買里」の五人の名なるが、何れも下は「里」を以つて終りあるは何故なるか。恐くは是は名にあらず、生家の里名を稱したるにあらずやと思はる。朝鮮には従前年頃の婦人殊に既婚の婦人は幼名はあるも、通稱と云ふは無し、例へば既婚の婦人を呼ぶには夫の姓或は住所、或は官名に、上流社會なれば敬稱として下に「宅」音豆(치)を添へ、普通の人には「家訓習」(가훈)を添へて云ふなり。例へば夫の姓朴なれば「朴宅」(박가)と呼び、夫の住

所が東萊なれば「東萊宅」「東萊習」と呼び官名の下に添へて呼ぶも同様なり。されば従前の朝鮮習俗として正式の漢文には生家の姓を稱し李氏、朴氏、金氏と書くも通俗的には婦人は幼名のみにて、日本の如き通稱と云ふもの無きなり。新羅時代にも斯くの如き習俗たりしや徴すべき記録無きも例へば

且越有休大舍宅夫人

(平上院寺鐘記 西紀七二五年 乙丑)

新羅時代には後代の李朴金の如き姓は普通には行はれ居らざりしものなれば「有休」と名を直に書きあるが、是は後代には全く無き習俗なり。下「大舍宅夫人」官名と敬稱とは今も同様なり。此の光背記の婦女名は皆里名なるものとして、何れの里名を指したるものなるかと云ふに此の願文主は金志誠にして其亡妃名と以下卑屬の婦女名を擧げ居るものなれば、皆婦女の生家の里名を稱したるものと思はるるが、是も今全く無き習俗なり。何れにせよ此の光背記

は朝鮮に於ける婦俗に關し其の沿革を知るべき好資料なり。

(一)古人成之、東海欣支邊散之。

「古人成之」「古人ガ成就セル」と譯すべし。「成之」之「字義」此と解されざるにあらざるも、俗漢文なれば「成」の分詞法として「セル」の意に送りたるものなり。

「東海欣支邊」「東海」は文字通り慶州即ち新羅の都の東海岸を指したるなり。「欣支邊」は此の東海岸にある地名なるが「欣支」は即ち迎日の古名斤烏支を指したるものと考定す。迎日の沿革は

臨汀縣本斤烏支縣。景德王改名。今迎日縣。

(三國史記 地理)

迎日縣郡名斤烏支 臨汀 烏川 烏良友。

(輿地勝覽)

即ち此の「欣支」は「斤烏支」の烏を省略せるものにて、迎日の古名を指したるなり。「欣」今の朝鮮音は *sin*、斤は *kin* なるも、古音通音たりしは斤も

斤(集韻)許斤切音欣。斤々仁也

亦き(um)の音あるのみならず、日本音は双方共に同音、キン^ニたるによりても知らるべし。又、鳥は音ウ^ニにて、唯語尾の反切に用ゐらるゝ字なれば、往々省略され居るは、例へば

珍原縣本百濟丘斯珍芳縣、景德王改名、今因之。

(三國史記^{地理})

白斯鳥旦國

(三國志^馬)

分婁州本波知城四縣

貴且縣本仇斯珍兮

(李勣奏狀)

全羅南道珍原の古名を三國志は「白斯鳥旦」としあるを、三國史記も李勣奏狀も皆此の鳥を省略し書かれあるにて知るべし。下の「邊」は古く慶尙道東海岸の地名の下に附して用ゐられある語なるが例へば

蔚山郡(郡名)皆知邊。

東萊縣(山川)毛等邊、島

(輿地勝覽)

等の如し、是等は皆海邊の地名なれば、日本語の「海邊」の「邊」と同義と解すべきものなり。

「散之」阿彌陀如來光背銘の方には「散也」とあるが共に同語なり。「之は」也の義の結辭なり。前の平壤城壁石刻の「涉之」の「之」とも同語なり。「散」は「散骨」の「骨」を略したるなり。

さて此の一句の意味は

(葬式ハ)古人ノ成セル欣支邊ノ散骨ナリ。

となるものなるが、新羅に於いて此の葬式を始めて營みたるは、

二十一年秋七月一日王薨、諡曰文武。群臣以遺言葬東海口大石上。俗傳

王化爲龍、仍指其石爲大石。遺詔曰、云々

便於庫門外庭、依西國之式、以火燒葬。云々

(三國史記^紀)

西域記二曰。送終殯葬。其儀有三。一曰火葬。

積薪燎。二曰水
葬。沈流漂散。
三曰野葬。棄林
臥獸。

文虎王法敏

云々大王御國二十一年。以永隆二年辛巳崩。遺詔葬於東海中大巖上。王平時常謂智義法師曰。朕身後願爲護國大龍。崇奉佛法。守護邦家。法師曰。龍爲畜報何。王曰。我厭世間榮華久矣。若靈報爲畜則。雅合朕懷矣。

(三國遺事)

双方共に單に東海の大石上に葬るとのみありて散骨の語無し。併し三國史記に據れば、庫門外庭に於いて西國の式により、以火燒葬とありて、一度火葬にし、更に東海口の大石上より骨を散じたるものたるを推知さるなり。又麗史列傳に

金官侯丕。文宗三十一年。授特進檢校司定上柱國金官侯食邑一千戶。丕有學術。扶餘公謙嘗娶積慶宮主。丕與情愉等諫以爲不可娶同姓。王不從。宣宗二年。進檢校尙書令。食邑三千戶。食實封五百戶。王曰。曩章順侯無後而卒。依浮屠法散骨。今金官侯無嗣。宜准章順例。然此法出於釋氏。不足依據。宜卜地厚葬。以永春秋之養。有司竟奏不行。諡莊憲。

(麗史列傳)

〔依浮屠法散骨〕とありて麗初までは引續き行はれ居たる習俗と思はる。但し金官侯丕傳には後嗣無き人が此の葬式を營みたるが如く記載しあるも新羅時代には後嗣の有無には關せざりしは文武王金仁章共に皆後嗣有りたればなり。

次に此の散骨せしところを、三國史記は「東海口大石上」とし、此の石を「大王石」と稱したる由なるが「大王岩」は

迎日縣古跡大王岩在雲梯山頂。距縣南十里。岩勦間有泉湧出。歲旱雨輒應。

(輿地勝覽)

とあれど、此方は全く異なれりと云ふは、輿覽の此の大王岩は迎日縣南約一里餘、海岸を距る約三里の雲梯山上にあるものにして、東海口とか東海中とか云ふべからざるものなり。按ずるに五萬分地圖今の延日の東方約三里、東海面の海岸に立巖洞を出し、其洞の前面海中に二三の巨岩を出しあり。未だ實地調査の機會を得ざるも、此の立岩と云ふ洞名は恐くは此の

巨岩名に取り、三國史記の大王石は此の巨岩を指したるものにて、此の岩上より散骨せしものたるを推測さる。故に興覽の大王岩は三國史記大王石とは全く同名異所たるを一言し置くものなり。

(二)後代追愛人者。此善助在哉。

「後代追愛人者」 「後代」は文字通り後世子孫の義に解すべく「追愛人」の「追愛」は追慕、追情の義に解し、即ち「追慕人」なり。此の「者」は「ナルモノ」と普通言語通り添へたるものなり。「後代追愛人」は即金志全を指したるなり。

「此善助在哉」 「善助」の「助」は「助縁」の義なり。「在」は「存」「居」の義にて漢文として斯くの如きところに用うべきにあらず、一の俗文なり。「在」は吏文に「ナサレシ」「セラレシ」等尊敬の意味を含む語なれば、此の意味に解すべく、「哉」は「カ」にて嘆辭なり。「在」吏文に委しき説明あり參看すべし。

此の一句の意味は金志全の善業を嘆稱せし語にて、左の如く譯すべし。

後裔タル追慕人ナルモノ此ノ善助ヲ爲サレシモノカ

(三)金志全重阿湊敬生已前此善業造。

六日阿湊自重阿湊

至四重阿湊
(三國史記)

「金志全重阿湊」 「重阿湊」は新羅官位號の六等位阿湊の上級なり。彌勒菩薩の願文の方には「重阿湊金志誠」と書きあり。上下の別ある丈けにて同様なり。

「敬」 「ウヤマツテ」と副詞に用ゐたるなり。即ち「敬造」を上下に分離し書きたるなり。

「生已前」 「生以前」なり。漢文なれば「生前」と云ふべきを「已」を挿入せしは普通語通り書きたるものなり。

「此善業造」 「此ノ善業ヲ造ル」と讀むべく、漢文なれば「造此善業」とあるべきを普通言語通り反點を付せず書き流したるなり。

此の一句の意味は

重阿湊金志全ガ敬テ生前此ノ善業ヲ造ル

(三)歳口十九庚申年四月廿二日長逝爲口之。

「歳口十九」 「歳」下勅字は恐くは「六」字にて金志全の卒年なり。干支は庚申なれば、甘山寺建立の年の干支己未の翌年、金志全の致仕せし六十七歳の

翌々年庚申六十九歳にて長逝せしものなり。

〔爲口之〕〔爲字下泐字は恐くは在たるべく即ち爲在之なり。〔爲は訓讀き〕にて漢語の助動詞として用ゐらるゝ語なり。猶ほ日本語助動詞「セ、スル、スレ」と同様なり。〔在は前の在哉の在〕と同語敬辭なり。〔之は前の平壤城壁石刻涉之の之〕、彌勒菩薩像銘文の〔散之の之〕と皆同語にて結辭なり。故に〔爲在之〕は「セラル」と譯すべし。

此の一句の意味は

歳六十九庚申年四月廿二日長逝セラレ

此の甘山寺石佛光背記は往昔新羅の俗漢文體を知るべき好資料たるのみにあらず、史學上最も貴重なる資料なり。如何となるに是と同記事三國遺事にも出であるが、誤字脱漏等甚だ多く其何の意たるかを知るに苦しむところたればなり。故に今三國遺事の全文を掲げて其誤脱を指摘し置くべきものなり。

南月山亦名甘山寺

一吉干 作二吉干

良誠 作懇誠
及漢 作及漢
聽敏 作聰敏
買字下脱里字
欣支 作攸友

古寶里 作古巴里
欣支 作攸反

(三國遺事)

寺在京城東南二十許里。金堂主彌勒尊像火光後記云。開元七年己未二月十五日重阿喰金志誠爲亡考仁章二吉干。亡妃觀育里夫人敬造甘山寺一所。石彌勒一軀。兼及愷元伊喰弟懇誠。小舍玄度師。姊古巴里。前妻古老里。後妻阿好里。兼庶族及漢一吉喰。一幢薩喰。聰敏。大舍妹首盼。買等同營茲善。亡妃觀育里夫人。古人成之東海攸友。邊散也。古人成之以下。文未詳其意。但在古文而已。下同。彌陀佛火光後記云。重阿喰金志全。曾以尙衣奉御。又執事侍郎。年六十七致仕閑居。奉爲國主大王。伊喰愷元。亡考仁章一吉干。亡妃亡弟小舍梁誠。沙門玄度。亡妻古路里。亡妹古巴里。又爲妻阿好里等。捨甘山莊田。建伽藍。仍造石彌陀一軀。奉爲亡考仁章一吉干。古人成之東海攸反。邊散也。按帝愷元。乃太宗春秋之弟。太子愷元角干也。乃文照之所生也。誠志全乃仁章一吉干之子。東海攸反。恐法敏葬東海也。

此の三國遺事の記事は勿論註文にある通り古文に據りたるものなるが、其の誤脱は欄外に掲げある通りにて、此の兩光背銘に従ふべきは云ふまでも無し。殊に主要なる誤文としては「古人成之東海欣支邊散之の」欣支を

一方は「攸友」に作り、一方は「攸反」に作りあるもの是なり。我々も一然同様甚た其意を知るに苦しみ居たるに、此金石文にて初めて釋然たりしなり。如何に古記録が傳寫を經ると同時に、如何に誤脱多く後世を誤るものなるかを知りしのみならず、如何に金石文が史學上重きを爲すものなるかを知り得たるどころなりとす。

〔備考〕三國遺事末文の分註「文熙」は「文姬」たるべし。同書太宗春秋公には「妣眞平大王之女天明夫人。妃文明皇后文姬。卽庚信公之季妹也」とある。「文姬」なり。「誠志全」とあるは誠字上志字を脱したるなり。「攸反」は本銘文の通り「欣支」の誤なり。

慶州 甘山寺彌勒菩薩光背銘

開元七年己未二月十五日重阿淦金志誠奉
爲 亡考仁章一吉淦亡妣觀肖里敬造甘
山寺一所石阿彌陀像一軀石彌勒像一軀

盖聞至道玄微不生不滅能仁眞寂無去無來
所以顯法應之三身隨機極濟表天師之十號
有願咸成弟子志誠生於 聖世歷任榮班
無智略以匡時僅免羅於刑憲性諧山水慕莊
老之逍遙志重眞宗希無著之玄寂年六十有
七致 王事於清朝遂歸田於聞野披閱五
千言之道德弁名位而入玄窮研十七地之法
門壞色空而俱滅尋復降 旌命於草廬典
邇都之劇務雖在官而染俗塵外之心無捨罄
志誠之資業建甘山之伽藍伏願以此微誠上
資 國主大王履千年之遐壽延萬福之鴻
休愷元伊淦公出有漏之羣埃證无生之妙果

弟良誠小舍玄度師姊古巴里前妻古老里後妻阿好里兼庶兄及漢一吉喰一幢薩喰聰敬大舍妹首盼買里及无邊法界一切衆生同出六塵咸登十號縱使誠□有盡此願无窮劫石已消尊容不□无求不果有願咸成如有願此心願者庶同營其善因也 亡妣官肖里夫人年六十六古人成之東海欣支邊散之

甘山寺阿彌陀如來光背銘

若夫至道者不生不滅猶表跡於周宵能仁者若去若來尙流形於漢夢濫觴肇自西域傳燈及至東

土遂乃

佛日之影奄日域以照臨貝葉之文越浪川而

啓發龍

宮錯峙鴈塔駢羅舍衛之境在斯極樂之邦密爾有重

阿喰金志全誕靈河岳降德星辰性叶雲霞情

友山水

蘊賢材而命代懷智略以佐時朝鳳闕而銜綸則授尙

舍奉御遂雞林而曳綬則任執事侍郎年六十七懸車

致仕避世閑居侷四皓之高尙辭榮養性同兩

踈之見

機仰慕無著真宗時時讀瑜伽之論兼愛莊周

玄道日

日覽逍遙之篇以為報德慈親莫如十號之力

酬恩

聖主無過三寶之因故奉為國主大王伊

浚愷

元公亡考亡妣亡弟小舍梁誠沙門玄度亡

妻古路

里亡妹古寶里又為妻阿好里等捨其甘山莊

田建此

伽藍仍造石阿彌陀像一軀伏願託此微因

超昇

彼岸四生六道並菩提

開元七年歲在己未二月十五日奈麻聰

撰奉教沙門釋京融大舍金驟源□□□

亡考仁章一吉浚年卅七古人成之東海

欣支邊散也後代追愛人者此善助在哉

金志全重阿浚敬生已前此善業造歲□

十九庚申年四月廿二日長逝為□之

○ 昌平院寺鐘記

所在 江原道平昌郡珍富面東山上院寺

年時 新羅聖德王二十四年乙丑(西紀七二五年)

開元十三年乙丑正月
八日鐘成記之都合鐘
三千三百餘兩重普衆
都唯乃孝□□歲道直
衆僧忠七沖安貞應
且越有休大舍宅夫人
休道里德香舍上安舍
照南毛匠仕□大舍

「鐘成記之」之は前に説明せし通り、結辭也」と同義、「鐘成記ナリ」なり、下
先盡寺鐘記には單に「成記」とし、麗朝の古彌縣西院鐘記には「鑄鐘記」とし、同
戒持寺鐘記には單に「鑄成」とのみありて、何れも同意味の語なるも、時代の
後るゝに従つて、純漢文的となりたるものなり、要するに「成記」は「鑄成記」に
て「之」は結辭に用ゐたるものたること他の鐘記の倒によりて推知さるべ
し。

〔鑄〕青銅(カラカネ)の義に用ゐたる俗語なり。鑄漢字義としては、

鑄他侯切。(玉篇)鑄石似金。(格古要論)鑄石自然銅之精也。

(康熙字典)

鑄音他侯切(三)にて、義自然銅の精、即ち金屬の一種なり。然るに朝鮮に
て俗音(三)は、俗義は合金より成れる青銅類を稱し、例へば鑄器塵音讀(三)
ユウ(三)云へば、一切の青銅器類を賣る店を云ふなり。此の俗音
俗訓の由來の古きを知るべし。日本にて銅と亞鉛との合金を眞鑄シンチ
ユウと云ふも俗音俗訓なり。

〔兩重〕音讀(三)今も普通に用ゐられ居る俗語にて、日本語
兩目(リヤウメ)と云ふ語に等し、單に「重」音讀(三)と云へば、日本語目方
(メカタ)と云ふ語に等し。此俗語の古きを知るべし。

〔普衆〕「普度衆生の略語か、若し推測の如くんば、下の且越に對し僧侶を
指したるものとなるなり。

〔都唯乃〕

國統一人寺主真興王十二年。以高句麗惠亮法師爲寺主。都唯那娘一人。阿尼大都唯那一人。真興王始以寶良法師爲之。真德王元年加一人。

(三國史記職官)

都唯那(職位) 三綱之一。律宗禪宗曰唯那。教宗曰都唯那。

三綱(職位) 各寺設三人之役務。吾國有上座、寺主、維那、或上座、維那、典座。日本謂之上座、寺主、都唯那。如僧綱以有德之人爲綱繩而提擊之。故云綱。西天之諸寺僅有上座之一綱。

維那(職位) *Varadana* 梵語羯磨陀那。司寺中事務者。司寺中事務者。寺中三綱之一。維爲漢語。綱維之義。那取羯磨陀那之那。又稱爲綱維次第。授事知事。悅衆寺護等。

(佛學大辭典)

三國史記職官僧侶官制に真興王の時置きたる「都唯那」は當時新羅には教宗の外無ければ、佛學大辭典、教宗曰都唯那とある支那の制度に倣ひたるものと見て其後律宗は善德王の時慈藏の入唐歸來後に始まり、禪宗は稍

慈藏律師
善德王仁平三年
即唐貞觀十年入唐

道義
憲德王時長慶初入唐

々後れて與德王の時道義、真鑑等の入唐歸來後に始まりたるものなるが、果して宗派により寺院にて佛學大辭典に出であるが如き區別を立てたるものか疑問なり。例へば

興始中初寺幢竿石記 新羅興德王二年丁未

典都唯乃二、昌樂法師、法智法師

州晉道池寺鐘記 新羅興德王八年癸丑

都乃法味法師

慶開鳳巖寺智證大師寂照塔碑銘 新羅景明王八年甲申

都唯那等 玄逸 長解 鳴善

長淵五龍寺法鏡大師普照慧光塔碑銘 麗惠宗元年甲辰
西紀九四四年

都唯那僧釋繼希

豐延覺淵寺通一大師塔碑銘 (推定)麗光宗時

都唯那恕均

馬對國分八幡宮新羅鐘記 新羅景德王四年乙酉

第一座僧釋英玄
院主釋□希典座
釋神榮都維那僧
釋繼希

唯乃秋長幢主

不砥 菩提寺大鏡大師玄機塔碑銘 慶太祖二十二年己亥

唯乃僧莊超

化奉 太子寺朗空大師白月栢雲塔碑銘 慶光宗五年甲寅

維那僧秀宗

州 高達元宗大師惠真塔碑銘 慶光宗二十六年乙亥

維那僧常溫

至正 淨土寺轉藏經法會榜 忠憲後三年辛巳
西紀一三四年

大維那法冢

永樂 白巖寺轉藏經法會堂司榜 太宗九年己丑
西紀一四〇九年

大維那 普智圓明大禪師覺圓記

以上各金石文及古文書に出である都維那、維那、大維那なるが、例へば法鏡大師の如きは、入唐洞山悟本大師の上足雲居道膺禪師に參し、天祐五年新羅孝恭王十年に歸國せし禪僧なるに碑末銜に「都維那僧釋繼希」とあるよ

り見るに、佛學大辭典に出であるが如き宗派により區別を立てたるものにあらざるべし。

「維那の維」は「網維の維」なれば「維」をかゝざるべからざるが、三國史記以下多くは「唯」字を書きあるは、音通なるが爲めと思はる。蓮池寺鐘銘の如き單に「都乃」としあるは「都唯乃」の「唯」を略したるものなり。追々時代の後るるに従つて、正に歸したるは以上掲げある金石文、古文書にて徴せらる。

維那と云ふ僧職名は三國時代より新羅、高麗、李朝初期まで「大都維那」「都維那」「大維那」「維那」等の名稱が用ゐられ居るが、恐くは階級によりかゝる差別を立てたるものと思はる。又三綱の僧職名として用ゐられ居るのみならず、臨時碑塔造成梵鐘鑄成の時の事務監督の意味にも用ゐられ、又寺院外の郷職としても用ゐられたるなり。

成宗二年、改州府郡縣吏職、以兵部爲司兵、倉部爲司倉、堂大等爲戶長、大等爲副戶長、郎中爲戶正、員外郎爲副戶正、執事爲史、兵部卿爲兵正、廷上爲副兵正、維那爲兵史、倉部卿爲倉正。

(麗史 選舉三)

即ち「維那爲兵史」とあるものは是なり。

「直歲」□「歲道直」とある「歲」字上勅字は「直」字にて僧職名「直歲」たるべし。

直歲(術語) 禪林之目、直者當也、當一歲之幹事故云直歲。

(佛學大辭典)

術語としあるも職位名として差支無かるべし。即當番幹事なり。

「衆僧」「僧衆」と同語にして、二人以上の僧侶を指稱せし語たるべきなり。

「且越有休大舍宅夫人」「且越」は普通檀越を當てある語なるが、朝鮮にて

且丹等も當てらる。

檀越(術語) *dana-pati* 謂施主也。越爲施之功德、已越貧窮海之義也。寄歸傳一

曰梵云陀那鉢底。譯爲施主。陀那是施。鉢底是主。而言檀越者。本非正譯。略

去那字取上陀音轉名爲檀。更加越字。意道由行檀捨自可越渡貧窮。妙釋

雖然。終乖正本。

(佛學大辭典)

本と梵語の借字なれば劃の少き且丹等普通に當てらるゝなり。「有休大舍宅」の「有休」は人名、「大舍」は職官名、「宅」は家の敬稱なり。甘山寺石佛光背銘に説明せし通り、夫人は今も同様通稱と云ふもの無く、夫家の住所或は官名の下に敬稱「宅」を附して呼ぶ習俗たれば、此處は夫の官名に「宅」を付して稱したるなり。

「休道里德香舍上安舍」「休道」を住所の里名と見て、「德香」は人名なるが、下の「舍上」は三國史記職官に擧げ居らざるも、一の職官名と思はるゝは、

乾寧元年入溟州。有衆三千五百人。分爲十四隊。金大黔毛斯長貴平張一

等爲舍上。舍上謂云々
部長也

(三國史記 弓裔傳)

とあるものは是なり。唐の乾寧元年甲寅は新羅眞聖王七年なれば羅代に此の部長名ありたるものなり。「安舍」は人名たるべきか。

「照南毛匠仕」□「大舍」「照南毛」の「照南」は地名、「毛」は「宅」の省文たるべし。

「宅」の省文として前の「宅」は稍々意味を異にし、此の方は地區名なり。

新羅全盛之時京中十七萬八千九百三十六戶。一千三百六十坊。五十五里。三十五金入宅。音富潤大宅也

(三國遺事^韓)

照南宅は此の三十五宅の中に見え居らざるも、南字を附されある宅名甚だ多ければ必ずや有りたるべきを推測さる。「匠」は其處に住む鑄鐘匠を指したるなり。「仕□」恐くは其匠名にて「大舍」は職官名なり。

○夫只山村 无盡寺鐘記 羅普德王四年乙酉 西紀七四五年

天寶四載乙酉思仁大角干爲賜。夫只山村无盡寺鐘成教。受内成。記時願助在衆。郎僧村宅方一切檀越并成。願旨者一切衆生苦離樂得教。受成在節。唯乃秋長幢主。

(備考)此の古鐘對馬國府八幡宮に保存せしものなるが、明治の初神佛分離に際し、破壊され、今實物無く、此の銘文は文化年中松崎謙堂

の模刻せしものなりと云ふ。(高橋健自博士朝鮮古鐘寫真表に據る)

思仁大角干の大角干は新羅職官中特別の太大角干を除きては最上位の官號即ち伊滄の一名なり。

「思仁」は金思仁たるべし。

孝成王五年夏四月。命大臣員宗、思仁、閔弩兵。

景德王四年春四月。拜伊滄、金思仁爲上大等。

景德王四年即天寶五年には伊滄より上大等に拜され居る人なり。

夫只山村、郎僧村、无盡寺未だ其所在を詳にせず。

「爲賜」更吐なるが、従前用ゐる來りし更吐に全く無き語なり。下淨兜寺石塔造成形止記に此の「爲賜」は

陪到爲賜乎。事^ハサ^ハヨ^ハイ^ハ (ha sa on ii)

と「陪到セラレン事」と敬稱の助動詞に用ゐられあり。「乎」(u)と云ふ分詞辭を省き、「爲賜」(sa) (se) (爲は訓讀、賜は音借なり)一の敬稱に用ゐたるも

のなり。此の意味の後代の史吐としては

教是 이시(二)也

(一)在上者ノ處分或ハ舉動ヲ稱スル辭

(二)又當位ニ對シテ尊稱スル辭 개시(keo go)(サマ)

(吏吐註釋)

とある「教是」と同様なり。即ち敬辭の助動辭としては「ナサル」の意、尊稱として「殿」の様意なり。又

爲良爲教事 ㅅ라 ㅅ신 일(hala ha sin il)

經營セシ事ニ對スル辭

教是事 이신 일(sin il)

在上者ノ處分ニ對スル稱

(吏吐註釋)

「爲良爲教事」は「セントナサレシ事」「教是事」は「ナサレシ事」の義なり。即ち淨兜寺石塔記の「爲賜乎事」と全く同様なれば、爲賜、爲教、教是皆同意味の史吐

なり。教賜共に漢字義は「在上者ノ處分」の義なれば、此の義に取りたる史吐なり。此の一句の對譯は

思仁大角干爲賜

思仁大角干様ガ

となるものなり。

「教受内」是も今無き吏吐なり。「教」は前に説明せし通り敬稱助動詞の「サル」に「セラル」等の義。「内」は訓借とヒ(은)の(은)分詞辭の借字なり。

望良白内臥乎事 바라압다. ㅅ은 事(pala ap nan nion il)

望ムト云フ敬辭 바라압다. ㅅ은 事(pala ap nan s il)

(吏吐註釋)

下の蓮池寺鐘銘の「成内節」(成レル時)とある「内」と同語分詞辭なり。「受」は未だ用例を發見せず恐くは「教是」の「是」と同借字に用ゐたるものと思はる。「受音介(은)」は「音介(은)」なればなり。此一句對譯は

成教受内。

(轉)成サル。

となるものなり。即ち下蓮池寺鐘銘の「成内節」の「(轉)成スル時」に對して、此方は敬稱に書きたる相違あるものなり。

「成記」上の上院寺鐘條に委しく説明せし通りなり。

「在衆」「願助在衆」とあるが、「在」を「願助」の語尾に送りたる吏吐としても解されざるにあらざるも、此處は「在衆」と云ふ一熟語として解すべきものなりと思ふ。「在」は「在家」「在俗」など用ゐる「在」にて、「衆」は「衆生」の「衆」、即ち「檀徒」を稱したるなり。

「宅方」「宅」は上院寺鐘銘條に説明せし通り、「地區名にも對人敬稱としても用ゐらるゝ語なるが、恐くは上の郎僧村は金思仁の住宅所在地と思はるれば、敬稱として用ゐたるものと思はる。「方」は日本にて「カタ」「方」と云ふ語と同義、一の當時の俗語と思はる。

「并」吏吐註釋に「(並)と讀ませ字義ナラビニ」「アハセテ」より一轉して「ミナ」の義にも用ゐらる。

「成在」「成」は「成記」の成と同義、「鑄成」なり。「在」は吏吐にて「(成)」と讀ませ「スル」「セル」の助動詞なり。古金石文に吏吐として最も多く他の意味にも用ゐられ居れば、序ながら説明し置くべし。

(一)人、事物の指稱に用ゐるは

爲在乙 され (ha kionni)

現在爲セシ者ノ稱

をん (han kōs ni)

(ハンコウ)

をん (han ni lal)

會是在隱

シキジ (siki kionun)

指令者ヲ指摘スル辭

シキニ (siki ni nun)

(シキニ)

(吏吐註釋)

(二)過去分詞辭として用ゐたるは

爲在 され (ha kion)

既爲セシコトヲ稱スル過去辭

を (han)

(ハン)

を (koin)

(コイン)

是白在 (han kōs)

是白在 이순전 (i salp kion)

自前如是セシモノヲ稱スル辭 이우무 (iopum)

(同上)

(三)單に過去接續辭に用ゐたるは

使内良在等 바리전웅 (pali iō kion ul)

己使用ノ意 시기여기무 (siki iō kō fun)

爲良在乙 사엇전을 (ia iōs kion ul)

己爲セシ稱 사앗가들 (ha ias kion ul)

是如爲在果 이다앗전과 (ia ha kion koe)

所云ガ然ル意 이다앗가나와 (ila ha ias kion koe)

(同上)

とあるものは是なり。要するに「成在」は「二」の過去分詞辭を「han」と同義鑄成セシ」と譯すべきものにて、下の「願旨者」の分詞辭なり。

「救受」前の分詞辭「内」を省きたるものにて、「ナサレ」と敬稱に用ゐたるなり。

「成在節」「成在」は前と同義過去分詞なり。「節」は平壤城壁石刻條に委しく説明せし通り第一義なる「時」の義なり。是は日本の俗文と意味同様なり。「唯乃」上の上院寺鐘銘條に委しく説明せし通り、本と僧職名なるも、俗人の職名としても用ゐられ、又僧職名としても臨時事務監督名としても用ゐられし語なれば、何れに解しても差支無きが、下の「秋長」が俗人なるか、僧侶なるか、實事問題なり。「幢主」は下に掲げある通り、新羅武官職なるが、此の見地よりせば秋長は俗人なるが如きも、又僧侶にして武官名を稱したるものあるのみならず、僧侶が常に山城守備の軍職を帯びたることは遠き以前よりの習俗と思はるれば、今遽に「秋長」を俗人なりとも肯定し難し。唯「唯乃」は僧職名、維那にて鐘鑄成の時の監督職名たること丈けは明かなり。

慶高仙寺誓幢和上塔碑 推定羅憲恭王時

(金石總覽)

師生小名誓幢。第名新幢云々

(三國遺事元曉不載)

九誓幢。一曰緣衿誓幢。真平王五年始置。但名誓幢云々

軍師幢主。法興王十一年置。云々

(三國史記宣)

○開 葛項寺塔記 羅景德王十六年戊戌 西紀七五八年

二塔天寶十七年戊戌中立在之。娚。姊妹三人業以成在之。娚者零妙寺言寂法師在。娚。姊者照文皇太后君娚在。娚。妹者敬信大王娚在也。

(備考)

唐の天寶は十四年にして終り、次年號は至德二年にして終り、次年號は乾元なり。乾元元年戊戌は新羅景德王十六年にして西紀七五

八年なり。新羅改元を知らず、猶は天寶の年號を用ゐ居たるなり。

三國史記に據るに敬信大王は元聖王の諱にして照文皇太后は元聖王の生母朴氏の追封號なり。元聖王の即位及朴氏の追封は唐貞元二年丙寅にして、塔の建立の天寶十七年戊戌を去る廿八年後なり。然らば此の銘文は塔建立後の追記たるを知らる。

開寧縣(佛宇)葛項寺 在金山西新羅高僧勝證此寺以石調煉爲官屬開鑄華嚴其石八十餘枚見三國遺事

(輿地勝覽)

「立在之」「成在之」「在之」「在」は上蓮池寺鐘銘に委しく説明せし通り、

(二)過去分詞辭に用ゐらるゝ吏吐なるも、此處は「之」の結辭と合し「セリ」の過去終止辭として用ゐたるなり。即ち「立テリ」「成レリ」と譯すべし。

「娚」漢字にもあれど義全く異り、女男に从ひたる東國特種の造字なり。

娚音甘(ham) 訓오라비(olabi)

と云ふ。其用方に時代により變遷あるも、此の「娚」は「男兄弟」の意に用ゐたる語なり。即ち言寂法師と、照文皇太后娚と、敬信大王娚とは三人の男女兄弟

娚(集韻)尼咸切
音男語聲或作喃

の間柄にて、此の塔は此三人兄弟の善業により成りたるなり。

「以」漢字義通り用ゐる語なるも、

외(外) 又으로외(外)로

と讀ませ吏吐として用ゐる語なり。「三人業以は三人ノ業ヲ以テ」なり。

「妳」是は漢字義通り「乳母」即ち「メノト」なり。

妳音우(女) 訓져우머니(chieo o mo ni)

져(chie)は「乳」の訓, 어머니(omoni)は「母」の訓なり。

「君」照文皇太后君と用ゐるものなるが、是は敬稱に添へたるものなり。下開仙寺石燈記眞聖五年辛亥西紀八九一年には「文懿皇后主」「大娘主」「景文大王主」と敬稱に「主」方言남(남)を添へて用ゐるが、此の「君」も是と同義方言공(공)なり。今此の공と云ふ敬稱は廢せり。

「在妳」「在也」此の「在」は上に用ゐある「在」とは自ら意味を異にし、第一に上の諸例は動詞の助動詞として用ゐたるものなるも、此の方は名詞の助辭として用ゐたる相違あれば、吏吐註釋通りには解釋すべからず。朝鮮語

妳(廣韻)奴蟹切音仍乳也或作妳(正字通)俗孺字(會玉篇)メノト

「在」の敬稱語に

키시(key si)

と云ふ語あり。此語は吏吐「在」을(을)と讀ませある語根키(키)に敬辭시(시)を付したるものと思はる。「朝鮮語시(시)」と云ふ敬辭は動詞名詞共に下に付して用ゐらる。此處は名詞に添へたるものなれば、日本語「イマス」「アラセラル」など譯すべきものなり。「妳」は音借우(우)中止法の助辭にて今も漢文の吐(送假名)にも吏吐にも多く用ゐられあり也。は甘山寺佛光背記條に説明せし通り漢字義同様結辭方言우(우)に當てたるなり。「在妳」は「アラセラル」「在也」は「アラセラル」と譯すべきものなり。後代の吏文に「在也」共に一切用例無し。

昌邑内石佛光背記

所在 慶尙道昌寧郡邑内面校洞

年時 新羅憲德王元年庚寅(西紀八一〇年)

元和五年庚寅六月三日。□表阿湊金□□願文記之。辛亥年仁陽寺鐘成。辛酉年六寺□□食二百六石。壬戌年仁陽寺□妙□頂禮石成。同寺金堂□。同年□焚楡川二願施食百二石。乙丑年仁陽寺上舍成。壬午年京奉德寺永□寺天嚴寺寶藏寺□食二千七百十三石。壬午年仁陽寺三□□入食九百五十四石。同年盧塔半治。癸未年仁陽寺金堂內像成。同年□池寺金堂內像成。癸未年仁陽寺塔弔四層□。同年仁陽寺佛門四角鐸成。乙酉年仁陽寺金堂□門□□蓋。丁亥年□□成。己丑年常樂寺无□舍成。庚寅年同寺无□舍成。同年大谷寺石塔成。己丑年仁陽寺赤戶階成。寺戶石梯頂禮二石成。□□足石成。庚寅年龍頭成。辛亥年□庚寅年□門□。合同食一萬五千五百九十五石。

(金石總覽)

□表阿湊金□□願文記之 □表は阿湊の階級を現はしたる語と思はるゝも明かならず。三國史記職官に阿湊は重阿湊より四重阿湊に至ること

盧 飯器也。火器也。黑色也。斗棋也。

博恐博

涅槃色(術語)黑色也。以五轉中涅槃當於北方黑位故也。(佛學大辭典)

あるが、表字重字の誤にあらざるかとも思はるゝも、實際調査の上ならでは明かならず。「願文記之」の「之」は前に説明せし通り也の義に添へたる俗文なり。

□焚楡川二願 □焚は熱の略體たるべし。「願」は驛の略體たるべし。「楡川」は慶尙南道清道郡の驛名にて、今も京釜線の驛名なり。□焚是も驛名たるべきも、上勸明かならず。

「盧塔半治」「盧塔漢語としても、俗語としても、嘗て見聞せしこと無し。按ずるに三國遺事にも「黃塔」と云ふ語あり。

云々登北嶺望之。庭有五層黃塔。下來尋之則無跡。再陟望之。有群鵠啄地。乃思海龍鵠岬之言。尋掘之。果有遺博無數。聚而蘊崇之。塔成而無遺博。知是前代伽藍墟也。云々

(三國遺事 梨木)

此の「黃塔」も黄色の義に取りたるものか明かならず。双方共に今全く無き語なり。附記して後考に俟つ。「半治」の「治」は理也攻也とあれば、石工の作業

が半^{オカ}出來上りたりと云ふ義と見るべきか。或は既成の塔を半^{オカ}修理せしと見るべきか。

「塔吊四層□」下の勅字を成を見て、「塔吊は何を指したるものか、「吊」漢字義問終」(トムラフ)にあらざるは言ふまでも無し。又「吊」の俗字に「吊」字あり。此の「吊」と同俗字に支那にて古くより用ゐられ居る同音の俗字あり、

厥門鍵曰釘吊通雅原註

鍵(カギ、カケカネ)なるが、此の外に「吊窓」(アゲマド)、「吊桶」(手サゲヲケ)、「一吊」(錢文の數等あり。日本にても此の「吊」を「ツルス」と訓じて用ゐ居るもの是なり。併し其義よりしても、塔とは何の關聯も無きのみならず、此の俗字の方を「吊」と書きたる例も見たること無し。按ずるに三國史記帝大本坪井久馬三博士校訂に、弓、吊の異體字として、欄外に掲げある字體を舉げられあり。弓、吊、共に其異體字は殆んど同様なるが、「塔吊」の「吊」を「弓」の異體と見んが、弓は穹とも通じ、椽(タルキ)の義もあれば、「塔吊」を「塔弓」とし、塔の「蓋」即「檐石」と解されざるにあらず。「吊」果して「弓」の異體なるか實際調査の

(弓)弓
(吊)弓吊弓
弓又車蓋椽(周禮多官考工記輪人)
弓鑿廣四枚(註)

上ならでは、判明せざるも、一言して後考に俟つこととせり。

「佛門四角鐸成」四角は四隅なり。「鐸」は鈴なり。門の四隅に吊す風鈴フウリンを云ふ。今鐸とは言はず、風聲音讀音(Phung King)と云ふ。今風聲と稱するは、鎗製にて鐵製もあり。舌は十字形にして下に魚形の薄き眞鍮製の板を吊り下げ、風を招く用とす左圖の如し。



欄外開元遺事碎玉片とあるは、琉璃片を稱したるものか、今朝鮮にても、琉璃片を吊すこともありと云ふ。

「仁陽寺赤戸階成」赤戸赤色の戸と云ふ義か。赤色の戸としても寺の何處に立つる戸か。今廣く僧侶に聞くも、此の語無し。

「寺戸石梯頂禮二石成」「梯」字古く「橋」と同義に最も多く用ゐられあり。此「石梯」も「石橋」なり。(拙著雜攷第四輯俗訓字部に委しく説明し置きたり。)寺戸前の溝の上に架したる一枚石の橋なり。「頂禮石」今「禮拜石」と云ふ。

弓蓋椽也(疏)漢世名弓蓋爲椽子也。又與穹通。椽(說文)椽也(廣韻)椽前木(康熙字典)
鐸(說文)大鈴也又(開元遺事)宮中簷間懸碎玉片風搖如環珮聲。名曰風鐸。(康熙字典)

「龍頭成」龍頭は何を指したるものか。梵鐘の龍頭なれば龍頭のみを取り立て、云ふべき理由無し。今建築物に日本の「スミタルキ」（隅棟）朝鮮にて是詞（chinhiol）云ふ。「春舌」を俗文に當てあるもあり、詞（ho）は「舌」の方言なり。即ち漢語飛檐なり。其尖端を覆ふ龍頭形金物、或は屋脊の兩端に付する龍頭形の大瓦を「龍頭」と稱し居れば、其の何れかを指したるものなるべし。寺院用として龍頭旛などもあれど、旛字省きては意味を爲さず。

「食」〔施食〕〔入食等の熟語もあり。〕〔食漢字義名詞としては飯〕（メシ）也。動詞としては茹（クロフ）也。然るに朝鮮にて古き或時代間穀物名として用ゐられしなり。此の外に左の金石文及古文書にも出であり。

城谷 大安寺寂忍禪師照輪清淨塔碑末記 羅景文王十二年壬辰 西紀八七二年

本傳 食。二千九百三十九石四斗二升五合

例食。 布施燈油無

木若 淨兜寺石塔造成記 慶顯宗二十二年辛未 西紀一〇三一年

女 土之草體
乞 乞也

勸善爲食。佰貳石并以准受

勸爲太平五年歲次乙丑三月十二日食。十三石。太平六年歲次丙寅十月日米五十四石乙准受。

金安寺主法眞京山府女等。各食一石。云々副兵正元行等乞供納米拾柒石拾斗。志興郎麥壹石。云々

（備考爲は吐送假名）にてシテなり。乙も吐にて豆爾波のヲなり。

此の「食」を穀物名として解釋すべき好資料は、淨兜寺石塔形止記たるは、同所に米、麥と對して書かれあるにて、米にも麥にもあらざること明かなればなり。按ずるに

云々夫食者民之天也。孤寡困窮。獨依田米。今以爲貨。尤良狡猾之徒。越利機巧之輩。雜以沙土。加以塵腐。无用之粒。又有小斗大斗之僞。輕量重量之奸。良善无告之民。僅獲升合。簸揚其所亡者。十四五焉。雖處之嚴刑。不能止也。今用錢以絕奸狡。而恤困窮。其二也。國家均祿之制。以米爲給。左倉之儲。止盈一歲。兩班請受。唯俟他州。督責至嚴。轉漕勞苦。或風霜阻滯。歲時凶荒。

薄官之家至夏未食。權豪勢族則計程陪卸。取利一倍。細民益困。貧吏益雄。至於廉潔端士。他无所獲。仰事俯畜。全仗俸祿。復以白粳半易田糶。負荷入市。有同行商。圓法果施。准祿之事。以錢給之。則減督責而儉凶荒。抑權豪而優廉潔。其利三也。國家帑藏。除珠玉龜貝之珍。金銀犀象之寶。其外積蓄獨米與布。夫布久則有彫爛之殘。米久則有塵腐之壞。繼之以蟲蛙。蠶濕。雨漏。火災。切觀大盈新倉。舊年貢布未經數蠶。擇破取完。百无十好。往年火災。一堆被燃。百堆俱發。瞬息之際。盡爲輕灰。今若用錢。非獨積畜堅牢。抑亦賜與大便。其利四也。

(大覺國師全集)

大覺國師の此の文は錢貨を行はんことを請ひたる上。疏文なるが、(海因寺所藏高麗板木は上一部分逸して傳はらず)。茲に殊に引用せるは、「食」の「粟」たる考證の資料と爲さんが爲めなり。麗朝にて錢貨鑄造の舉ありしも、終に行はれずして罷み、麗末銀幣を用ゐたるも、是も盜鑄の弊多く信用無かりしより、久しからずして廢し、一般の交易の媒介物は米と布とを用

ゐ居たること、此の文の「利四也」にても明かなるが、我々は此の文にて麗史等に出である米と布とを錢貨の代用物としたりと云ふは、全く王都丈けの事にして、地方一般の百姓の代用物は粟たりしを「利二也」にて知り得たるなり。従つて米は王都内京城上流社會の常食にて一般百姓の常食は粟たりしことをも間接に知り得たるなり。「夫食者民之天也。孤寡困窮獨依田米。今以爲貨」とある。「田米」は「粟」なり。

高麗人以粟爲田菩薩。

(說郭)

粟五、小米粟。黃米。小黃米。田米同。

(物名考)

(備考)說郭「田菩薩」の「菩薩」は朝鮮語米の訓(五)に當てたる借字なり。善は急促の反切音符に用ゐたるなり。即說郭の「田菩薩」は物名考の「田米」なり。又物名考「田米」即ち粟をト五 (moy cho) とあるト五 (moy) は稻粟に關せず、「ウルチ」と云ふ語なり。ト五 (cho) は即ち「アハ」なり。

大覺國師文中「利三也」にある白粳、田糴は

粳（玉篇）稱不黏者

糴（廣韻）粗米未舂

（康熙字典）

粳同

糴同

（物名考）

以上の通り粳は稻の黏せざるものにて、日本の「ウルコメ」、物名考
曰（ moy pio ）にて、曰は「ウル」、曰は稻イネなり。糴は半搗米にて、朝鮮
語에 처은 쌀（ ay ochi un seul ）と云ふ。어は粗略の義、처은は舂の訓、쌀は米
なり。されば白粳は白米、田糴は粟を指したるなり。今此の語漢文に
も俗文にも用ゐず、「糴米」と云へば、半搗米を稱する語、る丈けな
り。

朝鮮にて稻田を開きたる記事の最初に現はれあるは、百濟多婁王の時に

して東漢時代なり。其後如何なる程度に發達せしか明かならざるも、高麗
初期頃までは、都の上流社會、主として官吏には常食となり居たるべきも、
一般の百姓の常食は粟たりしなり。大覺國師の此の文にて「食直に田米」粟
なりとは言はれざるも、一般の通貨代用物は粟なれば、一般の「食」は「粟」た
しを推知さる。今朝鮮にて此の「食」は普通穀食音讀キシ（kok sik）糧食音讀キ
（liang sik）と熟語に用ゐる居り、一般の雜穀即ち日本語の「飯米」と云ふ意味に
用ゐる居る丈けなり、而して「食」を此の意味に用ゐたるは麗初迄のことにし
て、以後全く用ゐぬこととなりしことも、高麗中期以後は稻田大に拓け一
般の常食は稻米となりしも、少くも麗初迄一般の常食は粟米なれば、此の
「食」を「粟米」と考定せり。

○始興 中初寺幢竿石柱記

所在 京畿道始興郡東面安養里石水洞中初寺寺趾
年時 新羅興德王二年丁未（西紀八二七年）

朔(説文)月一日始蘇也。又(禮禮運)皆從其朔(註)朔亦初也。

寶曆二年歲次丙午八月朔六辛丑日。中初寺東方僧岳一石分二得。同月廿八日二徒作初。奄九月一日此處至。丁未年二月卅日了成之。節州統皇龍寺恒昌和上。上坐眞行法師。眞義説法師。上坐年嵩法師。史師二妙凡法師。則永師。典都唯乃二昌樂法師。法智法師。徒上二智生法師。眞方法師。徒上秀南法師。

「八月朔六辛丑日」月日を記載したるものとして、甚だ異例の書方なり。例へば

慶鳳巖寺靜眞大師國悟塔碑

年時 高麗光宗十六年乙丑(西紀九六五年)

乾德二年歲在乙丑。五月辛未朔。二十一日辛卯立。

とあるは、支那の金石文例にも普通に用ゐらるゝものにて、「朔」即ち一日の干支辛未を記し、それより起算して二十一日目の干支辛卯を記載せしものにて、一目瞭然たるも、唯「朔」とのみありて干支の記載無きは、干支を脱漏せしものか、或は「朔」は「初」と同義なれば、「朔六」は「初六」の義に用ゐたるも

のか、下の廉巨和尚塔記に「兩旬九日」と「兩旬」を「二十日」即ち念の義に用ゐる居れば、恐くは「初六」の義に用ゐたるものたるべし。

「二分二得」「分一石得二」を普通言語通り書き流したるなり。「分」は下開心寺石塔記にある「石析」の「析」、淨兜寺石塔造成記にある「分拈」と同義「石ヲ割ル」なり。「三得」は「三石ヲ得」なり。

「二徒作初」「二徒」は「二組ノ徒衆」と云ふ義たるは、下淨兜寺石塔形止記にも

戸長柳瓊左徒。副戸長右徒例以分拈爲弥。

とある左右徒を稱したるなり。「作初」は「始作」を反點を付せず、「作業ヲ初メ」と書き流したるなり。初、始同義に混用せしものと見ゆ。

「奄九月一日此處至」「奄」は「下至」の副詞にて、忽(タチマチ)の義なるが、上の甘山石佛光背記「敬生已前此善業造」とある敬造を分離して用ゐる居ると同様なり。即ち「奄至」を分離して「奄」を副詞として句頭に用ゐたるなり。

「丁未年二月卅日了成之」「丁」は「畢」の義にて、皆(ミナ)、盡(コトコトク)等副

拈(玉篇)屋歷切
絡析字
析古文所(正韻)
音錫(説文)破木
也又分也又割析
也。
(康熙字典)

詞として俗文に用ゐられ居る語なり。「之」は結辭にて、上に委しき説明あり。

「節州統皇龍寺恒昌和上」三國史記職官僧職名に國統州統郡統等はあ
るも「節州統」と云ふ職名無ければ「節」は離して一の臨時の役名と見るべし。
即ち上の平壤城壁石刻文にある「節」と同義、「指揮監督」と譯すべし。此の「節」
は下蓮池寺鐘銘にも出であり、併はせ參考すべし。

「上坐」「貞坐」「徒上」「史師」「典都唯乃」

「上坐」宗門により稱を異にすべきも、一に「首座」とも稱する僧職名なり。衆
僧の儀表となる番宿を稱したるなり。

「貞坐」今朝鮮寺院に此の僧職名無きは云ふまでも無く、支那にも日本に
も嘗つて見聞せしこと無き僧職名なり。「貞」は「典」の誤讀にて、「典坐」にあ
らざるかと思はるゝも、實地調査の上ならでは明かならず。

「徒上」「門徒上首」を指したるものなり。

「史師」「書記僧」を稱したるなり。

史僧 日言

奉 太子寺朗空大師白月栢雲塔碑 麗光宗五年甲寅
西紀九五四年

史二 眞行沙彌 成密沙彌

若 淨兜寺石塔造成記 麗顯宗二十二年辛未
西紀一〇三一年

「史僧」「史」皆同語なり。

「典都唯乃」都維那、維那共に寺院の僧職名なるも、上に「典」を冠らせある
は、殊に「工役事務ヲ司ル僧」を稱したるにて、前の无盡寺鐘記の「唯乃」と同意
味なり。「典」は上蓮池寺鐘記の「成典和上」とある「成典」と同義にて臨時に置
きたる役所なり。

○州蓮池寺鐘記 羅興德王七年癸丑
西紀八三三年

太和七年三月日善州蓮池寺鐘成内節傳合入金七百十三廷舌金四百
九十八廷加入金百十廷成典和上惠明法師□□法師上坐則忠法師都

乃法味法師、、村主、三長及□米雀□□作報舍 寶清軍師 龍□軍師史六 三忠舍知 行道舍知成博士 安海□大舍 □□大舍節州
□ 皇龍寺覺明和上

(備考)

善州 康州神文王五年唐垂拱元年分居隋州置善州景德王改名今
善州

(三國史記地理)

蓮池寺今未だ攷へず。

此の鐘今越前國敦賀郡松原村常宮浦常宮神社内に在りと云ふ高
橋健自博士朝鮮鐘寫真表

〔成内節〕〔内〕は無盡寺鐘銘條に委しく説明せし通り、分詞辭の吏吐なり、
同鐘銘成在節と過去と現在との相違あるなり。〔節〕も上に委しく説明せ
し通り、지위 (chiny) と讀ませし時の吏文なり。即ち鑄成する時と譯すべし。

〔傳〕他の鐘銘に記と用ゐるものと同義、〔記録〕と云ふ俗文なり。下谷

城の大安寺碑碑末記羅景文王十二年壬辰に本傳とあるものと同義なり。

〔合入金〕〔古金〕〔加入金〕

〔合入金〕下宇佐神宮藏新羅鐘記羅孝恭王七年甲子にも同語出でありて、上
の上院寺鐘記の都合と同じく鑄成に要したる合計斤兩を示したるもの
なるが、此の鐘記合入金七百十三廷とあるは、何の合計數が明かならざる
は、下に古金四百九十八廷〔加入金百十廷合計六百八廷〕其差百八廷な
ればなり。

〔古金〕字面通り解釋せば、フルカネなるが、古銅器を鑄潰したる古地金
と云ふ義か。

〔加入金〕後より補足せし地金たるべし。

さて此の鐘は勿論青銅製たれば、此の〔金〕は青銅を稱したるなり。朝鮮に銅
と他の金屬との合成即ち青銅類の名稱は、漢字は勿論、方言も甚だ曖昧に
して理解に苦しむは、今も同様なり。されば左に古金石文及び古記録に現
れある名稱を掲げて一應説明し置くべし。

大建六年甲午
羅眞興王卅四年
西紀五七四年

皇龍寺丈六

云々檢看有牒文云西竺阿育王聚黃鐵。五萬七千斤黃金。三萬分別傳云
鐵四萬七千斤金一千兩恐
誤或云三萬七千斤將鑄釋伽三尊像未就云々輸其金鐵於京師以大建六
年甲午三月鑄成丈六尊像一鼓而就重三萬五千七斤入黃金。一萬一百
九十八分二善薩入鐵。一萬二千斤黃金。一萬一百三十六分安於皇龍寺
云々阿育王在天竺大香華國生佛後一百年間恨不得供養真身歛化金
鐵若干斤鑄成無功云々故天竺無憂王黃鐵若干斤泛海云々

奉德寺鐘

云々又捨黃銅一十二萬斤爲先考聖德王欲鑄巨鐘一□云々

靈妙寺丈六

善德王創寺塑像因緣具載良志法師傳景德王卽位二十三年丈六改金
租二萬三千七百碩良志傳作像之初
成之費今兩存之

(三國遺事)

平上院寺鐘銘羅聖德王二十四年乙丑
西紀七二五年

都合錄。三千三百餘兩重

長寶林寺普照禪師彰聖塔碑羅憲康王九年甲辰
西紀八八四年

云々減清俸出私財市鐵。二千五百斤鑄盧舍那佛一軀云々

清龍頭寺幢竿記麗光宗十三年壬戌
西紀九六二年

遂令鑄成三十段之鐵。筒連立六十尺之幢云々

大正祐寺高麗鐘銘麗顯宗十年己未
西紀一〇一九年

鑄成金鐘一口重五百斤云々

巨北寺鐘記麗顯宗十七年丙寅
西紀一〇二六年

北寺鐘。鐘壹軀入重百二十斤

津鶴滿寺高麗鐘記麗顯宗三十一年庚午
西紀一〇三〇年

青金鐘入三百斤長二尺四寸□

前筑承天寺高麗鐘記麗文宗十九年乙巳
西紀一〇六五年

戒持寺金鐘鑄成入重百五十斤

波阿大山社高麗鐘記麗明宗二十六年丙辰
西紀一一九六年

鑄成金鐘一重六十七斤

盛南部家高麗鐘記 麗熙宗二年丙寅
西紀一三〇六年

特鑄金鐘入重漆拾五斤

三國遺事皇龍寺丈六に出である。

黃鐵 鐵 金鐵 入鐵

等の鐵は皆青銅を指したるものたるは鐵(クロカネ)を黃鐵と云ふべき理無ければなり。されば同書新羅孝恭王の時鑄成せし奉徳寺鐘の「黃銅」と此の「黃鐵」は同語と見做すべきものなり。麗光宗朝に成りし清州龍頭寺幢竿記にある「鐵筒」は今實物現存し全く鐵製なれば「クロカネ」なるも、新羅憲宗王の時の普照禪師塔銘に出てある盧舍那佛を鑄成せんとて購入せし「鐵」は「クロカネ」か「アカカネ」明かならず。

次に新羅聖徳王の時の上院寺鐘記の「鍮」、麗顯宗朝の北寺鐘記の「鍮鐘」多少混合物の相違あるべきも、「青銅」を指したるなり。

次に此の蓮池寺鐘記同様、「青銅」を「金」と稱したるは、麗顯宗朝の大坂正祐

寺高麗鐘記、麗文宗朝の筑前承天寺高麗鐘記、麗熙宗朝の盛岡南部家高麗鐘記の「金鐘」、及び麗顯宗朝の攝津鶴滿寺高麗鐘記の「青金鐘」とあるものはなり。(三國遺事零妙寺丈六にある「改金」は、塑像の金箔を塗り易へたるなり)。要するに古く「青銅」は

黃鐵 鐵 黃銅 鍮 金 青金

等を以つて現はされあるものにして、其亂雜なるを思ふべし

「廷」一斤量を「廷」字を以つて現したる、他の古記録にも金石文にもまた發見せず、恐くは漢字に斤量を現はすところの「銓」字あれば、此の省文たるべし。

銓(説文)銅鐵撰
也从金廷聲

銓(南史梁廬陵王傳)嗣子應不慧。見內庫金銓。向左右。此可食不。(舊唐書薛收傳)上書諫獵。太宗賜黃金四十銓。(五代史賈緯傳)言桑維翰死。有銀八千銓。(傳燈錄)藥山儼令供養主抄化廿行者。捨銀兩銓。(按世俗計金銀以銓。銓爲銓之訛也。銓乃有足燈蓋。今燭臺之類。與金銀略無關涉。古計墨亦曰幾銓。今并訛爲銓矣。

(通俗編貨財)翟灝著

毅宗二十四年。水州民耕田得金一錠長二寸許。頭尾雙尖。狀如龜。知事吳錄之。取以馳獻。王以示左右。左右呼萬歲曰。天降金龜。聖德之應。郡臣皆賀。恭讓王四年丁未。王以帝賜世子金二錠銀七錠。下都堂以充國用。

同 司幕韓幹於本闕遺趾得新埋骨一帚。題其背曰。作明堂之主。并得假金銀三四錠。以啓王曰。云々

(麗史世家)

云々越至正三年。內帑楮幣一千錠俾資重興永爲常住用云々

准長安寺重興碑 麗忠穆王元年乙酉(西紀一三四五年) 李毅孫亭集

通俗編所載の通り支那にて「錠」は古くより金銀量稱に用ゐられたる字なれば、新羅にても未だ錢貨の行はれざりし時代、金銀塊を用ゐたるを推測さるれば此の語を量稱に用ゐたるものたるべし。麗史には「錠」の俗字「錠」を量稱に用ゐるもの二三ヶ所あり。又楮貨の數稱にも用ゐられあるが楮貨幾枚を指したるか明かならず。但し此の鐘記の如く銅の斤量稱に用ゐ

たるもの未だ發見せず。要する廷錠、錠皆音同(音同)なれば、俗文として「錠」の省文「廷」を書き用ゐたるものと思はる。但し銅一廷の斤量幾許なるが明かならざるも、此の鐘の重量を計り見れば、自ら分明すべきなり。

〔成典〕鐘を鑄成する「臨時事務執行役名」なり。下麗顯宗朝禮泉開心寺石塔記に「行典」とあるものと同義なり。

〔上坐〕〔都乃〕何れも僧職名にして上院寺鐘記に説明せしが如し唯都維那を都乃と稱したる日本にも支那にも嘗つて聞かざるところなりとす。蓋し異聞なり。

〔卿村主〕〔卿〕と「村主」との郷職名を擧げたるなり。〔卿〕は成宗二年改州府郡縣吏職。以兵部爲司兵。倉部爲司倉。堂大等爲戶長。大等爲副戶長。郎中爲戶正。員外郎爲副戶正。執事爲史。兵部卿爲兵正。筵上等爲副兵正。維乃爲兵史。倉部卿爲倉正。

(麗史選舉三)

即ち卿は倉部卿、兵部卿とある吏職名なり。三國史記職官此の吏職名を擧

げ居らざるも、新羅時代より存在せる職名たるは、此の金石文に徴して明かなり。「村主」と云ふ吏職名は三國史記、麗史共に擧げ居らざるも、日本書記には「スクリ」と讀ませ、諸蕃人の職名として古くより出であれば、勿論郷職名として存在せしや明かなり。三國史記朴堤上傳には

水酒村干伐寶鞋、一利村干仇里迺、利伊村干波老

とある「村干」と同職名たるべし。又金石文として麗太祖二十二年の低平菩提寺大鏡大師塔碑には

村主宣父

とあり、麗初までも引き續き存在せし郷職名なり。

(備考)朝鮮にて「郷」を「수촌」(Su-kun)と訓す。日本書記の「スクリ」は即ち此の語の職名なり。今は「村主」と云ふ語は全く無し。郷長、面長、其下に洞任、洞長、里長等の名稱あり。多くの沿革ありたるべきも、「村主」は「郷長」、「面長」に當るべし。

下の「三長及口朱雀口口作報舍」とあるは人名なるが、泐字ありて明かなら

軍師幢主法興王
十一年置
(三國史記官)

す。

「軍師」「軍師史」「博士」「軍師」は三國史記武官に出である軍職名なり。

「軍師史」は其下役「書記」と「庶務」を兼ねたるなり。「博士」は尙書國學、漏刻典、詳文師醫學、律令典等に出であるが、其中何れかを指したるなり。

「節」高句麗平壤城壁石刻文に委しく説明せし通り、지위(Chiwuy)即ち「總指揮監督」なり、上の中初寺幢竿記の「節」とも同義なり。

○谷城 大安寺寂忍禪師照輪清淨塔碑

所在 全羅南道求禮郡馬山面黃田里萃藏寺藏寫本
年時 羅景文王十二年壬辰(西紀八七二年)

碑末記

碑末 福田數 法席 時在福田四十 常行神衆

法席 本定別法席無

本傳 食二千九百三十九石四斗二升五合

例食 布施燈油無

田番柴 田番井四百九十四結三十九負 坐地三結

下院代四結七十二負 柴一百四十三結

荳原地 鹽盆四十三結

奴 婢 奴十名 婢十三口

(備考)「碑末」は碑末記を略せる語なれば、總體に冠せたるなり。碑末、碑陰共に支那の金石例にも用ゐる語なり。

「福田敷」「福田」は無論佛語にて、無量壽經に「生世福善如田生物故名福田」とあれば、僧侶も其中に含み居るものとして差支無きも、「僧侶是れ福田」なりと、專稱に用ゐるは如何あらんと思はる。然るに

僧曰福田

(孫穆雞林類事)

とありて、北宋時代即ち高麗にては、「僧」を福田と稱し居たるものなるが、

此の語は羅代にも溯るべきものたるは、此の碑末記にて明かに知るを得たるなり。此の「福田」は李朝に入りては文語としても普通言語として、全く廢語となり、文語として「僧」は用ゐらるゝも、普通言語には「僧」と云へば、女僧即ち「尼」を稱し、「男僧」は方言奇(Ching)と云ふなり。此の男僧の方言奇も古き語にして、恐くは麗朝以前文語として「福田」を用ゐ、方言は奇を稱したるものなり。

「法席」時在福田四十 常行神衆「法席」一字あけて書きあるも、下の「時在福田四十」に連讀せるものたるべく、「時在」は「現在」の義と見るべきものなり。即ち「法席」ニ參スル現在ノ僧侶四十名と解すべきものなりと思ふ。「常行神衆」今も寺の本堂左右に天部善神の畫像を掲げ、之を「神衆壇」と稱し、常に念佛を修し居る由なるが、別に福田四十名以外に「神衆壇」ニ念佛ヲ常行スル僧徒を擧げたるものか、或は福田四十名は「常行神衆ナリ」と解すべきものか、意味分明ならず。

「本傳」「傳」は上蓮池寺鐘記に出であるものと同義、本碑の「造成記録」を指

したるなり。

〔食二千九百三十九石四斗二升五合〕〔食は昌寧石佛光背記條に説明せし通り粟なるが、粟は錢貸代用物なれば、直に〔費用〕と譯しても差支無きなり。即ち本碑造成時ノ入費なり。

〔例食 布施燈油無〕〔例食は定マリタル料〕と譯すべし。〔食は粟なるも一轉して料の義ともなれるものなり。〕

高宗四十年六月宜旨云々兩界州鎮將相將校祿及例食停給者還給云々

々
(麗史 食貨 賑恤)

此の〔例食〕とも同義なり。布施燈油無は施與ノ燈油料モ無シと云ふ義なり。

〔田番〕〔坐地〕〔下院代〕〔柴〕

〔田番は〕ハタケとタなり。〔番は〕水、田二字を合したる東國造字なり。音付〔番〕訓ト〔番〕なり。此の俗字古きに溯るべきは云ふまでも無けれど、今日まで發見されし金石文として、我々の見たる最初最古のものなり。

〔坐地〕は

臺山五萬眞身

前略、以神龍元年乙巳初四日、始改創眞如院、云々每歲春秋各給近山州縣倉租一百石、淨油一石以爲恒規。自院西行六千步、至牟尼帖古伊峴外、柴地十五結、栗枝六結、坐位二結、創置莊舍焉、云々

(三國遺事)

即ち〔坐位〕も同語にて、日本語敷地(シキチ)なり。今此の俗語無し。〔坐地〕と云へば、〔地位〕(身分)の義となるなり。今基趾〔基地〕と云ふ語と同義なり。〔代〕は今普通坐を書き用う。音付〔代〕訓ト〔代〕なり。代土を合したる東國俗字なり。〔代下麗顯宗朝の淨兜寺石塔造成記には〕寺代〔文達代〕とあり、又李朝太祖手書には、戸代〔空代〕とあると同語にして、李朝肅宗朝の古文書には、種字坐と坐字を書きあるもの是なり。是も日本語敷地と譯すべし。此の〔坐〕と云ふ俗字を用ひ始めし時代も大抵は推測さるべし。〔下院〕と云ふ名、今の朝鮮寺院には無し。又是に對して、上院と云ふ名も無し。唯今、内院と云

ふ名はあり。大安寺附屬寺院を稱したるものか。

〔柴〕本音は刈(chay)なるも、「薪柴」(タキ)の義の俗音(shy)と云ふ。〔薪柴ヲ採收スル林野〕を稱したるなり。

高麗田制大抵倣唐制。括墾田數分膏墾。自文武百官。至府兵閑人。莫不科授。又隨料給樵採地。謂之田柴料。身沒並納之。云々。穆宗元年。改定文武兩班及軍人田柴料。第一科田一百結。柴七十結云々。

(麗史食)

燃料は温突用必需品たれば必ず給與することとなり居たるなり。

〔荳原地〕鹽盆所在地を稱したるものなるが、〔荳原は

荳原縣本百濟豆勝縣景德王改名今荳原縣

(三國史記地)

荳原廢縣在郡西十五里。本百濟豆勝縣。新羅改荳原爲分嶺郡領縣。高麗改今名。屬賓城郡。仁宗二十一年置監務。後屬長興府。世宗朝來屬。

(輿覽興陽縣古跡)

荳原興陽西北里約二里之地點

(大東輿地圖)

(備考東國地理志皆三國史記地理に從ひ)荳原は麗朝の改稱の如く記載しあるも新羅景文王所立の大安寺塔碑に出でれば既に新羅の時〔荳原〕を稱し居たること明かなり。されば三國史記地理景德王の時改名せし〔荳原〕は字形の近似せるより〔荳〕を〔蕘〕に誤りたるにあらざるか。何れにせよ輿覽の〔高麗改今名〕は妄なりと云はざるを得ず。

興陽は全羅南道南端の半島にして、荳原は海濱なれば往昔より〔鹽盆〕多かりしものなり。

〔鹽盆四十三結〕〔鹽盆〕は〔鹽釜〕なり。今も普通に用ゐらる。〔盆音是(pan)訓音の(ongny)口ノ開キタル大ナル孟〕を稱する語なれば、形の似たるより〔鹽釜〕に當て用ゐしものと思はる。

忠宣王元年二月傳旨曰。古者推鹽之法。所以備國用也。本國諸宮院。寺社。及權勢之家。私置鹽盆。以專其利。國用何由可贍。今將內庫常積倉。都鹽院。

安國社及諸宮院内外寺社所有鹽盆盡行入官估價銀一斤六十四石銀一兩四石布一匹二石以此爲例令用鹽者皆赴義鹽倉和買郡縣人皆從本管司納布受鹽若有私置鹽盆及私相貿易嚴行治罪。

(麗史食貨鹽法)

とあり舊時は諸宮院寺社權勢之家が私に鹽盆を置き利を專にせしものなるが忠宣王の時始めて政府專賣即推鹽とせしものなり四十三結は寺院の收税高なり。

○潭 開仙寺石燈記

所在 全羅南道潭陽郡南面鶴仙里開仙寺趾
年時 新羅眞聖王五年辛亥西紀八九一年

文懿皇后主大娘主願燈立
景文大王主

繼月光前國子監卿沙千金□

炷唐咸通九年戊子中春夕□

中庸送上油糧黃租三百石

僧靈判 建立石燈

龍紀三年辛亥十月日僧入雲京租

一百碩烏乎比所里公書俊休□人

土南池宅土西川 東令行土北同 奧番十結 □ 畦田南池宅土 東令行土北同

常買其分石保坪大業渚番四結 □ □ □ □

(備考)唐の龍紀は元年丈けにして翌年大順と改元したれば龍紀三年は大順二年なり新羅改元を知らずして猶ほ龍紀の年號を用ゐ居たるなり。

三國史記に據れば

憲安王—女婿景文王傳康王子啓明阿湊之子

王妃寧化夫人憲安王長女

憲康王長子 定康王次子 眞聖王位女

次妃文懿王妃次安王

憲安王以下如上の王系となるものなるが、文懿皇后主は景文王の次妃にして、大娘主は眞聖王の幼時を指したるなり。

唐咸通九年戊子は景文王七年なれば、此の石燈の立ちしは景文王七年と見るべく、龍紀三年辛亥は眞聖王五年なれば、此の石燈記は後の追記と見るべきものなり。

「大娘主」「娘漢字義少女之號なり。」大は敬稱として冠せたるなり。下淨兜寺石塔形止記にも「娘」「大娘等の語あり。備考に云へる如く、此の「大娘主」は眞聖王の幼時を指したるものなるも、此の「娘」は支那にても女子の敬稱としても用ゐられあること左の如し。

伯娘(伯母) 孀娘(叔母) 大姑娘(父姉) 小姑娘(父妹)

大嬢娘(母姉) 小嬢娘(母妹)

(譯語類解 屬)

とありて少女稱のみにあらざるなり。「主」は訓讀主(E.E) 日本語の「様」(サ

娘同嬢少女之號
(康熙字典)

「殿」(トノ)等と同義の敬稱なり。眞平王の時の郷歌に

善化公主主隠

——日三善化公主様ハ

(三國遺事 著作 意談)

とあるものと同義。「大娘主」は普通臣下の女を指したるにあらず、故に眞聖王の幼時を指したるものと考定せり。「文懿皇后主」「景文大王主」の「主」も皆同語なり。

「繼月光」

月光童子(人名)此童子爲月燈三昧經對告衆。其異譯月明菩薩經稱爲月明童男。寶經一曰、「爾時東方有一天子。名曰月光乘五色雲來詣佛所。右邊三匝。頂禮佛足。退坐一面。佛告天子曰。汝光明甚爲希有。略中由汝曾種無量善根。因緣今得如是光明照耀。天子以是緣故。我涅槃後。最後時分。第四五百年中。法欲滅時。汝於此瞻部門。東北方摩訶支那國。位居阿跋致。實是菩薩故。現女身爲自在主。經於多歲。正法治化。養育衆生。猶赤子。今修十善。能

於我法廣大住持。建立塔寺。又以衣服飲食臥具湯藥供養沙門。於一切時常修梵行。名曰月淨光。

(佛學大辭典)

要するに「月光」は「東方ノ一天子名」なれば「繼月光」は僧侶が「即位」の義に用ゐたるものなり。羅州西門内石燈記隆宣宗十年癸酉西紀一〇九三年に、「南贍部州高麗國」と佛の理想州名を高麗に冠らせて用ゐあると同工異曲なり。

「中春夕」□「中庸送」上油糧黃租三百石。「中春」は舊二月なるが、下の「夕」□は何語か。寺院の講座に「朝座」「夕座」あり中字を付して「夕座中」と勅字を「座」と解すべきか。「中」を「庸」字に付し「中庸」の漢語として意味を爲さず。「庸」字義「用也」「常也」なれば「モツテ」或は「ツネニ」と解すべきか。「送上」も今無き語なるが、「送り」上「グ」と解すべきか。今「下送」と云ふ俗語あり「目下ニ物ヲ送ル」の意なり。寺院所用なれば敬語を用ゐたるものとなるものなるが、「上」を「油」に付して「上油」と解されざるにあらざるも、「上油」(上等ノ油)も見聞せざる話なり。「油糧」は「油料」と解して差支無かるべし。前の大安寺塔碑末記

に「例食」布施燈油無とある「燈油料」なり。「黃租」今無き語なり。「租」は日本語「モミ」(粃)の義として古くより用ゐる居る俗訓字なり。されば上の「黃」を「黃米」(粟)の「黃」と見て「モミアハ」を指したるものと思はる。

還上各穀遇灾年代捧。觀塞使啓聞乃施。待年還作本色。大小米相代而小米代大米除耗〇米一

石代黃豆二石租二石七斗五升小豆一石七斗五升〇小豆一石代黃豆一石四斗粟租一石五斗〇黃豆一石代小豆十一斗二升五合粟租一石三斗租一石代黃豆一石四斗粟租唐(即蜀)米相代〇粟豆小豆相代〇粟

(續大典 倉庫)

穀子子ニ〇又五

(譯語類解 穀禾)

又五 函 搗かざる粟

(朝鮮語辭典 總督府 編纂)

續大典英祖朝に出である穀名は左の如し。

大米 租 正租

小米 粟租 荒租

黄豆
小豆
菘豆
稷米
黍米
稷唐
真麥

(一)「大米」稻穀の皮を去り搗きたるもの、쌀 (sal) 即ち「コメ」なり。「租」は稻穀の皮を去らざるもの、미 (mi) 即ち「モミ」(粃)なり。「正租」も稻穀「モミ」を指したるものなるも、「租」よりは精製せる上等を指したるなり。音讀 징 (jeong) 粟 (ing oh) (二)「小米」粟の外皮を去り搗きたるもの、좁쌀 (chop sal) 「アハコメ」(粟米) なり。「粟租」は皮を去らざる「モミアハ」なり。荒租も「モミアハ」なるも「粟租」よりは兪製のもの指したるものなりと云ふ。今「荒租」と云ふ語なし。方言

대 (dai) (稻) と云ふあり 초 (cho) は「粟」の方言 대 (dai) は表皮なり。譯語類解朝鮮語辭典に出であるが如し。此の「荒」亦訓 대 (dai) 초 (cho) なり。故に「荒租」は此の 대 (dai) に當てたるものと思はる。「荒租」俗語としても今無し。以上の通り今單に「租」と云へば稻穀を稱する語なるが、「モミ」(粃)の義なれば粟にも通じ用ゐたるなり。

粟、小米、黄米、小黄米、田米、同
(物名考草)

即ち「黄米」の「黄」を取り「黄租」と稱したるものと考定せり。
「京租一百石」「京租」も今用ゐられぬ語なるのみならず、他の金石文にも古記録にも用例を發見せず。「租」は上に説明せし通り、「稻穀」を今稱し居る語なれば、「京」は「京都」の「京」にて貢税として上納する上等の稻穀を指したるものと思はる。下淨兜寺石塔造成形止記に

柴匠信真上。京布卅尺。智奉寺主曼光布十五尺。
とありて、布にも「京布」と「布」と區別しあり。此の「京」も同義と思はる。故に他に

用例を發見せざるも、當時行はれ居たる普通の俗語たるべし。

〔烏乎比所里公書倭休□人〕

土南池宅土西川 奥ヲ十結 □ 畦田南池
東令行土北同 □ 東令行土西北同

常買其分石保坪大業渚番四結 □□□□

〔八角燈ニシテ高七尺記ヲ火袋ニ刻ス字徑一寸二分楷書〕

金石總覽番の寄附者姓名、及番の四界標を、右の如く三行に記載しあるが、其だ其意を知るに苦しむところなり。第一行は寄附者の住所人名と見て第二行目土地の種目を記せず、直に四界標を示しあるが、四界標中に「土南」とあれば、「寺土」即ち「寺ノ地所」の四界標を示したるものと解すべきか、

〔土〕は下麗顯宗朝の若木淨兜寺石塔造成形止記に

同寺位、同土犯南

〔同土犯南〕は「寺ノ地境ノ南方」の意なれば、此の「土」も「寺ノ土地」と解すべきものなればなり。次に「奥番」は今無き語なるも「寺土ノ奥ニ在ル番」と解すべきものなり。第一行目の「烏乎比所里」、第二行目の「池宅」は共に三國遺事辰韓

に京中宅名を掲げあるが中に、「烏比所宅」、「池宅」とあり。「烏乎比所里」は「烏比所宅」と同名と思はるれば、何れも此等の田地は王都内貴族の所有たりしものなり。「令行」は恐くは人名たるべし。「畦田」今無き語たるは云ふまでも無く、他の用例も發見せず。「畦畔」「畦界」などの義に用ゐたるものか。第三行目初の「常買其分」は「常ニ買ヒシ其ノ分」と讀まれざるにあらざるも、如何あらんと思はる。寄附者名か明かならず。「石保坪」「大業渚」番所在里名なり。「坪」は「トル」「ボル」等讀ませ今も地名に多く用ゐらる。「渚」は全羅道益山の古名、金馬渚と用ゐある「渚」と同義、南方にて古く地區名として用ゐある語なり。

○ 砥平 菩提寺大鏡大師玄機塔碑

所在 京畿道楊平郡龍門面延壽里菩提寺趾
年時 高麗太祖二十二年己亥西紀九三九年

(本文略)

天福四年歲次四月十五日立 弟子京内人崔文尹奉教刻

(碑陰記)

依志 大師道俗弟子三剛并刻者等烈名如後

道弟子 院持主人昕政 第一坐僧連育

政法大統 尹然大德 潤行大德

都考當事僧 寬寂 幸倫

門下弟子刻者 聰惠 莊超 定岑

鐵匠令 聰敏

持客僧 仁慧 契琛

三剛典 院主僧義全 唯那僧莊超 典坐專昭 直歲僧專超

在家弟子 佐丞公萱 元甫貞順 元尹里仁 正朝與一 正朝仁封

正衛藝言 村主宣父 執事義謙 行者豆休 鐵匠仲源府人

香淵

俗弟子 奘規

天福七年歲次壬寅五月廿八日刻 麗太祖二十五年壬寅

「依志」今用ゐられぬ語なるのみならず他の金石文にも未だ發見せざる語なり。寺僧に聞くに一説に今の「依旨」と云ふ語と同義にあらざるか。此の説に従へば「志ニ依ル」の義となるもなり。又一説に「志」を「誌」即ち「記録」の義と見て「依ツテ記ス」の義に解すべしと。又一説に「依」を「歸依」「依止」等の義と見て「志ヲ依スルモノ」即ち「助緣」と同一意味に用ゐたるにあらざるかと。(一)(二)説は義を爲さざるに似たれば、(三)説從ふべきに似たり。

「三剛」「三剛典」僧職名として本碑外左の二碑文にも見えあり。

國州 高達寺元宗大師惠真塔碑 麗景宗二年丁丑 西紀九七七年

碑陰記

三剛典 院主僧孝安 典座僧幸崇 直歲僧法元 維那僧幸溫 (上

下略)

延慶 覺淵寺通一大師塔碑 推定麗光宗時

碑陰記

三剛 直歲僧處直 典座僧處緣 院主聰禮 都維那恕均 (上下略)
右何れも麗太祖より光宗までの金石文にて殆んど同時代なり。三剛典の
典は字義通りツカサ(主職)にして三剛に添へたるまでなり。さて此の三剛
と剛字を書くことは、支那にも日本にも僧職名として聞かざるところな
り。惟ふに僧職名に三綱と云ふありて綱、剛共に音ガ(kang)同音なれば、通じ
て用ゐたるものと思はる。

三綱 (職位) 各寺設三人之役務、吾有上座、寺主、維那、或上座、維那、典座、
日本謂之上座、寺主、都維那、如僧綱以有德之人爲綱而提挈之、故云綱。
西天之諸寺有上座之一綱、云々

(佛學大辭典)

佛學大辭典に據れば支那にて三綱と云へば、上座、寺主、維那、或は上座、維那、
典座を稱し、日本は上座、寺主、都維那を稱し、西天之諸寺は唯上座の一綱あ
るのみとあるが、高麗には上座と云ふは無く、支那、日本に無き直歲を其中

に加へ居れり。蓋し三綱と云へば一の僧職名となり居れば、各國各時代各
寺院の慣例により其數其名一定し居らざりしものなり。
さて此の「三剛」は、(麗初の金石文に見え居るも、猶ほ古き以前に溯るべし)
何故に「綱」を「剛」に作りたるものか。「綱」は「綱維」の義なれば、「剛」にては義を爲
さざるなり。「綱」「剛」共に音ガ(kang)同音なれば相通じて用ゐたるものと
見るの外無し。朝鮮にても追々後代には「三綱」と書くことゝなりたるもの
ゝ如し。

長城郡監務官關白巖寺三綱

(本文略)

右關白巖寺三綱

永樂五年丁亥十一月初九日 監務署

永樂五年(太宗七年)の關(上應より下應に對する指令公文)文には綱と書き
あればなり。今朝鮮寺院に聞くに、此の三綱と云ふ僧職名は全く用ゐぬ由
なり。朝鮮佛教史僧職名沿革として特筆し置かざるべからず。

〔院主〕〔唯那〕〔典座〕〔直歲〕本碑文に出である三剛典の四職名なるが、院主〔職位〕又名寺主。禪家監事之舊名也。今之監事古稱院主或寺主。院主之名以住持之稱號既濫。故改爲監事云。維那〔職位〕(kannada)梵語羯磨。陀那。司寺中事務。寺中三綱之一。維爲漢語網維之義。那取羯磨陀那之那。又稱網維。次第授事。知事。悅衆。寺護等。

典座〔職位〕禪林主大衆牀座及齋粥等雜事之役也。

直歲〔術語〕禪林之目。直者當也。當一歲之幹事。故云直歲。

〔佛學大辭典〕

〔維那〕の〔維〕も網維の〔維〕なり。古金石文には唯を書きあるもの多し。音等しければ網を剛に作ると同様なり。〔院主〕佛學大辭典の〔監事〕と解して差支無かるべし。唯院主の又名を寺主としあるが、〔寺主〕は

國統一人。寺主真興王十二年高句麗惠亮法師爲寺主。云々

〔三國史記職官〕

とありて、是等も日本支那の僧職名とは大なる徑庭あるものなり。

〔道弟子〕〔門下弟子〕〔在家弟子〕〔俗弟子〕

〔道弟子〕〔道弟子院持主人昕政〕とあり。此の〔昕政〕は碑文に傳業弟子融闡昕政等とありて、大鏡大師の遺業を繼承せる弟子と云ふ意味なり。

〔門下弟子〕〔門下弟子〕は普通の弟子僧を指したるなり。

〔在家弟子〕〔在家弟子〕は弟子の名と職名とより推測するに、弟子は弟子なるも、在家妻帶有髮の俗人にて、大師に歸依修道せしものを稱したるなり。今成鏡北道に〔在家僧〕と云ふあり在家妻帯なるも、剃髮せる僧侶なり。〔在家〕の意味は同様なるも、是とは自然類を異にせしものなり。他の碑末記に〔優婆塞〕と書きあるものと同語、即清信士なり。

〔俗弟子〕唯字面のみにより考ふれば、〔俗人ノ佛弟子〕の如く思はるゝも、斯く解しては上の〔在家弟子〕と區別するところ無く、意味を爲さざるなり。惟ふに

閔頤字樂全。生而姿相不凡。外王父俞千遇見而奇之。曰。兒他日必貴。姨夫。故相金頤聞其言。養子家。國俗幼必從僧習句讀。有面首僧俗皆奉之。號曰

仙郎。聚徒或至千百。其風起自新羅。頗十歲出就僧舍學。性敏悟。受書旋通其義。眉宇如畫。風儀秀雅。見者皆愛之。忠烈聞之。召見宮中。目爲國仙。云々
(麗史傳)

とありて、新羅時代より子弟が必ず僧舍に就き僧侶に句讀を習ふことは、一の國俗となり居たるなり。即ち此俗弟子は佛弟子にあらす。漢文の句讀を習ひし弟子を指したるなり。碑末に「弟子京内人崔文尹奉教刻」の銜あり、此の「弟子」も俗弟子の方たるべし。

「院持主人」「第一座」道弟子中二僧の職位名なり。「院持主人」は今の「住持」即ち「一寺之主」と云ふ俗語たるべし。听政の職位名なれば、大鏡大師の遺業を繼ぎたる菩提寺の「住持」たるべきなり。

住持(雜名)一寺之主僧名住持。此由禪門起。敕修清規住持章曰、「佛教入中國四百餘年而達磨至又八傳而至百丈。唯以道相授受。或巖居穴居。或依律等。未有住持之名。百丈以禪宗衰盛。上而君相王公。下而儒老百姓。皆嚮風同道。有徒字蕃非崇其位。則師法不嚴。始奉其師爲住持。而尊之曰長

老。如天竺之稱舍利須菩提。以齒德俱尊也。」

(佛學大辭典)

「住持」と云ふ名は羅代の金石文に未だ發見せず。恐くは麗初までは此名用ゐられざりしにあらざるか。本碑文「院持主人」と俗語を書きあるにても推測さるべし。然るに麗高宗朝の李奎報の寺院に關する碑銘官誥等には多く出であること左の如し。

故寶鏡寺住持大禪師贈諡眞國師教書官誥

故華藏寺住持王師定印大禪師追封靜覺國師碑銘

曹溪山第二世故斷俗寺住持修禪社主贈諡眞覺國師碑銘

歸正寺住持行圓覺法會疏

(李奎報集)

慶南丹城の禪宗斷俗寺の碑銘として、金石總覽海東故神行禪師之碑羅憲德王五年癸巳西紀八一三年と眞空大師碑麗光宗二十六年乙亥西紀九七五年との二を收めあるも、「住持」の名一切無し。恐くは麗朝中期頃より普

通に用ゐる始めし職位名と思はる。
第一座は佛學大辭典に據れば、住持の次位にして、首座と稱するものと同職位名たること左の如し。

前堂首座(職位)前堂之第一座統領前堂者、位次亞於住持。

前堂堂塔禪刹之僧堂東面中央有安置聖僧之龕、其前面爲前堂、後面爲後堂、各有一首座統領之、見象器箋一。

(佛學大辭典)

政(説文)正也

〔政法大統〕政は正と同義と見て

正法(術語)真正之道法也。理無差曰正。以三法中之法實教理行果之四者爲體。無量壽經上曰、「弘宣正法」。

大統(職位)僧官名統轄一國之比丘也。佛祖統紀五十一曰、「隋文帝勅僧猛爲隋國大統」。

(佛學大辭典)

〔大統の職位名は下高達寺元宗大師碑にも大統談弘とあり。支那の〕大統の

如き重職位にはあらざるなり。前に出せる三國史記職官の國統は支那の〔大統〕に當るべきものなり。

〔都考當事僧〕下朗空大師碑に「句當事僧」あり。〔考當事〕「句當事」同職名にて〔都〕は〔總〕の義に添へたるなり。

句當(職位)司寺中法務之役名。

(佛學大辭典)

考音_ユ(_ウ)句音_子(_五)相通じて用ゐたるものなり。

〔鐵匠令〕「令」は「長」の義に添へたるなり。〔鐵匠〕は下麗顯宗二十二年所立の淨兜寺石塔造成形止記にも出であり。塔碑造成に用ゐる鐵物を製する工匠を稱したるなり。

〔持客僧〕「持客」、寺院職名として未だ見聞せず。恐くは持、知、音_子(_ウ)同音なれば、相通じて用ゐたるものたるべし。

知客(職位)又云典客、典賓、禪林司賓客之接待者。

(佛學大辭典)

持は受持護持保持等の義に、佛書に多く用ひられ居れば、「持客」も語を爲さざるにあらざるべし。

「佐丞」「元甫」「元尹」「正朝」「正衛」「村主」「執事」「行者」「鐵匠」

以上は在家弟子の身分名なるが、右の中郷吏品職名を麗史と對照するに互に異同あれば、參考までに左に掲ぐ。

又設正匡、元輔、大相、元尹、佐尹、正朝、甫尹、軍尹、中尹等品職。

(三國史記弓裔傳)

郷職一品曰三重大匡、重大匡、二品曰大匡、正匡、三品曰大丞、佐丞、四品曰大相、元甫、五品曰正甫、六品曰元尹、佐尹、七品曰正朝、正位、八品曰甫尹、九品曰軍尹、中尹。成宗二年改州府郡縣吏職、以兵部爲司兵、倉部爲司倉、堂文等爲戶長、大等爲副戶長、郎中爲戶正、員外郎爲副戶正、執事爲史、兵部卿爲兵正、筵上爲副兵正、維乃爲兵史、倉部卿爲倉正。

(麗史選舉三餘註)

即ち佐丞は郷職三品の次位、元甫は四品の次位、元尹は六品の上位、

「正朝」は七品の上位なり。「正衛」は麗史郷職中に無し。恐くは七品の次位「正位」を稱したるものと思はる。如何となるに「位」。「衛」朝鮮音 위(위)共に同音なればなり。又「村主」と云ふ郷職名も麗史には擧げ居らざるも、新羅興徳王の時蓮池寺鐘記に「卿村主」とありて新羅時代より存在せし郷職名たること、同條に委しく説明せし通りなり。「執事」は寺院の僧職名にもあり、佛學大辭典に「禪林之知事、又云執事、見象器箋七」とあるが、此方は在家弟子なれば、麗史に「執事爲史」とある吏職名と見るべく、而して史と改めたるより見るに「書記」を稱したるものなり。次に「行者」は

行者「職位、禪語、方丈之侍者、釋氏要覽上曰、「善見律云、有善男子欲出家、未得衣鉢、欲依寺中住者、名畔頭波羅沙。」(未見譯語)今詳若此方行者也。」禪林象器箋八曰、「有髮而依止僧寺、稱爲行者」

(佛學大辭典)

今朝鮮にて「行者」を

上佐상좌 (Sang chwa) (佐正音자 (cha))

と云ふ。「寺院ニ住ミ未ダ僧トナラザル有髮ノ弟子」なれば、象器箋に出で
ある支那の「行者」なり。木碑文にある「行者」は「在家弟子」なれば自分の家より
通ひ居りしものたるべし。「鐵匠」は上に説明あり。其の住所と名を「仲源府
香淵」としあるが、仲源府は忠北忠州の古名にして、下覺淵寺通一大師塔碑
には「忠原府上聽訓父」とあり何れも通じて書き用ゐたるものなり。

○原興法寺眞空大師塔碑

麗太祖二十三年庚子西紀九四〇年

(碑陰記)

在家弟子(中) 州官 郎中 旻會衆 金舜衆 侍郎興林衆 秀英衆

上奈 信希衆

(金石總覽)

(備考)此の碑忠堪碑又半折碑とも稱せられ唐太宗の書を集めたる
著名の金石文なるが、劉燕庭海東金石苑亦本碑文を収録し。

通元上座 郎中 旻會衆 金舜衆
廣休長老 侍郎 興林衆 秀英衆
惠恭長老 上奈 信希衆

としあるが、俗字を考證するに於いて、双方同一なれば、今金石總覽
に従ふことゝせるなり。

「奈」 「奈」 「上奈」 「奈」 「奈」は三國史記職官新羅官號「十一曰奈麻奈末」とあ
る「奈末」を三國遺事等には「乃末」とも書きある二字を合したる俗字なり。

「奈」は「同」十曰大奈麻奈末とある「大奈末」の「奈」を略し、「大末」二字を合した
る俗字と見做すべし。「奈」の「木」は恐くは「等」字の省文にて「大木」二字を合し

たる俗字と思はる。「等」の省文「木」は下麗顯宗朝の淨兜寺石塔造成記には

「木」を書き、三國遺事正徳本には「木」を書き、又帝大本三國史記異體字にも「木」
を出しあり。されば俗文には古くより行はれ居たるを推知さるべし。さ

て「大等」の合略字として「上大等」も「大等」も新羅時代より行はれ居たる官號
なるも、其間多くの沿革變遷ありしは云ふまでも無し。麗初に於いて「大等」

の一の郷職名たりしは

成宗二年。改州府郡縣吏職。以兵部爲司兵。倉部爲司倉。堂大等爲戶長。大等爲副戶長。云々

(麗史 選舉三)

とある「堂大等」「大等」是なり。唯本碑陰記の「上奈 信希奈」は上の「上奈」は郷職名として下の「奈」は品階名と見るべきものなれば、直に後の「副戶長」なりとは云ふべからざるも、大體に於いて麗初より新羅朝にかけて品階名も官職名も劃然と區別あるものにあらずれば、別に品階名として「大等」の名もありしものと見做して差支無かるべし。下光宗朝龍頭寺鐵幢記にも、「前侍郎孫熙奈」と品階名に用ゐられあり。「上大等」是も無論郷職名なるが、麗史の郷職名「堂大等」と同一なるか、何れにせよ麗史郷職名中に「郎中」「員外郎」はあるも、「侍郎」「上大等」は無く、又品階名として「大等」と云ふは無ければ、是等の金石文に據り、麗史の麗初の郷職名に就きては、猶ほ研究の餘地あるべきを思ふものなり。

奈(字彙)力改切
來上榮小船梢木

劉燕庭海東金石苑は「奈奈」二字係俗體とし「奈」を擧げ居らざるは、欄外に示すが如く、「奈」は漢字にもあればなり。

○長 五龍寺法鏡大師普照慧光塔碑 麗惠宗元年甲辰 西紀九四四年

(碑陰記)

檢校都□□事僧釋定□ 第一座僧釋奘玄 院主僧釋□希 典座僧釋神榮 都維那僧釋繼希 直歲僧釋虛允 專知碑事僧釋洪洪 專知地理事大德聰訓 修道使者 佐尹康守英 廣評省吏王翼

「檢校都□□事」「□□」は恐くは前の「考當」たるべし。「檢校」は

檢校(術語)謂於事點檢典校而監查之也。

(佛學大辭典)

とあるものにて、監查役僧を稱したるなり。此の塔碑の撰者崔彦搆の官職名に「太相檢校尙書左僕射」とある「檢校」とは自ら別なり。

〔修道使者〕〔修道は何の義か、按ずるに下高遠寺碑に

塔名使 太相神補 副使佐尹令處

送葬使 正輔信康 副使佐尹圭康

齋使 元尹守英 祿僧史英順

修碑使 卿圭凝 直務憲規

とあるが、是等使者名の中何れかを指したるものか、或は全部を總稱せしものか明かならざるも、意味は同様にて、常に用ゐる佛語「修道」とは自ら異なるべし。王命により都より特に派遣されし使者なり。

〔廣評省吏〕

尙書省、太祖仍秦封之制、置廣評省、總領百官、云々

〔麗史百官〕

〔吏〕は〔胥吏〕なり。

○ 州 龍頭寺鐵幢記 麗光宗十三年 壬戌 西紀九六二年

〔本文略〕

當寺令釋綯大德 檀越兼令金希一 正朝金守□□□同釋希□□金
寬謙監司上和尙信學□□前侍郎孫熙奈 前兵部卿慶柱洪奈學□鄉
韓明寔奈末時司倉慶 奇俊大舍學院郎中孫仁謙鑄大□□
維峻豐三年太歲壬戌三月二十九日鑄成

〔備考〕

麗史光宗十一年庚申峻豐改元の記載無し。下光宗十四年癸亥の西
院鐘記〔峻豐四年〕と共に麗史の脱漏を補足すべきものあり。麗初の
新年號は

太祖元年寅 國號高麗 改元天授麗史宗世

光宗元年庚戌 建元光德同上

〔光宗十一年庚申 改元峻豐〕

即ち〔内〕の一項を補足すべきものにて、峻豊は四年まで続き、麗史世宗光宗十四年癸亥冬十二月行末年號となるものなり。

〔令〕〔令長〕にて一切の指揮役を稱したるなり。

〔正朝〕 上出、郷職七品なり。

〔監司上〕〔監司上和尙信學〕とあるが、〔監司〕は〔監典〕など、同義〔令〕の下にありて、鑄成事務の〔監督役〕なり〔上〕字下に付けて上和尙にては意味を爲さず、上羅興徳王の時の中初寺幢竿記に〔徒上〕とある〔上〕と同義監司ノ上首を指したるなり。

〔奈〕〔奈〕 俗體にて上眞空大師塔碑に説明せし通りなり。但〔奈〕を〔奈末〕と書きある相違のみ。

〔兵部卿〕〔時司倉〕〔兵部〕〔司倉〕共に麗史に出である郷職名なり。〔時〕は〔現任〕の義なり。

〔學院〕 麗史中央地方共に此の役所名無し。但外職西京留守官條に附録として屬官沿革を記載しあるが中に

東南面西北面都監諸學院、置判官一人。

諸學院、文師一人、記事二人、等士一人、記官二人、書者二人。

〔麗史外史〕

唯名丈け同様なりと云ふのみにて、此の諸學院と同一役所なるか、又中央の役所なるか、地方の役所なるかも明かならず。

○ 麗 西 院 鐘 記

所在 廣島縣賀茂郡竹原町照蓮寺藏

年時 麗光宗十四年癸亥〔西紀九六三年〕

伐昭大王嘗縣聽規沙干峻豐四年癸亥九月十八日古彌縣西院鑄鐘記
徒人名疏同院主人領玄和尚信嚴長老曉玄上坐欣宜□□言□大百十
一羅州□□百十一

〔備考〕

靈巖郡(古跡)昆涓縣在郡西三十里。本百濟古彌縣新羅改名。

「伐昭大王」「伐昭大王」は無論光宗の諱を稱したるものなるが、光宗の諱及び字は麗史に據れば

光宗弘道宣烈平世大成大王。諱昭。字日華。

(麗史世家)

とあり。光宗未だ在世中なれば、方言を以つて其諱を稱したる甚だ興味ある研究資料なれば、煩を厭はず、一言し置くべし。

昭音招(說文)日明也。(爾雅釋語)昭見也。(博雅)明也。(玉篇)光也。(集韻)照或省作昭。

光宗の諱「昭」は音五(cho), 訓^ス光ル(pis ah)なり。語根は^ス照(pis)なり。「色」も「光」も名詞として^ス異なり。即ち字の「日華」も諡號の「光宗」も諱の「昭」の義に取りたるなり。(此の「伐昭」の「昭」は借字なれば諱の「昭」とは自ら別なり。此の「光」(ヒカル)の方言王名は新羅王統にもあり。

照知麻立干

昭知此麻立干云々

(三國史記)

昭音招本作照。(集韻)光也本作昭。(廣韻)同昭。

雜 攷 第六輯 下編

俗文攷附書年月日例

鮎貝 房之進述

下目 次

山乘通度寺國長生石記	一
城杆埋香碑	四
長白巖寺貼文及關文	一〇
僧錄司貼文	一〇
監務官貼文	三
監務官關文	三
洪武年間女奴賣渡文書(第一號)	三

同 (第二號).....	四〇
太祖大王賜淑慎翁主家舍手書.....	四〇
景泰年間遺券.....	六〇
萬曆年間遺券.....	六六
康熙年間奴婢文券.....	七三
(一)牌旨(奴婢主の奴に對する承認書).....	七三
(二)賣主の奴の賣渡證文.....	七三
(三)訂人執筆者の證明願.....	七五
(四)買主の奴の證明願.....	七六
(五)賣主の奴の證明願.....	七六
(六)郡守の立案.....	七九
道光年間奴婢自賣文券.....	八一
康熙年間田文券(第一號).....	八三
同 (第二號).....	八四

嘉慶年間田文券.....	八四
儒胥必知文券例.....	八五
(一)士大夫家舍牌旨.....	八五
(二)常人家舍文券.....	八七
(三)債用文券.....	八七
(四)山地文券.....	八七
上洞墓所事蹟謄錄記.....	八八

附書年月日例

第二十一毗處王一作智王

(三國遺事新羅)

獸獨或作異次。或云伊處方音之別也。譯云獸也。獨、頓、道、觀、獨等皆隨書者之便。乃助辭也。今譯上不譯下。故云獸獨。又獸觀等也。

(三國遺事獸身)

此の王名の「照知」「炤知」は「照」「炤」を訓讀にし、語尾「知」を送りたるにて、即ち「照知」と讀ませたるは三國遺事に方言「毗處」を當てあるにて明かなり。何故に「毗知」と書かずして「毗處」と書きたるかと云ふに、朝鮮語の此の急促ハヤヒ音の終聲借字は三國遺事云へるが如く一定せず、書者の便に隨ひたるものなり。余の今日まで集録し置きたるものゝみにても右の通りなり。

叱借音

今音チ(chul)

瑟

舍(sil)

尸

尸(sil)

斯

斯(sil)

師

〃

思 史 西 世 子 自 處 鄒 召 炤 祖

思 (sh)

史

西 (sio)

世 (sey)

子 (cha)

自 (cha)

處 (chio)

鄒 (chi)

召 (chio)

炤

祖 (cho)

以上は急促終聲の借字として用ゐるものなり。(今煩を避けて實例を
挙げず)此の「伐」の「昭」は

第十三未鄒尼叱今

一作味炤又未炤

(三國遺事 歷王)

「味炤」の「炤」と同音借字なり。

次に上の「伐」と「毗」とは古方言相通の借字なりと云ふは

蔚山郡建置沿革本新羅屈阿火村新羅地名多稱火。火即弗之轉。弗又伐之轉。

(輿地勝覽)

「火」を今甚 (pe) 又早 (se) とも訓ず、此の訓借「火」と「弗」。「伐」の音借と等しきを云
ひたるなり、此の外に「發」、「夫里」等も同借字として用ゐられあり、而して此
の「伐」は「布」、「卑」、「比」等と相通じて借字として用ゐられしは

百發羅郡 新羅山郡 高羅州 朝本同

(東國郡縣沿革表)

卑離國

(三國志 馬韓)

比利神功紀

(日本書紀)

百伐音支縣 新清音縣 高豐縣

(東國郡縣沿革表)

卑彌國

(三國志馬)

布彌支(神功紀)

(日本書紀)

完山一云比斯伐

(三國史記地理)

不斯價話國

(三國志馬)

弗斯侯

(北魏書南齊書百濟傳)

昌(說文)一曰日光也

新火王郡一本比自大郡 高昌寧郡 本昌寧縣

(東國郡縣沿革表)

不斯國

(三國志馬)

比自^ヒ林^ホ(神功紀)

(日本書紀)

昌寧縣郡名比自火 比斯伐 火王 下州 昌山 夏城 夏山

(輿地勝覽)

以上の通り「伐」は「卑」、「布」、「比」、「林」、「弗」、「不」、「發」、「火」等相通じて用ゐられしを知られ、間接には「火」(ヒ)「甚」(pin)は「阜」(pu)「山」(pi)「阜」(g)等とも轉呼されしを證據立てたるべし。されば昌寧古名全州の古名も同じ。「比自火」の「比」は「火」(ヒ)「又」光「(ヒカリ)」「炎」(ホノホ)等の義たるは其の鎮山たる火王山、昌山の名に取りたる別一名古くより存在せしにても明かなり。而して「ヒ」
「ホ」(火等日韓同語原たりしことも證據立てたるべし。此の轉呼の例と

しては、「水」の方言なども同様なり。

音(三)借字「勿」物「早」(借字)牟「可」(借字)彌

故に「伐昭」は新羅の二十一代目の王名毗處と同名となる譯にて、「昭」字の訓なり。

さて此の「伐昭大王」光宗の諱を書き用ゐること、後代の支那流より云へば甚だしき異例なるも、漢文としてはともかく通俗文としては麗初頃までは猶ほ新羅上代の習俗と同様諱を其儘稱し居たることを、此の金石文にて知ることを得たるなり。

「疏」字義記注なれば他の鐘記にある「記」と同義に用ゐたるなり。

「院主人」上菩提寺大鏡大師塔碑の「院持主人」と同様、「住持」を稱したるなり。



○ 州 高達寺元宗大師惠眞塔碑

麗光宗二十六年乙亥
西紀九七五年

(碑陰記) 麗景宗二年丁丑
西紀九七七年

乾德九年歲次辛未十月二十一日於 元和殿開讀大藏經時 皇帝陛下詔曰國內寺院唯有三處只留不動門下弟子相續住持代々不絕以此爲矩所謂高達院曦陽院道峰院 住持三寶浪憑 國主之力所以釋迦如來出世道佛法付囑國王大臣是以 我皇帝陛下情深敬重釋門妙理共結良因軌矩恒流

門下弟子道俗等姓名如後

重大師同光 重大師幸近 大師傳印 大德金鏡 三重大師訓
善 重大師俊解 大德勝演 大德義光 大師全狀 大德僧喬
幸期和尙 幸海和尙 幸位和尙 僧摠戒定 大統談弘 大
德幸吉等五百餘人

三剛典 院主僧孝安 典座僧幸崇 直歲僧法元 維那僧幸溫

喬(集韻)烏猛切
音督(六書略)明
也一曰六合清明
也

門下刻字僧 幸言 慶然 宗能 廣規

塔名使 太相神輔 副使佐尹令虛

送葬使 正輔信康 副使佐尹圭康

齋使 元尹守英 祿僧史英順

修碑使 卿圭凝 直務憲規

掌持筆硯官 眞書左直學生李弘廉 石匠仍乙希

始丙寅年鄧工碑塔終至丁丑年功畢也

院主僧孝安 典座僧幸崇 維那僧幸溫 直歲僧法圓

〔僧總〕〔大統〕〔僧總〕は

云々上命兩街僧總大德法興内議令□□皇甫云々

〔開鳳巖寺靜眞大師圓悟塔碑麗光宗十六年乙丑西紀九六五年〕

云々有大弟子兩街僧總三重大師旣弘等云々

(本碑文)

とあるものにて、〔兩街僧ノ總取締リ〕の義か。支那にも日本にも聞かざる

職名なり。〔大統〕は上大鏡大師碑陰記に出であると職名たるべし。

〔三剛典〕 是も上大鏡大師碑陰記に委しく説明せし通りなり。朝鮮にては往昔三剛〔三綱〕と云へば院主〔典座〕〔直歲〕〔維那〕の四職名を合稱せしものにて、日本支那とは自ら異なれり。

〔太相〕〔佐尹〕〔正輔〕〔元尹〕〔祿僧史〕〔卿〕〔直務〕

〔太相〕 上大鏡大師碑に出せる麗史郷職品階名に出である四品曰大相とある大相たるべし。

〔元尹〕〔佐尹〕は六品曰元尹左尹とあるもの是なり。

〔正輔〕 は五品曰正輔とあるもの是なり。〔甫〕〔輔〕義異なるも、音^ボ同^コ同じければ相通じて用ゐたるものと思はる。例へば三剛典の直歲僧名法元の如きも、末銜には法圓としあり、〔元〕〔圓〕朝鮮音共に^ヨ同音なればなり。同一人名を同一金石文に異字を以つて書かれある著しき異例と云はざるを得ず。

〔祿僧史〕〔史〕は三國史記職官各官銜の下役に出しあり。又麗史百官にも

齋僧(雜語)設食
以供僧衆也。
(佛學大辭典)

各官衙吏屬の職名として、史、令史、書令史、計史、書史、等出でありて、書手、記官、算士等の吏職名と相對して擧げあれば、直に後代の「書記」と云ふを得ざるも、「書記」と「庶務」を兼ねたるものと見做すべし。上新羅朝の中初寺幢竿記に「史師」とあり。又同蓮池寺鐘記に「軍師史」とあると同名なり。「祿僧」の「祿」は「食祿」の「祿」にて食を設け僧衆に供する、即ち「齋僧」の意味に用ゐたるものなり。此の「齋使」は二人共に俗人なり。

「卿」上蓮池寺鐘銘に「卿村主」とある。「卿」と同義吏職の「卿」たるべく、「卿」は中央政府の職官名にもあれど、他の使同様、地方吏職名たるべし。

「直務」吏職名として他に用例無し。「事務擔當」の意味の臨時職名たるべし。

「掌持筆硯官」「眞書左直學生」「掌持」は一の俗語にて「擔任」の義に用ゐたるものたるべし。即ち「筆硯ヲ擔任スル役」たるべし。「眞書」音讀 *chin sio*。今も普通に用ゐらるゝ語なるが、同意味の語か明かならず、今左の如く用ゐらるゝ語なるが、

眞書 *진서 (chin sio)* 漢字(諺書)に對して云ふ
正書 *정서 (chiōng sio)* 淨寫
正字 *정자 (chiōng sia)* 楷書

當時未だ諺文無き時代なれば、同意味の語と云ふべからざるに似たり。此の元宗大師碑は「張端說 奉制書並篆額」なれば、碑文を書きたる筆硯官にはあらず。此「左直學生李弘廉」は恐くは「張端說」の書きたる碑文を「カゴウツシ」(雙鉤)にして石匠に渡す役を擔任せしものと思はるれば、今の正書「淨寫」の義の方にあらざるか。「左直學生」は何れかの學院の學生を指したるものか明かならず。

「始丙寅年鄧工碑塔終至丁丑年功畢也」此の一句亦當時の俗漢文を想見すべき一資料なり。

丙寅年ニ始メシ鄧工ノ碑塔ハ終ニ丁丑年ニ至リ功畢ル

と云ふ義なるが本銘文は「金廷彦 奉制撰にて純漢文なるも、此の碑陰記の方は他人の手に成りたるものにて、當時純漢文を屬するものは少數の

莊子送葬過惠子之墓。願謂從者曰。郢人墮慢其

鼻端。若蠅翼。
使匠石斲之。匠
石運斤成風。聽
而斲之。盡望而
鼻不傷。郢人立
不失容。云々
(南華經 徐無
鬼篇)

人たるを推測さるべし。漢文の拙劣なるに引易へ、「郢工」など云ふ難解の漢語を殊に用ゐ居る一笑に値すべし。却つて本銘文の方には「國工攻石」とあり。「國工を郢工」とせしものなり。

○延 豐 覺淵寺通一大師塔碑 推定靈光宗時

(本文略)

(碑陰記)

弟子大德釋聰訓 忠原府上聽釋訓又 下聽釋桂茹 釋三曉 三剛
直歲僧處直 典座僧處緣 院主僧聰禮 都維那恕均 内儀省令
匡謙 内奉省令俊弘 侍中仁奉 侍郎昕謙 石匠仍尸依 鐵匠富
烏

(備考)

中東京本高句麗國原城新羅平之。真興王置小京。文武王時築城周二

千五百九十二步。景德王改爲中東京。今忠州

國原城 一云未乙省。
一云託長城。

(三國史記地理)

前大鏡大師碑には、「鐵匠仲源府人香淵」とあり。又麗顯宗十三年壬戌の忠州師子頻迅寺石塔記には、「佛弟子高麗國中州月岳師子頻迅寺棟梁」とあり。又釋苑詞林(義天集麗光宗の時の王融撰文、康州智谷寺真觀禪師碑には、師諱釋超俗姓安。當國中原府人也」とあり。要するに今の忠州は仲源府、忠原府、中州、中原府等麗初には書かれ居たるものなり。何れも東國地理志の脱漏を補足すべき資料なり。

「上聽」「下聽」 僧侶の職位號たるべきも、日本にも支那にも嘗つて聞きたること無し。「聽」は「教法ヲ聽ク」の義より轉じて或宗派の僧職位號となりしものか。他の用例を發見せざるかぎりには明かならず。

「内儀省令」「内奉省令」

門下府掌百揆庶務。其郎舍掌諫諍封駁。國初稱内儀省。

判門下國初稱内議令。成宗改内史令。文宗改中書令。定一人。秩從一品。尚書省。太祖仍泰封之制。置廣評省。摠領百官。有侍中侍郎郎中員外郎。太時又有内奉省。三國史云内奉省即今都省沿革與之不同。成宗元年。改廣評省爲御事都省。十四年改尚書都省。云々

(麗史百官)

内奉省今都省

(三國史記職官〇弓裔所制官號)

通一大師碑文殆んど全部泐不明なり。麗史内儀を内議に作りあるも是と同名たるべし。内奉省は弓裔の制に仍りたる官省名なり。石匠名前元宗大師碑には「仍乙希」とあり。此の碑の石匠名「仍尸依」も同名同人たるべし。仍乙希(nol huy)「仍尸依(nol ny)」共に同發音たればなり。

○ 醴泉 開心寺石塔記

所在 慶尙北道醴泉郡醴泉面南本洞開心寺趾
年時 麗顯宗元年庚戌西紀一〇一〇年

上元甲子四十七統和二十七庚戌年二月一日正骨開心寺到石析三月三日光軍討六隊車十八牛一千以十間入矣僧俗娘合一萬人了入彌助香徒上社神順廉長司正順行典福宣金由工達孝順位剛香德貞函等卅六人推香徒上社京成仙郎光叶阿志大舍香式金哀位奉楊寸節等四節人 其豆昕京位剛偏平次衣等五十人

〔上元甲子四十七統和二十七庚戌年二月一日〕〔上元〕は普通正月十五日を稱する語なるがそれにては無意味なれば、他に解釋を求めざるべからず。按ずるに遼統和二十七庚戌は即麗顯宗元年にして麗光宗十五甲子を去る正に四十七年前なれば、此の甲子は光宗十五年の干支なり。麗朝にて光宗元年庚戌に光徳と建元し、同十一年庚申に峻豊と改元し、此の峻豊の

年號は

清州龍頭寺鐵幢記

所在 忠清北道清州郡清州面本町龍頭寺趾
年時 麗光宗十三年壬戌(西紀九六二年)

本文略

維峻豐三年太歲壬戌三月廿九日鑄成

とありて、峻豐三年は光宗十三年壬戌なれば、當時峻豐の年號の行はれ居たるを知られ、更に此塔記に據りて其翌年癸亥の年まで行はれ居たるを知らるゝなり。麗史に據れば

光宗十四年癸亥冬十二月。行宋年號。

成宗十三年甲午。始行統和年號。

(麗史)世

とありて、「行宋年號」は光宗十四年冬十二月に公布されあるも、實際は其翌年甲子より用ゐる始めしなり。其後成宗十三年甲午に始めて契丹統和の

光宗十三年壬戌
同 十四年癸亥
同 十五年甲子

年號を用ゐる始めしも、猶ほ宋を忘れず、甲子の年より起算して統和二十七年庚戌に殊更に上元甲子四十七を冠らせて稱したるなり。光宗十五年甲子より、統和二十七年壬戌迄は正に四十七年目なり。猶ほ李朝に於いて明の遺徳を忘れず、後代までも崇禎紀元後幾干支と稱し居たると同様にて、「上元」は「上國ノ紀元」の意味に冠らせ稱したるなり。

「正骨開心寺到」 「正骨」は朝鮮の寺僧に聞くに、今も僧侶の尸體を火葬にせし骨を「正骨」と稱し居る由なり。正日、正忌、正體などの「正」と同じく「真正」の義たるべし。此の一句「正骨」は開心寺ニ到ルなり。

「石折」 「折」朝鮮音折(折) 義は欄外に掲げある通り「折」なれば、石塔造成の「石ヲ折ル」なり。下淨兜寺石塔記に「分折」とある「折」とも同字なり。

「光軍」

折(玉篇)星歴切
俗折字
折古文折(正韻)
音鍾(説文)破木
也又分也又剖折
也
(康熙字典)

光軍司 定宗二年置之。後改光軍都監。顯宗二年復改光軍司。

(麗史)百官諸司都監各色)

定宗二年。以契丹將侵。選軍三十萬。號光軍。置光軍司。

靖宗八年判。國子監諸業學生。年壯不成才者。充光軍。

文宗十二年判。四面奇光軍。以年十五以上六十以下無疾病者爲之。

(同 軍一兵五)

以上の如く「光軍」は麗史に其沿革を記載しあるが、「光」は何の意味に稱したるものか。唯「光輝」の義として美稱に添へたるものか。同書文宗十二年判には、「奇光軍」と「奇」字を添へあり、「正」に對する「奇」の義か。大體に於いて麗朝の兵制は唐制に倣ひたるものなれば、州縣軍の常備兵に對し、光軍は豫備兵を稱したるものか。ともかく一旦有事の日には兵役に服したるべきも此の塔記にある「光軍」は人夫を稱したるなり。尤も此の「軍」字は古くより「擔軍」「役軍」等人夫の義として用ゐられ居れば、此の義に解しても差支無きものなり。

「軍十八牛一千以十間入矣」「以」字上に付けて「一千ヲ以テ」も、下に付けて「十間ヲ以テ」も解されざるにあらざるも、俗文なれば上に付けて解すべきものなり。「十間入矣」の「十間」とあるは、今「間」と云へば家の建坪數を現

屋舎
眞骨室長廣不得
過二十四尺。

六頭品、室長廣
不過二十一尺。
五頭品、室長廣
不過十八尺。
四頭品、至百姓
室長廣不過十五
尺。
(三國史記釋)

はす語にて、普通の民家は木尺(曲尺に等し)にて方六尺を一間と云ふ。寺院等の大建築は方七尺を一間と云ふ。是は古くも同様たりしは、今現存しある古寺院墟基石慶州狼山天王寺基石の間隔を實測せり。の間隔を計り見るに何れも基石の中央より中央まで曲尺七尺あるに徴して明かなり。即ち欄外に掲げある通り寺院の建築物は六頭品の室の長廣に準じたるものなり。二十一尺とあれば、三間の室たるなり。此の意味の「間」は

泉 龍門寺重修碑 高麗明宗十五年乙巳

云云降勅鳩財陶瓦架屋三十間。云々

太祖大王賜淑慎翁主家舍手書 建文三年辛巳

云云身梗貳間前後退瓦蓋。厨舍壹間瓦蓋。酒房參間草蓋。庫房參間前後退草蓋。樓上庫貳間草蓋。內斜廊肆間草蓋。西房貳間前後退草蓋。南斤參間前退草蓋。又樓上庫參間瓦蓋。合貳拾四間。云々

以上の通り日本にて「坪」を稱するところに「間」を用ゐることゝなり居るなり。勿論此の意味の「間」も羅代より用ゐる居たるを推測さるゝが、茲に「十間入

矣「十間」は家屋の立坪とは見るべからず、塔を立つる基趾の坪數と見做さざるべからず、即ち「十間」は「十間四方百坪」の敷地と見るを至當と思ふものなり。此の方の意味の「間」は後代には用ゐられぬ語なるが、恐くは古き以前には間數を歩數の意味にも俗語として用ゐ居たるものと思はれ、日本にて間數を歩數と同意味に用ゐ居るものと同語は、古き時代朝鮮にも行はれ居たるものにあらざるか。而して追々家屋立坪専用となりしものにあらざるか。

「僧俗娘合一萬人了入」「了入」の「了」は前の中初寺幢竿石柱記の「了成」の「了」と同義にして、「畢」の義なり。即ち「皆社中ニ入ル」と解すべき俗文なり。

「彌助香徒」金石總覽「彌助」としあるが「助」恐くは「勒」又は「肋」の誤寫か或は「諺」字かにあらざるか、如何となるに「助」を「助縁」の「助」と見ても「彌」字俗文としても意味を爲さざるに似たり。「香徒」是も日本支那に佛語として嘗つて聞かざる語なるが朝鮮にては古く「佛徒」即ち「社中」の意味に専ら用ゐられし語なり。

續到彼岸寺毗盧遮那佛像造像記 新羅景文王五年乙酉
西紀八六五年

香徒佛銘並序

慶州廻眞寺鐘記 年時未詳
今在烏根縣八東郡法吉村天倫寺

高麗國東京内廻眞寺佛弟子釋□奉爲聖壽天長國泰人安普勸有緣者
三千餘人入香徒布□敬造金鐘一軀

辛亥四月八日記

公年十五歲爲花郎時人治然服從號龍華香徒云々

三國史記 金庚
信傳

仁宗九年六月陰陽會議所奏。近來僧俗雜類聚集成群。號萬佛香徒。或念佛讀經。作爲詭誕。或内外寺社僧徒賣酒鬻葱。或持兵作惡。踴躍遊戲。亂常敗俗。請令御史臺金吾衛巡檢禁止。詔可。

麗史 刑法
禁令

等あるものにて羅代よりの慣用語なり。佛語香字を冠らせて美稱に用ゐる語に「舍利佛寺」「香國(佛國)」「香王(菩薩名)」「香室(佛殿等)の如く「佛徒」の義に

用ゐたるなり。三國史記金度信の雅號龍華香徒の龍華は彌勒佛が其下に坐して成道せしと云ふ樹名なれば彌勒の義に取れるものと言はるべく此の意味よりせば、「彌助」の助は勒又は肋の譌としても差支無きものなり。此の香徒と云ふ語は追々佛に關係無き俗人の或意味の名稱となり。「佛徒」の意味に用ゐるは李朝に入りて全く廢語となりたり。關係無ければ略す。

「上社神順廉長司正順」「上社は下社香徒にも出であれば香徒即ち社中の上首と見て差支無かるべし。「神順」「廉長」を二人の名と見て「司正順」は三字名か、三字名は姓を稱せざるかぎりには古金石文にも方言名以外甚だ異例なり。然らば「司正」を職名、「順」を一字名と見て、「司正」は何の職名なるか。麗史百官銓註等の郷職名にも一切出で居らず。唯從前五衛の現職にあらざる下官正七品に「司正」と云ふあり。其の沿革等一切不明なるが、或は麗初にも此の職名ありたるにあらざるか。按ずるに

内司正典、景德王五年置。十八年改爲建平省。後復故。議史一人。貞察二人。

史四人。

（三國史記官職）

と役所名として「内司正典」とあれば、「司正」と云ふ職名も當時有りたるにあらざるかとも云はれざるに似たり。

「行典」「典」は「ツカサ」と訓する字にて、三國史記職官には役所名として最も多く用ゐられあり。又役名としても「典翁」「下典」等用ゐられあり。「行」は「執行」の義に用ゐたるなり。別項普州蓮池寺鐘記名に「成典和上惠明法師」とある。成典は鐘を鑄成する役名を稱したるものと、同義と解すべし。

「位剛香德貞函等」「位剛」は下にも「位剛偏平」とあれば、身分名を指したるものと思はる。麗史百官文武兩班の職名にも品階名にも見當らず。唯別項若木淨兜寺石塔造成形止記此の塔と同時代に「正位剛隊正嵩函」と武官最下級の「隊正」の品階名として「正位剛」を書きあるが、此「位剛」は是と同様の品階名を稱したるものと思はる。若しも推測の如くんば此の「位剛」に正副の二階級ありしことゝなるものなり。

正九品隊正四十人

（麗史百官西班）

「椎香徒上社京成仙郎金叶」香徒「上社前出。」「椎香徒」は前の「彌助香徒」と相對して擧げたるものと思はるゝは、双方共に「上社」の役名あればなり。さて「椎」は何の義に用ゐたるものか。「椎」寺院にて用ゐる義としては

椎物名 又作槌。打物發聲之小木也。集韻曰、「椎傳追切音追通作槌。俗作槌」說文曰、「擊也又鐵椎也」涅槃經十三曰、如鳴椎集僧、嚴鼓戒兵。吠貝知時。是名法世。勅修清規法器章曰、「椎齋粥二時。僧堂內。開鉢念佛唱食遍食施財白衆皆鳴之。維那主之。下堂時聖僧侍者鳴之。」

槌砧物名 承槌打木、謂之槌砧。拈打之小木謂之槌。槌爲本器。爲槌而有砧。勅修清規維那曰、左手按砧、右手乎鳴椎。高不過五寸。聲絕方下椎。急緩合度。

槌物名 又作槌槌、乾槌。

槌物名 (Scharra) 又作槌槌、槌地、槌遲、槌椎。譯曰鐘、磬、打木、聲鳴等。可打而作聲之物之通稱、大小無別。案椎槌二字共爲寫梵音者。故無論用何者皆無妨。云々

(佛學大字典)

師指庭前梨木。乃震之而上天。梨木萎摧。龍撫之即蘇。其木近年倒地。有人作槌椎。安置善法堂及食堂。其椎柄有銘。云々

(三國遺事梨木槌)

「椎」は法器名にして梵語「槌」なるが、椎、椎音近きより其義までも取り、椎槌を當つることとなりたるは、佛學大辭典述ぶるところの如し。三國遺事には槌を槌に作りあるも本と梵語の借字なれば何れを當つるも差支無きものなり。即ち「椎香徒」は此の椎を鳴らす役を勤むる信徒を稱したるものにて、此方は俗人なれば、僧侶とは作法に於いて稍異なる點ありしなるべし。「上社」は此の信徒の上首を稱したるものなり。下「仙郎金叶」とある仙郎も身分名を稱したるものと思はるゝは下に「光叶金叶」と二人の名を入れあればなり。「仙郎」は羅代より「花郎」の別一名に用ゐられし語なるが、麗朝に入りて専ら宮中八關會の舞童、又僧侶に従つて句讀を學ぶ生徒の學頭をも稱することとなりたるなり。此の「仙郎」は八關會の舞童にはあらず「學頭」

の方を指したるなり。

頤字樂全生而姿相不凡。外王父俞千遇見而奇之曰。兒他日必貴。姨夫。故相金頤聞其言。養于家。國俗幼必從僧習句讀。有面首者。僧俗皆奉之。號曰仙郎。聚徒或至千百。其風起自新羅。頤十歲出就僧舍學。性敏悟。受書旋通其義。眉宇如畫。風儀秀雅。見者皆愛之。忠烈聞之。召見宮中。目爲國仙。云々

(麗史 頤傳)

とあるものにて、閔頤は麗忠烈王の時の人なるも、此の僧侶に従つて句讀を習ふと云ふことは、新羅に起りしものにて、其の「面首」を仙郎と號したることも新羅に始まりしことたるを推測さるれば、麗初顯宗の時に此の名稱行はれ居たることも推測さるゝなり。

「阿志大舍香式金哀」。「阿志大舍」は一の役名と見るべきものなるが、「阿志」は最も古くより少女名として用ゐられある語なり。

居叱彌王 一云今勿。金氏。永平元年即位。治五十六年。永和二年丙午七月八日崩。王妃阿躬。阿干孫女。阿志。生王子伊品。

(三國遺事 智略)

虎力伊干之子。舒玄角干金氏之長子。曰度信。弟欽純。妹曰寶姬。小名阿海。妹曰文姬。小名阿之。

(同 金庚信傳)

文元大王貞。史逸。封贈之由。子千秋殿君。尙光宗女阿志君。早卒。史皆逸其名。

(麗史 宗室傳)

宮人朴氏。全州人。內給事同正溫其之女。生一女阿志。

(同 列妃傳)

(進供)魚鹽等各種。奉保夫人。石首魚三介。卵醃。白蝦醃。各一合。五夕。鹽。九合。阿只。石首魚二介。白蝦醃。一合。五夕。鹽。六合。

(六典 條例 司宰)

(備考)六典條例「奉保夫人」とあるは王の乳母の封號にて、「阿只」とあるは中宮殿世子宮の乳母の封號なり。「阿只」は普通幼兒を指して云ふ時には「아기」(a-gi)と發音するも、此の乳母の封號は「아지」(a-ji)と

呼びたる由なり。今普通「阿只」と云ふ語は

阿只아기 (aki)

男女を問はず幼兒を稱する語、轉じて아가 (aga) とも云ふ。

阿只氏아기씨 (aki.ssi)

「阿只」に「氏」を附して呼べば、年少婦女の敬稱となるなり。略して阿氏아씨 (a.ssi) とも云ふ。日本語「オ嬢サン」なり。此の阿只氏は王及び王世子の十歳までの幼兒には男女を通じて呼ばるゝ敬稱なり。又此の「阿只氏」に「新」새 (sae) と云ふ語を上冠らせて「새아기씨」(sae aki.ssi) と云へば、「新婦」即ち「ヨメ」のこととなるなり。

「只」今朝鮮音지 (chi) にて、기 (gi) の音無し。古音に기音もありたるは、古地名等に皆기의音借に用ゐられ居るにて明かなり。蓋し漢民族も同様、지, 기普通言語の上にも通音なり。

古く「阿志」、「阿之」(即ち아지 (a.je) を當てられあるは、「阿只」と同語たるは

云ふまでも無けれど、今と同様男女を通じて幼兒に用ゐられしか、又今と同様年少婦女に限られ居たるか等の疑問あるも、此の石塔記の「阿志大舍」の「阿志」は婦人の敬稱、前に「僧俗娘」とある「娘」と解して差支無きものなり。「大舍」とあれば、婦人の信徒總代と解すべきものなり。「大舍」は新羅十二級の官位號なるも、役所名にも役名にも用ゐられあること左の如し。

典大舍典 典大舍一人 典翁一人 史四人

上大舍典 上大舍一人 上翁一人

(三國史記職官内省)

此の「大舍」と同義と見るべきものなり。

「位奉楊寸」能廉等四十人「其豆昕京」。「位奉」は人名か身分名か役名が明かならず、「位剛」同様身分名としても、麗史百官にも他の金石文にも未だ發見せず。「隊正」は麗史百官西班(武官)の最下級(正九品)に出である。「隊正」と同じきものなれば、恐くは光軍の指揮役を指したるものと思はる。楊寸、能廉、邦祐、其豆、昕京、皆人名たるべし。

「位剛偏平典次衣等五十人」「位剛前出。「偏平」「次衣は人名なるが、「典は何の意味の語なるかと云ふに従前吏文に「矣」と云ふ語ありて左の意味に用ゐられあり。

癸丑五月十五日及弟鄭俠年四十二

矣身射殺詔使一事庶有發明之路矣。朴宗仁段矣。身洞内光山令家來接。云々

癸丑年五月十七日喪人金尙窩五十

云々矣。子息光煌冒忝兵曹正郎肅拜後來見矣。身云々

朴應犀年二十九

白等矣。同黨等謀逆事狀乙矣。身上疏内大概陳告云々

(光海朝日記)

(備考)以上は光海朝金梯男の疑獄に關連せし今の口供文を収録せし吏文なり。「段」は日本の俗文儀者の意、「白等」は申シ上ゲマスルハの意、「乙」は乙の意の助辭なり。

即ち矣身、「矣子」、「矣同黨等用ゐられ居る矣」なり。音讀(イ)日本の俗語私「自分」など自分を卑下して稱する語に等し。

「典」は上に出である通り、役所名にも役名にも用ゐられある語なるが、従前の吏文に左の意味に用ゐられあり。

俗語呼其主曰上典。

(石潭日記(李珣))

康熙五十一年三月日堤川官立案

云々上項財主私奴永萬亦其矣。上典。衿得婢。云々

(舊文書)

(備考)此の舊文書は奴隷賣渡文記なり。「立案」は證明書の義亦は主格指示辭の「ガ」なり。「衿得」は分家ニ因ツテ得タルの義なり。朝鮮にて「分家」を「分衿」と云ふ。即ち「衿」エリヲ分ツと云ふ義なり。「矣上典」の「矣」は前のご同義なり。

「上典」は奴が「主人」を稱する語なるが、「典」一字のみにて此の意味に用ゐた

る例證は無し。故に「矣典」を直に「矣上典なり」とは云ふべからず。さて又「主人」を指して「上典」と云ふ以上、「下人」を「下典」と稱する語もあるべき理なるが、此の語今の吏文にも普通話にも一切用ゐられぬ語なるも、李朝中期頃までは「上典」に對し「下典」と云ふ語も用ゐられしは、

皇龍寺鐘

新羅第三十五景德大王以天寶十三甲午鑄皇龍寺鐘長一丈三寸厚九寸入重四十九萬七千五百八十斤孝貞伊王三毛夫人匠人里上宅下典云々

(三國遺事)

壁典 看翁一人 下典四人

荊園典 看翁一人 下典二人

(三國史記官職)

量田使前守倉部仰藝言、下典奉休竿士千達等云々

(淨兜寺石塔造成形止記)

(公賤)宮女。只以各司下典。選入。

(續大典刑典)

故に此の「矣典」の「典」は上下何れかを略せる語と思はるゝが、上の偏平に付けて解せば、即ち「私共主人」となり、下の次衣等に付けて解釋せば「私共下人」となる譯なり。

○若木 淨兜寺石塔造成形止記

麗顯宗二十二年辛未
西紀一〇三二年

太平十一年歲次辛未正月四日高麗國尙州界知京山府事任若木郡内巽方在淨兜寺五層石塔造成形止記
郡百姓光賢亦天禱三年己未十月日

國家霸業長興鴻基永固保遐齡於可久延寶祚於無疆長吏等賴此妙因
憑斯善事災殃不染福壽增長處々同歡人々樂業隣兵電滅上
國益安百穀豐登萬民和泰郡内老少男女百姓等延年益壽致福消災永

盆溢滿起也

二六之誤

竟覺之省文

佳准之譌

憲憲之譌

据字典不載

女土之行體

查(正字通)齊省
作齊查即齊之譌
漠恐漢之譌

拈(玉篇)星歷
俗析字(正字通)

保安寧恒居娛樂三界迷魂四生惡業承慈造塔愍得生天之願以石塔五
層乙成是白乎願表為造成是不得為乎天禧二年歲次壬戌五月初七日
身病以遷世為去在乙同生兄副戶長稟柔亦公山新房依止修善僧查由
本貫壽城郡乙繼願成畢為等勸善為食佰貳石并以佳受令是遣在如中
郡司戶長仁勇校尉李元敏副戶長應律李成稟柔神彥戶正宏運副戶正
成憲官吏光榮等太平三年癸亥六月日淨兜寺良中安置令是白於為議
出納為乎事亦在乙善州去集据院主人貞元伯士木貫義全郡乙白弥寺
良中立申去向行千三百步到阿干山金直田筒亦中同年十一月六日元
伯士身寶衆三亦日々以合夫三百四十八并以石乙良第二年春節已只
了分章遣成是不得為犯由白去乎等用良又右長亦僧智漢那禪院依止
本貫同郡乙勸為太平五年歲次乙丑三月十二日食十三石太平六年歲
次丙寅十月日米伍拾肆石乙佳受令是遣在如中加于物業乙計會為太
平七年歲次丁卯十二月日隨願僧俗等一千餘人乙戶長柳瓊左徒副戶
長承律右徒例以分拈為弥日々以石運已畢為太平九年己巳□月日右

同析 又分也(書
堯典)既民析
竿蘇貫管算
義同

員、置之譌
臆、(集韻)莫佩
切音妹又密北切
音墨義杖同

圓、剛之譌
兩、函之譌

莫、莫、不明
△(集韻)鄰古作
△鏡字典不載恐
築之譌
邀之譌

伯士乙仍請為同年春秋冬念丁今冬石練已畢為內弥寺之段司倉上導
行審是內乎矣七十六是去丙辰年量田使前守倉部卿藝言下典奉休竿
士千達等乙卯二月十五日宋良卿矣結審是乎導行乙用良顯德三年丙
辰三月日練立作良中代下田長廿七步方廿步北能召田南東渠西葛頭
寺田承孔伍佰肆拾結得肆拾玖負肆東同寺位同土犯南田長拾玖步東
三步三方渠西文達代承孔百四結得玖負伍東右如付量有在等以地理
延隱僧八居縣去陸村乙占定令是乎味投郡司戶長別將柳瓊攝戶長金
甫戶正成久副戶正李希書者承福等太平十年歲次庚午十二月七日牒
以寺代內應為處追于立是白乎味了在乎等用良同日三寶內庭中乙定
為在乎事是等以月十二日正位劉隄正嵩齋式奠一品軍作△等廿一人
亦掘取五尺石築十尺方良中排立令是白內乎矣玄風縣北面觀音房主
人真甫長老陪白賜乎舍利一七口乙京山府去處藏寺主房承長老亦今
月一日陪到為賜乎事亦在等以本來瑠璃筒一鑰合一重二兩亦中安邀
為白弥文記并以又鑰合一重十二兩三日良中邀是白內叱乎亦在弥石

注(說文)作往
通作法(字彙)古
文往字

猷悉猷之譌

之(字彙補)丘
吉切音乞

渠、渠之譌

返、匠字之譌

茶、(韻興)齋同
硝、(玉篇)千定
切音詭石也

過、邊字之省文

剛、剛字之譌

衰、衰之譌
涓、酒之譌

練時乙順可只而今良中至今天原寺主大師青允金剛寺主大德釋令芳
允寺主重職法祚禪院主人懷闡道俗寺主賢朗普沙寺主讓賢大乘寺主
彥融金莫寺主元慶蓮長寺主智善金安寺主法真京山府古等各食壹石
般若寺主得名光猷食參石禪院依止僧蓮育米壹石副戶長旨禮赫宏戶
正成允漢器正雄憲真漢副兵正元行等乞供納米拾柒石拾斗志興郎麥
壹石柒近信貞上京布卅尺智奉寺主大師晏光布十五尺副戶長稟柔米
參石拾斗柔五度麻壹過般若寺主光由戶長柳瓊散員積宜積寺主人幸
僧等各麻壹過逾近居等選輸合壹重貳兩副戶長肯禮兵正佐宜戶長柳
瓊神彥妙興寺主竟由金剛寺主般若寺主邁長寺主道俗寺主禪院主人
天原寺主碓川寺主貞宏新房主賢采柔倦寺主神憶副戶長承律副正元
白智白師行順男等各一度柔仙石寺主二度柔隊正式奠四度柔戶正成
允漢器并一度柔繡帳寶廉富女等柔一度官吏元道洪漢并柔一度桑由
師得賢并柔一度金昕奠他并柔一度戒仁哀阿召哀內金富多支金助烏
并柔一度普沙寺忠寺并柔一度德積奴一時柔新達男一時柔三孝男一

股、不明股字之
行體乎

茶、茶之譌

巴、未詳

時柔京稱長老股述能光金漢多支富助烏含富等柔一度酒二香知白莫
他戶正成允等各餅壹合副戶長賢質酒一香餅一合允孝新達并酒一香
戶長神彥酒二香汁火寺主人賢京玉滿寺主元京陽岳寺主智黃等各茶
酒柔炙李言男酒一香樂人式長等拾伍人茶酒柔炙吉奉男哀好大娘并
餅一合助烏巴明并餅一合酒一香量民哀助烏并餅一合酒一香能名孝
德莫明烏今巴等并酒一香用德女等酒參斗玉滿寺主莫質副正處忠并
酒參香大內義娘布卅尺
右如隨願為在乎事亦在

院主僧惠元骨廻寺 福光本貫善州

史二 真行沙彌本貫若木郡

成密沙彌本貫善州

金徒僧妙孝長只縣 鐵近會文同郡

鐸廿六棟梁僧法光

(備考)

遼聖宗太平十一年辛未 麗顯宗二十二年 西紀一〇三一年

宋眞宗天禧三年己未 麗顯宗二十二年 西紀三一年

麗史顯宗十年契丹來侵姜邯贊擊敗之とあれば願文中「隣兵電滅」とあるは契丹を指したるにて、「上國益安」とある「上國」は宋を指したるなり。

淨兜寺、輿地勝覽、寺刹記等不載。此の塔は京釜線若木驛東北の淨兜寺々墟に在りたるが、線路工事の際京城南大門鐵道院官舎内に移置せり。此の形止記は紙本墨書にて、塔基石の中央に穴を穿ち鑰製合子の中に盛り藏したるもの、今表装して懸額とし鐵道院に保管しありたるものなり。(近頃塔と共に總督府博物館に移置せり)

文中州府郡縣名

尙州 今同 慶尙北道

京山府 今星州同上

若木郡 今同 同上

長鬐縣(郡名)
只杏鑿立
(續覽)

壽城郡 今同 同上

善州 今善山同上

八居縣 漆谷の古名同上

玄風縣 今同 同上

長只縣 恐長鬐同上

義全郡

古今地理書義全郡一切載するところ無し。恐くは忠清北道の全義を顛倒して書きたるものと思はる。全義は三國史記地理以下皆縣名にして郡名無し。此の點疑はしきやうにはあれど州府郡縣名は唯名義上にて、一般には皆混合して用ゐ居たるは、金石總覽所載驪州神勒寺大藏閣記麗辛禎九年 推錄撰文に檀越四部衆人名を列舉しあるが、州府郡共に二十以上何等區別無く皆郡とし、中に「全義郡夫人李氏」もあれば顛倒せしものと見るも差支無かるべし。慶北の郡縣名として義興、義城等あるも、義全の

知禮縣(山川)大德山。在縣南四十里。全羅道茂朱縣。任內茂豐縣界。
(輿地勝覽)

別名は一切見聞せしこと無し。

〔任〕「管轄」の意味に用ゐる俗文なり。〔任内〕即ち「管内」と用ゐたるは欄外の例の如し。

〔形止記〕「形止」は「事蹟」「形跡」など譯すべき俗文にして、日本にて「願末」「始末」など用ゐる俗文と同意味なり。支那にも用ゐる語か。

〔亦〕「郡百姓光賢亦」「戸長稟柔亦」「右長亦」「衆三亦」等用ゐある「亦」は皆同義にて、吏吐主格指定辭なり。여(여)と讀ませ、日本の助辭「ガ」と同義なり。

矣身亦의 몸여 (uy nom io)

自分ヲ指稱スル辭 의 몸이 (uy nom i)

(吏吐註釋)

〔矣身亦〕は即ち「自分ガ」と譯すべき語なり。普通語には여(여)と云はず、이(이)又は가(가)と云ふ。

〔長吏〕

北史云。百濟官有十六品。云々外官有司軍部。司徒部。司空部。司寇部。點口

部。外舍部。綱部。日官部。市部長吏三年一交代。

(三國史記職官)

顯宗十三年四月。崔士威奏。鄉吏稱號混雜。自今諸州府郡縣吏仍稱戶長。鄉部曲津驛吏只稱長。從之。

同十六年二月。制。諸州縣長吏。病滿百日。依京官例罷職收田。

(麗史選舉三
銓註三)

〔長吏〕と云ふ郷職名は後代には全く廢せり。李朝にて吏房衙前。胥吏など稱するものと同郷職名なり。而して北吏に出である通り百濟にも同郷職名出であれば、其古きや知らるべく、三國史記前後見當らざるも、新羅にも此の郷職名ありたるべきは、新羅を繼承せし高麗國初に一般に稱され居たるに徴しても推測さる。而して従前李朝に入りて此の吏房と云ふは一の階級即ち中人の職となり居たるものなるが、此習俗も遠く三國時代に溯るべきを推測さるゝは此の形止記の長吏は下文此の塔造成の主唱者が戸長。副戸長。戸正。副戸正等吏職の人々を指したるに徴しても明かなる

ところなりとす。

「以」字義通り「モツテ」にて

ㅁ(o) ㅁ(oo) ㅁㅁ(oo)

等讀ませ、吏吐も普通語も共に同様なり。「生天之願以」「身病以」「日々以」「牒以」等皆同義の吏吐なり。「身病以」の「身病」今も普通に用ゐらるゝ語にて、日本の俗語「病氣」と同様なり。「病氣」と云ふ語は朝鮮には無し。「病」或は「身病」と云ふなり。

「乙」音借音(ㅁ)目的格指定辭日本助辭の「ヲ」なり。「五層乙」「同郡乙」「千餘人乙」「千達等乙」「右伯士乙」「舍利十口乙」等用ゐあるも是なり此の音(ㅁ)は普通語も同様に用ゐるなり。

「是白乎」이 ㅁㅁ(ㅁsalp on)なり。

爲白乎 ㅁㅁㅁ(ㅁsal on) 「爲乎」ト同意

ㅁㅁㅁ(ㅁsal on) 「爲乎」ト同意

爲乎 ㅁㅁ(ㅁha on)

爲スト云フ稱

(吏吐註釋)

「爲白乎」「是白乎」は全く同吏吐なるも、上の語尾により慣用あるだけなり「爲」訓借音(ㅁ)なり。吏吐註釋「爲白乎」と「爲乎」と同意としあるも是は用法のみに就きて同じきを云ひたるなり。「白」は字義「上ニ告グ」の義に取りたる敬稱にて、吏吐「自分ヲ卑下シテ他ヲ敬フ」敬辭に挿入するものなれば「爲乎」よりは一段鄭重を極めたる語なり。猶ほ日本書簡文體の「侍ル」「候フ」と同意味なり。今普通語にはㅁ(ㅁ)と云ふ。「成是白乎」は「成就イタシマスル」と云ふ分詞格なり。

「爲遣」

爲遣 ㅁㅁ(ㅁha kion)

此ヲ爲シ又彼ヲ爲スト云フ接續辭 ㅁㅁ(ㅁha ko)

(吏吐註釋)

「遣」音借音(ㅁkion)と讀ませ普通語「コ」(ㅁko)と云ふ「而」の義たる日本語助辭の「テ」

なるが、普通中止格に用ゐる吏吐なり。「願表爲遣」は「願表シ」なり。

「是不得爲乎」「不得」は

不得 모칠(mo chil)

不能ノ意 吳(moe)

(吏吐註釋)

「不能」の意の副詞にて普通語には吳(moe)と云ふ。總べての動詞に添はりて副詞となる語なり。「爲乎」は前にあり。即ち「成是不得爲乎」は「成就シ得ザル」と譯すべし。

「爲去在乙」此の吏吐は後代には用ゐられず。

爲去乙 ㅅ가늘(ha ko nul)

現在爲ト云フ助辭

爲有去乙 ㅅ앗가늘(ha is ko nul)

己ニ爲セシ者ノ稱 ㅅ야가늘(ha ias ko nul)

爲在乙 ㅅ견을(ha kio nul)

現在ニ爲セルモノ、稱 ㅅ앗을(han kos ul)

(吏吐註釋)

以上三の吏吐中第二の「爲有去乙」の過去辭「有在」とし、「去」と顛倒して用ゐたるものと見做すべきものなれば、「遷世爲去在乙」は「遷世セシヲ」と譯すべし。

「爲等」「爲等」は後代の吏吐には未だ用例を發見せず。「等」は吏吐として二の義に用ゐらる。

爲去等 ㅅ가늘(ha ko tun)

將ニ爲スコトヲ待ツ意

是去等 ㅅ가늘(ha ko tun)

猶是ノ意

(以上第一義)

是平等以 ㅅ온득을(ion tul no)

是以ノ意

是去有等以 이거이신들 ㄱ (iko isin tul no)

是ニ因ルノ意

爲有置有等以 하엇두이신들 ㄱ (ha is tu isin tul no)

爲セシ所以ノ意

(以上第二義)

(吏吐註釋)

第一義の「去等」を吏吐註釋種々の解説を試み居るも、거 (ko tun) は今も普通語に用ゐられ、則ち「則」の義の過去辭にて、日本語の「レバ」「セバ」の義なり。此「爲等」の「等」は此の義として、は意味通せず。第二義の「等以」の「以」を省きて用ゐたるもの、即ち「所以」或は「因ル」の義と解すべし。即ち下通度寺長生記の「等以」の「等」も同義なり。「成畢爲等勸善爲」は「成就シ畢ルツケニテ勸善シ」なり。

「爲」

「爲」 가야 (ja ia)

接續辭

(吏吐註釋)

とあるものは是なり。漢文の送假名即ち吐には「爲也」と「也」字を添へて書くこととなり居るなり。「勸善爲」「勸爲」「計會爲」「畢爲等爲」は皆日本語シテと譯すべきものなり。

「食」 此の「食」を穀物名として用ゐたるは、上昌寧邑内石佛光背記羅聖徳王元年 庚寅西紀 八一〇年 條に委しく説明せしが如し。下文に「食壹石」「米壹石」「麥壹石」と米麥に對し明かに區別して用ゐれば、一般の常食「粟」に當てたる俗語たりしものと考定せり。

「并以」

「并以」 아오로 (aolo)

并字ノ訓

(吏吐註釋)

と字義其儘訓讀にしたる吏文にて、日本語アハセテと譯すべし。下文「文記并以」とあるも同語なり。

「准受」「准數通り受領」の義に用ゐたる俗語なり。「准今普通に「準字を書き」「準數」「準納」等普通一般に用ゐられ居る語にて、日本語「サダメリ」(一定)と譯すべし。

〔令是遣在如中〕

令是遣 시기고(西. 西. ko) 又 개하고(kay ha ko)

使之然ノ助辭(令是弥同)

시기고(西. 西. ko) (セシメ)

개하고(kay ha ko) (オシメ)

是在如中 이견다히(ikion tabuy)

如是ノ際ノ意 이온러에(ion löoy)

(吏吐註釋)

〔令是遣如中〕と云ふは、後代には無き吏吐なるも、此二つの吏吐を合したるものにて過去辭「在」を挿入せしものなれば「セシメタルトコロニ」と譯すべし。〔令〕は字義通り「セシメ」なり。

〔官吏〕 前の高麗太祖の時の菩提寺大鏡大師塔碑に擧げある麗史銓注成宗二年改めたる吏職名に

執事爲史。 維乃爲兵史。

とある「史」を指したるものなるが、「官吏」と用ゐあるは、麗史にも見當らず。

〔良中〕

良中 아히(a haa)

當地或當時ヲ稱スル助辭 히(oy)(11)

(吏吐註釋)

아(oy)は日本の助辭「ニ」なり。下文「寺良中」「三目良中」「今良中」とあるも皆同語なり。

〔令是白於爲〕「於爲」と云ふ吏吐後代には用ゐられず。下通度寺長生記にも「改立令是於爲了等以立」と挿入されあるものと同義たるべし。後代の吏吐としては

令是乎爲 시기오삼 (si. hi. osam)

使令スルコトヲ謀ル意 시기라지 (sa ki ra ki)
(セシメント)

爲只爲 さ기삼 (sa ki sam)

將爲スルコトヲ謀ル意 さ기토 (sa ki to)

(スルコトニ)

さ기를 (sa ki ril)

(スルコトヲ)

(吏吐註釋)

「乎爲」只爲等用ゐられあるもの是なり。「爲」を사 (sa) と讀ませあるは、

「爲」の訓なり。吏吐註釋謀ル」としあるは希フの義なり。故に「安置セシメント」

「安置セシムルコトニ」と譯すべきものなり。

「爲乎事亦在乙」爲乎事は하은일 (ha on il) と讀ませ、「スル事」イタシマ

スル事等文書の結辭として用ゐる吏吐なり。「亦在乙」亦在は下結辭に

「右如隨願爲在乎事亦在」乙を添へたるものなり。

爲在乙 さ기삼 (sa ki sam)

이거키 (iko ki) 「ナルヲ」モノナルヲ」

(吏吐註釋)

と同義の吏吐たれば「議出納爲乎事亦在乙」は「出納ヲ議スルモノナルヲ」と譯すべし。

「去」土字の行體なり。此去。左の五ヶ所に用ゐられあり。

(一)善州。集据院主人貞元伯士

(二)寺良中立申去。向行千三百歩

(三)地理延慶僧八居縣去。法村乙占定

(四)京山府去。處藏寺主彦承長老

(五)京山府去。等各食一石

最初寫本を見たるに、去。皆云に作りありたるが今實物寫眞に據るに、「土」の行體たるを知れりと云ふは、(三)の「延慶」の「慶」字も去に作りあるにて明かなり。「土」は即ち「土地」にて皆所在地を示したるなり。(二)の「申去」は「申方

申坐
西南
寅向
東北

之士の義にて西南方土を指したるなり。

「伯士」古今金石文にも記録にも嘗つて見聞せしこと無き職名なり。恐くは「博士」を稱したる寺院慣用の俗語と思はる。「伯」は今音^{ハク}、「士」は今音^シなるも、普通方言には「博士」も^{ハクシ}と發音し居ればなり。按ずるに

慶新羅聖德王神鑄銘 羅惠恭王六年辛亥
西紀七七一一年

鑄鐘大博士大奈麻□□□□ 次博士奈麻□□□□

晉蓮池寺鐘銘 羅興德王七年癸丑
西紀八三三年

成博士

等出であるのみならず、麗史にも

穆宗元年改定文武兩班及軍人田柴科

第九科田六十結柴三十三結 國子博士

第十二科田四十五結柴二十二結 大常博士

第十五科田三十結柴十結 大醫丞博士
律學博士

第十六科田二十七結 書算博士
司曆卜博士
文宗三十年更定兩班田柴科

第十科田十七結 地理業人 田二十五結 地理師 田二十結 地理博士 田十七結 地理生
正理

(麗史一食貨)

此の博士と云ふ官職名は三國史記にも多く出であれば、無論新羅朝より持ち越されたものたるや明かなり。鑄鐘に關係せる博士は何を主宰せるものか、恐くは麗史食貨穆宗元年改定の第十六科の博士業たるを推測され、此の「伯士」も造塔を主宰せし博士たるを推定さる。下文の「元伯士」は「貞元」の「貞」を略せるもの、「右伯士」の「右」も吏文に用ゐる「上」の意味に解して、共に「貞元伯士」を指したるものと見るべきなり。貞元は僧侶なれば、「博士」を「伯士」と稱したるものたるべし。

「乙白弥」此の吏吐後代は勿論古き吏文にも未だ用例を發見せず。「乙」(ヲ)を上につけて、下の「白弥」の「白」は

白是 命イ

父母祖父母ニ奏スル書札ノ名辭

白等 命三

次第ニ歴舉シテ告白スル意

(吏吐註釋)

即ち「白」の字義に取り、日本語の「申シ」と同敬稱に用ゐるものなるが、上に「乙」(ヲ)の吐あれば、「白弥」を「申シ請ヒ」の義に用ゐたるものか、上文に「右伯士乙」仍請爲とあれば「請」字を脱せしものか。

「申去」前に説明せし通り、「去」は「土」なり。「申」は「申方」(西南方)を指したるなり。

「向行」「向ツテ行ク」と解して差支無し。「向」字上平壤城壁石刻にも出で
あらが、吏文にも

向前 아전 (a chion)

曾往ノ意 往의 (ch ion uy) (前ニ) 아리 (a I uy) (下ニ)

(吏吐註釋)

即ち「前行」の義なり。

「田筒」是も一の俗語なり。

中宗十一年諭八道觀察使曰。堤堰之設。專爲水田灌溉之益。取利甚博。而近因有司廢而不修。守令慢不致意。或侵占盜耕。或不堅築致決毀。至於植木。設桶。皆不如法。一遇旱乾。常患乏水。殊非國家爲民興利之意。卿其擇定剛明吏。尺量如制。督令修整。卿亦親審啓聞。予當遣御史檢視。如與元案不
准。非但守令。卿亦不饒。

仁祖元年備邊司啓。各處堤堰。皆是祖宗朝視水利。築筒儲水。雖或荒廢。不容耕種。而壬辰以後。處々堤堰多爲勢家之占。丁未以前。分明有折受立案。收稅耕食者外。戊申以後。立案冒耕者。并請修築儲水。上從之。

肅宗十年清城府院君金錫胃筵啓。我國三南之外。關西最爲膏沃。如三縣近海之邑。安州博川定州等處。多有舊筒。廢堰民不蒙利。而實合開墾者。今若令本邑許民開墾作畚田。盡力耕耨。則數三年內可得屢萬石穀物。臣頃

堀(玉篇)拖孔切
音桶缶堀也

以此間平安監司申翼相則翼相先以三縣十筒。圖形見示。而永柔德池等五筒。千餘石落。皆可耕種。咸從甌山四筒。則民方儲水蒙利不可耕墾云。此外諸處雖未及摘奸。以來大抵可耕之處為多矣。今自廟堂分付本道。使各邑許民耕食。以盡地利。以為厚待糧餉之地何如。上曰。分付監司使之割。即舉行可也。

(文獻備考 田賦考 堤堰)

金草同不赴堀。役。金延石連日叱辱 方言築堤 捍水曰堀

(欽々新書)

堀 平安南道 江西

(五萬分地圖)

以上の通り筒、桶、堀を當てあるは、灌漑用の堤堰を稱したるものにて、方言 동막 (song mak) と云ふ。即ち金直の「田筒」にて境界を示したるなり。「堀」字漢字にもあれど、義異り、東國造字なり。漢字音は何れも強音字 (song) の方なるも「堤堰」の義には普通音 동 (dong) と呼ぶなり。

〔亦中〕

亦中 야중 (yo hay)

本處ノ稱 야중 (yo hay)

(吏吐註釋)

前の「良中」아중 (ahay) と同義指示辭ニ「於、于」なり。唯慣用の相違あるのみなり。「到阿干山金直田筒亦中」は、漢文に書けば「到于金直田筒」なり。

〔乙良〕

〔乙良〕 을량 (il lang)

此或ハ彼ヲ指稱スル助辭

(吏吐註釋)

을량 (il lang) 今普通言語の上にも用ゐられ、對照の主格指定辭「日本語ハ」(者)の義なり。

〔己只〕

〔己只〕 이지 (ika chi)

迄至ノ意

(吏吐註釋)

外_지 (Kka chi) 今も普通言語の上に用ゐらるる日本語「マデ」(迄)の義なり。

「了_{今齊遣}」(了)は

了 다안 (sa an)

(吏吐別本)

とありて吏吐にては 다안 (sa an) と讀ませあるが朝鮮語副詞皆を 다 (da) と訓じ、動詞盡을 다 (da) と訓ずる語と同義、日本語終「畢」了の訓「ヲハル」の義に用ゐたるなり、上の開心寺石塔記には

僧俗娘一萬人了入

とあり又下通度寺長生記には

改立令是於爲了等以立

と用ゐ居る了とも同義なり。「今齊遣」古今吏吐として未だ用例を發見せず。「今」下文に「至今」(イタリ)と至字に送りあり。「齊」音借 齊 (chily) と讀ませ

多く結辭として吏吐に用ゐられ居る字なり。「遣」音借 遣 (ion) と讀ませ、語尾に付く時は、今普通語に 丑 (io) と云ふ而の義日本語テの中止法に用ゐらるゝ吏吐なり。されば了今齊遣は了ハリマシテと譯すべきものなりと思ふ。さて此の一句石ハ第二年ノ春節マデニ了リマシテとなるものとして、は意味徹底せざるが、恐くは上の石ハとあるは、石を山より切り出すこと、即ち採石ハと解すべきものなりと思ふ。而して下文の成是不得爲犯由白去乎等用良は塔ハ未ダ成就セザルニ囚テと連ね書きたるものと見做すべきは、下文に更に寄附を募り石運(石材ノ運搬)石練(石ノ磨キ)等を爲し居ればなり。

「成是不得爲犯由白去乎等用良」成是不得爲は前にあり、「成シ得ザル」なり。「犯由」後代の俗語にも吏文にも一切用例無き語なるが、下の「白去乎等用良」は

是乎等乙用良 이온들쓰아 (ion tal ssa)

因是之故ノ意 이온들로외 (ion tal loss)

爲平等用良 ㄱ은을쓰아 (ha on chul su a)

爲ス所以ノ意 ㄱ은을뒤외 (ha on tul lo so)

(吏吐註釋)

「ナルニ因ツテ」の義にて「等以」も「等用良」も慣用あるべきも、同義なり。「犯由」と「由字」と合して一熟語に用ゐ居れば、「犯」は「オカス」の義に用ゐたるにはあらざるべし。「犯」下文に「寺土犯」と「地境」の義に用ゐ居れば、日本語のワケ(理由、事由)の義に用ゐたるものか、即ち「成是不得爲犯由白去乎等用良」は「采々塔ガ」成就セザルワケニ「因テ」と譯すべきものなりと思ふ。

「加于」

加于 ㄷ우 (da u)

愈益ノ意

(吏吐註釋)

ㄷ우 (da u) は普通語も同様にて、日本語イヨク「愈」「マス」
「益」と云ふ副詞なり。ㄷ우 (da u) は「加」の訓なり。

「物業乙計會爲」「物業」「計會」共に今無き俗語なり。此の一句を上文に付けて解釋せば、「物業」は「施財物」の義となり、下文に付けて解釋せば、「造塔事業」の義となるものなるが、「計會」は「財物」に關する語と思はるれば、上文に付けて「物業」は後代の「物力」「物財」などの義に用ゐたるものと思はる。

「左徒」「右徒」「徒」朝鮮語 ㅄ리 (suri) と訓するものにて、日本語「ムレ」「クミ」の義なり。

「分拚爲弥」「拚」は「析」字の俗字音 ㅅㅍ (sok) なり。「弥」は ㅁ (ma) にて中止法の助辭たること、上葛項寺塔記に説明せし通りなり。

「念丁」「念」今音 ㄴ뎨 (nom) 訓 ㅅ각 (sing kak) と訓する字なり。ㅅ각 は「生覺」の字音語、日本語「オモフ」「カンカウ」の義なり。然るに此の字義に解しては、此の「念」は意味を爲さず。按ずるに、

月下伊底亦西方念丁。去賜里遣 無量壽佛前乃

念ジ行カレテ

(三國遺事 廣徳作歌)

とある「西方念丁」の「念丁」と同語なるも此の歌は「西方(淨土)ヲ念ジ行カレテ」と譯して意味通ずるも此の形止記の方「同年春秋冬念丁今冬己畢爲」とあれば、字義通り譯しては意味を爲さず、恐くは「念(niom)」と云ふ「經過」などの義の古方言あつて、是に當てたる音借字と思はる。按ずるに

休横行(贈左僕射殿武)

横ニ 行クヲ 休メヨ

세기 너를 마도다

seyki niomul makota

食厭不願餘(積草嶺)

厭 ヲ 食ヒ 餘 ル ヲ 願ハズ

고사리를 먹고 너나모가슴

kosali lai mokko nio nanman kosul

(杜詩諺解)

とあり。第一例「行クコトヲ」を「너를(nio nul)」と譯しあるが語根は「너(nio)」にし

て、此語今全く廢して用ゐず、今「行(行)」と云ふ語と同義なり、而して此の「너(nio)」と云ふは、又「過」(スクル)の義に用ゐられ居るは、第二例「餘ル」を「너나(nio na nal)」と譯しあるもの是なり。「餘」は「今나를(na nal)」と訓するが、是に「(ni)」を付け、一熟語として「過」の義に用ゐたるなり。然らば此の「念丁」の「念」は此の語に當てたる音借字と見て「經過」の義と解されざるにあらず。三國遺事廣徳歌句「恐くは廣徳婦の歌」の「念丁」も此義と見れば、「西方ヲ經テ」と解されざるにあらず、斯く解するものこそば全く同語となる譯なり。次に吐(助辭)に用ゐたる「丁」なるが、比の外に

去奴隱處毛冬乎丁。阿也 彌隋利良逢乎吾道修良待是古如

行クトコロニ集マリツ、 逢ヒ 修メ待タン

(三國遺事 月明師 亡妹誓齋歌)

材木乙良奴子乙用良斫取造家爲丁。身梗貳間前後退瓦蓋云々

ハ ヲ以テ シ

(列聖御筆 太祖大王手書 建文三年辛巳)

以上動詞に送りたる例

私音丁 아웅디 (a lam tio)

自私擅專ノ意 사사로히 (sa sa lo hi) (私ニ)

私丁

私音丁ト同ジ 사사로 (sa sa lo)

(吏吐註釋)

以上は副詞の助辭に送りたる例

此の二つなるが、副詞の語尾に送りたるにあらざるは云ふまでも無し。動詞の語尾に送りたるものとしては、一の中止法として用ゐたるものと解して、何れも意味通ずるが如し。今の普通語として此の意味に用ゐらるる *칭* (chiong) と云ふ助辭廢せり。唯一種他の意味に用ゐらるる *칭* (chiong) と云ふ助辭あり。

行クトモ 行カヌトモ

갈 칭 말 칭

(kal coihng malchiong)

行クトモ

갈치언칭

(kal chi ion chiong)

칭 (chiong) *치언칭* (chion chiong) 用處に異なる點あるも、日本語「トモ」と譯すべし語なるが、此の *칭* (chiong) とは意味自ら異なるものなり。

「爲内弥」後代用ゐぬ吏吐なるが、上葛項寺塔記「在弥」の過去辭に對し、此の「内弥」は現在をあらはしたるものなり。

爲弥 ㅎ미 (ha mio)

此端彼端ヲ歴擧シテ説明スル接續辭

爲白弥 ㅎ슴미 (ha salp mio)

爲乎弥同敬辭

(吏吐註釋)

即ち「爲乎弥」「爲白弥」の「乎」「白」の敬辭に代ふるに現在の「内」を以つてした

るものにて、「爲内旅」はさ「ハムロ」と讀ませたるものなり。後代は爲
弥を用ゐることとなりたるなり。

「寺之段」「之段」は吏吐なり。

段 せ(tan)

叱段 人吐(tan)

此事又此人ヲ指のする辭 人吐(tan)

(吏吐註釋)

文字成給爲□□事叱段

(列聖御筆建文三年
太hands書)

等あるものにて「段」一字を書くも「叱段」二字を書くも同意味なり。人吐(tan)は「之」
の義の連辭なり。されば「之段」の「之」は「叱」に代へたるまでにて同語なり。此の
「段」は「者」の義に用ゐる吏文なるも、語を鄭重にせんが爲めに用ゐるものに
て日本の書簡文體に用ゐる「儀者」と恰當せり。

「司倉上導行審是内乎矣」「司倉」は李朝の「戸房」と等しき吏職名なり。

成宗二年改州府郡縣吏職、倉部爲司倉、倉部卿爲倉正。

(麗史選舉三
餘註)

とあるものは是なり。成宗前なれば舊名通り書きあるものなり。「上」は龍頭
寺幢竿記に「監司上和尙信學」とある。「監司上」の「上」と同義、當時「上長」の義の敬
稱として慣用され居たるものと思はる。「導行」と云ふ俗語は今用ゐぬも
のなるが「導」は吏文として左の意味に用ゐられあり。

導良 三(tan)

命令ヲ遵行スル意 三(tan)

(吏吐註釋)

上典宅牌字導良云々

(古文書康熙五十一年
奴婢圖文)

「導良」は三(tan)と讀ませ「良」は語尾(y)に送りたるなり。「導」は即ち「導行」の義なり。今「導」
すべき語なるが、「導行」の「導」も此義にて、「導行」は即ち「導行」の義なり。今「導」
字(tan)の訓無く、「遂」字「踏」字の訓なり。地方吏房の古老に聞くに、從

前各郡衙に「導行帳」と云ふ結稅臺帳の備へ付けありて、結稅は此の臺帳に従ひ取立てしと云へば、最近まで李朝にも行はれ居たるなり。「審是内乎矣」今爲乎矣。「是乎矣」の吏吐はあるも、内を挿入せし吏吐は無し。前の「爲弥」に「爲内弥」と用ゐると同様なり。即ち「内」は「(爲)」の現在に挿入せしものなり。

爲乎矣 きよひ (hao goy)

雖字ノ意を包含スル辭 「スレドモ」「ナレドモ」

白乎矣 ぬひ (salpo hay)

告言ノ意敬辭 「申シ上グマスルトコロ」「申シ上グマスルガ」

(吏吐註釋)

本文記取納相考爲乎矣庚寅二月廿五日同生中追和會文記是齊云々

(古文考 康熙五十一年
堤川官立案)

「矣」は二の義に用ゐられ、ひ (go) 即ち「ドモ」ひ (go) 「トコロ」となり。古文書の「相考爲乎矣」と用ゐるものと同義の吏吐なり。即ち

司倉上導行ノ審(定)ナルガ
と譯すべきものなり。

「七十六是去丙辰年」「七十六」は此の塔の立ちし顯宗二十二年辛未(西紀一〇三一年)を去る七十六年前は、正に光宗七年丙辰(西紀九五六年)に當るが故に、此の年數を指したるものなるが、「是去」を「前」の意味として吏文にも俗文にも未だ他の用例を發見せず。「是レ去ル」と讀ませたる俗文か或は是レ(去)を「七十六」に尾辭として送り、「去」を訓讀(去)と讀ませ、「去リシ」即ち「前」の義に用ゐたるものか、何れにせよ「前」と譯して差支無かるべし。即ち七十六年前丙辰年なり。

「量田使前守倉部卿」「量田使」は中央政府より派遣する臨時の官職名なり。

文宗十八年十一月、戶部奏、廣州牧自春至秋久旱不雨、重以雨雹、闔境禾穀一無所收。又鳳州曾於庚子年大水、廬舍禾穀漂蕩幾盡、民無定居、請停兩官轄下、發使量田、從之。

〔倉部卿〕は前司倉條に陳べある通り、地方吏職名にもあるが、是は量田使として派遣されたるものなれば、中央政府の職官名と見るべく、臨時兼任なり。

倉部。昔者倉部之事兼於稟主。至眞徳王五年。分置此司。令二人。位自大阿
飡至大角干。卿二人。眞徳王五年置。文武王十五年加一人。景德王改爲侍
郎。惠恭王復稱卿。云々

〔三國史記職官〕

戶曹。掌戶口貢賦錢之政。國初稱民官。有御事侍郎。郎中。員外郎。其屬有司
度。金曹。倉曹。成宗十四年改爲尙書戶部。仍改司度。爲尙書度支。金曹爲尙
書金部。倉曹爲尙書倉部。

〔麗史百官〕（成宗十四年乙未
西紀九九五年）

麗史には〔倉曹〕或は〔尙書倉部〕等の官衙名出であるのみにて、〔倉部卿〕の官
名無きも、猶は新羅の舊に因り、〔倉部卿〕は中央にても用る居たるものた
るべきなり。下の〔下典〕〔竿士〕とある吏職名も、〔算士〕は麗史に内外共に吏職

として出であるも、下典は一切見當らず、是も新羅の舊に因りたる名なり。下文丙辰の前年乙卯の年結審せる〔宋良卿〕の〔卿〕も恐くは〔倉部卿〕たるべきものなり。

〔宋良卿〕矣結審是乎導行乙用良〔矣〕音借の〔ny〕今普通方言も同様にて所有格指示辭之の義ノなり。此の助辭は後代の吏文には殆んど用ゐられし例無し。漢文の吐に用ゐられ居る丈けなり。〔結審〕の〔結〕は結數ノ結數の〔結〕とも解され、〔終結〕の〔結〕とも解さるゝが、恐くは〔終結〕の方たるべし。〔是乎〕前の〔是白乎〕の〔白〕の省けたる丈けにて同吏吐イオン（toon）と云ふ分詞格なり。即ち〔結審サレシ〕なり。〔導行〕〔乙用良〕共に前出即ち〔導行ニ因テ〕〔導行ヲ用キ〕等譯して差支無し。

〔練立作良中〕〔良中〕（*ryōchū*）前出、〔於〕の義指示辭ニなり。〔練立作〕當時の吏文と思はるゝが、〔鍊〕字上に〔練〕字と同義、〔鍊石〕〔石ヲ鍊磨スル〕と用ゐられ居れば、如何にも塔を鍊立スルの意に用ゐたるものと思はるゝも、此處は淨兜寺建立當時寺領に關したる記載なれば、〔塔鍊立〕の義にはあ

らざるなり。大體に於いて「練立作」は(一)「練立作」(二)「練立作」(三)「練立作」と、何れに句點を切りて讀ませたるものなるかも判明せず。故に今先づ此等の文字が後代の吏文俗語に如何なる意味に用ゐられ居るかを一言して參考に供せんに

作文 질문 (chil mun) (질は作の訓、문は文の音)

版籍ノ稱、田地作文ナリ

業作 업질 (op chil) (업は「業」の音、「질」は作の訓)

斜出置簿冊名

作紙 질지 (chil chi) (질は作の訓、지は紙の音)

公用ノ紙ノ稱

(吏吐註釋)

(備考)吏吐註釋「業作」の註文「斜出」の「斜」は従前官廳より出給する證明許可指令等を稱する語にて下康熙年間奴婢賣渡證文に「斜給」「依斜」等用ゐる「斜」なり。委しくは同條參看すべし。「置簿」音讀치부 (chi bu)

冊（日本語）帳簿なり下に「冊」を添へても云ふ。「業作」は即ち「登録簿」なり。

作文 질문 (名首衙の量案、戶籍の類)

量案 양안 (名田畑の所在、字號、番號、位置等級、形狀、測尺、面積、四標、所有主

等を記したる簿冊)

立案 립안 (名首に於て或事實を認證したる書面)

立旨 립지 (名願書の末尾に附する官の證明)

(朝鮮語辭典)

(量田)凡田四標及主名、懸錄量案。

(續大典戶典)

(立案式) 决證立案則堂上官堂下官命押當該堂下官押上直書姓名

某年月日某司立案

右立案爲某事云々合行立案者

上堂官押 堂下官押

〔經國大典禮典〕

〔文記〕自萬曆壬辰五月以後。戊戌十二月以前。買賣文記雖未斜出。證參明白者。皆許施行。

〔續大典刑典〕

〔科場〕支供價米。計日磨鍊。代錢上下。

〔題給〕幸行時。訓局將下以下。乾槁饋。從該管關。磨鍊。

〔供上〕諸嬪以下尙宮侍女內官。春秋衣櫃。待廂庫所報。憑準料圖。及定例。磨鍊。

〔頒祿〕掌樂院樂工樂生祿。因該院所報。每三朔磨鍊。

〔放料〕內醫女料逐朔磨鍊。惠民署將來醫女料。六臘兩朔磨鍊。

〔六典條例戶典〕

〔成籍〕軍士有頓。歲抄代定成籍考還。都合一年充定之數。節度使磨勘啓聞。
〔續大典兵典〕

〔考驗豐凶〕各道年分。災實磨勘後。以其實摠隨等。出稅米太木布。一々開錄御覽收租案。歲前啓聞。磨報本曹。

〔京外儲積歲計〕八道三郡。元會及軍餉錢穀會案。分四等。磨勘。上送本曹。

〔六典條例戶典〕

磨鍊마련名計畫を立つること。

磨勘마감名物事を完結すること。(마마감)

〔朝鮮語辭典〕

〔作〕は吏吐註釋。作文。「業作」の「作」と解して差支無かるべし。而して此の「作」は朝鮮語辭典「官衙の量案」とあれば、「量案」と解して差支無きなり。「量案」は今云ふ日本語「登記」「登録」と同語なり。

〔立〕は立案。「立旨」とある。即ち日本語の「立證」(官廳ノ)と同意味に用ゐられ居るが、下の「作」字に付けて解釋せば「立作」即ち「立案」の義となり、上の「練」に付けて解釋せば「練立セシ」となるなり。

〔練〕は「鍊」と同義に用ゐたるものと見て、後代の吏文として「磨鍊」と最も多く

辛禍十四年七月
大司憲趙浚等上
書曰。云々一、
白丁代田百姓付
籍當差役者。給
田一結。不許納
租。云々受代田
白丁。匿傍田一
結者。收租奴。
不受官牒。不較

用ゐられあり。此の「磨鍊」と云ふ語は其用例六典條例に出である通りなるが、辭典は「計畫ヲ立ツルコト」としあるも、日本語「用意」など云ふ意味もあるなり。又「磨鍊」の「磨」を「磨勘」と用ゐたる俗語もあり。此の語も辭典「物事ヲ完結スルコト」としあるも、「査定」の意味もあること、續大典、六典條例に出であるが如し。

以上の通りの俗文の字義なるも「練立作」は如何に讀ませたるか、明かならざるも、上下の文より推測して、「練立作良中」は今暫く「量案記三」と譯し置くものなり。

「代下田」。「代」は上大安寺碑末記にある「下院代」とあると同語「寺ノ敷地」なり。下文「文達代」。「寺代」等用ゐあるも同語なり。「下田」は「下方ノ田」にて田地の位置を示したるなり。麗史食貨差役者に給する代田にはあらず。

「長廿七步方廿步」「長拾玖步東三步」田地の面積を示したるものなるが、甚しき異例の書方なり。要するに、「方」も「東」も同意にて「長サ」に對する「廣サ」を稱したるものと思はる。按ずるに

官斗者。杖一百
云々。

(麗史食貨
田制)

文宗二十三年定量田步數。田一結方三十三步六寸爲一分十分爲一尺六尺爲一丈二結方四十七步。三結方五十七步三分。四結方六十六步。五結方七十三步八分。六結方八十步八分。七結方八十七步四分。八結方九十步七分。九結方九十九步。十結方一百四步三分。

(麗史食貨
田制)

とあるが、此の塔の立ちし顯宗二十年より約半世紀を出でざる量田步數なれば、此の步數も同じきものたるべきなり。されば一結田方三十三歩の自乘數の面積は一千〇八拾九步なり。されば「長廿七步方廿步」の方の面積は五百四拾步、即ち一結の面積の約二分ノ一にして、一結百負なれば下の「得四拾九負肆東」の面積に相當するものなるも、下の「長拾玖步東三步」の方は面積五拾七步、一結の面積約十分ノ一にして、下の「得玖負五東一結」の方は面積と比例せず。されば、上の「得」の方は裁直田にして、下の「得」の方は梯形田なるが故に、唯東側の步數を示したるにあらざる無きか。何れにも是等の步數は、得田の面積を示したること丈けは明かなり。

〔同寺位同土犯〕〔同寺位〕は葛頭寺位土の〔土〕を略したるなり。〔位土〕は扶持料トシテ特ニ付ケ置キタル田番を稱する語なり。今も位土〔位田〕〔位番〕等普通語として行はれ居るなり。

明宗八年四月。更定西京公廩田有差。留寺官公廩田五十結。紙位田二百七十二結。三十七負七束。六曹公廩田二十結。紙位田十五結。法曹司公廩田十五結。諸學院公廩田十五結。書籍位田五十結。文宣主王油香田十五結。先聖油香田五十結。先聖即箕子藥店公廩田七結。僧錄司公廩紙位田各十結。

辛酉十四年七月。大司憲趙浚等上書曰。云々一。位田。城隍。鄉校。紙匠。墨尺。水汲。刀尺等位田。前例折給。云々一。驛田。其馬位口分田。前例折給。皆終其身。

〔麗史〕金貨田制

旨洞墓所事蹟謄錄記 撰續紀元後五丙子李太王十三年

位土四結。四役錢。新舊官制刷價。依節目蠲減事

位土田番量案

省台洞員

色字八束犯 越梁 三等裁直田 四 東西長五十八尺南北廣三十七尺

十五卜内十四卜四束

〔備考〕〔員〕は田番所在區を云ふ。〔四夜〕の〔夜〕は訓借音の(야)にて、日本語筆數なり。〔卜〕は〔負〕の俗字なり。

〔位田〕〔位土〕等用ゐるものは是なり。〔位〕を此の義に用ゐたるは何義に出でたるものか。〔位〕は坐所の義なれば一轉して〔特定〕の義に用ゐたるものか。ともかく此語は三國遺事。駕洛國記に出である通り。羅以前にも溯るべき語たるを推測さる。

〔同土犯〕の〔同土〕は同寺位土の略語と見るべく、〔土〕を〔犯〕に付けて〔土犯〕と讀ませたるにはあらず。

云々丙辰十月報狀内爲乎矣。法堂三間。東挾藏堂二間。犯隅學寮三間。副舍一間。客樓西挾室二間。下隅食堂三間。食厨一間。法堂南斜廊五間。上房

二間。廳一間。侍奉房一間。其餘堂舍等八十五間。云々

〔長城郡白巖寺貼文丙辰十月(洪武九年) 辛酉二年(西紀一三七六年)〕

色字八東犯越三等裁直田四

〔旨洞墓所事蹟曆錄記崇禎紀元後五丙子 李太王十三年〕

〔犯隅〕「東犯」の「犯」皆此の「犯」と同語にして「境界」の義に用ゐたるなり。さて此の「犯」「境界」の義として何の義に取りたるものか。「犯」漢字義として左の意味もあるなり。

〔易繫辭傳〕範圍。天地之化而不過。

範圍作犯。違。張璠本、馬融本、王肅本

〔列子湯問篇〕其山高下周旋三萬里。

列子釋文
唐陸德明

〔列子釋文〕周犯一本作範圍。周字一本作周旋。

即ち範圍、犯違、周犯、周旋、皆同語にして、日本語「メグリ」「カコヒ」の義に用ゐるものなり。されば朝鮮にても一轉して「境界」の義に古くより用ゐたるものと思はる。朝鮮にて田畝に限らず畦畔に土石を堆積し境界を最も明か

にし置くも古くよりの習俗たりしなり。

或曰凡一頃之内如水田則有陸封三促數處。旱田則有泉窰石屯三之類。

〔礪谿隨錄田制〕 柳馨遠

とある是なり。石屯、音屯(to tan)は即ち石墻、音屯(to tan)を指したるなり。是は人家の周圍にも築く習俗なれば、白巖寺貼文の「犯隅」は「墻隅」と解して差支無し。旨洞墓所事蹟曆錄記の「東犯」は即ち「東界」なり。量案には東西南北相通じて書き用ゐられあり。

〔犯〕の漢字義は城大藤塚教授の示教に據りたるものなり。茲に一言同教授に對し謹謝し置くものなり。

〔承孔〕「得」兩語共に他の金石文古記録等にも一切見聞せざるが、今廣く古老に質すも知るもの無し。唯「承孔」「得」の双方の比例を見るに

承孔、五百肆拾結 得、肆拾玖負肆束

承孔、百四結 得、玖負五束

「承孔」の比例も約五分ノ一強、「得」の比例も約五分ノ一強なるのみならず、「承孔」に對する「得」も双方共に約千分ノ一なれば、「得」は「承孔」内より受くる「所得」の「得」と解すべきものなりと思ふ。されば「承孔」は導行帳(臺帳)に記入されある公田租の結數を指したるものと思ふ。

「付置有在等以」「付置」「付ケ置ク」と解すべき俗語なり。「有在等以」後代には無き吏吐なり。

爲有等以 *하은말* (ha isin mallo)

既ニ爲セシコトニ因ル稱 *하이승으로* (ha isang sunullo)

爲在等以 *하곤말* (ha kion mallo)

爲ス所以ノ意 *하은말* (ha on mallo)

(吏吐註釋)

即ち此の二の吏吐を合し「爲」を省きて用ゐたるなり。「付ケ置キタル」ニ因テなり。

「地理」前の長湍五龍寺碑陰記に「專知地理事大德聰訓」とある「地理」と

同語麗史食貨の第十八科田十七結地理人とあるもの是なり。

「占定令是乎味投」「占定」は「立塔基地ノ占定」なり。「令前」にあり。被役助動詞の吏吐なり。「是乎味」は

爲乎味 *하은말* (ha on mas) (말(mas)は味の訓借)

爲スコトヲ稱スル辭 *하다고* (ha ta ko)

(爲スト)詞詞所接

是乎味 *하은말* (ha on mas)

即チ是レノ意 *하라고* (ha ra ko)

(デアルト)名詞所接

吏吐註釋爲スコト、「即是」の解十分ならず。하다고는爲サント(シテ)「하라고」は「デアルト(云フテ)」の義の普通語なり。即ち「占定令是乎味」は「占定セシメント」なり。下の「投」字古今吏吐用例未だ發見せず故に何の義なるかも判明せず。

さて此の一句

地理延囑僧八居縣土法村乙占定令是乎味

とあるは、「地理業延囑僧〔塔ノ敷地トシテ八居縣土法村ヲ占定セシメント〕とも讀まれ、又「地理業延囑僧〔本貫八居縣土法村ヲシテ塔ノ敷地ヲ占定セシメント〕とも讀るゝが、その何れに讀むべきかと云ふに此形止記に書きある例としては

公山新房依止修善僧覺由本貫壽城郡乙

善州土集瑯院主人貞元伯士本貫義全郡乙白弥

僧智漢郡禪院依止本貫同郡乙

京山府土處藏寺主房承長老亦

金安寺主法眞京山府土等

福光本貫善州

眞行沙彌本貫若木郡

成密沙彌本貫善州

金徒僧妙孝長只縣

鐵匠會文同郡

等とありて多くの場合住所本貫を人名の下に書きあれば、「八居縣土法村は延囑僧の住所にして立塔基趾にあらざれば第二の方に讀むべきものなり、殊に後文に立塔基趾は淨兜寺三寶内庭中に定めたるにても推定さるゝものなり。

〔寺代内應爲處追于立是白乎味了在平等用良〕〔寺代内〕は〔寺ノ敷地内〕なり。〔應爲處〕の爲は應の語尾に「セシ」の義に送りたる吐なれば、〔應ゼシトコロ〕と譯すべし。〔應〕は地理說に「相應セシ」意なり。〔追于〕は

追于 矣丕(chos oho)

追後ノ意

(吏吐註釋)

追、隨從等朝鮮語矣丕(chos oho)と訓ず。吏吐註釋矣丕とあるは、此語の副詞格なり。〔立是白乎味了在平等用良〕は後代の吏吐に用例無し。下麗末白巖寺貼文に

申省爲乎味了平等用良

とある「白」「在」を除きたる丈けにて同義の吏吐なり。「了」は「オハル」の義に取り、「決了」「取極メ」などの義に用たるなり。是と同義の吏吐は下通度寺長生記にも

改立令是於爲了等以立

とある是なり。「立テ申サント取極メシニ因テ」なり。

「三寶内庭中乙定爲在乎事是等以」「三寶内庭中」の「三寶」は「佛殿」と解すべし。「爲在乎事是等以」も今無き吏吐なるも、

爲白乎是昆 𑖀𑖄𑖅𑖆𑖇𑖈𑖉 (ha salponhi kon)

所爲事ヲ稱スル辭 𑖀𑖄𑖅𑖆𑖇𑖈𑖉 (haon hi o hi)

(吏吐註釋)

「白」の敬稱を過去の「在」にし、「昆」「カラ」を等以「ツケヲ以ツテ」に代へたるまでにて同吏吐なり。「定爲在乎事是等以」は「定マリシ事ナルヲ以テ」と譯すべし。

三寶階(雜名)
西域記四曰伽藍
大垣内有三寶階
南北東面下云々

「堀取五尺石築十尺方良中」「五尺ノ石ヲ堀リ取リ方十尺に築ク」なり。今此の塔總督府博物館の庭前に据え付けあり。

「排立令是白内乎矣」前の導行審是内乎矣の「白」を挿入せし丈けにて同吏吐なり。「排立サセマヌルトコロニ」と譯すべし。

「陪白賜乎」「賜」は後代の吏吐には無き語なるも上無盡寺鐘記に「爲賜」と同義、後代「教」を用ゐるものと同義、𑖀𑖄𑖅𑖆𑖇𑖈𑖉 (salpa on) と讀ませたる敬稱の分詞なり。「陪」は「侍」と同義、朝鮮語 𑖀𑖄𑖅𑖆𑖇𑖈𑖉 (陪側) (moisi) 即ちハンベルの義にて、「ハンベルラル」と云ふ義なり。

「爲賜乎事亦在等以」「爲賜乎事」は前に出である「爲在乎事」の「在」の過去辭を敬稱の「賜」に代へたるもの、「亦在」は

是亦在 이여견 (iio kion)

此ト云フコトヲ稱スル辭 이라슨 (ila sun) (ト云フ)

(吏吐註釋)

とあるものにて「ト云フ」にて「陪到ナサレシト云フ儀ニ因テ」と譯すべし。

「鎗合」「鎗匠」上上院寺鐘記に一言せし通り、銅を本とし是に亞鉛、鉛、錫等幾分宛を合金せしもの、總稱に用ゐたる語なるが、今「鎗」は音^ク、訓^ク、訓^ク斗(nos soy)にて、日本語「サハリ銅」を稱する語なり。されば「鎗匠」と云へば、日本にて青銅、真鎗サハリ銅等に論無く、合金せし銅にて器物を製作する工匠名なり。李朝に入りても經國大典以下工典中に同意味の工匠名を擧げあり。「鎗合」は「鎗合子」なるが、今總督府博物館に此の合子保存されあり、即ち今の天斗(bosso)。「サハリ銅」なり高麗古墳より出土せし孟類も多くは天斗の方なり。朝鮮にて孟を斗(bosso)と云ふ。日本にて「サハリ」と云ふは此語を稱したるなり。

「重十二兩三目」「目」は今の量稱には全く用ゐられぬ語なり。今斤兩、幾分と稱するなり。按ずるに

麻田一結生麻十一兩八刀、白麻五兩二目四刀、

(麗史食貨)

腰帶銀一斤、金一日五刀、腰帶銀十二兩、金一目。

麗代にては斤、兩、目、刀と稱したるなり。「目」は今「蔑」にて日本の「刃」なり。日本にて「刃」を「モンメ」と云ふは「文目」の義なれば、此の「目」も同義なり。「刀」音借か、訓借か又何と讀ませたるか明かならず。「分」の省文にあらざるかこの説もあり。(生麻は精製せざる麻、白麻は精製せし麻なり)

「是白内叱乎亦在弥」是も今用ゐぬ吏吐なり。要するに「是弥」の敬稱、是白弥を一層鄭重にし、過去に言ひたるまでなるが、「内叱乎」は後代の吏文に多く用ゐられ居る「臥乎」と同吏吐と思はる。

爲臥乎 さ^ハニ^ウ (ha nu on)

方ニ爲スコトヲ稱スル辭 さ^ハニ^ウ (ha on) (イタシマスル)

爲白臥乎等以 さ^ハニ^ウニ^ウ (ha salp nuon tui lo)

爲スコトニ因ル意

さ^ハニ^ウニ^ウ (ha salp nuon tui lo)

さ^ハニ^ウニ^ウ (ha salp nuon tui lo)

(吏吐註釋)

「臥」を朝鮮語 *우* (우) と訓じ、語根訓借に用ゐる吏吐なるが、「内」も古く
惱儒、奴、琉、類等と同借字に用ゐられ *우* (우) の音ありたれば、「内叱乎」は *우*
(*uio*) と讀ませたる「臥乎」と等しき吏吐にあらざるかを思ふものなり。

「遼是白内叱乎亦在旅」は「遼へ申し」と譯して差支無きなり。

「石練時乙順可只而今良中至今」乙順可只而は古今吏吐用例無きのみ
ならず、類語として考證すべきものも無し、故に下文の「今良中至今」「今ニ
至リ」より推測して、今暫く「ヨリ」と譯し置く。「至今」の「今」も後代の吏吐に用
ゐず。

「至亦」 *이르며 (uio)*

至字ノ訓辭 *이르러 (uio) (イタリ)*

(吏吐註釋)

即ち此の「亦」の代りに古く「*우*」を用ゐたるものと思はる。「亦」音 *우* (우) 終聲
を默して *우* (우) なり。「*우*」音 *우* (uio) 今も *이르며 (uio)* とも *우르며 (uio)* とも
も云へば、*이르며* と讀ませたるものと思はる。

「麻壹过」「过」「邊」の省文として多く古文書に書き用ゐられあり。

王將還駕、晝歇於汀过云々

(三國遺事 地理)

过

(三國史記異體字類 東京帝國大學本)

「邊」の省文として、何と讀ませ幾許を稱したるものか、邊音 *邊* (Pion) 訓 *邊* (ka) と
云ふ。音讀か、訓讀か、今一切用ゐぬ語なれば明かならず。按ずるに朝鮮の俗
字に「速」字あり。薪草等の一束を稱する語なり。「过」も「速」に从ひたる分量
を現はすべき一俗字にあらざるか。

「繡帳寶」「繡帳」は「五采刺文の帳幕」即ち佛殿用なり。「寶」は

睿宗三年二月、以封王太后諸州郡縣進奉、長吏從卒等各田丁稅布全放

内庄宅及宮院諸寶、寶者方官以錢穀施納存本穀米請貸未還者、限乙未年、東

西州鎮及諸州縣鄉部曲等雜所、長吏漏失雜物色微還、及徭貢未收者、限

乙酉年、銀金限癸卯年、並皆放除。

〔麗史 食貨〕

八關寶 文宗定使一人四品以上副使二人五品以上判官

〔麗史 官〕

云々 聖上親捨租穀二千餘碩。群臣兩班各有施納。數如文案。別立號爲金鐘寶。施行。又有諸宮院共遵大孝各施獻田地。助成勝事。云々

〔開城〕玄化寺碑陰記 太平二年歲次戊辰閏九月日謹記

同願私財以營瀨大藏經安遊教是亦矣徒父母一同長年寶大藏寶忌日寶並三百石云々

向前寶。長色掌等乙並只黜送同寶長等任意上下爲臥乎云々

〔長城郡監務關白巖寺三綱〕永樂五年丁亥

〔寶〕は麗史食貨に出である通り特定の費途に充當する爲め「錢穀ヲ施納シ」是ヲ貸付シ本ヲ存シ息利ヲ久遠ニ取ルモノなり。後代の「襖」と云ふものゝ一種なり。日本語「講」と云ふ語に等し。梵語「摩尼」の譯語「寶」より轉じたる語たるべし。此の形止記と同時の玄化寺碑陰記にも「金鐘寶」とあれば、羅代以前

駟 驛之省文

駟 驛之異體字

にも溯るべき寺院に行はれたる習俗たるべし。後代の「襖」の如く俗間に用ゐられし語にはあらざるなり。今は俗間は勿論のこと、寺院にも用ゐられず。〔種帳寶廉富女〕等とあれば、「女人講」たりしなり。

〔酒二香〕 酒の量稱として數箇所に用ゐられあるが、唯一箇所「酒參斗」と記載せしところもあり。〔香字を酒の量稱に用ゐること、今全く無きのみならず。古記録にも嘗つて用ゐるもの未だ發見せず。故に若しも「香」(ニホヒ)を書き用ゐたるものとせば、何の義にて幾許を稱したるものか何等考證すべき資料も無し。唯今朝鮮にて酒の量稱として用ゐる普通方言等より推測するに、此の「香」は「盃」即ち「皿」を「日」と縦書せしものにあらざるかを思ふものなり。例へば

□ 焚楡川二駟。施食百二石云々

(昌寧邑内石佛光背記)

今蔚州置屈弗駟

(三國遺事)

缶曲盅(皿)四(罎)香(香)

(三國史記異體字帝大本)

又此の形止記にも置字を二箇所共に量に作りあり。されば是等の異體字より類推して、「香」を盃の異體字なりと云ふも敢て異とするに足らざるべし。さて「香」は盃の異體字なるものと假定して、今朝鮮に量酒器卍字 (polsa) と稱するものあり。

錯 (錯) 量酒之器
卍字 (卍)

(字典釋要 池鋤永)

即ち錯字の訓としあるものは是なり。今卍字と云ふは流クナあり、柄エあるもあり、無きもあり。地方により容量等しからず。普通は五合以内と見て差丈無し。然るに此の錯字字典不載。東國古き時代の造字なり。而して古くは卍字 (polsa) とは訓せず、卍字 (ayia) と稱したるなり。今卍字 (ayia) と云へば、量酒器にはあらず、「盃」の訓にて日本語「タラヒ」なり。

危 (卍) 卍字 (卍) 卍字 (卍)

元宗三年二月。高納如蒙古表曰云々。仍獻金鐘二事、金錯二事、銀錯八事、云々 (麗史家) 錯者量酒之器也

吾東之造字也。今郡縣饋贈。以酒五盃謂一錯。方言謂之大也。盃器亦謂大也。非大小不同耳。(足言堯非丁若)

匱訓 귀대야 音 이 柄中

孟訓 대야 音 우

盃訓 대야 音 관

(訓蒙字會 皿)

(備考訓蒙字會) 匱 (귀대야) 孟 (대야) 盃 (대야) 皆同訓なり。されば今卍字 (polsa) と稱する語は古くは 대야 (ayia) なり。さて此の量酒器 대야 (ayia) は古墳より多く出土せるが銅製もあり、陶製もあり、其製度も一樣ならず又大小も一樣ならず、故に「一杯」と云ふは猶ほ日本にて「一杯」或は「一銚子」と云ふと同語なり。さて此の量酒器 대야 (ayia) に、如何なる漢字を以つて現はすべきかに就きて甚々困惑せしものと見え、古錯字を造りて之に當てたるものなるが、訓蒙字會危、匱、孟、盃等を皆 대야 (ayia) と訓じあるにても、大抵は推測さるゝところなりとす。故に此の「香」も盃の異體字なりと推定

今と同様盃 (대야) も 대야 (ayia) と訓じ居るも危、匱、孟、皆同訓なり。されば今卍字 (polsa) と稱する語は古くは 대야 (ayia) なり。さて此の量酒器 대야 (ayia) は古墳より多く出土せるが銅製もあり、陶製もあり、其製度も一樣ならず又大小も一樣ならず、故に「一杯」と云ふは猶ほ日本にて「一杯」或は「一銚子」と云ふと同語なり。さて此の量酒器 대야 (ayia) に、如何なる漢字を以つて現はすべきかに就きて甚々困惑せしものと見え、古錯字を造りて之に當てたるものなるが、訓蒙字會危、匱、孟、盃等を皆 대야 (ayia) と訓じあるにても、大抵は推測さるゝところなりとす。故に此の「香」も盃の異體字なりと推定

するも強解にあらざるを信するものなり。さて此の「香」の容量も今の斗(pok chia)と大差無きを推測さるゝは、下文に「酒三斗」と特に記載されあるは、「一香」は日本升三合位を稱したるものと假定し、「三香」は約日本升の一升到に當れば、「二香」までは「香」を稱し、それ以上は「斗」を稱し居るものなり。朝鮮にて従前用ゐし「食升」即ち「官升」と稱するは、日本升の三合三勺に當り、三斗は日本升の一斗となる譯なり。升目は今と同様たりしものと見做すべし。(錯字の考證に就きては雜攷第三輯に委しき説明あり、參看すべし。)

「餅一合」「一合」の「合」は上の「銚合」の「合」と同語、「盒」(蓋物)を云ふ。合、盒共に音(hap)相通じ用う。今も普通食物容器として用ゐ居るが、容量大は日本升二升入り、小なるも五合入りほどのものなり。「餅一合」の「合」も是と同意味たるは、若しも升目の「合」と解釋せば、日本升の約三分ノ一、三勺餘に過ぎざることゝなるものなればなり。今升目の方の「合」は音(hap)と稱し、音(hap)とは云はざるなり。恐くは麗初當時も同様たりしを推測さる。

「大内義娘」「大内」今「宮中」を「大内」と普通稱し居れば、當時も普通に用ゐ

られ居たるものと思はる。されば此「義娘」は「宮女」たるべし。

「右如隨願爲在乎事亦在」「右如」は「右ノ通り」なり。「隨願」は「隨意願助」なり。「爲在乎事亦在」は今用ゐぬ吏吐なるが

爲臥乎事 하 누온 일 (ha nu on il)

爲ス事ノ稱 하 누온 일 (ha nu on il)

(爲ス事)

是亦在 이 여견 (i yo kien)

此ト云フコトヲ稱スル辭 이 라슨 (i la sun)

(ト云フ)

(吏吐註釋)

此の二の吏吐を合したるものと見、「臥」の現在辭を「在」の過去辭に易へ、「是亦在」の「是」を省きたるものなれば、「右ノ通り隨意願助」ト云爾と譯すべし。

「金徒僧」金徒と云ふ名稱は他の金石文古記録にも嘗つて見聞せしこ

と無し。恐くは寺院ノ金屬ノ佛具ヲ製作スル僧徒を稱したるものと思はる。按ずるに古くは寺院に工技に堪能なる僧徒ありて寺院の工技を擔當せしものと見え、各代の塔碑記に僧徒名多く出で居るが、「匠」字は俗人の工匠にのみ附し、僧徒の方には「匠」を稱したるもの無し。されば此の「金徒」は僧徒なれば特に稱したるものと見ゆ。下の「鐵匠會文同郡」とある俗人と共に鐸廿六を寄附せしものなり。「金徒僧妙孝長只縣」とし下に「同郡」とあるは、異とするところなるも、備考に陳べある通り、古くは郡縣區別無しに用ゐたるものにて、會文も長只縣の住人なり。「鐸」は昌寧石佛光背記に出てあるものと同様、塔の檐石の隅に吊したる「風鈴」なり、今皆逸失して無し。

昭和九年一月二十一日印刷
昭和九年一月二十五日發行
昭和十三年五月三十一日再版

實費 八圓五拾錢

京城府旭町三ノ二八

編輯者兼 發行者 鮎 貝 房 之 進

京城府蓬萊町三ノ六二

印刷人 羽 田 茂 一

京城府蓬萊町三ノ六二

印刷所 朝鮮印刷株式會社

一たるを推測さるれば、同時に通度寺寺領の四界標として立てられしものたるを推定さる。一方は今慶尙南道梁山郡下北面香谷里に現存し、一方は同密陽郡下西面武安里に現存せり。

通度寺 在梁山郡 鷲栖山

(輿地勝覽 梁山 佛宇)

孫仍川地名たるべきも今未だ詳かならず。

「國長生」「長生」は本と道家の「長生」と云ふ語より轉じて、「標」「シルシ」「シフリ」「シルベ」等の義に古くより用ゐたるなり。(拙著第三輯「柱」字條に委しく説明あり) 寺院用としては(一)寺格を定むる爲め寺の洞口に立つるもの、(二)寺領の四界標として立つるもの是なり。

云々是以乾元二年特教植長生標柱至今存焉。云々

(長寶林寺普照禪師彰聖塔碑) 羅憲康王十年甲辰

靈巖郡佛宇道岬寺 道説所寄住也。有碑字缺不可讀。寺下洞口有二立石。其一刻國長生三字。其一刻皇長生三字。

(輿地勝覽)

天福八年癸卯

開運三年丙午

寶壤梨木

釋寶壤傳不載郷井氏族。謹按清道郡司籍載天福八年癸酉太祖即位第正 月日清道郡界里審使順英大乃未水文等柱貼公文雲門山禪院長生南 阿尼帖東嘉西峴云同敷三剛典主人寶壤和尚院主玄會長老玄兩上座 直歲信元禪師 右公文清道郡 都田帳傳准 又開運三年丙辰雲門山禪院長生標塔公文 一道長生十一阿尼帖嘉西峴故峴西北買峴 一作面 知村 北猪足門等云々

(三國遺事)

寶林寺塔碑の「教植長生標柱」、輿覽の道岬寺洞口の「國長生」「皇長生」は(一)に屬すべきもの、三國遺事寶壤梨木に出である「長生」は(二)に屬すべきものにて、此の通度寺の「長生」と同様四界標なり。四界標としては「皇長生」の名は無かりしものと推測する。

「段」淨兜寺石塔造成記に出である「寺之段」の「段」と同義なり。「一坐段」は「一坐の儀者」と譯すべし。

「牒前」「前」は日本語の「宛」(アテ)の義なり。

康熙五十八年^{癸卯}五月十五日尹兵使宅奴命立前[○]明文

右明文云々

乾隆二十三年^{庚辰}十二月日尹營將宅貴玄前[○]明文

右明文云々

(古文書)

「明文」は「證文」にて「前」は「宛」なり。此俗語の古きや知るべし。「牒」は今「牒報」「牒呈」と云へば、「上司ニ對スル報告」なるが、「職牒」「牒紙」と云へば、「辭令書」の意味にも用ゐられるが、麗史刑法職制にも、「申牒」「牒呈」等、上司ニ對スル申告文にも用ゐられ、又「下牒」と云ふ「下僚ニ對スル通達文」にも用ゐられ、又同選舉銓詮に「職牒」「謝牒」「給牒」等「辭令書」の意味にも用ゐられ、李朝と大差無かりしを知らるゝが、此の「牒」は尙書戸部の牒文か、又通度寺の牒文か、上下何れに解すべきものたるか。按ずるに下麗末白巖寺貼文に「上司ヨリ下僚ニ發スル通達文」を殊に皆「貼」と書きあり、又此の「貼」は麗史刑法公牒相通式にも、選舉銓詮にも皆上司が下僚ニ發スル通達文の意味に

用ゐられあり。而して此の意味の「貼」は三國遺事に據れば何れも麗初より多く用ゐられ居れば、若しも此の「牒」は尙書戸部の公文を指したるものとせば「貼」字を書きあるべき理なり。故に此の「牒」は通度寺の「申告書」を指したるものにて「寺所報尙書戸部乙丑五月日牒前」は「通度寺が乙丑五月日尙書戸部ニ報告セル牒文宛」と解すべし。「尙書戸部」は後の「戸曹」にて麗太祖時「民官」と稱したるを成宗十四年に改めたる衙門名なり。「貼」に就きては下に委しき説明あり參看すべし。

「判兎如」今「判」一字を用ゐること無けれど、「判付」「判下等」「裁可」「允可」の義に用ゐる居るが、此の「判」も同意味と解して差支無かるべし。當時の形式は今明かにするを得ざるも、恐くは後代の「題詞」(奥書の如く願書の末に判詞を書き下付せしもの)にあらざるか。「貌如」は

貌如 가미리 (ka mi ri)

式樣或ハ規則ニ依ル意 디르 (toy is) (通々)

貌如使內良如教 오바리다이산 (ohus pali tai san)

此ニ依テ行ヘヨト云フ命令辭

타르자타 (tay lo haiola) (通りセヨ)

(吏吐註釋)

見史

(三國遺事) 信忠 作歌

貌訓矣 (ams) 音豆 (mo) 俗稱模樣 又曰樣範

(訓蒙字會)

「見」は「貌」の省文なり。「貌」字義容儀「古方言矣 (ams) と訓じたること、訓蒙字會所載の通りなるが、今此語廢せり。此の語三國遺事羅孝成王時孝成王元年 西紀七三八年の信忠作歌に「見史」とあるは、「見」の訓矣 (ams) の語尾ハ (a) に「史」を送りたるにて、其古きを證せらる。史吐註釋にも「貌如」の副詞を矣 (ams) と讀ませあるも同訓なり。同書가르다 (ka Indio) とも讀ませあるが、符吏の慣用語としてかくも讀ませたるものか。字義「貌樣」の一轉して「通り」타르 (tay lo) と用ゐたるなり。「判見如」は「判ノ通り」なり。

「改立令是於爲了等以立」令是於爲「了」、「等以」皆淨兜寺石塔造成形止記に用例出である通りなり。「令是於爲」は「セシムルコトニ」と解すべく、「了」は「取極濟」、「等以」は「理由ニテ」なり。即ち「改立セシムルコトニ取極シワケニテ立」と譯すべし。

○杆埋香碑 麗忠宣王元年己酉(元至大二年) 西紀一三〇九年

高麗國江陵□存撫使□皓知江陵府事朴洪秀判官金光寶襄州副使朴
璵□州副使鄭椽椽通州副使金用卿歙谷縣令□臣杆城縣令□裕三陟縣
尉趙臣柱蔚璠縣令□監務朴□等□共樂善尊卑同發信願謹以香木一
千五百株埋□各浦開數于後以待龍華會主彌勒下生之□同生會下供
養三寶者

皆□元至大二年己酉八月日□造

(碑陰)

開數

平海郡地海岸寺洞□埋一百□
 蔚珍縣地豆□埋二百條
 江陵地正東村汀里埋三百一十條
 杆城縣地公□埋一百一十條
 狎戎縣鶴浦□埋一百二十條
 三陟縣地孟方村埋一百二十條
 襄州地德山望□埋百株
 歙谷縣地短老埋一百一十株

(右邊)

皇帝社口 國主官 福□遐長

彌勒前長燈寶□銀一斤收管高城頭目

皆己酉八月日

(左邊)

彌勒□買□寶

襄州副使□璵施納

北反伊員奮二結陳東北州軍東奇軍口。西彌勒寺奇。

通州副使金用卿施納

壤原代下坪員奮二結陳東北陳番大冬音。南道。西白丁千達奇。

同員田二結陳東南吐。西陳地。北鐘伊川。

(杆城邑志)

(備考)

高城郡古跡埋香碑。在三日浦之南。元至大二年己酉。江陵道存撫使金天皓等。與山僧志如埋香木于浴海。各官誌其地。與條數。歷於丹書之傍。
 襄陽都護府建置沿革麗高宗八年以禦丹兵有功。陞爲襄州防禦使。
 通川郡建置沿革麗忠烈王十一年。陞通州防禦使。

安邊都護府山川壓戎申。在府東十五里。

同(屬縣)鶴浦縣。在府東六十里。

(輿地勝覽)

「狎」〔壓同音甘(ㄎㄢˊ)〕狎戎縣は壓戎申に置きたる縣名なり。壓戎も鶴浦も同地なれば、一時鶴浦縣を狎戎縣と稱したるものなり。其他の郡縣名は今と同縣なり。

此の埋香碑と、輿地勝覽の高城郡古跡に出てある埋香碑と、同碑なるや明かならず。此埋香碑文は在東京前間恭作君の惠寄にかゝるものなり。

輿地勝覽江原道江陵、旌善、平昌、橫城、寧越、三陟の土産に「紫檀香」を出しあるが、此の「紫檀香」と云ふは

檀有二種。國風所稱伐檀樹檀者、堅韌之木可爲車輻者也。若扶南天竺之産梅檀者、別是香木。有白檀紫檀。總謂之梅檀。本草云故酉陽雜俎云、一木五香。根曰梅檀。節曰沈香。花曰雞舌。葉曰蒼香。脇曰膠陸。檀之香烈如是也。東人忽蔓松之冬青者、名之曰紫檀香。祭祀焚之。丸藥劑之。豈不謬哉。輿地志南方郡縣多産安息香。亦皆冒名。無可憑也。

檜者今之所謂蔓松也。俗所謂老松蟠結爲翠屏翠蓋者是也。

〔正言覺非〕

圓柏柏葉松身。其葉光硬。即今之五

香柏我東本無他香木。惟有柏類之赤肌者。用以焚熱謂之香叶。此與香地所産之檀香者迥非一類。而徒以其肌理之相似。遂入藥。以充紫檀之名。極可恨也。

〔物名考木〕

江陵大都護府土産紫檀香。三陟。寧越。橫城。平昌。旌善。等皆同。

〔輿地勝覽江原道〕

紫檀香○我國江原道多有之。〔俗方〕

〔東醫寶鑑〕

正言覺非、物名考は輿覽及東鑑の朝鮮産の香木を紫檀香に當て居るを難じたるなるが、紫檀の朝鮮産に無きは云ふまでも無し。然らば正言覺非の「蔓松俗所謂老松」と物名考の「香柏香叶乎」(hiangnamo)は何木を指したかと云ふに、日本にて「ビヤクシン」又「ビヤクタン」と云ふ木を指したるものなるが、朝鮮語は

향나무 (hiang na ny)

一名 노송나무 (no siong namo)

と云ふ。향は香の音、나무は木の訓、노송は老松の音なり。正言覺非「蔓松」を當て、俗言を「老松」とし、物名考「圓柏」を노송とし、同「香柏」を書き향나무としあるものにて、漢字「檜」は別に日本語の「モミ」「樅」に當て、「柏」は日本語のテウセシマツ(朝鮮松)に當て居れば、「ビヤクタン」に當つべき漢字を知らざるより、かゝる迷誤に陥りたるものなり。「蔓松」も果して「ビヤクタン」のことなるか、是も不明なり。方言普通名詞を當て漢字には拘泥すべきにあらず。此の外に朝鮮にて香を採取する木として、一種あり。

忠州牧(生産)安息番 忠清道忠州牧以下二
十三郡縣土產皆出。

濟州牧土產(安息)香 全羅道靈巖、康
津土產亦同。

(輿地勝覽)

安息香 香木也。我國出濟州如香油者。名水安
息香。作塊者。名乾安香。忠清道亦有之。(俗方)

(東醫寶鑑)

安息香。辛。辟邪。敗惡。逐鬼。消蠱。鬼胎。能落。 香木也。黑黃色。
燒香。鬼俱神散。

(濟衆新編)

栲 香木 山樗。楠。千金樹。膚木。鹽麩子樹。

(物名考木)

東醫寶鑑、安息香향나무진(pulk na no chin)は濟衆新編향나무진(pulk na no chin)と同語にして、향나무は和名「ヌルテ」(鹽膚木)なること、物名考所載の通りなり。진(chin)は「津」の字音語「ヤニ」(脂)なり。

埋香碑の「香」は此の二の中無論「ビヤクタン」(輿覽の「紫檀香」を指したるや明かなりと云ふは、此の「埋香」は江原道のみにあらず、先年平安道安州住居の日本人にて香木五十條餘地中より掘り出し、售らんが爲めに、其一片を寄せ來る。永く土中に埋もれ表皮剝落したるも、木理堅緻稍々赤味を帯び居るより、「ビヤクタン」たるを推測せらる。是を削りて焚き見たるに、香氣と云ふほどの香

も無し。ともかく埋香は江原道に限らず或時代には處々に於いて企てられしものたるを知らる。輿覽江原道以外の郡縣土産として紫檀香を挙げ居るもの稀にあるも、東醫寶鑑に云へる如く最も多く産出せるは江原道なり。

〔開敷〕今無き俗語なるのみならず、他の用例も發見せず。〔開今左開〕と〔左記〕の義に用ゐる居る語あれば、〔記敷〕と解して差支無かるべし。

〔員〕田地所在地區の義にて最近まで用ゐられし俗語なるが、右金石文に出であるが、我々の見たる最古のものなり。引續きて今日までも量案に書き用ゐらるゝこと左の如し。

命昌員番拾金斗落只玖夜未同員田貳拾金斗落只。

〔遺産讓與文書 萬曆十七年 甲申 宣和十七年〕

内倉員 伏在穉字田

後洞員 伏在傲字田

〔田地賣渡久書 嘉慶三年己未 爾宗四十五年〕

位土田番量案

省臺洞員

〔旨洞墓事蹟謄記 李太王十三年丙子〕

とある〔員〕は皆所在地區にて同語なり。此の〔員〕を此の意味に用ゐたる何の義に出でたるものか。

〔陳〕〔陳田〕〔陳番等最も普通に用ゐらるゝ語にて〔荒廢〕の義なり。

〔大冬音〕〔冬音音借音 (som) 又は音 (tun) たるべきも、今此の語無し。古方言として古地名に多く用ゐられあり。

涇陰縣。本高句麗冬音奈縣。景德王改名。在穴口島田。今河陰縣。海阜郡。本

高句麗冬今一作音忽郡。景德王改名。今鹽州。

耽津縣。本百濟冬音縣。景德王改名。今因之。

〔三國史記地理〕

文武王元年。就羅國主佐平徒冬音津來降。

〔同上紀〕

枕彌多禮 枕流王

(日本書紀神功記)

自刀音谷至義谷

自古川至道音谷

(東京雜記)

都豆音串一云都屯在二十六里

(文獻備考防)

斗音里(三斤)

杜無谷(堤川)

斗武里(麟蹄)

豆音洞(大興)

(五萬分地圖)

以上、「冬音」は「枕」、「枕」、「刀音」、「道音」、「豆音」、「斗音」、「杜無」、「斗武」等と同語同借字と思はるゝが、今此の語普通方言として一切用ゐられざるも、

唯茲に此の語と同語原にあらざるかと思はるゝものに、今「峽」字を訓じて
斗音 (tu moy)

と云ふ語あり。此の「峽」の漢字義は「山峭夾水」(ハザマ)なるが、此の意味より轉じて漢字も方言も「山間僻村」の義に用ゐらる。雜攷第三輯俗訓字參看されば「懸崖」「キリキシ」「ガケ」などを意味する古方言ありて一轉して、「山間僻村」の義となれるにあらざるか。濟州島の古名「枕彌」も本と鎮山たる漢擊山の古方言名「頭無」より出てたるにあらざるかを思はるゝは、

濟州牧山川漢擊山 在州南二十里。鎮山。其白漢擊者。以雲漢可擊引也。一云頭與岳。以峰々皆平也。一云圓山。以穹窿而圓也。其巖有大池。人喧則雲。

霧尺不辨。五月猶雪。在八月乃製。

(輿地勝覽)

輿覽は漢字義を附會し居るも「漢擊」も「頭無」も方言借字名なり。「頭無」音借「斗音」(音豆)にて、五萬分地圖堤川里名「杜無」、麟蹄里名「斗武」と同借字なればなり。「大冬音」は「大斷崖」を指したるものと思はる。

「吐」「吐音借豆」(豆)、「吐」(送假名)、「半吐」(片假名ノ送假名)、「吏吐」(吏文

ノ送假名等、「送假名」の義に用ゐらるゝ語なるが、此の「吐」は地物名なれば、此の義にあらざるは之ふまでも無し。此の「吐」も、冬音同様、古地名に多く用ゐられあること左の如し。

百奈吐郡一云大堤 新奈堤郡高堤州郡 朝本堤川郡忠清道
新漆堤縣本漆郡 高漆園縣本漆原縣 (慶尙道)
東土縣新棟堤縣 (江原道)
吐上縣新堤上縣 高碧山縣同上
(東國郡縣沿革表)

吐上堤。在吐上村。府東距四十里。水田落種九十七石。

(東京雜記堤)

吐洞店(慶尙道丹城)

山堤洞(山斗洞) (同城)

上下斗洞(同仰山)

上下土谷(同軍威)

東吐(同上)

番洞(黃海道銀波里)

(五萬分地圖)

番斗(黃海道鳳山)

(古蹟圖譜)

以上「吐」は「堤」字に翻せられある語なれば、方言「堤防」の義なり。而して「土」「斗」等も同借字として用ゐられ居ること、「東土」を「棟堤」と翻し、「山堤」を「山斗」と稱し居るにて明かなり。又五萬分地圖銀波里洞名「番洞」と書きて「ノンツク」と讀ませあるを、古蹟圖譜は同里名を「番斗」と書き「ノンツク」と讀ませある「ツク」は「堤」の方言たるを推測さるべし。

号 ㄱ 号 성 이 의 的 略

(号 성 이 函 堤防。 (長堤略号)

(朝鮮語辭典總督府編纂)

此の堤防の方言号 (ㄱ) は最も古き語なるが、訓蒙字會以下譯語類解等記

載無し。李朝最初の字典訓蒙字會は

堤訓인 (on) 音 디 (key) 岸也縁邊也亦作堤

堰訓인 (on) 音 이 (on)

(訓蒙字會理)

「堤」も「堰」も「堰」の字音語인 (on) と訓じあり。朝鮮語辭典に從つて音 (tŭk) と訓すへきなり。唯朝鮮語辭典音을 독성 이 (tŭk song) の略としあるも、今 독성 이 とも 독성 이 (tŭk song) とも云ひ 성 이 성 이 は寧ろ添へたる語と思はる。

○長白巖寺貼文及關文

至正十七年七月日
僧錄日貼全編道按察使

(宣德五年四月)
日僧錄司傳書

當司准至十七年七月十八日右副承宜正議大夫知工部事李岡次知申省判教覺真國師門徒大禪師須彌禪師祖口禪師覺瑚中德白蓋中德覺噉大選汲深戒氷等狀內僧矣段別教無亦作法祝

上爲白去乎在亦道內長城郡土白巖寺段無田民殘廢古基山齊是去乙先師覺真國師教是重剋是遣大藏印成安邀教是彌門生以奴婢并參口交易納寺爲遣冬夏安居緣化供衆作法爲白如乎時亦中前年共議教是禪師若雲乙差備教事是去乙右住持若雲亦無田丁供衆難便領衆不得兩漏分置使內不冬間關等亦並只頽落爲絃如悶望是白去乎在等以先師重剋道場乙一任爲白乎所不喻修營作法祝

上爲白良結望白去乎事是去有在等以右良事意乙用良共議案爰周爲良乙爲下

宣旨教事是去有等以
宣旨內事意乙用良共議案爰周爲遣今後禪師若雲乙下山禁止向事出納爲乎事是去等差使員別定向前若雲門生等乙一亦禁止爲遣覺真國師門徒等乙不勉入院完護衆作法祝

上是在味出納爲臥事是去等右事須貼
至正十七年七月 日

〔備考〕

長城縣山川百巖山 在縣東三十里

同 (佛宇淨土寺 在白巖山寺) ○李穆記云々清聖曰。樓音師所起也如此可乎。實將誰歸云々

者至矣。樓今亡。

〔輿地勝覽全釋〕

王師大曹溪宗師一耶正令雷音辯海弘真弘濟都大禪師覺儼尊者贈
諡覺真國師碑銘

聖恭曆王八年己亥
李達撰撰文

〔東文邊〕

李岡。字思卑。父諱嵩。丁亥(忠穆王三年)貢舉。初以門功錄事僕頭店既第。丞慶
順府。於典儀爲直長。主簿。又爲令。兵部爲員外。門下省爲司諫。吏部爲郎
中。戶部爲侍郎。密直司爲代言。知申事提學副使。云々享年三十六。諡文
敬。

〔牧隱集文敬李公墓誌銘抄錄〕

〔僧錄司〕

僧錄。〔職位〕僧官也。錄僧之事。僞秦姚興。以僧碧爲僧正。僧選爲悅衆。法欽
慧斌二人爲僧錄。僧錄之名始於此。云々

僧錄司。〔職位〕僧官也。文宗開成中。始立左右街僧錄。明太祖洪武元年立
養正院。四年卽革之。五年給僧度牒。十五年始置僧錄司。左右善正各一人。
左右闡教各一人。左右講經各一人。左右覺義各一人。掌釋教之事。各直省
府屬置僧綱司。都綱一人。副都綱一人。州屬置僧正司。僧正一人。縣屬置僧
會司。僧會一人。各掌其屬釋教之事。俱選精通經典戒行端潔者爲之。僧凡
三等。曰禪。曰講。曰教。隸禮部。云々

〔佛學大辭典〕

云々於是上命兩街僧總大德法興云々

〔聞〕鳳巖寺靜真大師圓悟塔碑 麗光宗十六年乙丑
西紀九六五年

云々共有道官使左街都僧錄大師光肅。副使左街副僧錄彥宏。左街副僧
錄釋真。判官右街僧正成甫。并其僧記事二人。俗記事五人。云々

(開玄化寺碑陰記 歷顯宗十三年壬戌 西紀一〇二二年)

云々上則震悼。尋遣左街僧錄崇演保章正全參蘭等。監護葬事。云々

(原法泉寺智光國師玄妙塔碑 歷夏二年乙丑 西紀一〇八五年)

若膝爲兩街僧錄官誥 李藏用

云々登兩街之摠云

(東文選)

僧錄司と云ふ僧官名、無論唐代支那の制度に倣ひて置きたるものなるが、麗初の金石文にも出である以上の通りなり。羅代の金石文には未だ發見せず。恐くは麗初の創置と思はる。麗史建置沿革等一切記載無し。脱漏を補ふべき資料なり。

〔中德〕〔大選〕

〔中德〕は

僧試禪者。禪宗講傳燈拈頌。教宗講華嚴經。各取三十人。前者内侍別監奉命而往。今則禮曹郎應往。宗輿判事。掌務傳法。三人證義。十人同坐試取。納

賂于判事證義者入格。然則雖有能名者不得入。其循私多欲。甚於世人。入格者謂之大禪。禪宗則自大禪升爲中德。自中德升爲禪師。自禪師升爲大禪師。判事者謂之都大禪師。教宗則自大禪升爲中德。自中德升爲大德。自大德升爲大師。判事者謂之都大師。兩宗分掌内外諸寺各十五許。升中德者注差住持。禪教宗備三望。呈禮曹。禮曹移于吏曹。入啓受點。

(備齋叢話)

李朝成宗朝の備齋叢話に〔中德〕は禪教各其位階を異にせる由記載しあるが、此の制度は麗朝にも溯るべきものにして、本貼文には

大禪師 禪師 中德 大選

の順序に書きあれば、〔自中德升禪師〕に恰當し居るなり。

〔大選〕是も今無き僧侶の職位名なるのみならず、嘗つて日本支那にも聞かざるところなり。選試上科に及第せし僧侶の位號と思はる。

華嚴大選景元住興王寺云々(寂菴記)

曹溪辛亥大選天亘吾同年崔兵部之弟也。云々(古巖記)

真觀大選來問唐詩

龍頭大選往黃州三首

(牧隱集) 李穡

贈敏大選序

金守溫

(東文選)

麗末より李朝初期迄普通に行はれ居たる僧位號なるが李穡の「曹溪辛亥大選」とある「辛亥」は天豆が入選せし歳次なり。思ふに備齋叢話入格者謂之「大禪」とある「大禪」も此の「大選」と同語たるべし。「禪」「選」共に音せ (sion) 同音なればなり。

〔貼〕

僧錄司貼全羅道按廉使

〔僧錄司貼〕

右事須貼

長城郡監事官貼長城郡司

當司准僧錄司僧史仁叙九月日貼(長城郡監務官貼)

依貼爲傳出納下問令是乎矣

右事須貼

別命使臣於牧都護云某使貼某牧都護。

(麗史) 刑法
公孫相通式(外官)

辛昌即位之年七月趙浚言云々守令三年遞任不被都按廉譴責者即除京職其都按廉使許令臺諫薦舉俟依貼出乃遣之自元帥以下皆郊迎呈參不許坐云々

(麗史) 選舉三
銓法

伯嚴寺石塔舍利

開運三年丙午十月二十九日康州界任道大監柱貼云云々

寶壤梨木

釋寶壤傳不載鄉井氏族謹按清道郡司籍載天福八年癸酉太祖即位第
二十六年也清道郡界里審使順英大乃末水文等柱貼公文云々又庚寅年晉陽府貼五道按察使各道禪教寺院始創年月形止審檢成籍時差使員東京掌書記

李備審檢記載云々

明神印

云々新羅京城東南二十餘里有遠源寺諺傳安惠等四大德與金度信金義元金述宗等同願所創也云々四大德皆羅時高德按埃白寺柱貼注脚載云々

(三國遺事)

麗朝にて上ヨリ發スル布告文通達文を貼と稱したること、麗史刑法公牒相通式に規定ある通りなり。此の語も羅代に遡るべきものたること、三國遺事麗初の記事に出であるに徴して明かなり。而して柱貼と云ふ語あれば、往昔上司よりの布達文は柱に貼り付けたるものか、而して此の意味より轉じて指令、證明、諭達等官公文を稱したるものか、下萬曆年間遺産讓與文書に背貼即ち官廳の裏書證明の義に用ゐられ居るもあり同義たるべし。今貼は字義通り貼聯、貼付等ハツツタルと云ふ義に用ゐられ居る丈けなり。

「次知申省判教」「次知」今普通語として「次知音讀スル(alt.)」と云へば、「所有スルコト又從前各官房ノ事務ヲ扱フ職」の義に用ゐらるる語なるが、此處は所有の義にもあらず、官職名にもあざるなり。即ち「取扱ヒ」「管掌」の義に用ゐたるなり。「承宣」は樞密院の官職にて執奏の事を掌る職なれば、「申省狀執奏ヲ取扱ヒタル」意味に用ゐたるなり。「申省」は、

申省判教(僧錄司貼)

名狀申省(長城郡監務官貼)以下同貼文

問備申省

城官以申省爲乎事是在等以

改排報狀爲置是乎等用良申省爲臥乎事是去等

西京留守於申省狀着姓草押云々

(麗史 刑法 公牒 相通式(外官))

云々淳化二年成宗十年金海府量田使中大夫趙文善申省狀稱首露陵王廟屬田結數多也宜以十五結仍舊貫其餘分折於府之役丁司傳狀奏聞

云々

(三國遺事 駕啓)

以上の如く申省は上聞「上申等の義に用ゐたるなり。此の語は今全く廢せり。「判」は上通度寺長生記條に委しく述べある通り、「裁可」の義なり。「教」は吏吐なり。

教 이산 isan

在上者ノ處分ノ意 이인 (i.in) (ナサレシ(連體言))

(吏吐註釋)

「判教」「裁可ナサレシ」なり。

「事意」

右良事意乙用良僧錄司貼

關內事意乙用良長城郡監務官關字

(本貼文)

恭讓王四年。都官上書曰。云々今遵先王判旨内事意附以一二淺見條列

于後。

(麗史 刑法)

「事意」も今用ゐぬ語なるが、「事由」と同語と見るべし。

「矣段」

矣徒 이리 (uy hay)

尊前ニ多人等ガ自稱スル辭

(私共)

矣身 이몸 (uy mom)

尊前ニ自己ヲ稱スル辭

(自分)

段 이 (tan)

叱段 이단 (tan)

此事又此人ヲ指的スル辭 이단이 (tan)

(儀ハ)

(吏吐註釋)

「段」上淨兜石塔造成形止記及通度寺長生記條にも委しく説明せし通り、

日本書簡文體の「儀者」と同義の吏吐なり。「矣」は上開心寺石塔記に「矣典」と用ゐる「矣」と同語、日本書簡文體の「私ワケシ」なり。吏吐註釋に出てある通り、複數には「矣徒」と云ふべきを、此處は「徒」を略したるものと見るべし。「僧矣段」は「僧私共儀者」と譯すべし。

「別教無亦」「別教」は

別爲 別々 (piol han)

特別の意 別々 (piol kos)

(吏吐註釋)

「爲」を敬稱の「教」に代へたるまでにて同義なり。吏吐註釋「別」を特別ノ意としあるも、此の「別」は「他」の義なり。「別教無亦」は「他ノ儀ニアラズ」「別儀ニアラズ」と譯すべく、「教」は前に説明せし通りイサ(i sa)と讀ませ、「在上者ノ處分」を意味する吏吐なるが、此の寺の覺真國師が叔立せし趣旨は作法祝上に在りて「他ノ儀ニアラセラレズ」と「教」の敬稱を用ゐたるものなり。下古文書の冒頭に「無他」とあると同義なり。

「爲白去乎在亦」

是乎在亦 이온견이마 (ion kion i io)

現在如是ノ稱 이온것인데 (ion kos in toy)

(ナルモノナルニ)

爲乎在亦 하온견이마 (ha on kion i it)

現在爲此ノ稱 하온것인데 (ha on kos in toy)

(スルモノナルニ)

(吏吐註釋)

とある「爲乎在亦」に敬稱の「白」(諭(salp))と過去辭の「去」(거(ge))とを挿入せし丈けなれば、「イタシマスルモノナルニ」と云ふ吏吐なり。

「段」前出

「山齊是去乙」

是去乙 이거늘 (i kō nul)

如是ナル者ノ稱 이거늘 (i kō nul)

(吏吐註釋)

「山齊」は字義通り「山トヒトシク」と用ゐたるものなり。「山齊是去乙」は「山ノ如キヲ」と譯すべし。

「教是」

教是 이시

(一) 在上者ノ處分或舉動ヲ稱スル敬辭

이시 (ナサル)

(二) 又當位ニ對シテ尊稱スル意

게치 (サマ様) (トノ殿)

(吏吐註釋)

羅景德王四年鑄成の无盡寺鐘銘に此の「教是」を爲賜としあること、上に委しく説明し置きたる通りなり。追々爲賜と云ふ吏吐は廢語となり。第二義の方の「教是」を用ゐることゝなりたるなり。下に「安邀教是」がある「教是」は

第二義の方にて「安邀ナサレ」なり。「赫」(赫)は上に説明せし通り中止法の吐なり。

「是遣」「爲遣」

遣 ㄹ (kion)

此ヲ爲シテ彼ヲ爲スト云フ接續辭

고 (ko) シテ(而)

(吏吐註釋)

共に同義の吏吐なるも、「是遣」の方は「重瓶デアツテ」にて日本語の「デ」の方なり。「爲遣」は「納寺シテ」の方なる差別ある丈けなり。

「爲白如乎」

爲白如乎 き슴다은

某ト稱スル敬辭 き슴다은

(イタシマスル)連體格

(吏吐註釋)

「亦中」淨兜寺石塔形止記に出であり。「二」(於)の義なり。하의 (ho hay) を讀む。

「教事是去乙」

「教事」이산일 (i san il)

在上者ノ處分ヲ望ム意 이산일 (i san il)

(ナサル、コト)

(吏吐註釋)

「是去乙前出、即ち教事是去乙」はナサル、コトナルヲなり。

「乙」亦「淨兜寺石塔形止記に出であり。」「乙」は을 (e) 目的格指示辭「ヲ」なり亦이 (i) 主格指定辭「ガ」なり。

「不得」是も淨兜寺石塔形止記に出であり。모칠 (mo chie) と讀ませ、普通吳 (mot) と云ひ打消「不能」の義の副詞なり。「領衆不得」は「領衆シ得ズ」なり。

「雨漏分置使内不冬」

使内白 바니승 (pa nay sahp)

使用ヲ稱スル接受辭 부리음 (puli ap)
(ツカヒマス)

不冬 안들 (an tul)

不爲ヲ稱スル辭 안이 (an i)

(爲サズノ義)

(吏吐註釋)

「使内白」の「白」の敬辭無きものに打消の「不冬」を合したるものなり「使内不冬」は「使用セヌ」なり。上の「雨漏分置」の「雨漏」は字義通り「アマモリ」なるも、下の「分置」は何語なるか、字義「分チ置キ」にては意味を爲さず。「分置使内不冬」を一吏吐と見るべきものか、或は「分置」を「放置」の義の一俗語と見るべきものか、明かならず。今暫く「ママ」と譯し、「雨漏ノマ、使用セザル」なり。

「間關等亦」「間上麗顯宗朝の開心寺石塔記」に「以十間入」とありて日本の「間敷」と同意味に用ゐられあるが、此の「間」は斯く解しては意味を爲さず、下の「閣字義樓」と共に「屋舎」の義に用ゐられたるものなり。今「間」二字を書き此

の意味に用ゐらるゝこと無きも、一熟語として屋舎の義に用ゐられ居るなり。

고칸 (kos kan) 庫間(クラ)

방아칸 (paung a kan) 砦間(水車小屋)

뒤칸 (tui s kan) 後間(カハヤ)

等の간(간)は「間」の字音語なり。されば下の「閣」即ち「樓」に對して平屋建を指したるなり。「等亦」は「等ガ」なり。

「并只」

并只 다부기 (damu ki)

一井ノ意 도모지 (tomoo chi) (スベテ(都)ナ(皆))

(吏吐註釋)

とあるものにて、「スベテ」なり。

「爲絃如」

絃如 시오리 (sio lo)

連續シテ爲ス意 ㅎ다라 (chul ta la)

(續イテ)

(吏吐註釋)

「絃訓查(chin) 日本語ツル」と同語なり。다라(다)は「隨」の訓다라(다)と同語たるべし。即ち「續イテ」の義の吏吐なるが、此の「頽落爲絃如」とある「爲絃如」は此の意味に解しては通せざるが如し。朝鮮語此の查と同發音同語原に、「理由」(ワケ)の義に用ゐらるゝ語あり。寧ろ此處は此方に當てたる「絃」にあらざるかを思ふものなり。即ち「頽落スルワケ」デ「悶望スル」の義となるものなり。

「悶望是白去乎在等以」 「悶」本音は민(mun)なるも通俗音は민(min)なり。望音망(mang) 민망(min mang)は今も普通語として「心配」「迷惑」等の義なり。「是白去乎在等以」は前の「爲白去乎在亦」の「爲」を「是」とし「亦」を「等以」とせし丈けにて「心配イタシマスル」コトニ因テなり。

「一任爲白乎所不諭」 「一任」と云ふ俗語は、下太祖手書にも出でありて、最

初其意味不明了たりしに、今此の貼文に用ゐるに因りて、初めて其意味を了解せり。即ち「放任」と云ふ義なり。此の語は今全く廢語となり、多くの古老に問ひ質すも知るもの無し。「爲白乎不喻」は

爲乎所 *하온바 (ha on pa)*

爲ス當時ノ稱 *하온바 (ha on pa)* (ヌルトコロ)

不喻 *안닌지 (a nin chi)*

非此ノ意 *안닌지 (a nin chi)* (アラス)

是喻 *인지 (in chi)*

此與彼ヲ未定ノ意 *인지 (in chi)* (此レカ彼レカ)

(吏吐註釋)

「是乎所」に「白」を挿入丁重に云ひたる丈けなり。「所」は바 (pa) と訓じトコロなり。「不」は字義通り打消語なり。「喻」は지 (chi) と讀まする吏吐なるが、此지 (chi) と云ふ助辭普通語にも多く用ゐられ、(一)は疑問「推測」、日本語の「カ」「ヤラ」の義に用ゐるもの吏吐註釋の「是喻」是なり。(二)は「断定」、日本

語係辭「コソ」の結ビに用ゐらるもの、吏吐註釋の「不喻」是なり。されば「一任爲白乎所不喻」は「放任スベキトコロニアラス」と釋すべきものなり。

「爲白良結望白去乎是去有在等以」

爲白良結 *하갈아차 (ha gal pa a chio)*

爲スコトヲ願フ意 *하야차 (ha ya chio)*

(イタシタク(致度))

爲白良結望良白去乎 *하갈아차바라옵가든*

(ha gal pa chio pala op ko tun)

自己所願ヲ成スコトヲ望ム辭

하야지어다바라옵가든 (ha i achi ita pala op ko tun)

(致シ度望ミマスル)

是去有在等以 *이거이전들로 (iko i kion tul lo)*

如是爲ス所以ノ意 *이럼으로 (i lom nlo)*

(デアアルヲ以テ)

即ち「致シ度望ミマスル事ナルニ因テ」なり。

「右良事意乙用良」

右良 ㅁㅇ (ai hny)

右邊開録ヲ指稱スル辭 우의 (hoi) (右ノ)

乙用良 으스아 (u sa)

此或彼ニ因ルノ意 으르외 (o ro o) (以テ)

即ち「右ノ事意ヲ以テ」なり。「事意」今全く無き俗語なり。今の「事情」と同語と解すべし。上の「因テ」と此の「以テ」と重複の嫌あるも、何れも直譯せしものなれば、上の「等以」の方は「ツキ」など意譯すべし。

「交周爲良乙爲」「爲良乙爲」と云ふ吏吐は今全く用ゐず。

爲只爲 さ기삼 (ha ki sam)

特ニ爲サントスルコトヲ謀ル意 사기료 (ha ki lo)

(スルコトデ)

爲只爲 さ기삼 (ha ki sam)

交周以筆斜抹曰
交以筆圓抹曰
周
曰
(才物證)

爲スコトヲ設心スル意 사라키 (ha lia ki)

(セント)

爲乎爲 さ오삼 (ha o sam)

將欲爲之ノ意 사라하야 (ha lia hain)

(セントシテ)

(吏吐註釋)

以上の「只」「乎」を「良乙」に代へたるものなるが、「セントシテ」と解して差支無かるべし。「交周」は音讀宜弁 (bio chin) 「抹消」の義なり。今も普通に用ゐられ居る語なり。釋欄外にあり。

「教事是去有等以」

教事是去有等以 이산 사람이 신 들로

(i san s iko i sin tul lo)

上ノ處分ニ因ル意 이신일료외

(사렌시사니인테)

即ち「下宜旨サレシユトニ因テ」なり。

「下山禁止向事出納爲乎事是去等」

向事 안일 (an il)

當ニ行フベキ事ノ稱 한일 (han il)

(スベキ事)

爲乎事 하은일 (ha on il)

己爲ス事ヲ稱スル辭 하은일 (ha on il)

(爲ス事)

是去等 어거든 (i ko tun)

猶是ノ意 어거든 (i ko tun) (ハズ(則)

(吏吐註釋)

「下山禁止スベキ事出納スル事ガアレバ」なり。

「向前」

向前 아전 (a chion)

曾往ノ意 전의 (chion uy) (前ノ)

「一亦」後代の吏文に用例無きも、「亦」は副詞の語尾として「專亦」(專ラ、

「無亦」(無ク)、 「便亦」(便チ)、 「易亦」(易ク)等送られある吐なれば、此「一亦」

(一ニ)と送りたるなり。

「是在味出納是臥乎事是去等」

爲乎味 하은맛 (ha on mas)

爲スコトヲ稱スル辭 하다코 (ha ta ko) (セントテ)

是乎味 이온맛 (i on mas)

即此ノ意 이라고 (i ra ko) (イテ)

(吏吐註釋)

「乎」を「在」に代へたる吏吐なるが、「在」は「在」と讀ませ、過去の義あれば「作法
祝上是在味」は「作法祝上セントテ」なり。

爲臥乎事 하온일 (ha nu n il)

爲ス事ノ辭 하온일 (ha nu on il)

(更吐註釋)

「是去等」に出づ。即ち「出納イタシマヌルコトナレバ」なり。
「右事須貼」「右事」は「右ノ事意」たるべし。「貼」は上に委しく説明せし通りなるが、下の長城監務官貼文にも、結末に同語あり。貼文の例として、後代公文の結末に「宜當事」と書くものと同一文例たるべきなり。即ち「須ク貼スベシ」と讀むべきものにて、「三國遺事の」柱貼「の貼」と同義、後代の「榜示」(揭示)など、同義と見るべし。

洪武十一年三月廿三日
長城郡監務官貼長城郡司
(宣德六年辛亥八
月日監務官傳書)

當司准僧錄司史椿穎丁巳十一月日貼同郡監務兼勸農使將仕郎尙衣直長宋某丙辰十月日名狀申省 當司准僧錄司僧史仁叙九月日貼憑是審是弥

啓受使内乎所有事是乙等聖住寺住持性照禪師中延所志内乙仍于判付是乎狀内爲乎矣僧矣段別教無亦焚修祝

聖爲白臥乎以是在亦至今玖戊申七月分祝

聖觀音尊像願成爲乎弥安邀處所奏請爲乎亦中僧矣元叱乎造排爲臥乎長城郡地白巖寺下安令是於爲落點教等乙仍于下安令是白遣右寺既殘亡爲在山枝五結分入田處所是如在乙一間置遣無亦改排爲白乎等以長行祝

聖法席今萬日焚修乙起行爲良於爲教矣向前狀内全當爲造排爲白在等以法孫傳繼向事乙所司弋只界官良中出納下問令是乎矣事狀的是在如中更良奏聞除良只法孫案牘施行爲良於爲僧錄司良中下

聖旨教事白丙辰三月二十日左承宜右散騎常侍上將軍知吏部事吏事府事文迪奏

判依奏付僧錄司右如教事爲是在等以造排緣由乙良仔細亦問備申省爲乎味了乎等用良依貼爲傳出納下問令是乎矣任内同郡戶長徐純仁等丙辰十月報狀内爲乎矣法堂三間東俠藏堂二間犯隅學寮三間副舍一間客樓西俠室二間下隅食堂三間食厨一間法堂南斜廊五間上房二

間廳一間侍奉房一間其餘堂舍等八十五間乙並只改排報狀爲置是乎
等用良申省爲臥乎事是去等同香火大事斯備矣投告內甲矣段別教無
亦香火祝

聖爲臥乎在亦向前寺段殘爲甚接人不得是如爲去乙禪師中延奏請造
排教弟中僧矣身乙寺以主差備教等用良成造始終次知排置爲遣火香
爲臥乎在亦禪師所志以

判下教由以法孫案牘施行間事乙良城官以申省爲乎事是在等以僧矣
身乙時亦中火香爲臥乎緣由並以施行教味白臥乎事是去有等以貼內
思乙用良村伏公案良中法孫傳繼施行爲遣由報爲在味出納爲臥乎事
右事須貼

戊午三月二十三日

「憑是審是弥」上淨兜寺石塔造成形止記に「導行審是內乎矣」とある「審」と
同語なり。「憑ル審定デ」と譯すへし。「弥前出中止の助辭なり。」

「啓受使內乎所有事是乙等」「有事是乙等」他の用例未だ發見せず、又更吐

註釋にも載せず。「使內乎所」は

使 事 바리온일 (pa li on il)

使用スル事ノ稱 부리우일 (pu li on il)

使內乎所 바리온바 (pa li on pa)

所可使ノ意 시기을바 (si ki eul pa)

(セシムルトコロ)

(更吐註釋)

「使內」は바리 (pa li) と讀ませ、普通語は부리 (pu li) と云ふ、使字の訓なり。「使
用」の義にも、「セシムル」と云ふ助動詞にも用ゐらるること、更吐註釋所載の
如し。「有事是乙等」は今無き更吐にて、更吐註釋にも出で居らざるも、이신
일일 (i sin il il) と讀ませ、「有ル事デアレン」を譯すへきものなり。「是
乙等」は

是等 이등 (i tun)

是去等ト同 이역등 (i io tun)

是去等 이거든 (i-ko-tun)

猶是ノ意 이거든 (i-ko-tun) (ハバ則)

此の吏吐の「去」を「乙」に代へたるものなり。「ハ」の接續辭なり。さて此の一句「啓受使内乎所有事是乙等」は、啓受ヲ用キルトコロデ有ル事ナレバ」となるものなるが、此「啓受」と云ふ語は、俗語として今全く無き語なり。搔頭に書きあれば、「啓」は「上裁」の義に用ゐたるものにて、今「啓字」(계入스 (kai-sotam))と云ふ語の字を省きたるものと思はる。今「啓字」と云ふは、上裁を経たる文書に押捺する木製の墨印にて、文は草體の「啓」なり。即ち「啓」を反らすして書き下したるものなり。「受啓」と云ふ語も今無し。「受教」などの語もあれば、差支無かるべし。今「啓下」(上裁ヲ經タルコト)と云ふ「啓」と同義と見るべし。「受」は今「承傳」「承命」「承允」などの「承」と同義と見るべし。

「所志内乙仍于」「所志」下文記に用ゐられある通り、音讀スジ (sochi)「願書」「訴狀」等を稱する俗語なり。最近までも普通に用ゐられ居たるなり。「乙仍于」

乙仍于 을지스로 (ul-ah-ohno)

緣由ニ因テ話端ヲ更起スル助辭

하기로인하야 (ha-ki-ro-in-ha-ya) (爲スコトニ因テ)

仍于 지스로 (oh-oh-ulo)

因ルノ稱 인하야 (in-ha-ya) (因テ)

(吏吐註釋)

「所志内乙仍于」は「願書内ニ因テ」なり。

「判付是乎」「判」は通度寺長生記に委しく説明せし通り「允可」の義にて、「判付」は一に「判下」とも稱し、「判付是乎」は「允可」ヲ經タルなり。此語は最近までも公文書類に用ゐる居たる語なり。「狀内爲乎矣」は「狀内ニ云フニハ」云々と下に續けたるなり。

「爲白臥乎次是在亦」

爲白臥乎 하야누온 (ha-ship-nu-on)

爲スコト云フ敬稱 하야누온 (hais-nu-on)

(更吐註釋)

「在亦」は前爲白去乎在亦と用ゐるものにて、「三」「トコロニ」「ツキ」等の助辭なり。此の二の更吐の間に「次是」を挿入せしものなるが、「次」は音讀ス(chai)。「是」は訓借イ(エ)スイ(chai)なり。今も普通語として用ゐられ「タメニ」の義なり。即ち焚修祝聖爲白臥乎次是在亦は焚修祝聖イタシマスルタメナルトコロニと譯すべし。

「至今玖戌申七月」「玖」は「九」たるべきも、何の義に用ゐたるものか。戌申は丙辰を去る九年前なれば、此義に用ゐたるものとも思はる。淨兜寺石塔造成形止記には「七十六年前を七十六是去丙辰年」と書きあるが「至今」は「去今」の誤りか。

「處所」は今は普通語に用ゐられ、「トコロ」(場所)なり。

「僧矣元叱乎」「矣」は「自分」「私」の義と見て「元叱乎」は何語か更吐として「叱」は副詞の語尾として用ゐらるゝことあるが、

始叱 ㅅㅅ (pi ja)

始メノ意 ㅅㅅ (pi ja) (始メテ)

進叱 ㅅㅅ (mas tulio)

進字ノ訓辭 ㅅㅅ (mas tulio) (進ミテ)

(更吐註釋)

等の如し。「元」は「始」の義なれば、「始叱」と「元叱」と同義の副詞と見られざるにあらざるも、下の「乎」(으) (on)は何に添へたるものか。即ち僧自分が始メ造排セルと解せば意味通せざるにあらず。

「造排爲臥乎」「造排」今無き俗語なり。今「造成」「排置」「排布」など云ふ俗語を合したる語にて、「經營」の義なり。「爲臥乎」前出此處は「セシ」と過去に用ゐたるものなり。

「下安令是於爲落點教等乙仍于」「下安」「安置」の義に用ゐたる俗語なり。「令是於爲」は「前通度寺長生記に改立令是於爲」と用ゐるものと同更吐にて、「下安セシムルコトニ」なり。「落點」は「點ヲ付スル」義にて、「撰定」の義今

も用ゐらるゝ語なり。「教は前教是」と用ゐたるものと同語イサ(iss)「ナサル」と云ふ敬稱なり。「等乙」は等以(えい)の「以」を省きたるも言(げ)「ワケ」なり。「仍于」は前出「因テ」なり。直譯せば「下安セシムルコトニ定メラレシワケニ因テ」なり。

「下安令是白遣」「安置セシメマシテ」なり。

「殘亡爲在」

「爲在」 さ 在 (ha kion)

既爲セシコトヲ稱スル過去辭 さ (han) (セシ)

因 (toin) (ナリシ)

爲ス (han kōs) (セシモノ)

(吏吐註釋)

即ち「殘亡セシ」なり。

「山枝五結分入田處所是如在乙」「是如在乙」は

是如 이다 (e)

某ト稱スル辭 이다 (i la rova) (ト云フ)

이로코 (i la ko) (トテ)

爲在乙 さ 在 在 (ha kion ni)

現在ニ爲セシ者ヲ稱スル辭 さ 在 在 (han kōs ni)

(セシモノヲ)

さ 이 人 (hani iul)

(セシ人ヲ)

(吏吐註釋)

此の二の吏吐を合して「爲」を省略せしものなり。「デアリシモノヲ」と譯すべき吏吐なり。さて上の「山枝五結分入田」の山枝と云ふ語今無きは勿論他の用例も未だ發見せず。唯此の「枝」と同義に用ゐたるものと思はるものは三國遺事に、

柴地十五結。栗枝六結。坐位二結。創置莊舍焉。云々

(三國遺事 臺山五) 神龍元年乙巳 羅聖德王三年(西紀七〇五年)

とある「栗枝」の「枝」是なり。双方共に田、畝、柴地、坐位等以外の或所用の土地名に用ゐたるものなるが、唯茲に今行はれ居る語に此の「枝」の訓と同語原と思はるゝ「場所」の義に用ゐられ居る語あり。辭典にも、

ㅈ장(柴場)人갓 ㉠ 伐採を禁して薪となす木を養成する山林(柴場)人
早人갓

ㅈ平人갓 ㉡ ㉠ㅈ장人갓に同じ

(朝鮮語辭典 總督府 編纂)

(備考)ㅈ장人갓 (euy chjang s kso), ㅈ平人갓 (ha pu s kas), ㅈ平は「木」の訓なるも此處は「薪」の方なり。人㉡は連辭「之」の義なり。

又辭典不載なるも

ㅈㅈ平人갓 (pam namu s kas)

ㅈㅈ(ㅈ)は「栗」の方言即ち「栗林」なり

ㅈㅈ平人갓 (go na mu kas)

ㅈ(ㅈ)は「松」の方言、即「松林」なり、

等の語もあるなり朝鮮語「枝」及び「種」(種類)을가지(ke chi)と訓ず、語根はㅈ(ke chi)にて、双方共に同語原たるべし。如何となるに「枝」も「エダ」の外に「ワカ」(分)別の訓もあればなり此等のㅈ(kas)も同語原たるべきは、今急促の終聲は皆人㉡を代表的に用ゐる居ればなり。故に「枝」の訓は「種目」の義ともなるものなり。されば故に山枝五結分入田は、山枝に分入セシ田と「枝」を「分入」にて註解せしものともなるなり。然らば上の「山」は何語なるかと云ふに普通の山(야) (Inoy)の義に解しては意味を爲さず。朝鮮語「墓」を「山」音讀せ(산)と云ふ。

山所 (san so) 墓

山訟 (san song) 墓地の訴訟

山地 (san di) 墓地

山埋 (san hi) 墓を占定する地理

山圖 (san to) 墓の圖面

等用ゐらるゝ「山」即ち是なり即ち寺の墓地用として分入せし田地を指し

たるなり。されば三國遺事の「栗枝」も「栗樹ヲ禁養セシ栗田」を稱したるもの
となるなり。今も朝鮮には到るところ廣大なる栗樹林あるは、往昔よりの
遺俗たるべし。「處所」前出。即ち「聖觀音尊像ヲ安遊スル場所なり」。

「一間置遣無亦」。「一間」屋舎ノ間敷なり。即ち「ヒトマ」なり。「置遣」は後代
の吏吐に用例無し。普通語にユマンゴ (ku nan tiko) と用ゐる「ユマン」は「ソノ
マ」。「早立」は「置キ」にて「止メテ」なり。日本語「止メヨ」を「オケ」と云ふも同語なり。
此の語は古き俚歌にも

善化公主主隠 他密只嫁良置古。

(三國遺事 善化 善化は百濟武王の幼名。善化公主は羅眞平王第三公主也)

「他密只嫁良置古」は「他ニ嫁入ラズ」にて、「置古」は「ヤメテ」なり。「遣」は普通語
には「古」(eo) と云ふ。「無亦」前出。ナクなり。「置遣無亦」は「オク(コト)無ク」に
て「一間モノコラズ」なり。「改排爲白乎等以」の「改排」は上の「造排」の「排」にて、
「改メ經營イタシマスルニテ」なり。「爲白乎」は上の「爲白臥乎」の「臥」を省きた
る丈けにて同語なり。「等以」は前出。

「起行爲良於爲教矣」。「起行」と云ふ俗語も今無く。今「開墾」することを「起墾」
と云ふ。此の「起」と同語なり。「始メ行フ」なり。「爲良於爲」の「於爲」は前出。「爲
良」は普通語命令辭の「ヨ」(yo) と云ふ語を現はしたるなり。「セヨトノ
コトニ」なり。「教矣」は

教矣 이스되(issod)

上ノ處分ガ如是ナル意 이스되(issod)

(仰セララルトコロ)

(吏吐註釋)

「向前狀内全當爲造排爲白在等以」。「向前」造排前出。「全當爲」。「全當シ
テ」なるが、「全當」と云ふ俗語も今無き語なり。吏吐に「當爲」「當ツテ」の義の
語ありも、此義にては意味を爲さず。「全ク相當シテ」と譯すべき俗語たる
べし。「爲白在等以」は

爲白在 さ슴되 (ha salp kion)

曾爲セシモノヲ稱スル辭 さ슴되 (ha op tun)

(吏吐註釋)

〔等以前出、即ち前ノ狀内ニ全當シ經營イタジマシタル儀ニテ〕なり。

〔弋只〕

〔弋只〕 刈刈 (kiki)

等分ノ意

衆數ニ對シテ稱スル辭

(吏吐註釋)

普通語として今刈刈 (kiki) と云へば、〔共〕(トモ)と云ふ複數の尾辭なり。又刈刈刈 (kiki kiki) と重ねて云へば、〔各自〕(マイ)の義となるなり。〔所司弋只〕〔所司が各自ニ〕と副詞に用ゐたるものなり。〔所司〕は〔所管者〕の義か。今用ゐず。

〔界官良中出納下問令是乎矣〕〔界官〕も今用ゐぬ語なり。唯從前〔界首官〕と道界等の郡守を稱したる語あれば、此の名稱の〔首〕を略きたる語にて〔界官〕

は〔郡司〕を稱したるものなり。〔良中〕(ahap) 前出ニなり。〔令是乎矣〕

令是乎矣 시기오되 (si ki o toy)

使令スル意轉辭 시기오되 (si ki o toy) (セシムルトコロニ、セシムレドモ)

(吏吐註釋)

〔矣〕は吏吐として되 (toy) 〔トモ〕(toy) 〔トコロニ〕と双方に用ゐられあり。吏吐註釋轉辭とせしは、トモの方なり。此處は〔出納下問セシムルトコロニ〕なり。

〔的是在如中〕

是在如中 이견다의 (i kion ta hay)

如是之際ノ意 이온러의 (i on to oy) (デアアルニ)

的只 마기 (ma ki)

的實ナル意 마기 (ma ki) (的實)

(吏吐註釋)

「只」を略し「是」に連ねたる丈けにて、此の二の吏吐を合用せしもなり、即ち的實ナルニなり。

「更良」「除良」

更良 가사아 (ka say a)

更復ノ訓辭 다시 (sa) (サラニ)

除良 더러 (s lo)

除滅ノ意 더러 (s lo) (ナラズ)

말고 (mal ko) (セズ)

보담 (po tam) (ヨリハ)

(吏吐註釋)

「更良奏聞除良」は更ニ奏聞セズなり。

「爲良於爲」前出。「施行爲良於爲」は「施行スルコトニ」なり。

「教事」

教事 이산일 (i san il)

在上者ノ處分ヲ望ム意 이산일 (i san il)
(ナサルノ事)

(吏吐註釋)

「下 聖旨教事」は「聖旨ヲ下タサル事」なり。

「白」「白」二字を用ゐる吏文用例他に發見せず。又上の「教事」に付けて用ゐたる例證も無し。「白」吏文として 白 (bal) と讀ませ。

白是 白이 (bal i)

父母祖父母ニ奏スル書札ノ名辭 白이 白이 (bal i) (上書)

白等 白등 (bal twny)

次第に歷舉シテ告白スル意

알의오되 (al oy otov) (申シ上ゲマスル儀ハ)

(吏吐註釋)

「白是」は名詞、「白等」は訴狀の冒頭に用ゐる語なり。此の意味に用ゐたるにはあらず。又吏吐としては

使内白 ㅍㅅㅅ (pa hay ulp)

使用ヲ稱スル接受辭 ㅍ리ㅅ (puli ap)

(吏吐註釋)

「マシテ」敬稱接續辭にも用ゐられれば、「教事白」をサレン事デアリマシテ」と解釋されざるにあらず。但々此の意味として後代の吏文に「教事白」と名詞に直に接したる用例未だ發見せず。

「右如教事爲是在等以」。「右如」は右ノ如クナリ。「教事前出」ナサレン事ナリ。「爲是在等以」は前の「爲白在等以」の「白」を「是」に代へたるまでにて同語ナリ。「右ノ如クナサレン事」ト云フ儀ニテナリ。

造排縁由乙良仔細亦問備申省乎味了乎等用良。「造排」前出。「縁由」は事由の義にて、今も普通語として用ゐらる。「乙良」は

乙良 을안 (il an)

但此或彼ヲ指稱スル辭 을ㅅㅅ (il pang) (ヲバ)

(吏吐註釋)

是も普通語として用ゐらる。「仔細亦」の「亦」は上にも多く出である通り副詞の語尾に送られある吐なり。「仔細音讀スル (chasi y)」は今も副詞として語尾にシ (E) を送り用ゐらる。「亦」は此詞なり。「問備」今無き語たるは勿論、他の用例も發見せず。「問備」(ツプサニトフ) を轉倒して用ゐたる語か。今「問備」と云ふ語と同義たるべし。「申省」前出。「爲乎味了乎等用良」は上淨兜寺石塔記に「是白乎味了在乎等用良」の「是」を「爲」とし、「白」を「在」取り除きしと同吏吐なり。即ち「申省スルヤウニ取極メシワケニテ」と譯すべし。

「依貼爲傳出納下問令是矣」。「依貼」は「貼文ニ依リ」と讀むべし。「爲傳」は何の義に用ゐたるものか。「爲」を「依貼爲」の上に付けて解釋されざるにあらざるも、「傳」一字にても義通せざれば、「爲傳」と讀ませたるものたるべし。按ずるに「傳」は俗文として古くより左の意味に用ゐられあり。

太和七年三月日菁州蓮池寺鐘成内節傳。合入金七百十三延云々

(菁州蓮池寺鐘銘) 羅興德王七年癸丑
西紀八三三年

本傳。食二千九百三十九石四斗二升五合

(谷城) 大安寺寂忍禪師照輪清淨塔碑 (續景文王十二年職壬辰)

上に委しく説明せし通り、此の「傳」は他の鐘記等には皆「記」字を書きあるものと同語にして、「記」即ち「記録」の義に用ゐたるものなり。然らば此の「傳」も「記録」に解し、「爲傳」「記録ヲ爲リ」と用ゐたるものと思はる。即ち「貼文」ニ依リ「記録」ヲ爲リ出納ヲ下問セシムルトコロニなり。

〔任内〕淨兜寺石塔造成記に説明せし通り「管内」の義なり。

〔狭〕音習 (hiop) 今も「夾房」「夾門」等用ゐる「夾」と同義「傍」なり。「挾」「挾」も「夾」義通ずれば何れに書くも差支無し。

〔犯隅〕「犯」は淨兜寺石塔造成記に説明せし通り、「周圍」「境界」の義に用ゐられ居る語なれば、「犯隅」は「地界隅」なり。

〔斜廊〕今「舍廊」ども書き、音讀半音 (sŏ lang) 「客間」を稱する語なり。

〔上房〕「主人ノ居室」を稱する語なれば、寺院としては「院主ノ居室」なり。音讀半音 (siang pang)

〔廳〕音亨 (siŏng) 訓마루 (ma ru) 「房の外側にある」板敷ノ間」を云ふ。今も同様なり。

〔侍奉房寺院としては〕院主ニ近侍スル僧房」たるべし。

〔爲置是平等用良〕

爲置 ㅎ부 (ha fu)

爲スコトヲ稱スル結辭 ㅎ다 (ha da) (スル)

ㅎ지다 (han chi da) (セリ)

是置 이두 (i du)

此ヲ稱スル結辭 이라 (i ra) (デアリ)

이로다 (i ro da) (デアル)

〔是置有等以〕 이두의 신들로 (i du i sin deul lo)

如此云々スルコトニ因ル意 이라하심오로 (i ra ha sim o ro)

(デアル儀ニテ)

(吏吐註釋)

〔置訓借字(置)トモ〕(亦)の義にも用ゐらるゝ吏吐なるも、此處は以上の諸例の如く結辭に用ゐたるなり。吏吐註釋の「是置有等以」の「是」を爲に代へ「有」を「是乎」に代へ「等以」を「等用良」に代へたるまでにて、同義の吏吐なり。即ち「セリト云フワケニテ」なり。

〔爲臥乎事は去等〕前貼文に出づ、「イタシマヌル事ナレバ」なり。

〔同〕吏吐別本に據れば「同」は「且」と讀ませ、「オナジク」又「上ノ」等の義に用ゐらる。

〔投告内申矣段〕「投告」と云ふ俗語は今無し。

銓註

恭愍王十一年、密直提學白文實上劉子曰、自九品至一品、每品各給職牒、所以防奸。近世品職、朝謝初則僉署、終則一官署、故始難終易、吏緣爲奸。今後六品以上各自寫牒投省、具署經印。七品以下典理軍簿、具署經印。每品同品轉移者、只給謝牒。

(麗史選)

〔投省〕と用ゐある語と同義と見るべし。即ち「上司ニ申告スル」の義なり。今「投刺」音讀ニス(投)と云へば「始メテ上官ニ謁スル時豫メ名刺ヲ通ズルコト」(朝鮮語辭典)なるが、此の「投」の意味とも同様なり。「甲矣段」の「甲」は「甲乙」の「甲」にて「某」(ソレカシ)の義に用ゐたるものと思はる。「矣段」前出、「某自分儀者」と譯すべし。

〔爲臥乎在亦〕前出。「イタシマヌルトコロニ」なり。

〔向前寺段殘爲甚接人不得是知爲去乙〕「向前」段前出。「殘爲甚」は「殘」甚シクと解すべし。「接人」の「接」は今も「居接」「住接」等「住居」「寓居」等の意に用ゐる。「接」にて「接待」の義にはあらざるなり。「不得」は「エズ」「アタハズ」と云ふ吏吐なり。「是如爲去乙」は

是如 이다(二)

某ト稱スル辭 이라(三) (이라(三) (la num) (ト)

이라(三) (la ko) (トテ)

爲去乙 이가(三) (ka ko nu)

現在ニ爲スト云フ助辭 さ거음 (ha ko um)

(云フヲ、スルヲ)

(吏吐註釋)

「是如爲去乙」は此の二の吏吐を合したるなり。此の語は普通語にも常に用ゐらる。即ち「前ノ寺ノ儀ハ殘亡甚シク人ノ住ムコト能ハザルト云フヲ」なり。

「造排教弟中」「弟中」は「第中」と書くべきなり。如何となるに、元と此の吏吐は「次篤」の義より出でたるものなればなり。後代の吏文に「第中」と用ゐるもの未だ發見せず。

爲白乎第亦中 さ슴치며히 (ha salp chey io hay)

爲ス時ノ意 사을적외 (ha ol chok oy)

(致シマヌル時ニ)

(吏吐註釋)

「第亦中」と「亦」を挿入せるもの同吏吐なり。吏讀別本に「第良中」と書きあるも

のあり。上に出である通り。「亦中」(야히 (yo hay)) も「良中」(야히 (a hay)) も

「二」の義にて同語なり。「中」も 中 (Tray) にて「二」の義になれば、古くは「亦」「良」を略しても用ゐたるなり。吏吐註釋は「時」と譯しあるも、日本語の「ヲリ」「ヲリカラ」など譯すべき吐なり。「教可止 (교가히) 前出」「ナサレシ」なり。「造排ナサレシヲリニ」なり。

「僧矣身乙寺以主差備教等用良」「矣身」は「自分」なり。「寺以主」は異様の書方なるも、「寺主ヲ以テ」の義たるべし。「差備」は今も用ゐる居る語、「臨時事務分掌ヲ命ズル」義なり。「僧自分ヲ寺主ヲ以テ差備ナサレシワケニ」なり。

「成造始終次知排置爲遣」「成造」今無き俗語なり。「遣」を顛倒して用ゐたるもの、「次知前出」「管掌」(取扱)の義。「造成ハ始終(自分ガ)管掌排置シ」なり。

「問事乙良」「問事」は「向事」の誤寫と思なる。「施行問事」にては意味全く通せざればなり。「施行向事乙良」「施行スベキ事ヲバ」なり。

向事 안일 (an il)

當行スル事ノ稱 喜入일 (hal s il)

(爲スベキ事)

官廳より指揮命令の吏文の結辭に多く用ゐらる。「宜當事」と同義なり。

「申省爲乎事是在等以」「申省イタシマスル事ナリシニツキ」なり。「是在」

이전 (i kion) 過去辭なり。

「施行教味白臥乎事是去有等以」

教味 이산맛 (i san mas)

處分通りノ意 처분마로

(處分通り)「申付ヶ通り」

(吏吐註釋)

「處分」今も普通語に用ゐらる。「目上ノ人ノ指揮命令即チ申付」を稱する語なり。日本語の「處分」「トリハカラヒ」(取計)の義には用ゐられず。吏吐註釋の「處分」は「申付」なり。「味」は淨兜寺石塔造成記に「占定令是乎味」「占定セシ

メントテ」で、「立是白乎味」了在乎等用良」「立テマスルヤウニ取極メシヲ以テ」どの二の義に用ゐられあるが、此處は第二の方に解すべきものにて、「處分通り」なり。「白臥乎事」は

爲白臥乎事 ㅎ을누은일 (ha salp nu on il)

所爲事ヲ稱スル敬辭 ㅎ은일 (ha on il)

(致シマスル事)

爲去有等以 ㅎ가이신들로 (hakō i sin tul lo)

爲スコトニ因ルノ意 ㅎ오로외 (ham ulo so)

(爲スコトニ因テ)

(吏吐註釋)

一の「爲」を略し、二の「爲」を「是」に代へたるまでにて、此の二の吏吐を合したるものなり。「施行」ノ處分通り致シマスル事デアルカラ」なり。

「貼内思乙用良」「貼内」は「貼文内」なり「思」は前にある「事意」と同義に用ゐたるものと思はる。「乙用良」は「ヲ以テ」なり。

〔村伏公案良中〕〔村伏何の義の語か、一切不明なり。〔伏は何字かの誤寫にあらざるか。〔公案は公議決定ノ案なり。

由報爲在味「由報」も今無き語なるが、「事由ノ報告」の義たるべし。「爲在味」の「在」は過去辭なれば、由報セシ通りニなり。

永樂五年十一月初九日
長城郡監務官關白巖寺三綱
（宣徳七年壬子初八日）
（談政府關字傳書）

監務官爲移接事今月初九日辰到付都時觀察黜陟使關内今月初七日到付議政府舍人司關内去八月二十六日呈文貞公李崑孫子前參贊議政府事崔有慶鐵城君李原安城君李叔蕃等狀内矣徒段全羅道長城地白巖寺乙祖上文貞公教是三寸叔父王師復同願私財以營瓶大藏經安邀教是協矣徒父母一同長年實大藏寶忌日實并三百石後矣徒四寸兄兩街中皓亦傳住領衆作法祝

上爲白如乎節慈恩宗中德戒天亦長城邑内元屬資福寺乙良棄置爲遣一息程是在同白巖寺乙沙資福寺良中求望冒受關字下去爲去乎向前實長色掌等乙並只黜送同實長等任意上下爲臥乎各村資福定體之意

不合爲白沙餘良矣徒祖上願意無違爲乎等以各々悶望爲去乎右村資福乙良

判旨内貌如爲遣同白巖寺乙良還屬山門依舊香火等狀是置有等以向前資福移接乙良代用磨鍊間先可初亦

判下教同郡資福良中移接向事關是去有等以向前白巖寺入接爲臥乎住持乙良關内貌如先可郡資福寺良中移接是遣由報向事關是有協關内事意乙用良郡南資福寺乙今月十日及良移接向事

石關白巖寺三綱

永樂五年丁亥十一月初九日

監務署

〔關〕「上司ヨリ發スル公文」なり。「關子」「關字」「關文」等とも稱し、今行はれ居る語たるのみならず、支那にも用ゐる居る語なり。

關字キニ 關子

（譯語類解）

〔移接〕は「住居ヲ移轉スルコト」なり、前文にも、又下文にも、

上司告下官曰關子。相行移曰平（才物譜）

接。人不得是如爲去乙

入接。爲臥乎

資福良中移接。向事

等ある「接」は皆「住居」の義なり。今「移接」「移轉」「接居」(寓居等の語あり。故に「監務官爲移接事」とあれば如何にも「貼文を移接スル」意味の如くあれど「爲」字は「セシムル」の義に解すべし。

「今月初九日辰到付」「到付」は「來着」の義にて後代の吏文にも皆用ゐられあり。「辰」は日の支名か、又時の支名か、明らかならざるも、恐くは「辰時」たるべし。

「都時觀察黜陟使」「都時」と云ふ語、後代の吏文に用例を發見せず。恐くは「時都」を轉倒して解すべき語たるものと思はる。

辛昌八月以按廉鐵車改爲都觀察黜陟使以兩府大臣爲之賜教書斧鉞以遣之。

(麗史百官外職)

「時」を「時任」の義と解し、「都觀察黜陟使」を指したるものなり。

「祖上文貞公教是」「祖上」は「祖先」の義にて、今も普通語に用ゐられ居る語なり。「教是」は前出 이시(의시)と讀ませ「サマ」(様)「トノ」(殿)の敬稱なり。

「三寸」「四寸」等親を稱する語にて、叔父は「三寸」、從兄弟は「四寸」たること、今も同様なり。

「長年寶」「大藏寶」「忌日寶」「寶」淨兜寺石塔造成記に委しく説明し置きたり。日本語講と譯すべし。

「兩街」「兩街」上の貼文「僧錄司」條に委しく説明しある通り、左右街僧錄司の兩街なり。即ち中階は兩街在籍の僧侶たるべきなり。

「爲白如乎節」

爲白如乎 さぬ다오 (ha salp ta on)

某ト稱スル敬辭 さ엿다오 (ha ios ta on)

(致シマスル)連體言

「節」上平壤城壁石刻條に説明し置きたる通り 지위 (ch'i wi)と讀ませ「時」の義

に用ゐる吏文なり。即致シマル節なり。

〔慈恩宗〕

云々復往莊義寺。戊申四月下批。爲大慈恩宗師開內三學都壇主。云々

〔報法住寺慈淨國尊普明塔碑麗忠惠王復位三年壬午西紀一三四二年〕

恭愍王四年乙未時僧徒恣恣。慈恩宗僧英旭通官。金不花妻。臺官鈞致欲罪之。旭曰。若欲罪我。須罷宗門。今宗門僧誰非我乎。

〔麗史家世〕

世宗六年甲辰四月丙午朔○庚戌禮曹啓。云々乞以曹溪天台總南三宗合爲禪宗。華嚴慈恩中神始興四宗合爲教宗。云々

〔李朝世宗實錄〕

慈恩宗（流派）佛教之一派。天竺有性相二宗。性宗即三論宗。相宗則從楞伽深密密嚴等經流出。有瑜伽顯揚諸論。而以成唯論爲最。唐玄奘至中印度。就學於戒賢論師。歸譯傳。以玄奘住慈恩寺。故號慈恩宗。明季此宗大振。一名法相宗。又名唯識宗。

〔佛學大辭典〕

慈恩宗は慈淨國導碑、麗史世宗、李朝世宗實錄等に出である麗朝の佛教宗派名なるが、勿論佛學大辭典に出である通り支那にも存在せし宗名にて開祖は唐初の玄奘なり。されば、羅代より存在せし宗名なるか一切不明なり。慈淨國尊碑に出であるものは、我々の見たる最初最古のものにして、慈淨國尊は麗忠烈王の時の高僧なれば、麗末に始まりし宗名なるか。按ずるに朴浩撰大覺國師墓誌には麗朝佛教宗派として戒律宗、法相宗、涅槃宗、法性宗、圓融宗、禪寂宗の六宗と是に大覺國師の天台性宗を加へ七宗名を擧げあるが、佛學大辭典に據れば慈恩宗は一名法相宗、又名唯識宗とあり。然らば大覺國師墓誌の法相宗を指したるものか。李朝世宗實錄には法相宗を擧げず、慈恩宗を擧げたるも其の一證と見るべきか。何れにも備齊叢話に據れば麗朝に十二宗ありたる由なも、本攷に關係無ければ、別に稿を改めて述ぶるところあるべし。此の貼文は慈恩宗と禪宗との宗派争ひたれば、其所屬寺院にも區別ありたるものなり。

周尺六尺爲一步
廣一步長百步爲一畝
百畝爲一頃卽長
廣百步實萬步
此一頃以早田則
大概一牛四日云
*(續溪隨錄田)

「一息程是在」朝鮮に「一日耕」「一息耕」と云ふ早田の反別を現はすとこ
ろの語あり。「一日耕」は牛一日の耕作力の廣サを稱するものなるが、一頃
の實積一萬歩の四分の一、實積二千五百歩にて、一息耕は其又四分の一な
り、されば舊時一日六時間(今十二時間)とせば、「一息」は今の二時間、里數と
せば邦里二里許となる譯なり。「一息は即ち」ヒトイキ「ヒトヤスミ」の義
なり「是在前出」이전 (i.kion)「ズアル」なり。

「同白巖寺乙沙資福寺良中求望胃受關字去爲去乎」

乙沙 을사 (e sa)

此或彼ガ然後ノ意 라야 (ra ya) (ロン)

乙良沙 을랑사 (ul lang sa)

但如此然後ノ意 이라야 (i ra ya) (ロン)

(吏吐註釋)

「沙吏吐」として普通語の야 (ya)にて、此の야は日本語係辭の「ヨシ」と同義な
り、吏吐註釋然後」としあるは、「ヨシ」の義なり。「同白巖寺乙沙」は上ノ白巖

寺ヲヨシと肯定指稱せしなり。「求望今無き俗語なるも、字義通り」求メ望
ミなり。「胃受全胃錄」「胃稱」など用ゐる「胃」と同義、偽りの義なり。「下去爲
去乎」の「下去」今も用ゐる俗語にて、「京城ヨリ地方へ下リ行ク」の意なり。

爲去乎 ㅎ가온 (ha ko on)

爲スコトヲ稱スル轉辭 ㅎ가온 (ha ko on) (センモノナレバ)

(吏吐註釋)

即ち「下去爲去乎」「下去センモノナレバ」なり。

「向前寶長色掌等乙並只黜送」「向前前出」「前ノ」なり。「寶長」は「講長」なり。
「色掌」は「役員」、今も用ゐる居る語なり。

並只 다무기

一並ノ意 도모지 「ミナ」都

(吏吐註釋)

「黜送」今用ゐぬ俗語なるも、字義通り「黜ケ送り」なり。「前ノ寶長色掌等」都
テ罷メテ」なり。

「同賓長等任意上下爲臥乎」〔任意〕今も普通に用ゐらる「勝手ニ」なり。〔上下〕は

上下 エホ (cha ha)

在上者下屬ニ給與スル稱 エホ (cha ha)

(下ケワタス)

(吏吐註釋)

〔爲臥乎〕前出。「スルカラ」「スルニツキ」なり。〔同賓長等ガ勝手ニ支給スルカラ〕なり。

〔資額定體之意不合爲白沙餘良〕「定體」と云ふ俗語も今無し。〔體〕は體例〔體制〕などの體たるべく、〔定例〕(トリキエ)の意に解すべし。〔爲白沙餘良〕は

是白沙餘良 이송사나마 (isalp sa nama)

雖至如此者ノ意 이송사나마 (isalp sa nama)

(申シマシテモ)

(吏吐註釋)

〔餘良〕*야 (yama)* は普通方言にも用ゐられ、*야 (ya)* は餘の訓にて、「ナレドモ」〔ケレドモ〕と云ふ吐なり。〔各村資額定體ニ合ヒマセヌケレドモ〕と譯すべきなり。

〔矣徒祖上願意無違爲乎等以〕「矣徒前出私共」なり。〔祖上前出〕「祖先」なり。〔無違〕今無き俗語なるも、〔違フ無ク〕の義に用ゐたるものなり。日本書簡文體の「無相違」と同意たるべし。即ち私共祖先ノ願意ニ相違無キヲ以テなり。

〔各々悶望爲去乎〕「悶望前出」名々迷惑イタシマスカラなり。

〔判旨内貌如爲遣〕「判前出」允可なり。〔貌如前出〕「如ク」〔通り〕の義。〔判旨内ノ如クシ〕なり。

〔還屬山門依舊香火等狀是置有等以〕「是置有等以」は

是置有等以 이두어신들로 (idusa tullo)

如此云々スルコトニ因ル意 이라하심의로 (ila hasimulo)

(ト云フコトニテ)

(吏吐註釋)

「香火等狀是置有等以」の「等狀」は解し難き語なるも、「舊ニ依テ香火祝聖等ヲナス事狀ナルニ因テ」と譯すべきに似たり。

「向前資福移接乙良代用磨鍊間」「磨鍊」淨兜寺石塔造成記條に委しく説明せし通り、今も普通語に用ゐらるゝ俗語にて、「準備スル」「計畫ヲ立ツル」等の義なり。「前ノ資福移轉ヲバ代用準備スル間」と譯すべし。

「先可初亦・判下教」

先可 아즉 (a chuk)

姑先ノ意 아즉 (a chuk) (シバラク(姑))

初亦 초며 (cho io)

自初ノ稱 처음이 (cho una oy) (ハシメニ(初))

(吏吐註釋)

「先可初亦」は「姑ク初ニ」なり。「判下」今も用ゐる語にて「允可」の義なり。「教前出. 이산 (issan) と讀ませ、「ナサレシ」と云ふ吏吐なり。

「關是去有等以」

爲去有等以 き가이신들로 (ha koi sin tul lo)

爲スコトニ因ル意 ㅎ으로외 (hamalosso)

(爲スコトニ因ツテ)

(吏吐註釋)

「爲」を「是」に代へたるまでにて同吏吐なり。即ち「關デアルコトニ因テ」なり。

「關是有旆」

爲有旆 さい시며 (ha i si mio)

己爲ノ稱 さい스며 (ha sas su mio) (セシ)

(吏吐註釋)

是も「爲」を「是」に代へたるまでにて同吏吐なり。「關デアリシ」なり。

及良

及良 미초 (mis chio)

及字ノ訓辭 미초 (mis chio) (及ビ)

〔更吐註釋〕

〔移接向事〕

向事 안 일 (an il)

當行スル事ノ稱 한 일 (han s il)

〔更吐註釋〕

(スベキ事)

〔移接前出。即ち移轉スベキ事〕なり。此の〔向事〕は〔宜當事〕と共に最近迄公文書に用ゐる來りし語なり。

○ 洪武年間 女奴賣渡文書 (第一號)

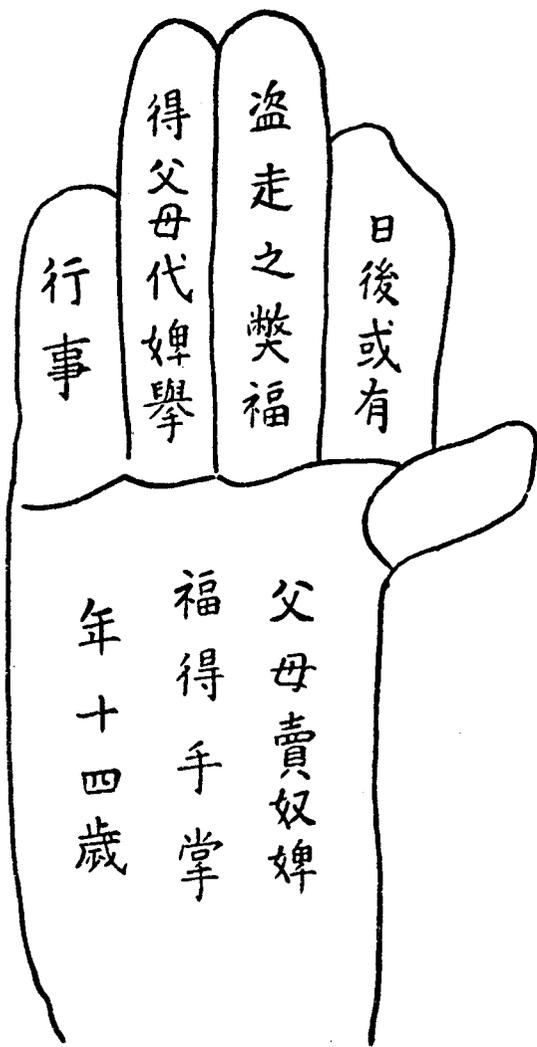
明文書

奴婢賣來女伊日作名曰福得矣 年十四歲 △

洪武二十三年庚午十二月十二日鄭侍中宅 明文書

右明文書段無他小人伊貧爲臥如此嚴冬飢死凍死至境故小人女息身乙願賣奴婢奴右大監宅永々放賣而捧去賣錢七十六兩作定爲古完成

明文書一張乙奴永々放賣事。
賣女父錢聲玉 證人孟奴 玉心
賣女母姓王哥 筆人西門奴六月
保人吉春正



一行目△印の處に此の實物大の賣女福得の手掌を描き、其中に右の通りの文を記入しあり。

○洪武年間女奴賣渡文書（第二號）

明文

洪武己亥九月二十六日李叅判宅奴上吉前上呈伏 明文

右明文段小人生女年今十四歲名紅桃價折錢捌拾伍兩依數捧用而矣宅小人女息奴婢永々放賣爲去乎日後或有雜談之弊此文記卞正事。

證人

金進士宅奴十月 賣女子父 咸徳成

朴承旨宅奴鳳心 賣女子母 姓 鄭

賣女外叔 鄭順五

筆執沈進士宅奴萬迷

賣女手結

（備考）此の洪武年間の二の古文書原本は京都帝國大學の收藏にかゝるものなり。先年當京城帝國大學小田教授の臨模されたるもの

にて、今當大學圖書館に備付けあり。洪武二十三年庚午は麗恭讓王二年（西紀一三九〇年）、洪武己亥とある。己亥は恐くは乙亥の誤りにて、李朝太祖四年（西紀一三九五）たるべし。如何なるに洪武には己亥の干支無ければなり。されば雙方共に麗の古文書と見らるべきものにして、奴婢賣渡文書としては、我々の見たる最古のものなり。下に掲ぐる康熙年間の奴婢賣渡文書と對照して、如何に奴婢制度に變遷ありしかを知るべく好箇の資料なり。

（第一號）

「明文書」後代の文書には皆「明文」とのみ書きあるが、「明文」は「明文書」の略語たるべく、「明」は「證明」の義なり。

「奴婢奴」後代より見れば甚だしき異例の語にて、何か其間深き意味を有する語かと考ひ見たるも、本文に「願賣奴婢奴」即ち「奴婢奴トシテ賣ランコトヲ願フ」とあり、又下文に「奴永々放賣」即ち「奴トシテ永々放賣」の語もありて、「奴婢タル女奴」と云ふ義に用ゐたる語なり。「女奴」と云ふ語は

云々其爲護軍也。洪忠正子藩舉以爲辨正都監副使。有巨室與鄉民爭一女奴。子孫百口。公閱其籍曰。此某代某相某歲月與諸子立券者。距今茲若干年矣。齒女奴子若孫以較先後相懸而女奴之名一字微偏豈改魚爲魯乎。某相諸子俱有後。當家置籍一本。盍取而考其異同。如其言。巨室遂誦云々

(開城)金倫墓誌李齊賢益 西紀一三四八年戊子

前聞之先生河津夫人金氏手縫遺券于女奴。領中。往遺龜童。弟相地之子龜童

幼養其外家奉化琴氏。弟相地夫人琴氏有小奴名貴同者。禍作索龜童。琴氏以奴

與之。使者訊其奴名曰貴同。卽以爲龜童而持去云。下略

(丹溪遺稿題遺券後 李光庭)

とある「女奴」は卽ち「奴婢」なり。古くは「奴」は男女を通じて稱されたるものにして文には「女」を冠らせて區別せしものなり。後代には「女奴」と云ふ語無し。丹溪遺稿は下遺券條に委しく説明しある通り、英祖の時の刊行なるも傳説は世祖の時の實事なれば、李朝に入りても國初には用ゐ居たるも

のなり。第二號の方にも「婢」を「奴婢」と書き、是も甚だ異様の書き方なるも「奴婢」卽ち「女奴」の意味にて書きたるなり。

二此の「奴婢」は「女奴」を稱したるものとしての參考資料は

大小員人娶公私婢爲妻妾者之子女其父告掌隸院隸實錄案 自己婢妻所生外

皆贖身

(經國大典 賤妻妾子女) 睿宗朝

肅宗十三年侍讀官朴泰輔啓曰。大典賤妻子女條註。自己婢妾婢所生外皆贖身。據此則自己婢妾婢所生。無可贖之處。云々

(文獻備考 戶口考 奴婢)

娶妾婢所生子女。依大典妻婢所生例。無贖身從良。

(續大典 刑典 英祖朝)

李朝最初の法典たる經國大典に「婢妻婢」とある語是なり。此の語も「奴婢」同。後代の人には不可解の語なり。併し續大典に出てある通り、「妻婢」妻トシタル婢、「妾婢」(妾トシタル婢)と云ふ義にて、既に李朝後末期には用

ゐられぬ語となりたるなり。意味は違ふも、「婢」を重複に稱したる語と、「奴」を重複に稱したる語と一様なり。肅宗朝朴泰輔啓曰にある「婢妾婢」とあるも同語なり。此の方は士夫を主として云ひたるまでなり。古くはいざ知らず、後代には士夫が奴婢の「婢」を「妻」とすることは絶無の事に屬すれども、李朝上半期までは士夫にして奴婢の「婢」を「妻」とせしものもありたるなり。況んや麗朝に於いてをや。然らざれば經國大典此の律文を規定すべき理無ければなり。按ずるに

劉克良母相臣洪暹之婢也。克良登武科。歷官祭顯。卿宰爭以將才薦。一日母謂克良曰。我本某家婢也。少時誤碎玉盃。恐被罪而逃。遇汝父生汝。克良聞之大驚。卽上京尋主家陳情。欲上疏削科還爲奴。洪暹曰。爾非我奴也。何爲出此言。克良曰。母既言之。何敢冒法背主欺君乎。暹義之。爲放役文券給之。克良謝而去。每以主稱之。後宰邑帥閫見謁之時。自里門步進所獻之物。手持持納。嘗爲衛將分軍。洪暹入直禁中。有所言。以小紙書數字招之。克良卽欲起去。兵曹摠府官曰。分軍國之大事。子何徑去。克良曰。舊主見招。不敢

遲延。一座驚歎。

〔文獻備考戸口考奴婢〕

洪暹は中宗朝の人なり。克良の母は嫡庶何れなるか明記するところ無きも、恐くは其父の正妻と思はる。如何となるに其子克良が武科に登第し居ればなり。

故に此の「奴婢奴」は「奴婢トシテノ女奴」、續大典の「婢妻婢」は「婢妻トシテノ婢」と解すべきものなり。

「賣來女」「賣リ來リシ女」即ち「女奴」なり。

〔伊日作名曰福得矣〕「伊日」と云ふ語今無し。「伊時」（其時の義）と云ふ語はあり。「伊」は是と同義に用ゐたるなり。「其日」ニ命名シテ福得矣ト云フ」と譯すべし。朝鮮にて幼女の名無しアジ(阿只) (ᄃᆞᆯ) (가가) (ᄃᆞᆯ) と云ふ。女兄弟あれば、「何番目阿只」と云ふなり。此の習俗の古きや知るべし。

〔盜走之弊〕福得手掌中に記入しある語なるが、「盜走後代には用ゐぬ語なり。朝鮮には従前女子を盜み走る習俗あり。是は豫め女子と諜し合はせ

置き、狎れ合の上に盗み去るものなり。是を엮어간다 (Opokanta) と云ふ。엮어 (Opō) は「負」の義、간다 (Kanta) は「去」の義なり。恐くは此の意味に用ゐたるものか。單に「逃入」の義に用ゐたるものとも思はれず。「弊」は「故障」の意なり。

「父母代婢舉行事」是も手掌中の語なるが、若も盗走されたる時は「父母」が代リノ婢トシテ義務ヲ履行スル事ト譯すべく、「婢」ごあれば母の方を云ひたるものなるも、妻を「婢」ごするには夫たる父の保證を要するは勿論なれば「父母」ご云ひたるまでなり。「舉行」ご云ふ語は今も用ゐられ、「命令」通り實行スル」ご云ふ義なり。

「小人伊貧爲臥」「小人ガ貧ニシテ」ご譯すべし。「小人」今も同様、卑賤者の兩班に對する自稱なり。「伊」(이) 主格指定辭の「ガ」「爲臥」(하) (Ha) 接續辭「シテ」なり。今の普通語も同様なり。

「大監宅」今も同様「大監」は正二品官を稱する尊稱なり。「宅」も新羅時代より行はれし語にて、日本語「御屋敷」など云ふに等し。

「永々放賣而」「放賣」今日普通に用ゐらる俗語にて、日本語「賣リ拂フ」なり。

「永々」は「永代」にて共に賣渡文の慣用語なり。

「捧去賣錢七十六兩作定爲古」「受ケ取ル代金七十六兩ニ定メ」ご譯すべし。「捧去」他の用例發見せず。「捧」は義「サ、グル」なるも、自他顛倒して、「ウクル」の方に常に用ゐらる。「捧納」「捧入」「未捧等皆受」の義に用ゐる。下第二號古文書の「捧用」ご同語なり。康熙年間の奴婢賣渡文書には「捧上」「捧納」等を「受取ル」の義に用ゐるは奴の名義にて取引するより「上」「納」等の敬語を添へたるものにて、此の二文書は賤人自ら取引するものなれば、「去」「用」等を書きたるものと思はる。「賣錢七十六兩」ごあるは、唯字面上より解釋せば、何等異とするに足らざるも、麗末錢貨の行はれ居らざりし時代なれば、布、米、銀瓶、楮貨かを以つて價を計るべきに、「錢」ご云ひ「兩」ご云ふ何を標準とせしものなるか。按ずるに、麗史食貨に「錢穀」「錢財」「本錢」「利錢」等の語用ゐられ居るが、是等の「錢」も皆貨幣の義に用ゐたるにて、後代の青銅錢（葉錢）を指したるにはあらざるなり。如何となるに同貨幣條に成宗十五年に始めて鐵錢を鑄造し、其後肅宗二年に鑄錢官を立て、青銅錢文三韓重寶

東國通寶、東國重寶、海東通寶、海東重寶、（今古墳より全部出土せるが李朝肅宗朝に鑄造せし常平通寶とは形も小にして質も尪惡なり）等を鑄造し通用を百姓に強いたるも、僅に都城内飲食店に行はれ、それも二三年にして百姓の信用無く、流通せずして廢されしは明に記載されある通りなり。されば此の兩文書の「錢」は後代の「葉錢」にはあらず、日本にて「代價金何兩」と書く「金」の義に用ゐたるなり。然らば下の「兩」は何を標準として稱したる計數なるか、従前日本同様十匁一兩の銀稱を直に錢貨の計數にも用ゐたるものか、或は後代の如く葉錢百文を一兩として稱したるものか、是が一疑問なり。

忠宣王傳旨曰。云々。今將內庫常積倉都摠院安國社及諸宮院内外寺社所有壘盆。盡行入官。估價銀一斤六十四石。銀一兩四石。布一匹二石。以此爲例。云々

（麗史）

恭愍王五年。都堂令百官議幣。陳官獻議曰。本國近古以碎銀權銀瓶之重

爲幣而。以五升布翼以行之。及其久也不能無幣。銀瓶日變而至于銅。麻纒日蠶而不成布。議者欲復用銀瓶。愚等以爲一銀瓶其重一斤。直布百餘匹。今民家蓄一匹布者尙寡。若用銀瓶則民何以貿易哉。或議曰。宜用銅錢。然國俗久不用錢。一朝遷令用之。民必輿謗。或曰。宜用碎銀。然散出民間而無標誌。則貨幣之權不在於上。亦爲未便。今銀一兩其直八匹。宜令官鑄銀錢。錢有標誌。隨其兩數輕重以准帛穀多寡。比之銀瓶。鑄造易而用力少。比之銅錢。轉輸輕而取利多。官民軍旅庶幾有便。云々

（同上貨幣）

孝宗六年。上又命訓練都監鑄錢。以益之。使遍行列邑。民多稱便。至是始令通行於京外諸路。命增更定科條。設舖於畿甸兩西。自近及遠。銀一兩直錢六百文。米一升直錢四文。皆隨時低昂。云々

（文獻備考 錢貨考）

（國幣）國幣用銅錢。格貨皆爲常木。常木又爲銅錢。文曰常平。通寶。重二錢五分。○百文爲兩。十兩爲貫。

（續大典 戶典）

以上の通り麗史食貨忠宣王の時の値を計りたるも、恭愍王の時の布の價を計りたるも、皆銀一兩即ち十匁にして、文獻備考の李朝孝宗時の錢貨の直を計りたるも皆同様なり。次に續大典の常平通寶の錢の計數稱に用ゐたる「一兩」は全く是れ等とは意味を異にし、銀の量稱とは無關係に唯常平通寶百文を一兩と稱することゝしたるなり。而して此「一兩」は今日も同様にて、葉錢百文日本錢の貳拾錢を稱することゝなりたるなり。明治の初年日本人が朝鮮に入り込みたる時も、常平通寶一文を寛永通寶二文に換算し、其後韓國政府にて日本の一圓銀貨に倣ひ、一元銀貨鑄造せし時も、是に「五兩」と刻したるは是が爲めなり。孝宗の時始めて常平通寶を鑄造せし時の銀建は一兩六百文即ち葉錢一兩百二十文たりしも、追々續大典通り銀一兩葉錢五百文、葉錢一兩百文と改めたるなり。常平通寶の通貨の資格を備へたるは肅宗朝なり。然らば錢貨の行はれざりし麗末の此兩稱は當然銀一兩を指したるものと解すべきものにして、少くも常平通寶の發行流通せし李朝肅宗以後の文書に出てある「兩」とは約五倍の差あること

となるものなり。然るに此の兩文書に出てある女奴一人の價銀七十六兩、銀八十五兩とあるは、後代の奴婢賣買價格に比し甚だ高直なりと云ふは、康熙五十一年の奴婢賣渡文には、男女二人の價折錢文四十五兩、道光十二年の同文書是も夫婦二人の準價貳拾五兩とあるが、何れも常平通寶流通後の文書なれば一兩葉錢百文日本貨貳拾錢となる譯なるが、此の奴婢二人の價より麗末女奴一人の價が約八九倍となり如何にも高價にして、疑はしきやうなるも、是には深き理由の存するものと思はるゝは、此の二人の女奴は普通の下女としてにはあらざるに似たりと云ふは、一方は幼名無き女なるも、第二號の方は女名「紅桃」としあり、此の「紅桃」と云ふは今も往々聞くところの妓生の渾名にて、處女の妓生を婢妾と爲さんが爲めに買取りたるものと思はる。少しく穿鑿に過ぎたる觀察なるも、双方共に年十四歳美貌の處女價としては何等怪しむに足らざる價格なればなり。

又此の外に麗朝にて貨幣計數稱に「貫」、「錠」等を用たるもあり。
云々今用錢九萬九千九百九十貫文買墓地一段云々

〔高麗國前玄化寺住持僧統闡祥墓誌歲次辛酉 博物館藏〕

云々夫人金氏施寶楮五百貫以充供具云々

〔廣忠肅王時 李焜稔亭集〕

云々越至正三年。內帑楮幣一千錠俾資重興永爲常住用云々

〔淮陽 長安寺重興碑 歷忠穆王元年乙酉(西紀一三四五年) 李焜稔亭集〕

闡祥墓誌歲次乙酉とのみありて、年代不明なり。墓誌上に高麗國とあるのみならず、其字體より推測するに、麗朝中期以前と思はる。此の「用錢」とあるも、此の古文書同様、青銅錢貨を指したるにあらず、而して「貫文」を稱したるは支那の錢稱に準じたるものか。神福寺重興記に楮貨も「貫」を稱しあり。此等の「貫」も續大典常平通寶十兩爲貫と等しきものは稱すべからず、又長安寺重興記に楮貨を「錠」と稱しあり。何れも銀幾許に相當するものか明かならず。

〔作定爲古〕「作定」は音讀^{ヂョウテイ} (chak tong) は今も普通に用ゐらるゝ俗語にて「定ムル」〔取極ムル〕なり。〔爲古〕は^{ウキ} (au ko) 是も今普通語に用ゐられ

奴古文伎(説文)
奴婢古之罪人、
(用禮秋官司屬)
男子人罪隸女入
干春漢云々又念
奴官妓名(元稹
連昌宮詞) 力七
傳呼寔念奴

中止法の助辭「シ」なり。

〔完成明文書一張乙〕「明文書一張ヲ完成シ」なり。〔乙〕は「ヲ」と云ふ目的格指示辭なれば、「ヲ完成シ」となるなり。

〔奴〕即ち「女奴トシテ」なり、後代は「奴」と云へば男子を稱する語にのみ用ゐらるゝも、古く男女通じて用ゐられしは上に一言せし通りなり。漢字も男女相通じて用ゐられしにあらざるか。日本にても古く「ヤツコ」と云ふ語は男女相通じて用ゐられたり。

此の第一號古文書は他の吏文體とは類を異にし、「段」(儀ハ)の如きは吏文慣用語なるも、他の「伊」「爲臥」「爲古」等皆普通語を挿入しあり。されば吏文以外の俗文として此の文體も行はれ居たることを知るべき好資料なり。

〔王哥〕「王」は賣女の母の姓なるが、「哥」は今^カ (ou he) と訓じ、男女が年上の男女を呼ぶ敬稱「兄サン」「姉サン」の意なるが、當時「姓氏」の意味にも用ゐられしか。今は普通「家」を「姓氏」には稱するなり。尤も「家」「哥」同音ガ(カ)な

り。

(第二號)

〔前〕 通度寺長生記に出である〔前〕と同義、日本語〔宛〕「アテ」なり。

〔上呈伏〕 後代の文書には用例無し。奴の主人を尊敬して稱したるなり。

〔伏上呈〕を顛倒して書きたるなり。

〔價折錢〕 〔價折〕又〔折價〕とも云ふ。今も普通に用ゐらる。日本語の〔代價〕の義

なり。前文書通り〔錢〕は〔金〕にて即ち〔代價金〕なり。

〔依數捧用面〕 〔依數〕又〔準數〕とも云ふ。是も今普通に用ゐられ、〔定數通り〕

なり。〔捧用〕前の〔捧去〕同様後代の文書には用ゐられず。〔定數通り〕受取リ

テなり。

〔矣宅〕 〔矣〕は吏文語として〔矣身〕（私）〔矣徒〕（私共等自稱に用ゐらるゝ

語なるが、此處は買主の方を指したるものなれば、自稱に用ゐたるにはあ

らざるなり。即ち前文書右大監宅とある語と同意味なれば、〔矣宅〕は〔右宅〕

にて〔季恭判〕を指したるなり。此の意味の〔矣〕は

婢文券

大國年號幾年^甲某月 日某宅前明文

右明文事段^{矣身}以貧困所致^{矣身}名某々生身果^{矣身}妻名某々生身乙捧

用矣宅錢幾兩是^是永々自賣爲去乎持此文記日後憑考事

自筆 名 署名

證人 姓名 署名

(備考必知)

とある〔矣宅〕と同語なるが、此の外に用例發見せず。

〔奴婢〕 前文書奴婢奴と同義に用ゐたるものなるが、是も女子を〔婢〕として賣るときに〔奴婢〕と書く事は後代には全く無き事なり。〔女息ヲ奴婢トシテ賣ル〕と云ふ義なれば、〔奴婢ノ婢即ち女奴〕と普通の〔婢〕（下女）と云ふものとは當時明に區別し居たるを知らる。

〔買女手結〕 〔手結〕は後代には普通〔手決〕と書く、双方共同音分習 (shim-kai)、日本語カキハン（書判）なり。女子の〔手決〕は何れも下の如く甚だ簡單なる

ものなり。

第一號

賣女母姓王哥

第二號

賣女子母姓鄭

同

賣女手結

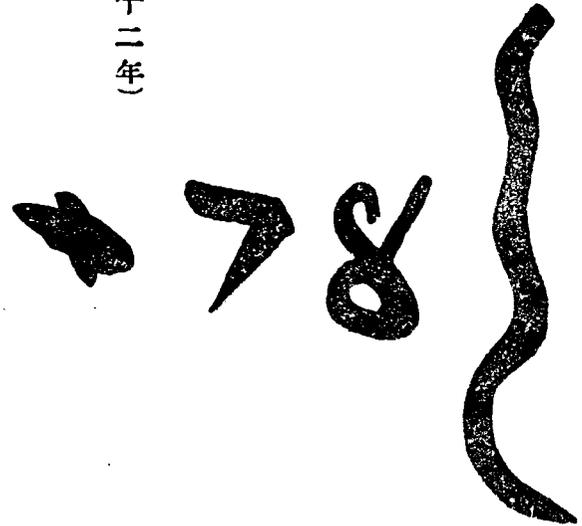
道光十二年_辰壬(純祖三十二年)

奴婢賣渡文書

妻 福嶺

此の麗末奴婢賣渡古文書と李朝後半期の同古文書とを比較するに

(一) 取引が奴の名義にて行はれし事。(奴無きものは此限にあらず)



(二)、奴は姓氏を稱すること能はざりし事。

(三)、明文に證人筆人保人の連署を要し居る事。

(四)、用語及び書式に大差無かりし事。

等何れも後代の文書と大差あらざれば他の土地家屋賣渡文書及び金錢借用文書等も大差無きものたるを推定さる。

唯茲に後代に無き習俗として、社會階級制度の沿革として、見逃がすべからざるは、普通の良民の父母が其女を女奴として賣却し居ると明文に署名し居ること、是なり。後代といへども良民が衣食に窮し、子女を賣ること、はあれど、是は決して奴婢としてにはあらざるなり。奴婢として子女を賣ることは甚しき恥辱と心得居るが故に、たとへ如何に窮しても敢てせざりしものたるなり。然るに此の古文書一號の方には賣女父錢聲玉、賣女母王哥、二號の方には賣女子父威徳成、賣女子母鄭、賣女外叔鄭順王と署名し居るなり。上に一言せし通り麗末も奴隸は姓氏を稱すること能はざれば此等の父母外叔は皆良民と看做さざるべからず此の習俗は後代には

絶對に無きところなれば、斯くの如き賣渡古文書も絶無なり。然らば麗朝に於いて良民が窮すれば女子を奴婢に賣りたるものか云ふ問題なるが、社會階級制度が李朝のその如く、麗朝は嚴格ならざりしは、麗史列傳等を繙けば明に知らるゝところなるも、奴婢を一般が賤しみたるは、此古文書に奴が姓氏を稱し居らざるに徴しても明かなるところなり。然らば此の錢、王、咸、鄭等父母外叔は普通の良民にはあらず、恐くは別階級の人々にあらざるかを疑ふものなり。

前に一言せし通り此の女奴は比較的高價にして、「紅桃」など云ふ奴生の渾名を稱し居るより見るに、何れも父母が妓生目的に養育せし女子と思はる。然らば此の一族は往昔の楊水尺、麗末の禾尺、李朝の白丁にあらざるかと思ふものなり。麗史高宗朝の崔忠獻傳に

云々楊水尺太祖攻百濟時所難制者遺種也素無貫籍賦役好逐水草遷徙無常唯事田獵編柳器販鬻爲業凡妓種本出於柳器匠家云々

(麗史崔忠獻傳)

とあるものは是なり。(楊水尺は麗末に「禾尺」と呼ばれ李朝に至り「白丁」となりたるは拙著雜攷に委しく説明しあり。)當時禾尺は賤は賤なるも、李朝白丁の如き極端の待遇は受け居らず、而して白丁の姓氏は普通良民の姓氏と何等異なるところ無ければ、姓を明記し居るも敢へて異とするに足らざるなり。而して茲に此の一族の特種民族にあらざるかと云ふ間接の證として、麗史刑に、

和賣子孫爲奴婢徒一年、賂賣一年半、和而故賣者加一等。

(麗史刑) (麗史刑)

とあるが、此の律文は李朝にも持越され、奴婢として子孫を賣りたるものは和賣、賂賣、故賣共に刑罰を科せらるゝこととなり居たるに關らず、然ると女子を女奴として賣り居るは、此律文は良民に對する一般の規定にて特別扱ひされ居たる禾尺は、此の律文外に置かれたるにあらざるか。然らざれば賣手と云ひ買手と云ひ、公々然と女奴賣買を爲し居る理由も無き

に似たり。李朝に入りては白丁楊水尺の後身の家より妓を出すことも、奴婢を出すことも絶對に無く、奴婢として女子を賣ること、奴婢自ら身を賣ることの二つ丈けなれば、此の古文書は風俗史上沿革變遷を語るべき貴重なる資料なりとす。

○太祖大王賜淑慎翁主舍手書

建文三年辛巳玖月拾伍日妾生女子赫致亦中文字成給爲口口事叱段必于年小妾生是去有而亦今如矣身年將七十一任爲乎不喻東部屬香房洞空代段故宰臣許錦戶代熟石並只交易爲赫材木乙良奴子乙用良斫取造家爲丁身梗貳間前後退瓦蓋東付舍壹間瓦蓋厨舍壹間瓦蓋酒房參間草蓋庫房參間前後退草蓋樓上庫貳間草蓋內斜廊肆間草蓋西房貳間前後退草蓋南斤參間前後退草蓋又樓上庫參間瓦蓋合貳拾四間等乙交易本文記并口許與爲去乘在等以永々居住爲乎矣後次別爲所

有去等此文字内事意乙用良告官辨別子孫傳授鎮長居住爲乎事

太上王 御押

(石刻列聖御筆)

(備考)明建文三年 太宗元年 西紀一四〇一年

太祖は元の至元元年乙亥誕。明永樂六年戊子昇遐、壽七十四、文中「年將七十」とありて、六十七の時の手書なり。

「亦中」前出。여히(Oh Hee)と讀ませ、「ニ」(於)と云ふ指示辭なり。「赫致」は며치(miochi)翁主の幼名、「翁主」は嫡出の「公主」に對する庶出の王女子の稱なり。

「文字成給」今も行はれ居る俗語なり。「文字」は「證文」、「成給」は「作成シテ渡ス」と云ふ意なり。

「爲去乎事叱段」爲「字」の下二字脱落し不明なるも、恐くは爲去乎「たるべし」是も前出。「爲ス」と云ふ連體言、「叱段」は人吐(oh)と讀ませ、淨兜寺石塔造成記の「之段」前の白巖寺貼文の「段」皆同吏吐なり「スル事ノ儀者」はなり。

「必于」

必于 비루 (pi lok)

雖字ノ訓 비루 (pi lok) (タト(體))

(吏吐註釋)

비루 今も普通方言に用ゐる語なり。

「是去有而亦」

爲去有而亦 가가어신마리야 (hako i sin malio)

雖爲如是ノ意 가잇시오 (ha ios sio tu)

(セシトイヘドモ)

(吏吐註釋)

「爲」を「是」に代へたるまでにて同吏吐なり「必于年小妾生是去有而亦」「タトへ年小妾生デアルトモ」なり。

「今如矣身」「今如」の「如」は副詞として語尾に送らるゝ吏吐なり。「矣身」説明前出唯此處は太祖自身を稱したるものなるが吏文例としては尊卑區

別無く用ゐたるものと思はる。

「一任爲乎不噎」「一任前白巖寺貼文條に委しく説明せし通り」放任」の義の當時の俗語なり。「放任スベキニアラズ」なり。

「空地」音讀空지 (kong tay) 訓讀빈리 (pin li) 「アキチ」(家ノ空地)にて今も同様なり。

「戸代熟石並只易爲旅」「戸代」の「代」は前と同義「熟石」は「磨鍊セシ石」を稱する俗語にて、今も同様なり。並只前出「ミナ」なり。

「造家爲丁」淨兜寺石塔造成記に「念丁條に反覆説明し置きたる通り動詞に送りたる吏吐として、後代の吏文に用例發見せず。上古文書の用例に徴するに、何れも「シ」と云ふ中止法の義に解して、意味通するもなれば今暫く「シ」と譯し置けり。

「身梗」今家の房の名として斯くの如く書き用ゐる俗語無し。故に廣く古老に問ひ質すも解するもの無し。然るに「梗」に古訓梗(heg)と云ふありて、日本語「マ」(間)と同語の方言借字たるを知ることを得たるは、

村屋之制。深廣幽深。名梗亦不相連。云々

〔濟州風土錄〕中宗朝金澤

「間毎々別々ニテ相連續シ居ラズ」とあるものは是なり。又此の「梗」に「ㄷ」の古訓ありしは、

宜川 芳里 鞭島興覽作芳里鞭島

同 眞芳里 鞭島興覽眞鞭島

〔文獻備考〕海防

とありて「鞭」一梗同訓たりしを知らるゝが、今「鞭」(ムヂ)は「ㄷ」(day)と稱するも此の「梗」には別の訓無し。故に「鞭」に或時代易へられしものたるを推測するされば「身梗」は訓讀「ㄷ」(mon chay)なるが、「ㄷ」(mon chay)と云ふ房の名は

寢間ㄷ (mon chay) 音ㄷ (chim) 正寢也

〔訓蒙字會〕宮

正房ㄷ ○ㄷ (mon chay)

〔譯語類解〕宅屋

即ち「主人ノ居間」なり。今「主人ノ居間」は「内房」(夫人ノ居間)と連續しあり。此の方言は今も普通に用ゐられ、俗語として「體舍」(元舍等書かれ、體舍は即ち「ㄷ」(mon chay) 元舍は「ㄷ」(non chay) と云ふ「ㄷ」(chay) は即ち「ㄷ」(間)と云ふ義なり。

「退」音借ㄷ (toy) 今も同様、日本語「エンカハ」(椽側)、「ラウカ」(廊下)など稱する語なり。此の「退」は「身梗」の前後に付きたる細き椽側なり。故に間數の記載無し。

「付舍」今此の名無し。今の「夾房」音讀「ㄷ」(hiop pang) 日本の「ヒカヘノマ」(扣間)にあらずやと云ふ説あり。又「ㄷ」(kol pang) (音は「谷」)「洞」等の訓、細ク「ㄷ」を形容する語、ㄷは「房」の音。日本の「オシイレ」(押入)にあらずやと云ふ説もあり。「ㄷ」は廣サ二尺位の細長き房なるが、壹間とあれば「付」は「付屬」の「付」にて侍女などの居る「夾房」の方と見るべきが如し。

「厨舍」此の名も今無し。恐くは今の「ㄷ」(pu ik)、「炊事場」を指したるなり。今「ㄷ」と云へば「ㄷ」の設けあるところにて、火を焼きたる餘焰は、悉く火

厨 부의

竈 부의

〔訓蒙字會〕宮

竈 부의

厨 부의

忠烈王三丁丑年
親侯署官。謹按
道院密記。稀山

道を通じ、隣房の床下に入り、自ら房を温むる装置となり居れば、早炊は土間なり。當時も恐くは此の装置たりしを推測さるゝのみならず、古くより「厨」「竈」共に早炊と訓じ居ること欄外に掲げある通りなればなり。即ち火道は「身梗」の下に通じ居る譯なり。今「厨房」と云ふ料理部屋を稱する語あり。此の語とは全く異なるものたるは、下に「厨房」を指したるものと覺ゆる「酒房」出であればなり。

「酒房」是も今無き名稱なり。従前内侍府内に「酒房」と云ふ一の役所名ありたるが、是と同名たるべく、「酒食」「酒饌」等の意味にて酒のみに限りたるにあらず。今一般に「饌間」「饌房」、或は「飯婢間」等稱し居る「料理部屋」たるべし。

「庫房」今も同語、「庫間」「庫舍」とも稱し、家具類を藏し置くところなり。

「樓上庫」今も同様音讀早堂古 (nu sang ko) 又「樓」の訓斗斗 (taluk) とも云ふ。朝鮮には従前普通の民間に人の住む二階屋と云ふもの一切無し。此の

爲高樓。多山爲平屋。多山爲陽稀山爲陰。高樓爲陽。平屋爲陰我國多山。若作高屋。必招衰損。故太祖以來非惟闕內不高其屋。至於民家悉皆禁之。云々

(麗史世宗)

習俗は遠く古きに溯るべきは、欄外に掲げある通りなり。故に斗斗 (taluk) と云へば、「樓上庫」にて床下の高き板敷の物置を稱する丈けなり。故に日本の「二階屋」は「二層屋」이 층집 (i ching chip) と稱し居るなり。麗史世家親侯署言には、如何にも道院陰陽説により、麗太祖以來の禁の如く記載しあるも、氣候風土の關係上古よりの國俗にて、麗朝に始まりし習俗にはあらざるなり。

「内斜廊」「斜廊」は一に「舍廊」とも書かれ、今も同様なり。音讀牛房 (chilang) 日本「客間」なり。是に内外あるは今も同様なり。「内斜廊」は婦人客又は親友客に接するところなり。此の房は内房の反對側に設けあり。

「西房」房名として今全く無し。古く此の普通房名の存在せしは嘗つて郊居瑣編と云ふ隨筆本著者及時代を逸せりを見たることありしが、其中に曰く今無官職有婦の男子の敬稱を「書房」と稱するは、「西房」の訛稱にて、古くは有婦の男子(即ち部屋住)の居室は「西房」たりしに、追々住宅の變遷より「西房」廢し、同音なるより「事房」を稱するに至れるなりと。「西房」「書房」共に

外母(외모)なり。恐くは此の説信を措くべきに似たり。即ち「西房」は草蓋、翁主の居室は瓦蓋にて別棟たれば、此の「西房」は翁主付廳直執事(夫妻などの居室と見るべし。唯々茲に一の疑問とするところは「西房」と云へば「西側ノ房」なるが、古くはいざ知らず、後代の住宅は南向と限るべからず、然らば其向によりては東西南北何れにも稱さるゝことゝなるべし。恐くは古住宅は南向に建つることゝなり居り、其の右方にある房を指したるにあらざる無きか。此参考資料としては、

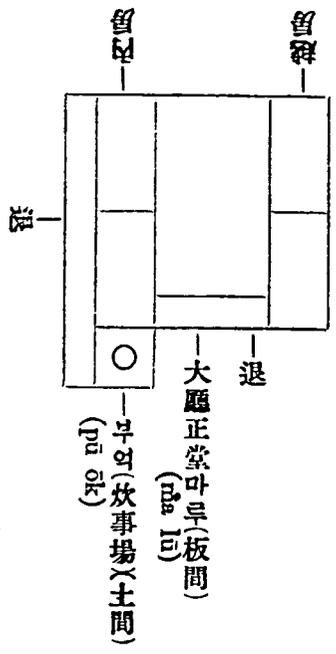
施竈皆在戸西。

(三國志 卷八)

とあるが、是も門戸が南向にて、竈が其の西側即ち右方に設けられありと解すべきものなり。

「南厅」「厅」は「廳」の俗字なり。「南廳」と云ふ語も今全く無し。今「大廳」に「正堂」方言마루(마루)と云ふ「板敷ノ間」を指したるものなり。今朝鮮に於ける普通の住宅と云ふは其形式皆同一にして一方に「内房」あれば其反對側に

「越房」あり、其の中央板敷は即ち「大廳」なること左圖の如し。



貴賤貧富により大小を異にするも、最も普通の形式は上圖の如し。此の中央「板ノ間」を字音語にては「大廳」又は「正堂」と稱し、方言마루(마루)又아마루(ama ru)とも云ふ。「南廳」は此の아마루の字音語なりと云ふは、아(ah)は「前」の訓なるが、古くは「南北」を「前後」を以つて現はしたるは、上平壤城壁石刻條に委しく説明し置きたる通りなるのみならず、今も「正門」を아마문(ah ma mun) (前大門)、「正殿」을아문(ah mun)と稱し居ればなり。

「爲去乎在等以」前出。「爲セントコロニナルヲ以テ」なり。

〔爲乎矣〕前出。「スルトコロニ」なり。

〔別爲所有去等〕今日本語異議「故障等の義に咄咄 (pō pō) と云ふ語あり。咄は別の音咄は言の訓なり。此の別は此の言を略して書きたるものなり。〔爲所有去等〕前出。「異議云フトコロアレバ」なり。下古文書に「如有雜談」とある〔雜談〕も方言咄咄 (chap mal) と云ひ、「別言」と同義なり。

此の太祖の手書にある家舎は朝鮮に於ける住宅の沿革を知るべき重要なる資料なるも、今の住宅の建築法式と對照して甚だ異様に思はるるは、「樓上庫」なりとす。今の「樓上庫」と云ふは、上圖に示すところの「厨舎」即早炊 (pō) 「土間」の上に一段高く設けられある板敷にて門戸は内房の方に付けあるものなり。されば一間の早炊なれば、一間の「樓上庫」ある譯なるが、翁主居室瓦蓋一棟に就きて云へば、「厨舎」瓦蓋一間なるに、「樓上庫」瓦蓋三間とあり、又草蓋一棟の方に就きて云へば、何等「厨舎」の記載無く、「樓上庫」草蓋二間とあり。然らば往昔は日本の校倉アゼクラの如く床下を高くしたるもの、別に建てられありしものか。

○ 景泰 遺 券

遺券

初行十
餘字缺

大牛一隻

小牛一隻

大馬二疋内
惣馬金

小馬一疋

鼎二

釜二

爐口一

東海二

雙鉢一

蓋鉢二

物件記 龍山降真洞在

角弓一 書 着署

山羊皮一領

破件葦籠一

理馬諸縁了
貼了刀

鑰飯一

二行
缺

京家 在他物
入行

破件鹿皮靴一 木綿
入行

者羅二

螺杯家具一

鎗鏃一

黒木纓子一黒笠給
甲吉

匙陸介

鴨頭緑單木團領一

筋一把

紅紵團領一

末三

綿紵單波知一

錯刀二

草緑匹段囊子一

鋤三

三幅紵袷裏在

卦伊六

鞍子諸縁具

斧一

小時郎二

鎌一

斫耳一

示龜童 頤

鑿二

李 着署 着押

大箭三

署先生押 着署 着押

藥籠一 在京中興盛坊 叔父 着署 着押

(備考)此の遺券は世祖元年丙子即景泰七年、世祖の爲めに禍されし六忠臣の一人なる河緯地の丹溪遺稿に出であるものなり。丹溪遺稿は英祖四十四年戊子後孫の刊行にかゝる。文中龜童頤とあるは實弟紹地の子にて、當時六歳の幼兒、河緯地禍せらるゝ前後嗣に定めたるが、其免かれざるを知るや、此遺券を作り龜童に與へたるものなり。頤は龜童成人後の名を豫め命名し置きたるものにて、今河氏は此の龜童の後孫なり。

〔爐口〕

辛禰四年云々聽自願備弓箭槍、劍中一物五人。爐白一、斧三、鎌二、各其官押領習戰。云々

(麗史兵)

燕山朝有謠曰。見笑矣盧口。仇其盧古。敗阿盧古。時人謂之三合爐口、爐口鐵湯器也。

(龍泉談寂記)

鑼鍋 ㄹㅇㅇㅇ (ho ko)

(譯語類解器具)

朝鮮語ㄱㅇ (ho ko) 飯を煮る小釜なるが、龍泉談寂記「鐵湯器」とあるも、銅、真鍮、鍍製等あり。蓋あり鑊(ツバ)あり。多くは旅行に使用するものなり。麗史「爐臼」を當てあるも同語なり。譯語類解支那語「鑼鍋」の轉じたるものか。

〔東海〕

前略 釜、鑊、童海、足灌盆、盥莫不備、云々

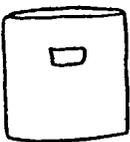
(龍門寺重修碑 西紀一八五五年乙巳)

偶題 俗呼銅釜曰東海

雀飛東海上。用意豈徒然。縱不窺响石。端如渴飲泉。人喧即突去。人靜又盤旋。老牧真無事。新詩成一篇。雙犬色如墨。有時堂上眠。守門常自臥。無肉有誰憐。烟巷共岑寂。月庭相折旋。題詩意不淺。可以保青氈。

(牧隱集)

朝鮮語「水樽」(水ヲ盛ル器)을 ㅁㅇ (tong hay) と云ふ。



(tong hay)

普通民間に使用し居るものは右の形にて、大小あるも、普通は容量一斗以上なり。婦人が井戸より水を汲み是に盛り頭上に載せ家に運ぶ故に耳付なり。童海東海音을 ㅁㅇ (tong hay) 此方言に當てたる音借字なり。陶製、銅製雙方あり。

〔雙鉢〕「蓋鉢」共に今無き語なり。「蓋鉢」は字面通り「蓋付キノ鉢」(飯碗)と解すべきか。「雙鉢」碗なるも何を指したるものなるか未だ攷へず。

〔者羅〕音借차라 (chia la) と讀ませたるものなるが、今차라방 (chia la piang) と「瓶」の音방 (piang) を付して云ふ器物と同物と思はる。



차라방 (chia la piang)

朝鮮語「鼈」을 자라 (chia la) と云ふ。形平偏にして丸く、鼈の形に似たるより名づけたるなり。旅行用の容酒器なり。

「鍮錯」 「鍮音せ (sion) 訓미야 (sag ia) 洗面器に當てたる東國造字なり(俗字攷委しく説明あり參看すべし)。「鍮」は矣 (os) 「サハリ銅」なり。

「匙」 「箸」 「匙」は灸가닥 (sags ka lak) 「筋」は춌가닥 (chios kalak) (ハン) 是も多くは鍮製なり。

〔耒〕

耒訓미보 (sa bo) 耒 (loy) 柄曲木

耒訓미보 (sa bo) 耒 (oy) 耒端又

訓蒙字會(耒)

云々縛柴木兩三介。曳之以牛。覆其種。至明年可用耒。多(耒)名三年則可用牛耕。云々

(山林經濟(耒))

方言미보 (sa bo) は日本にて「カラスキ」にて牛耕に用ゐる「スキ」なり。山林經

斷音胤(正韻)切
草器
(康熙字典)

濟「多寶」は此の方言借字なり。

「錯刀」 音讀차도 (chak do) 今全く無き語なり。恐くは今の「斫刀音讀차도 (chak do) と同語。オシキリ(押切)を指したるものと思する。

鑿造中夢同支乃浮石釘非只音鐵及精造斫刀斧子等屬

(華城軌範)

斫刀차도(名)押切(鉄鑽)

(朝鮮語辭典(總督府)編纂)

錯訓차도 (chak do) 音찰 (chil) 俗呼

(訓蒙字會(血器))

錯刀차도(血器)

(譯語類解(具器))

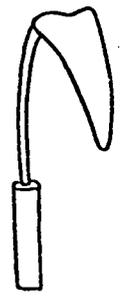
今の音よりせば強弱の差あれども相通じて當てたるものなり。

〔鋤〕

鋤訓호미 (ho mi) 音차 (sa) 小日

(訓蒙字會器)

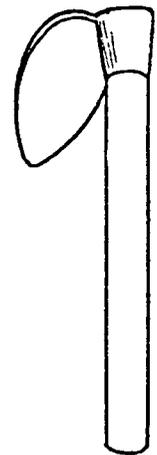
今普通호미 (ho mi) と云ふ。



호미 (ho mi)

長さ一尺許の「小キスキ」にて頭の付根の處にて少しく拗れ居れり。田畑の除草に用ゐる農具なり。

「卦伊」方言「クワ」を망의 (korangi) 云ふ。



망의 (korangi)

日本にて「タウクワ」(唐鐵)と云ふ方なり。此の方言に當てたる借字なり。

連伊使女名持鏢伊。夜半出去埋猫深過一尺許。云々

(光海朝日記)

加乃光伊。鏢各八十介。

(六典條例工典鏢工監)

廣耳。

(準折鐵物)

「卦」音과 (kwa)。「鏢」音과 (ka)。「光」音망 (kwaeng)。「廣」音망 (kwaeng)。「伊」音의 (i)。「耳」音의 (i)。皆同音借なり。

「小時郎」音借소시랑 (so si rang)。「日本語クマデ」(熊手)なり。

景慕宮禁火斧子。小時郎。譽江金。各二介。

(六典條例工典斧工監)

小時郎一介重二斤

(準折鐵物)

木把子早바즈○나묘소시랑 (bamo so silang)

(譯語類解農田)

木製鐵製雙方あり禁火用農具用として用ゐらる。

「斫耳」[斫音讀^ク (chak)]、「耳訓讀^ク (kuy)」、^ク (chak kuy)、「日本語^ク (kuy)」、日本語^ク (kuy)。

「テヲノ」と稱するものなり。

佐耳一介重十

(準折物)

鋸子^ク (cha koy)

(譯語類解^具)

準折佐耳も同語なり。形は日本の「テヲノ」と同じければ、「耳」は其形を形容せしものと思はる。

「大箭」今無き語なり。今「長箭」と云ふ語なり。「片箭」に對して稱したるものか。

「藥籠」是も今無き語なり。今「藥囊」と稱し腰に下ぐるものはあり。「籠」字「箱」「櫃」類にも用ゐれば、クスリバコ、クスリダンスを稱したるものか。若し推測の如くんば日本にて特に「クスリハコ」を「藥籠」と稱し居ると同様なり。

角弓

鋸(集韻)平器木

弓以六材和之。曰幹、角、筋、膠、絲、漆。○角弓。

(名物紀略^器)

弓材として「角」を貼り用ゐれば、「角弓」と云ひたるなり。

「山羊皮」

野羊皮^{ウヤウ} ○山羊皮

(譯語類解^{走獸})

朝鮮にて古くより日本語「カモシカ」(羚)を「山羊」音讀^{ウヤウ} (gan yang) と云ふ。然るに訓蒙字會以下此の「カモシカ」に如何なる漢字を當つべきかを知らず「羚」「鷹」等を^{ウヤウ} (gan yang) と訓じ居るもの無し。唯譯語類解漢俗語「野羊皮」を對譯しあるのみなり。

「理馬諸縁^{ケテ}貼^テ刀^カ」(理馬は字義通り、「馬ヲ理ル」にて「馬ノ手入」なり。「諸縁」下に「鞍子諸縁具」ともあるが、今全く無き語たるのみならず、他に用例も發見せず。唯此の「縁^{ウヤウ} (gan) 」と同語原と思はるゝ語に

田^{ウヤウ} (名詞需用の諸具 (gan mo))

ㅅ장(名詞)工匠の用ふる道具 (on chang)

(朝鮮語辭典總府)

と云ふ二語なり。此のㅅ장은皆同義にて、是に古く「縁」を當て用ゐたるにあらざるか、ㅅ장 (on chang) の方には

〔鐵物各種〕正鐵強鐵、打造鐵釘、鐵器皿、鍊粧、粧飾等。云々

〔木物各種〕直長木、雜長木、根木、文武科場權設都監假家園排、層橋、梨、鍊粧柄、及大小管役所需。

〔還下色〕掌圖用木物、及匠人鍊粧器用、還下者、藏于木盥及分繕工、以待需用。

(六典條例 繕工監)

「鍊粧」と書きあるは、皆ㅅ장 (on chang) の當字なり。「鍊音聲」(ㄹ)なるも、朝鮮人語頭のㄹ(ㄹ)音は一切發音すること能はざれば、「鍊」を當てたるなり。下の「粧飾」音讀ㅅ장 (chang sik) は飾り金具なり。此の「縁古くㅅ장(器用)ㅅ장(工匠の道具の意味に一字書き用ゐられしや、何等考證すべき資料無きも、一

縁は日本語「道具」と解すべきものたるを思ふものなり。下の諸道具名「赤」の「ㄹ」は東國俗字、音ㅅ (sa)。「赤はㅅ (sa)」の音にて、ㅅ장 (mas sik) は鐵鎚「カナツ」なり。

鎚訓ㅅ장 (coy ma sik) ㅅ장 (coy) 俗呼

(訓蒙字會 器)

眞球粧金ㅅ장

(尙方條例)

闕内搗砵ㅅ장、赤、旗竹、木道乃、等造成之具。

(六典條例 繕工監)

俗字「ㄹ」(俗音字「赤」)に就きては、拙著「俗字俗音字考」に詳かなり。「貼刀」(今無き語なるのみならず、如何に讀ませたるかも明らならず、音讀ㅅ장 (top sik) と讀ませたるものか。「理馬諸道具」を擧げたるものなれば、「ㄹ赤」は鐵蹄を打ち付くる「鎚」。此の方は馬ノ爪切を指したるものゝ如し。「馬ノ爪切」は全削刀を當て、訓讀ㅅ장 (kak sik) と云ふ。



箸 (kak kai)

「鉢飯杓」[杓]と諺文にて書きある甚だ面白し。

(乖調鉢杓 (pap chuk) 音ネ (chio) 亦作桑即飯杓 一名様音姿)

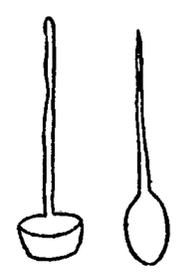
(訓蒙字會器)

銅杓 (nos chiu kōy)

馮杓 (usmo chiu kōy)

(譯語類解器)

日本語「シャモジ」(杓文字)、「飯ヲ掬ヒ取ル器」を朝鮮語杓 (chik) 又杓 (enkyō) 又杓 (cheukōk) と云ふ。何れも杓の轉なり。漢字は「甬」を當つ。「杓」は 杓子 (kuk cha) と訓じ、日本語杓子 (シヤクシ) の方にのみ當つるなり。



杓 (chik)

杓子 (kuk cha)

「鉢飯杓」は「鉢製ノシャモジ」なり。

「京家在^{他物}入行」(破件鹿皮鞋一木綿襪)「入行」今無き俗文なるが、字面通り「入レ行ク」と解しては意味徹底せず、何か他の意味に用ゐたる當時の俗語か。今の「入送」の義に解しても意味徹底せざるが如し。

「螺杯家具一」(螺杯は「ホラカヒ」(法螺貝)にて製したる杯なり。従前兩班の家に藏したるもの實見せしことあり。従前は家寶として珍重せしものなり。「家具」は「家ノ道具」の義にはあらず。

戸曹例下衣資、使副使各章服次、草綠雲紋大段一疋、藍雲紋大段一疋、木綿九十二疋、白綿紬六疋、紗帽家具一部、黑黍皮靴子、白唐皮清具一部、賜米四十石、盤纏銀子一百兩。

(通文館志^交京外路表^略)

朝鮮語、日本語の「サヤ」(鞘)、「ツ」(筒)等を習 (chp) と云ふ。即ち「家」の訓なり。「具」は「トモ」(俱)、「ソロヘ」(揃)等の義にて、「家具」は「螺杯入物俱」なり。通文館志紗帽家具一部「家具」も同語なり。下「白唐皮清具」とある「清」は音借也。

(chiang) は「襪」の方言借字なり。

皮襪 피와 ○가죽창 (kachok chiang)

(譯語類解 飾)

「가죽」は皮の訓なり。「具」は「トモ」なり。

「黒木櫻子」一 黒笠 給 甲吉「櫻子」は字義通り「笠ノカケヲ」なり「黒木」は「黒檀」を指したるものたるべし。

烏木 出南番。葉似棕櫚木。黒如水牛角。堅重可珍。東俗以墨柿混之。誤也耳。

(物名考 木)

とある「烏木」たるべきも、實際は「墨柿」(クロカキ)たりしやも知るべからず。

「鴨頭縁單木圍領」「圍領」は字義通り「マルエリ」の義なるも、「マルエリ」は「公服」にのみ用ふれば、「圍領」と云へば「公服」を指して云ふこととなり居るなり。「單木」は「ヒトヘノ木綿」なり。「鴨頭縁」は

鴨頭縁 ㅍㅍㅍㅍ ○ㅍㅍㅍㅍ (ia to lok pítan)

(譯語類解 織)

本と支那の染色名にて深青色を云ふ。

「綿紬單波知」「綿紬音讀」단지 (mion chin) 今もソムギ(紬)を稱する普通語なり。「明紬」(miang chin)とも書くことあり。「波知朝鮮語」파지 (pa chin)と云ふ。此の方言借字なり。「波」は音斗(ㅍ)なるも強弱相通じて借字として用ゐらる。「單」はヒトヘなり。

「草綠匹段襪子」「匹段」は匹段(ㅍㅍㅍ)と讀み主として支那の「絹織物」を稱したる語なるも、今木綿に對して稱す。

段圍 ㅍㅍ (pitan) 音斗 (tan)

肩圍 ㅍㅍ (pitan) 音斗 (paik)

(訓蒙字會 帛)

草綠 ㅍㅍ ○草綠 ㅍㅍ (cho lok pítan)

鴨頭縁 ㅍㅍㅍㅍ ○ㅍㅍㅍㅍ (ia to lok pítan)

(譯語類解 織)

緞 仍音斗。○大緞 ㅍㅍ。○雙緞 ㅍㅍ。○閃緞 華音斗。以上統稱緞屬。云々

裏面

以其磨破願爲背貼而恐有日後違端之弊呈狀云々而此非宜
寧官所爲之事是乎矣方爲卞正恐多磨破以縣監未背貼前目
見之故也依願立旨打印以給以爲後考之地者

甲寅二月十五日

宜寧官

備考此の古文書は萬曆年間の遺券なるが、最初萬曆十二年甲寅祖
十七年西紀一五八四年證明願を縣監に呈出し背貼を受けたりし
も、磨滅破損の箇所ありし爲め、更に萬曆四十二年甲寅光海六年西紀
一六一四年に宜寧郡守の證明を願ひ出でたるものなり。されば此
の裏面の宜寧郡守の主旨は磨滅破損ノ箇所ノ證明ヲ願ヒ出デタ
ルガ此ハ郡守ノ管スルトコロニ非ラザルモ縣監ガ最初背貼前ニ
目睹セシモノト看做スベキモノナレバ、茲ニ證明ヲ與フルモノナ

リと云ふ大體の意味なり。

〔亦中〕前出ニの意にて이희 (io hay) と云ふ。

〔家翁教是〕家翁〔妻ガ夫ヲ稱シタル語〕なるが、今無き語なり。全家長〔家
夫〕など云ふ語と同義、〔翁〕は尊稱したるまでなり。〔教是前出이시 (i si) と
讀ませ、一様〕(サマ)の義に用ゐる接尾語なり。普通語は계사 (koy sio) と云ふ。
〔是如乎〕

是如乎 이다온 (i ha on)

如是云々ヲ稱スル辭 이다하온 (i ha ha on)

ト云フニトアルニ

〔吏吐註釋〕

缺字多く不明なるも、病弱云々デアアルニなどありしものたるべし。

〔奴古工良妻竝産貳所生婢〕古工は奴名、良妻は下文にも奴淡同良妻
竝産とありて、良民ノ女子ヲ妻トセシモノを稱したるなり。即ち奴婢ノ

婢と區別して書きたるなり。「竝産二所生婢」は「竝ニ産ンダ二人目ノ婢」なり。妻は良民の女であるも生まれし女は婢なり。下皆同意味なり。

「下城玉浦員番」拾斗落只拾貳夜未「斗落只」は後代には「斗落」のみ書き用う。朝鮮にて普通田畑の廣サを稱するに「石落」「斗落」「升落」の稱を用ゐるは播種タネモミの分量より一轉して廣サを稱する語となりしものなり。即ち「落」は「落種」の「落」なり。此「落」の訓は「칠」(chil)なり。此の語根に「ㄱ」接尾語を送りて「지기」(chiki)と云へば「マキ」(蒔)となるなり。「落只」は接尾語を送りて「지기」(chiki)と訓讀にしたるなり。今も普通民間にては「石落」(石落)「지기」(shon chiki)「斗落」(斗落)「말지기」(mal chiki)「升落」(升落)「되지기」(roy chiki)と云ふなり。「員」は上麗末の杆城埋香碑に出てあるものと同語田舎所在地區の義なり。「夜未」は「夜」一字も書き訓讀「밤이」(pami)の語尾「미」(mi)に「未」を送りたるなり。朝鮮語「밤이」(pami)は日本語田地の筆數を稱する語なり。「夜」は此の語の訓借字なり。

「代田拾參斗落只」「代」家ノ敷地の義たるは、上淨兜寺石塔造成記及太

祖手書條に委しく説明せる通りなり。今は普通「堡」の俗字を用う。

堡田대(名)리人に同じ。

리人(名)家敷に附屬せる畑。

(朝鮮語辭典 總督府 編纂)

朝鮮語「敷地」를리(ㄹ)と云ふ。「基」の訓なり。ㅈ(ㅈ)は「田」(ハタ)、人(인)は連辭之「(ノ)なり。

「正」今も用ゐる居る字にて「一」なり。此等證書類には變造を防ぐ爲めに數字は殊に正貳參肆伍陸柒捌玖拾と劃の多き字を書くことゝなり居るなり。何字の異體字なるか未だ致へず。

「別給爲去乎」「別給」と云ふ俗語今無し。「別」普通の解釋としては「特別」の意なるも、吏文に

別乎 비름 (pio lunn)

分排스ル稱 별로이 (pioloi)

(吏吐註釋)

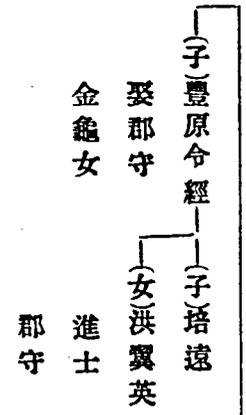
とあれば、「分給」の義に用ゐたるものと思はる。「培遠」は下に掲げある通り兄弟無く唯女兄第一人ある丈けなるも、女兄弟にも多少の分配はありたるべきなり。「爲去乎」前出「スルカラ」なり。

「鎮長使喚耕食」「鎮長」上太祖の手書にも用ゐあり。「トコシナヘニ」なり。「使喚」音讀人聲 (sa han) 今も用ゐる語なるも、「使喚軍」など「小使」の義として名詞に用ゐらる。是は使役の義として動詞に用ゐたるなり。即ち奴婢に就きて云ひ、「耕食」は是も音讀人聲 (kiou gik) 今も用う字義通り解釋して差支無し。是は田地に就きて云ひたるなり。

「如有雜談」是「去等」上太祖手書別爲所有去等」と同義なり。「雜談」は「異議」「故障」と譯すべし。「談」字下何字の草體か明かならず。「若シ異議アラバ」と譯すべし。

「財主故豊原令妻金氏」「豊原令」は

世祖—三男徳源君曙—庶子嵩善君瀟—子延城副守眉壽—



(璫源系譜)

「財主」は「財産主」の義にて奴婢も其中に含むものたるは、下康熙年間の奴婢買渡文書に出てある通りなり。「豊原令經」は世祖の玄孫なれば時代も合致せり。妻は即ち金氏にて培遠は其獨子、璫源系譜所載の如し君、正、守、令、監等は宗室號なり。

「筆執同生」成均生員金繼燾「筆執」は此の文書を書きたる「執筆者」なり。「同生」音讀同聲 (ong saing) は今普通用ゐらるゝ語男女を論せず「兄弟」と云ふ語なり。「甥」は上新羅朝葛項寺塔記に出てあるものと同語。「男兄弟」に

當てたる東國特種の造字にしてオロビ (Orobi) と訓ずる字なり (此の娵の義に古今變遷ありしことは拙著雜攷俗字部に委しき説明あり) 上に「同生」と云ひ下に「娵」と云ふ重複あるに似たるも、「同生ノ男兄弟」と云ひたるものにて何等異とするに足らず。金繼齋は豊原令妻金氏の「男兄弟」に當る譯なり。「成均生員」は成均館小科最終ノ試験ニ及第モシモノを云ふ。

(裏面)

「磨破」 「磨滅破損」の義なり。

「背貼」 今無き語なり。今「背題」と云ふ語と同義たるべし。「貼」は上白巖寺貼文にある「貼」と同義。「指令」「證明」等の義に用ゐられし語なれば此の意味に解して差支無し。「背」は「裏面」の義。「背貼」は「官廳の裏書」となる譯なり。

「立旨」 音讀タジ (taji) 今も同様。「官ノ證明」を云ふ。

○ 康熙年間 奴婢賣買文券

- (一) 牌旨奴婢主の承認書
- (二) 賣主の奴の賣渡證
- (三) 訂人執筆者の證明願
- (四) 買主の奴の證明願
- (五) 賣主の奴證明願
- (六) 郡守の立案

(一) 牌旨

奴永萬處付

無他要用所致以矜得忠州婢梅介四所生婢士女一口身及士女一所生奴永金一口身并願買人處準價奉納是遣此牌字導良成文許與宜當事

壬辰三月初三日

上典 李 押

〔備考〕右は奴婢賣渡に就き主人が奴に與へし承諾書即ち「牌字」と稱するものなり。

〔處付〕「トコロニ付ス」なり。普通人なれば「前」と云ふところなり。主人が奴に宛てたるものなれば「處付」とせしなり。

〔無他要用所致以〕「無他」は前白巖寺貼文に「別教無亦」とあるを漢文的に書きたるまでにて、「別儀ニアラス」なり。「所致」は「ムネ」(旨)なり。「別儀ニアラス」要用ノムネヲ以テなり。

〔宜當事〕白巖寺關文に「向事」とあると同義、「スベキ事」なり。最近までの指令文に結辭として用ひ居たる語なり。

〔二賣主の奴の賣渡證文〕

康熙伍拾壹年_{辰壬}三月十三日尹生員宅尙云明文

右明文爲臥乎事段矣上典宅要用所致以祖上傳來衿得婢梅介四所生婢士禮己巳生士禮所生奴永金庚寅生貳口身乙後所生并以價折錢文

肆拾五兩依數交易棒上爲遣上典宅牌字導良後所生并以永々放賣爲乎矣本文記段併付乙仍于許給不得爲去乎後次子孫族類中如有雜談是去等持此文告官卜正者

奴婢主李生員宅奴 永萬 左手

訂人 盧宜世 押

訂人 廉謂成 同

筆執 曹次石 同

〔備考〕

康熙五十一年壬辰李朝肅宗三十八年_{西紀一七}

朝鮮にて従前土地、家屋、奴婢等の賣買契約は、皆奴の名義にて爲し、主人は牌字と稱する承認書を交付する丈けの慣例となり居たりしなり。此の賣渡證文も奴婢主李生員にして、證書の署名人は其奴永萬、買受人は尹生員にして名宛は其奴尙云なり。

〔生員〕は「小科ニ及弟セシモノ」を稱する語なるが、地方にて老人の

敬稱にも用ゐる語なり。「訂人」は「立會人」「證明人」の義なり「筆執」は「證文」ノ筆者なり。

「明文」「證文」なり。

「爲臥乎事段」前出。「差入ヒマヌル事ノ儀ハ」なり。

「矣上典」「矣前出」「私」なり。「上典」上開心寺石塔記に説明せし通り、後代は専ら「奴婢」ガ主人ヲ呼ブ敬稱に用ゐらる。

俗語呼其主曰上典。

(石潭日記李珣)

宜祖朝李珣の石潭日記にも單に「呼其主曰上典」とあるが、此の奴婢が専ら主人を呼ぶ敬稱となりしに就きても多く沿革ありしが如し。如何となるに古くは「上典」と云ふ語も、「下典」と云ふ語もありて、奴婢に限られ居たるにあらざればなり。

「所致」「イタストコロ」なるも、「趣旨」など譯すべき俗語なり。

「衿得」「衿」は音音 (Kusu) 訓ス (Kis) 即ち「エリ」なり。朝鮮にて「遺産ノ分配」を

「分衿」と云ふ。方言「遺産 分與スル」をスヒキキ (Kis ul nona onuta) と云ふ。「衿得」は「遺産讓與ニ因テ得タル」と云ふ俗語なり。「衿」は日本語「株」(カブ)の義なり。

「後所生」「將來生レルトコロノ奴婢」なり。

「價折」音讀ガ結 (Kachio) 「折價」(Cholka) と云ふ。日本にて「代價」と云ふ語と同義の俗語なり。「折」は「折算」の「折」なり。

「錢文」方言「錢」を「モ」(Kon) と云ふ。「錢文」は此の俗語なり。「一文」は「一文」の「文」なり。

「依數交易捧上爲遣」「依數」は「準數」と云ふ。「定數通り」なり。「捧上」は「受納」の義なり。漢字義「捧クル」「上クル」を自他轉倒して「受納」の義に用ゐる。捧入、未捧等一般に俗語として用ゐらるるは、恐くは本と奴婢土地家屋等の賣買が、「奴」ノ名義ニテ行ハル、と云ふ習俗より馴致せし語にあらざるか。即ち「價金」ヲ主人ニ捧納スル、と云ふ義に出で、遂に「受納」の義に用ゐることとなりしものにあらざるか。「定數通り賣買受納シ」なり。

「牌字導良」[牌]音叫 (pay) なるも此語の時は叫 (pay) と云ふ。「牌子」(pay-cha) 又牌旨 (pay-chi) とも稱し、「主人ヨリ奴ニ對シテ與フル命令書」なり書式下に出づ。「導良前出」드리여 (tu tui-ye) と讀ませ、「從ッテ」[據テ]等の義なり。

「本文記段併付乙仍于許給不得爲去乎」此の本文記は「得ノ文記」なり。「段前出」[儀ハ]なり。「併付」は字義通り併セ添付スルなり。「乙仍于前出」[ニ因テ]なり。「許給」[許は許施]、「給」は「ワタス」なり。即ち「請ケワタス」の義の俗語なり。「不得爲去乎」前出。「能ハザルニヨリ」

「後次」[次]は日本語タビ(度)回(メ) (目等の義の俗語なり。「後日」と譯して差支無し。

「是去等」前出。이거머 (ig-um) 「ハバ」(則の義なり。

(三)訂人筆執者の證明願

同日 訂人盧宜世年 廉謂成年

筆執曹次石年

白等財主私奴永萬班奴婢二口放賣根因現告亦推問教是臥乎在亦上項奴婢主私奴永萬亦其矣上典牌字導良其矣班婢梅介四所生士禮年己已生身及同婢一所生奴永金年庚寅生二口乙價折錢文四十五兩依數捧上爲白遣同奴婢等後所生并以尹生員宅奴尙云處永々放賣明文成置時矣徒等以訂筆隨叅署名的實是白置文記相考依例斜給教事

同 押

官 押

同 押

同 押

(備考)右は奴婢賣渡文記の訂人及筆者の證明願書なり。

「根因」[原因]の義にて今も用ゐ居る語なり。

「明文成置時」[成置]今無き俗語なり。「作成」の義たるべし。「置」は帳簿を「置簿」と云へば、「記」の義に用ゐたるなり。

「是白置」

是白置 이슬루 (is-ru)

是置ト同意敬辭 이순지르 (i salp chila)

(デアリマス)

是置 이두 (idū)

此ヲ稱スル結辭 이코 (iko)

(ナリ)

이로다 (iloda)

(デアル)

(吏吐註釋)

〔置〕は^イ(^イ)の訓借なり。〔的實デアリマス〕なり。

(四)買主の奴の證明願

尹生員宅奴尙云

右謹陳所志矣段奴矣上典宅教是李生員奴永萬處奴婢二口準給價買
得是白如乎文記相考教是後依例斜給爲白只爲 行下教是事

官主 處分

壬辰三月日所志

依斜 到十八日

(備考)右ハ奴婢買主の奴の官應に對する證明願書なり。

〔所志〕音讀そぢ (sochin) 〔願書〕又訴狀等を稱する語なり。

〔教是〕前出三箇所に用ゐあるが第一の〔教是〕は敬稱殿 〔様〕の義第二第

三は助動詞ナサルの敬辭なり。

〔依例斜給爲白只爲〕

爲只爲 さ기삼 (hakisam)

將爲スルコトヲ謀ル意 하기로 (hakilo)

(爲スコトニ)

하기를 (akilul)

(爲スコトヲ)

(吏吐註釋)

斜出有買物告官
成文曰斜出
(才物譜)

「白」を挿入し語を叮重にせし丈けにて同話なり。「依例」は「法例ニ依リテ」なり。「斜給」の「斜」は

斜只 只ガ (pa ki)

官衙ヨリ人民ニ案ヲ成給スル稱 只ガ (pa ki)

(指令、證明、許可等)

(吏吐註釋)

只ガ (pa ki) は「斜」字の訓なり。只は語尾ガ (e) に送りたるなり。「斜給」は「證明」ヲ成給スルコトなり。「法例ニ依テ證明ヲ成給シマスルコトニ」なり。此の「斜」(ナ、メ)を此等の意味に用ゐしは何の義に出でたるものか。申晁休氏曰く、從前「斜」と云へば、専ら禮曹の證明、指令、許可等を稱したるものにて、殊に「禮斜」と云ふ語ありたりと。奴婢は禮曹所管なれば、地方廳にても「斜」と云へば奴婢に關する證明書等には用ゐたるものか。才物譜吏吐註釋には唯「宜」とありて禮曹云々とは云はず。

「行下向教是事」

行下向教是事
給下人
(名物紀略臣職部)

行下教是去等 行下教是去等 (hainghu ha haisi ko ten)

在上者ノ處分ヲ稱スル敬辭 行下教是去等 (haing ha isi ko ten)

(下サルレム)

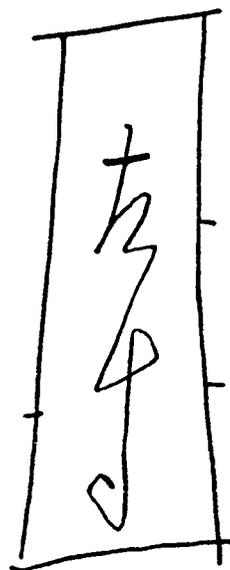
(吏吐註釋)

「去等」「レム」「則」と云ふ吏吐を「事」に代へ「向」を挿入せしものなり。「向事」は 안일 (an il) と讀ませ、「ベキ事」と公文書の結辭に用ゐる語なるが、官に對して敬辭「教是」を挿入し、「處分ヲ下サルベキ事」と譯すべし。

「處分」音讀 兪是 (chio pin) は「目上ノ人ノ指揮命令」にのみ用ゐる俗語なり。吏吐註釋の「處分」即ち是なり。

「依斜」願書に草體にて「依斜」と奥書して下付するものなり。「依施」(請願) 許可スルコト、「依願」(同上)、「依允」(上奏ヲ允許スルコト)、等用ゐらる。「依允」の「依」と同語許可の義に用ゐたるなり。「到」は「受付」の義なり。

「左寸」「手寸」とも云ふ。奴婢の署押の代りに用ゐるものなり。左手中指の關節の寸を取り圖に書き押の代用とせしもの。



此の文書に書きある模寫圖なり。下の文書の「左手」も同様なり。今普通人の「カキハン」(書判)も「手決」と云ふ。日本にて「拇印」と云ふと同様。本と手指を押捺せるより起りし名たるべし。

(五)賣主の奴の證明願

壬辰三月日財主李生員奴永萬年

白等汝矣。班奴婢士禮及同婢一所生奴永金等放賣真偽從實現告亦推問教是臥乎在亦奴矣。上典宅以要用所致祖上傳來衿得婢梅介四所生婢士禮年己巳生及同婢一所生奴永金年庚寅生等二口乙價折錢文四十五兩依數棒上爲白遣上典牌字導良同奴婢後所生并以永々放賣明文許與的實是白置文記相考依例斜給教事

官 押

同日左手

(備考)右は奴婢賣主の奴の證明願書なり。

〔白等〕

白等 살 등 (sal tung)

次第ニ歷舉シテ告白スル意

알 의 오 도 (al oy otoy)

- (1) 申シ上ゲマスルハ
- (2) 申シ上グル

(吏吐註釋)

알 알 (al al) は「奏」字の訓にて、「下ヨリ上ニ進言スル」義なり。口供文等には必ず冒頭に書き事實を下に歷舉することゝなり居るなり。

「矣班奴婢」「矣」は「自分」と云ふ吏文なり。「班」は「文武兩班」の「班」にて「班戸」の「班」なり。「自分ノ主人ノ奴婢」と云ふ義なり。

「從實現告亦推問教是臥乎在亦」「從實現告亦推問」は「實事通り現ニ告白シ亦推考訊問」にて、「教是臥乎在亦」は「上白巖寺貼文に「火香爲臥乎在亦」

ある「爲」を敬稱「教是」に換へたるまでにて同義なり。

教是臥乎在亦 이시누견이여 (isi nu on kion hi o)

自上處分ニ對シテ稱スル辭

이시온거시기의 (isi on kosi ki ey)

(ナサレシモノニツキ)

「白等」「申上ゲマスルハ」と冒頭に書き、「汝云々」とある此の一句は今日迄の官廳に對する手續處分を陳べたるなり。此の文例は儒胥必知決訟立案式にも出てありて一定せし文例たりしなり。然らざれば「白等」とありて「汝」とその他稱を用ゐるが如き理由無き事なり。

(六)郡守の立案

康熙五十一年三月日堤川官立案

右立案爲斜給事粘連訂筆財主等納招是置有亦本文記取納相考爲乎矣庚寅二月廿五日同生中追和會文記是齊一男李允柱二男允石筆同生藥四寸弟允暉等並只着名的實是旅上項財主私奴永萬亦其矣上典

矜得婢梅介四所生婢士禮年己巳生身及同婢從後一所生奴永金年永金年庚寅生等二口良中價折錢文四十五兩依數棒上爲遣同奴婢後所生并以尹生員宅尙云處永々放賣的實是乎等以本文記背頃後依例斜給爲遣合行立案者

兼官 押

(備考)右は以上奴婢賣買の確定證明書なり。

「立案」音讀남안(남안)、「立」は「立證」の意、「案」は「文案」の意、官廳の「證認書」を云ふ。されば奴婢賣買に限られしにあらず、田地等の賣買にも通じ用ゐ、立案により所有權確定することゝなるものなり。

「粘連」音讀넌넌(ton nion)、「添付」の意なり。朝鮮にては各文書を粘り連らねあれば、「粘連」と云ふなり。

「納招是置有亦」「納招」は今用ゐぬ俗語なるも、「招」は「招辭」、即ち「供辭」と同義、「納」レタル「供辭」と解すべし。即ち「申出デ」なり。「是置有亦」と云ふ吏吐は、

〔是置有亦〕이 두어 신의며 (ichisio)

彼ノ所云ニ因ル意 이라기며 (ila kio)

(云フニツキ)

이기며 (kio)

(ツキ)

(吏吐註釋)

〔納招是置有亦〕は〔納招ニツキ〕〔納招デアルニツキ〕と譯すべし。

〔同生中追和會文記是齊〕〔同生〕は〔兄弟〕と云ふ俗語なり。〔追〕は〔追後〕なり

〔和會〕は〔和議〕とも云ひ〔和解〕と云ふ俗語なり。〔是齊〕と云ふ吏吐は、

爲齊 さぢ

末段ノ結辭 하다 (ha) (スル)

하라 (hala) (セリ)

(吏吐註譯)

〔爲〕を〔是〕に代へたるまでにて、結辭なるが、〔デアル〕にて〔也〕〔ナリ〕なり。〔兄

弟ガ追後和解セシ文記ナリ〕と譯すべし。

〔同姓孽四寸弟〕〔孽〕は〔庶出〕なり〔四寸弟〕は〔從弟〕〔イトコ〕なり。〔同姓即李氏ナル庶出ノ從弟〕なり。

〔背頃後〕〔頃〕は拙著雜攷第三輯に委しく説明せし通り止頁に从ひたる東國俗字なり。音聲(ㄱ), 〔事故〕の義なるが、一轉して〔脱〕〔ノガル〕とも同義に用ゐらるゝ字なり。〔背〕は〔背書〕〔ウラカキ〕〔背題〕〔題詞(指令文)ヲ裏書スルコト〕、〔背頃〕〔文記ニ裏書スルコト〕〔背關〕〔牒報ノ裏面ニ關文(指令文)ヲ記スコト〕等〔裏書〕〔ウラカキ〕の義に用ゐらる。〔背頃後〕は〔裏書ノ後〕なり。

〔合行〕は〔當ニ行フ〕なり。〔行〕は前財主奴尙云の奴婢賣渡證明願書にある〔行下〕の〔行〕と同義たるべし。



○道光年間 奴婢自賣文券

朴承旨宅前明文

右明文事段矣身以生活所致矣身名福釗年三十二歲身果矣身妻福嬪年二十八歲身乙捧準價貳拾五兩永爲賣納爲去乎日後若有雜談以此文記下正事

道光二年十一月 日

賣身 福釗 押

妻 福嬪 押

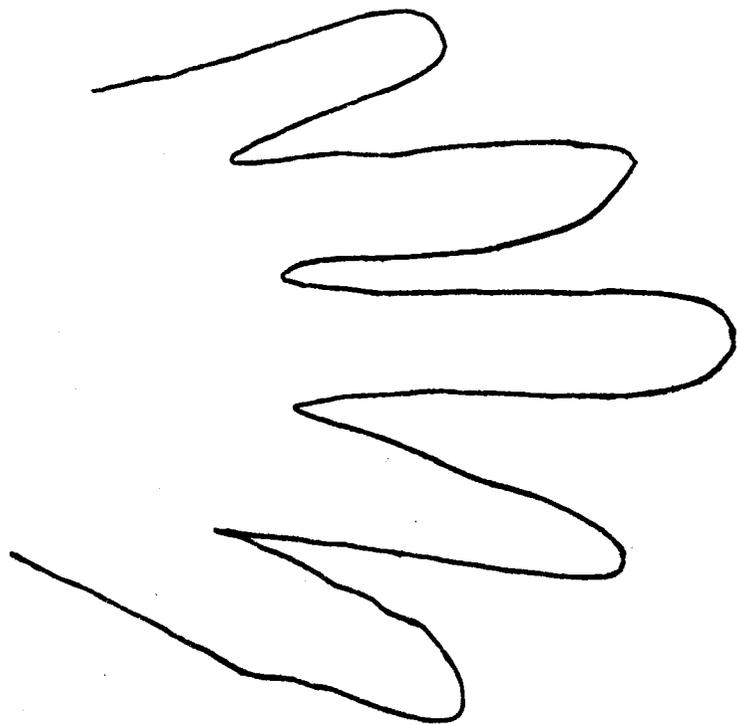
金校理宅奴

保人 喜達 押

(備考)

道光二年壬午 純祖二十二年 西紀一八二二年

奴婢自賣證文主人無き奴婢が自ら身を賣りたるものなるが、或



場合に行はれ居たるものたるは、儒晉必知にも其文例出であればなり。前に掲げし手形は此の證文の末尾に婢の左手を證書面に擴け置き界線を以つて實物通り寫したるものなり。上麗末女奴賣渡文には女奴の右手掌を實物大に寫しあり。習俗上何か其間に關係あらざるか、參考の爲めに出せり。

〔身果〕「果音借斗 (koa) は興の訓ト」なり。

〔福釧〕「釧は勾 (soy) と讀ませ、東國造字なり。義カネなり。下流社會に縁起を祝福する爲めに最も多く命名するなり。婢名福釧の「釧」(ヒキカヘル)も方言平聲の (in kkon) 是も壽福を祝する意味にて常に命名に用ゐる語なり。

〔捧準價〕前文に準價捧納「依數捧上等用ゐあるものと同義、一定メタル代價ヲ受ケ取ル」にて捧は「受取」の義なり。

○ 康熙二十三年 田文券 (第一號)

田地賣買
肅宗四年戊午復
行錢貨於八道

(世界年契學部
編纂)
肅宗四年
康熙十七年戊午
(西紀一六七八
年)

康熙二十三年甲子九月十三日異姓嫡姪鄭滄前明文

右明文爲臥乎事段栗田伏在磨字田壹日耕拾肆負節字拾壹負參東庫要用所致以正木參拾肆正依數捧上爲遺本文記並以永々放賣爲去乎後次良中如有雜談是去等持此文告官下正事

田主故金永輝妻申 氏
證同姓嫡姪出身金 幾 押
筆執 金良輝 押

(備考) 康熙二十三年甲子 肅宗十年 (西紀一六八四年)

〔伏在〕「所在」の義の俗語なるが、田地家屋を論せず、賣渡證文には必ず稱することゝなり居るなり。猶ほ日本語の「伏屋」(フセヤ)の「伏」と同義、自ら卑下して稱したるものか。

〔磨字田一日耕〕「磨字田」は千字文の字を取り、田地の字(アザナ)とせしも

のなり。「節字」も同様なり。「一日耕」上白巖寺貼文條に陳べある通り、磧溪隨錄田制に據れば、一頃田の實積一步の四分ノ一の廣サにて、牛一日の耕作力より稱したるなり。主として旱田の方に用ゐる、畚の方は「斗落」を稱することゝなり居るなり。

「庫」「處」の訓天(kō)に當てたる音借字なり。應(kōs)、又應(kōi)とも書かれあるが、是は「叱」、「乙」を略したるなり。

庫乙 天音

處所ノ稱 天音

(トコロヲ)

(吏吐註釋)

とある是なり。「庫」、「應」皆文記に同語として用ゐらる。

「正木參拾肆正」「木」は「白木」の「木」とも同語、「木綿」(モメン)を普通稱し、音讀字(mok)なり。「正」は「常」に對し、「正租」(上等ノ租)、「正布」(上等ノ布)等の「正」と同義、「上等ノ木綿」なり。さて朝鮮にて錢貨鑄造の舉ありしは麗朝よりのことなるも、何時も百姓是を信用せず通貨の資格を備へずして廢止

され、銀布、米、木綿等が物價を計る標準として用ゐる來りしものなるが、始めて錢貨が一般に通用することゝなりしは、今より約二百年前後の事に屬するものにて、最近まで一般に行はれ居たる葉錢常平通寶は、肅宗四年康熙十七年戊午以後に鑄造せしものとなり居るが、當時も果して百姓が是を信用せしや否や疑問たるは此の康熙二十三年甲子(即ち肅宗十年)の田地賣買の代償として木綿を用ゐる居ればなり。而して上の康熙五十一年壬辰(肅宗三十八年)の奴婢賣買古文書、及び下の康熙五十八年癸亥(肅宗四十五年)以下の田地賣買古文書には、皆錢貨を以つて取引し居れば、當時錢貨流通の状態を知るべき資料なり。

康熙年間 田文券(第二號)

康熙五十八年五月十五日尹兵使宅奴命立前明文

右明文爲要用所致自己買得燭洞伏在糧字堡後田一日耕五負庫及同字田半日耕肆負庫又同字田一日耕肆負庫等價折錢文貳拾兩依數交易捧上爲遣同人處永々放賣爲乎矣本文記一張許給爲去乎日後良中

子孫族類中若有雜談是白去等持此文告官下正事

主 金自弘 押

訂人 韓龍尙 押

年執 劉績漢 押

(備考)康熙五十八年己亥 肅宗四十五年(西紀一七一九年)

「垓後田」「垓」東國俗字なり。音曰(ᄃᆞᆯ)訓曰(ᄃᆞᆯ)なり。淨兜寺石塔造成記、太祖手書及萬曆年間の古文書等には「代」を書きあるものと同語、「敷地」を云ふなり。恐くは此の造字は李朝或時代に入りて用ゐ初めしものと思はる。他の俗語吏吐前古文書と等し參考すべし。「垓後田」は家ノ敷地ノ後方ノ田なり。

○嘉慶 田文券

嘉慶三年己未二月初七日尹資城宅奴三取前明文

右明文段矣身以要用所致内倉員伏在穉字田一日耕六ト伍東廳果後の洞負伏在穉字田二作合一ト伍東廳捧價貳拾兩後牌旨二丈并以成文納宅爲乎矣日後或有雜談是去等持此文下正者

財主 朴壽天 押

證人 李分金 押

筆執 朴龍伊 押

(備考)己未は嘉慶四年なり。正宗二十三年(西紀一七九九年)

「員」上麗忠宣王元年所立の埋香碑條に委しく説明しある通り量案記に田番の「所在地區」を示したる俗語なり。

「廳果」前古文書には單に「庫」と書きあるものと同語、「果」は前道光二年の奴婢賣渡文に出である「身果」の「果」と同吏吐斗(ᄃᆞᆯ)「ト」(興)の意味の方言音借なり。即ち「トコロト」なり。

「二丈」「丈」の譌前古文書に「一張」とある「張」と同義、日本語「枚」なり。「丈」[張]共音(ᄃᆞᆯ)なれば相通じて俗文に最も多く書き用ゐらる。

○儒胥必知に出てある文券例

(一)士大夫家舍牌旨

(二)常人家舍文券

(三)債用文券

(四)山地文券

(一)士夫家舍牌旨

牌旨内始面云
奴名某處

與他宅以移賣次某部某坊某契伏在瓦家幾間廳乙空釜并願買人處捧
準價永放賣爲去乎此牌旨導良成文以給事 年 月 日

上典姓 押喪人以套
書代押

〔牌旨〕前奴婢賣渡證文に「牌字」とあるものと同語士夫は常に此「牌旨」〔承
認書を奴に與へ、奴名にて賣渡すものなるが故に、其文例を示したるなり。
〔宅〕上典自分を稱したるなり。奴に對するものなれば、自ら敬稱を用ゐ

たるなり。

〔移賣次〕〔次〕は俗語音讀(せう)、種々の意味に用ゐらる。〔爲〕(タメニ)〔目〕

〔メ〕(回タビ)〔用〕(ヨウ)等接尾語として用ゐらる。此の〔次〕は「タメニ」の義なり。

〔部、坊、契〕

中部八坊九十一契

東部七坊四十三契

南部十一坊七十一契

西部九坊九十一契

北部十二坊四十四契

(六典條例)

〔部〕は従前此の京城内を中、東、西南、北の五部に區分されたるものなれば部
名を記入することゝなり居たるなり。最近に「署」と改めたることあり。

〔坊〕次に此の各部は「坊」に區分され居たれば坊名記入することゝなり居
たるなり。

名坊、音方邑里之

契、音契約也又
合也

〔契〕次に此の各坊が數十の〔契〕に區分され居たれば、契名を記入することとなり居たるなり。朝鮮にて此の〔契〕は日本語組合又講等の義に用ゐらるれば、此の義より一轉して里名となれるものなり。今も慣用上洞の代りに〔契〕を稱し居る里名あり。

〔應乙〕前の田地賣渡文書に〔庫〕〔應〕等書きあるものと同語。〔處天 (Koch)〕の借字。〔乙〕は目的格指示辭 (E) の音借なり。

〔空岱〕上太祖手書に〔空代〕とあるものと同語。日本語〔空地〕 (屋敷ノアキチ) を云ふ。

〔押〕(喪人以套 舊代押)〔押〕又花押と云ふは、日本にて從前カキハン〔書判〕と云ふ語と同様、名の一字或は二字の異體字を草書にて姓名の下に書き、自筆の證となすものなるが、喪制の人は名を書くことは一切爲さぬ習俗なれば、〔押〕を書かず印を代りに押捺すると云ふことなり。〔套書〕は圖書とも書き、〔印判〕を云ふ。音讀^{イロ}イロなり。

押字 ^{イロイロ}イロイロ
音手訣

(名物紀略文學部)

〔手決〕〔手訣〕〔手結〕皆同語なり

(二) 常人家舍文券

大國年號幾年^{甲子}某月 日某人前明文

右明文事段以移賣次某部某坊洞某契伏在瓦家幾間空岱幾間應乙捧
準價幾百兩是遺願賣人處^{或云右}永々放賣爲去乎日後如有雜談是去等持

此告官下正事

家主姓名着名

證人姓名着名

筆執姓名着名

〔常人〕〔兩班〕に對する普通階級の人民總稱なり。されば是は普通に行はれ居る家舍賣渡證文なり。前の牌旨 (主人の承認書) を是に添付せば奴の賣渡文例ともなるなり。書式文言は前にある田地賣渡文と何等異なるどころ無し。

(三) 借用文券

大國年號幾年甲子某月 日 前手記

右手記事段切有緊用處右人前錢文幾兩以幾分邊貸用 爲去乎 限則以今年內備報爲乎矣如或過限是去等持此手記告官卞正事

自筆貸者姓名着名

〔手記〕 他の證書には「明文」と云ふも借用證文には「手記」又は「手標」と云ふ。日本語の「手形」と同義たるべし。

〔邊〕 音讀せ (pion) 「利息」と云ふ義なり。〔邊利〕「邊文」〔邊錢〕「加邊」等熟語としても用う。

〔貸用〕「貸者」日本にて「借」字を用ゐるところに、反對に「貸」字を用ゐるものなり。〔貸用〕「貸去」「貸來」「借借」(カル)の方なり。〔貸給〕「貸與」「貸付」「貸下」等は「貸」(カス)の方なり。猶ほ「受取」の義に「捧」字を用ゐるが如し。

〔備報〕 字義通り「ソロヘテカヘス」と云ふ俗語なり。

(四) 山此文券

大國年號幾年甲子某日 某人前明文

右明文事段 矣身 先山在於某處而方營種禮故全一局永々放賣於右人前爲去乎日後如有雜談則持此文記卞正事。

山主姓名着名

證人姓名着名

〔山地〕「先山」「山地」は「墓地」なり。〔先山〕は「祖先之墓」なり。上白巖寺貼文「山枝」の「山」も同語なり。

〔種禮〕「改葬禮」の義なり。朝鮮にては普通に用ゐらる。

〔一局〕「墓地區域」を「局」と云ふ。〔局内〕と云へば、「墓地區域内」と云ふ語なり。朝鮮にては風水説より廣大なる墓地區域を占定する習俗にして他の侵略を許さざることとなり居るが故に、常に論議絶えず、最も多きは山嶽なり。

以上四つの文券例は儒胥必知に載せあるものなり。今實際に行はれし古文書を有せされば、引用して説明を加へたるなり。

種(穀梁傳三年)
改葬之禮 總舉下
種也

○上洞墓所事蹟謄錄記

崇禎紀元後五丙子
李太王十三年

位土四結四役錢與新舊制刷價依節目獨減事

位土田畝量案

省台洞員

色字八東犯渠三等裁直田四 東西長五十八尺
南北廣三十七尺

十五ト内十四ト四束

〔位土〕上淨兜寺石塔造成記に委しく説明せし通り、「墓ノ守護料トシテ特ニ付ケ置ク田地」の義なり。

〔四役錢〕未だ他の用例を發見せず。従前四色保と云ふ軍役ヲ免除セラシ者ノ納ムル布帛又ハ穀物を稱したる四色の義にて四色ノ公役稅錢たるべきなり。

〔刷價〕〔刷〕正音刷(son)なるも普通俗音刷(soay)と呼ぶ此の俗語も他に未だ用例を發見せず。〔刷義清也〕〔除也〕なれば、〔削除〕の義に用ゐたるも

のと思はる。

〔獨減〕音讀トガ (Kion kam) 〔租稅ノ一部免除〕の義今も普通に用ゐらる。

〔量案〕音讀リヤン (Iian an) と云ふ。〔測定セン文案〕の義にて殊に田地ノ登記簿に稱する俗語なり。即ち田地の所在地區、〔字號〕、〔等級〕、〔形狀〕、〔筆數〕、〔四標〕、〔反別〕等を明細に記載せしものなり。

〔員〕上埋香碑條に説明しある通り、田地の所在地區なり。

〔色字八〕〔色字〕は字號なるが、〔八〕は何の意味に挿入せしものか、恐くは〔八號即ち番號〕の號を略して書きたるものと思はる。他の量案に番號を記入せしものを實見したればなり。

〔東犯〕〔犯〕は淨兜寺石塔造成記、並に白巖寺貼文條に出である〔犯〕と同義、〔境界〕の義なり。分注〔渠越〕、〔溝渠ヲ越エテ〕の意味なり。普通東西南北の四標を記入しあるが、是は東方丈けなるは、他に著しき目標物無かりしものか。〔三等裁直田〕〔三等〕は等級なり。〔裁直田〕は直田とも云ふ。〔正長方形ノ田〕なり。

「四夜」「夜」(ヨル)は訓世(夜)と云ふ、朝鮮語水田ノ區劃即ち日本語筆數を盟(夜)と云ふ、此の「夜」は其訓借字なり、其語尾を送りて「夜味」と書くこともあり。

一夜味(京畿道)
(通津)

(五萬分地圖)

即ち通津里名「一夜味」とあるも同語なり、隆熙三年(明治四六年)發刊の池錫永氏音字典釋要に

習(附)
(附) 陷也 世 訓 夜 味

(字典釋要部)

とあるが、漢字「習」に此の義無きは云ふまでも無く、朝鮮俗訓字として明(習)としあるが、朝鮮の俗文にも未だ此の義に用ゐたる「習」字を發見せず、疑を有して後日の考證に俟つ。「四夜」は「四筆」なり。

年月日例

高句麗年號

附書年月日例

○書私年號例

安 高句麗廣土王陵碑高句麗長壽王二年甲寅

以甲寅年九月廿九日乙酉遷就山陵云云

永樂五年歲在乙未王以碑麗□□□云云

倭以辛卯年來渡海破百殘□□□云云

以六年丙申王躬率水軍討利殘國云云

八年戊戌教遣偏師觀□慎土谷云云

九年己亥百殘違誓與倭和通王巡下平穰云云

以□□十年庚子教遣步騎五萬住教新羅云云

十四年甲辰□倭不軌帶方界云云

十七年丁未教遣步騎五萬□□□云々

二十年庚戌東夫餘舊是鄒牟王屬民中叛不貢云々

昊天不吊三十有九晏駕以甲寅年九月二十九日遷就山陵云々

建福三十年癸酉即眞平王卽位三十五年也秋。隋使王世儼至於皇龍寺。設百座道。云々
唐續高僧傳第十三卷載新羅皇龍寺釋圓光。俗姓朴氏。本住三韓。卞韓辰
韓馬韓光卽辰韓人也。云々以彼建福五十八年少覺不念。經于七日遺誠
清切端坐。終于所住皇隆寺中。春秋九十有九。卽唐貞觀四年也。四年云々

（三國遺事西學）

國史云。建福三十一年永興寺塑像自壞。未幾眞與王妃比丘尼卒。云々

（同上取身）

仁平三年丙申歲。卽貞觀十年也受勅與門人僧實等十餘輩。入唐謁清涼山。云々

（同上慈藏定律）

備考

法興王二十三年。始稱年號。云建元元年。

眞興王十二年。改元開國。

同 二十九年。改元大昌。

同 三十三年。改元鴻濟。
眞平王六年。改元建福。
善德王三年。改元仁平。
眞德王元年。改元太和。

（三國史記紀羅）

天祐元年甲子。國號摩辰。年號武泰。

天祐二年乙丑。改武泰。爲聖冊元年。

乾化元年辛未。改聖冊。爲水德萬歲元年。國號泰封。

同 四年甲戌。改水德萬歲。爲政開元年。

（同弓裔傳）

原居頓寺圓定國師勝妙塔碑麗顯宗十六年乙丑西紀一〇二五年
峻豐二年。漸次抵國清寺。膜拜淨光大師。云々

清龍頭寺幢竿記 麗光宗十三年壬戌
西紀九六二年

維峻豐三年太歲壬戌三月二十九日鑄成

麗西院鐘記 麗光宗十四年癸亥
西紀九六三年

代昭大王當縣聰規沙干峻豐四年癸亥九月十八日古彌縣西院鑄鐘記
云々

備考

太祖元年戊寅。國號高麗。改元天授。

太祖十六年癸巳。唐王瓊楊昭業來冊王。詔曰。云々又賜曆日。自是除天
授年號。行後唐年號。

定宗三年戊申。始行後漢年號。

光宗元年庚戌。建元光德。

同 二年辛亥。冬十二月始行後周年號。

同 十四年癸亥。冬十二月行宋年號。

成宗十三年甲午。始行契丹統和年號。

高句麗

(麗史家世)

三國時代の古金石文にて私年號を記載しある最古のものは、輯安縣洞溝
好太王碑に出である。永樂の年號なり。同碑文に、

十七世孫國罡上廣開土境平安好太王。二九登祚。號爲永樂太王。

とあれば、廣開土王は年號を冠らせて、「永樂太王」とも稱したるものと見
ゆ。然らば此の永樂の年號は、好太王登祚の歳の建元と推定すべきものな
れば、三國史記年表と比較するに其即位の年に於いて一年の差を生ずる
こととなるものなり。

三國史記年表

好太王碑

辛卯 故國壤王八年

壬辰 故國壤王九年王薨
廣開土王談德即位元年

乙未 廣開土王四年

永樂五年歲在乙未云々

以六年丙申王躬率水軍云々

戊申

八年戊戌教遣偏師云々

己亥

九年己亥百殘違誓云々

庚子

十年庚子教遣步騎五萬云々

甲辰

十四年甲辰□倭不軌云々

丁未

十七年丁未教遣步騎五萬云々

庚戌

廿年庚戌東夫餘云々

壬子

昊天不吊卅有九晏駕

癸丑

廣開土王二十二年王薨
長壽王亘連即位元年

甲寅

長壽王位二年

以甲寅九月廿九日乙酉遷就山陵云々

好太王碑文に據る時は、廣開土王の即位は永樂元年辛卯なれば、故國壤王の薨去は在位八年辛卯となる譯なり。而して「二九登祚」とあれば、十八歳の即位にして、「卅有九晏駕」とあれば、永樂二十二年壬子の薨去となり、薨年にも三國史記年表とは一年の差を生ずることゝなるものなり。洞溝好太王碑を實地踏査せし人の説に聞くに、同碑は支那人の拓本を傳らんが爲めに、或時代に故造填補せしところある由なるも、永樂五年乙未以下廿年

新羅

庚戌まで一々干支を付しあるが如きは、故造に出でたるにはあらざるべし。されば此の碑文に據り三國史記は訂正されざるべからず。

次に新羅に於いて法興王の時より眞德王の時まで建元、開國、大昌、鴻濟、建福、仁平、太和の七年號を稱したる由、三國史記に出であるが、今日まで發見されし金石文には未だ見聞せしこと無し。又三國史記にも史實と共に記載せしもの前後見當らず。唯麗忠烈王の時の一然の三國遺事に建福と仁平丈けが史實と共に記載されあるが、他の建元、開國、鴻濟、太和は見當らず。三國遺事圓光西學に引きある唐續高僧傳に圓光の示寂を建福五十八年としあるが、著者が傳聞して建福の年號を知り居たるものと思はる。勿論建福は五十年にて終り仁平と改元し居れば、續高僧傳は新羅の改元を知らず記載したるものなり。

次に羅末泰封にて僅かの年間に武泰、聖冊、水德、萬歲、政開の四年號を稱したる由、三國史記弓裔傳に出であるも、是等唯名目丈けにて史實と共に書かれある金石文は勿論、古記録にも一切發見するところ無し。

泰封

次に麗初の年號として麗史に記載されあるは太祖の天授と光宗の光徳なるが、今日迄發見されし金石文古記録に史實と共に書き用ゐられしもの一切見當らず。却つて麗史に記載無き光宗十一年に改元せし峻豐の年號を記載しあるは、上に掲げし三の金石文なり。峻豐三年壬戌、峻豐四年癸亥と明かに干支を付しあれば、麗史に左の一項を補足し置かざるべからず。

光宗十一年庚申、改元峻豐。

而して峻豐四年癸亥、即ち光宗十四年冬十二月、「行宋年號」となりたれば、私年號の峻豐は廢されたるなり。

東洋の習俗として附庸國が事大の禮として正冊を奉ずると云ふことは、一の重要條件たりしは云ふまでも無きところなるが、終始支那の附庸國として甘んじ居たる朝鮮に在りては、各代を通じて支那の年號を用ゐるは決して怪しむに足らざるも、一方一時的對外虛榮心を滿たさんが爲めに、竊に自國の私年號を立て、是を用ゐたる時代もありしなり。併し是

は支那の羈絆を免れ得べき短年月間たりしことたるは何時も宗主國たる支那本土の紛亂時代に行はれしと云ふことは争ふべからざる事實なりとす。例へば高句麗にて廣開土王が永樂の年號を立てたる當時も支那は東晋末六國紛争時代たるは云ふまでも無く、一方廣開土王は高句麗に於いて前後比すべきもの無き英主として、百濟新羅は勿論契丹に至るまで統一せんとせし時代たりしなり。又新羅に於いて法興王末年より眞徳王に至る當時も、支那は六朝末にて、豪傑が各地に蟠居し紛争を繼續し居たる時代たりしは云ふまでも無く、一方眞興王の如き前後比すべきもの無き英主出で、將に三國を統一せんとせし時代たりしなり。又弓裔の如き如何はしき人物なるも、新羅の衰季に乘じ泰封國を建設し年號を立てたる當時は、支那本土も五代の紛争時代なり。又麗朝にて光宗が年號を立てたる當時も支那本土は五代末にて、宋遼紛争時代なり。されば居頓寺圓空國師碑文の如き峻豐の私年號を用ゐ居るのみにあらず、當時の支那各代の年號を用ゐ居ること左の如し。

宋開寶三年庚午
 靈光宗二十一年
 後周廣順三年癸
 丑
 麗光宗四年
 後周顯德
 高麗私年號
 宋淳化
 契丹開泰二年癸
 丑
 麗顯宗四年
 宋天禧二年戊午
 麗顯宗九年
 契丹太平五年乙
 丑
 麗顯宗十六年

開寶三年稟具於靈通寺之官壇云々
 廣順三年造曦陽山超禪師云々
 顯德初 光宗大王立皇極云々
 峻豐二年漸次抵國清寺膜拜淨光大師云々
 淳化中以特飛芝詔迎入藥宮云々
 開泰二年秋有詔曰云々
 天禧二年首夏道之將廢時云々
 太平紀曆歲在旂業赤奮若乙丑秋七月二十七日樹
 已を得ざる國情とは云へ其煩雜名狀すべからず。

○書啓統例

開城 崔呪墓誌 麗高宗十六年己丑 (東京帝室博物館)
 西紀一二二九年

本朝啓統戊寅三百十二歲己丑八月日書

高麗高宗朝は支那本土は南宗、遼、金、元の交代期にして紛争時代なれば直に高麗にも影響して、かゝる独立的紀年號を用ゐたるなり。即ち高麗太祖が統を啓きたる戊寅年(西紀九一八年)より、高宗十六年己丑まで、三百十二年となるなり。李朝末期日支戦争の結果支那の羈絆を脱し、一時開國何百年を稱したると同一軌なり。

○書上元例

泉禮 開心寺石塔記 麗顯宗元年庚戌
 西紀一〇一〇年

上元甲子四十七統和二十七庚戌年二月一日

(備考)

光宗十四年癸亥冬十二月行宋年號宋太祖乾德元年

成宗十三年甲午始行統和年號遼聖宗統和十三年

(歴史家)

上元は上國紀元と云ふ義なり。即ち上國は宋を指したるなり。宋太祖四年癸亥即ち光宗十四年に、宋は乾徳と改元し高麗に於いて此年十二月に始めて宋の年號を行ひたる由記載しあるも、實は翌年甲子の年より行ひたるものなり。されば甲子の年を上國紀元として此の年より起算し統和二十七年甲戌は正に四十七年目に當るが故に四十七年とせしものなり。要するに麗太祖訓要に契丹是禽獸之國とあるより、上下擧つて心服せざりしも、終に威壓を蒙り、成宗十三年甲午即ち統和十七年より統和の年號を行ふこととなりしも、上に上元を記し、宋の紀元を忘れざるを示したるにて、亦已を得ざる事態なりとす。

釋均如傳序文麗文宗二十九年乙卯
西紀一〇七五年

宋曆八年周正月 日 謹序

咸雍十一年正月 日 後序

(備考)

咸雍は遼道宗の時の年號にて九年乙丑にて終り翌年甲寅太事と改元

し一年にて終り、翌年太康と改元したれば、咸雍十一年乙丑は太康元年なり。麗人遼の改元を知らず、猶ほ咸雍を稱し居たるなり。

宋曆八年は宋神宗熙寧八年乙卯（即ち咸雍十一年）を指したるにて、前同様上國の年號を書せるものなるが、遼を憚りて熙寧とせず、宋曆とせる亦以つて當時の國情を推知さるべし。「周」他の用例無きも「八周年」の意味に、年の方に付けて解すべきものなりと思ふ。

茲に實例を擧げざるも、李朝後半期の金石文等に最も多く用ゐられ居る明の崇禎紀元なり。是は最近までも用ゐられ、

崇禎紀元後幾甲子

と書くを例とせり。是は一は文錄後明の救難の恩を記念する爲めと、一は清朝は胡人なりとて心服せざりし表徴として用ゐる居たるものにて、此の上元例と同意味なり。崇禎は明思宗の年號にて、元年は朝鮮仁祖六年南漢山城にて清に投降せし翌年なり。

○書紀曆例

海普願寺法印國師寶乘塔碑 麗景宗三年戊寅
西紀九七八年

在同光紀曆丙戌□年冬十月 太祖以劉王后因有娠得殊夢云々
備考

同光は後唐莊宗年號なり。三年にして終り翌年後唐明宗即位天成
と改元せり。丙戌は天成元年の干支新羅景哀王二年にして麗太祖
九年なり。麗史太祖九年迄後唐同光年號を行ひたる記事無し。故に
泐字何年か明かならず。高麗にて後唐年號を行ひしは

太祖十六年癸巳唐遣王瓊楊昭業來冊王。詔曰。云々又賜曆日。自是
除天授年號。行後唐年號。

(麗史家世)

麗太祖十六年癸巳は後唐明帝長興四年なり。然らば是より以前に
溯りて後唐莊宗が後梁を滅ほし洛陽に都したる同光元年を紀曆

としたるものか。

原居頓寺圓空國師勝妙塔碑 麗顯宗十六年乙丑
西紀一〇二五年

太平紀曆歲在旃蒙赤奮若秋七月二十七日樹

聖弘慶寺碣 麗顯宗十八年丁卯
西紀一〇二七年

聖上御固之十八載太平紀曆之第六年夏四月日謹記

金金山寺慧德王師真應塔碑 麗景宗六年辛卯
西紀一一一年

以太平紀曆十有七年歲在戊寅七月哉生明誕師于 闕南佛嶺之私弟
云々

(備考)

顯宗十三年壬戌夏四月。契丹遣御史大夫上將軍蕭懷禮等來冊王。開府
儀同一司守尙書令上柱國高麗國王食邑一萬戶。食實封一千戶。仍賜
車服儀物。自是復行契丹年號。

(麗史家世)

辛酉麗顯宗十二年
契丹太平元年

壬戌同十三年(復行契丹年號)

崔冲 撰文
旃蒙赤奮若乙丑
同人 撰文

撰者泐不明

癸亥 同十三年

甲子 同十四年

乙丑 同十五年

丙寅 同十七年

丁卯 同十六年

戊辰 同十八年

己巳 同十七年

庚午 同十九年

辛未 同二十年

壬申 同二十年

癸酉 同二十年

甲戌 同二十二年

乙亥 同二十年

丙子 同二十四年

丁丑 同二十年

戊寅 同二十四年

高麗にて契丹の年號を復行せしは、別表の通り顯宗即位十三年壬戌即ち契丹太平二年なり。故に金石文に出である契丹の紀曆は太平二年より起算せざるべからず。撰者不明の金山寺碑太平紀曆十有七年戊寅とあるは、太平二年より正に十七年目に當るなり。故に崔冲撰文の弘慶寺碑にも顯宗即位十八年丁卯即ち太平七年を、紀曆第六年としあるなり。然るに金石總覽は下に掲ぐる通り、此の碑の立ちしを顯宗十七年丙寅とせるは、第一

六年を「太平六年」に誤りたるものなり。

七六 弘慶寺碣

所在 忠清南道天安郡成歡面大弘里弘慶寺趾

年時 高麗顯宗十七年丙寅(皇紀一六八六年)

(金石總覽)

○書兩國年號例

開城 大覺國師墓誌 顯宗六年辛巳 西紀一一〇一年

(墓誌陰)

□歲 大宋建中靖國元年十一月四日刻 □

(備考)

麗 肅宗六年辛巳

宋 徽宗建中靖國元年

遼 天祚乾統元年

上の書上元例に陳ふる如く、成宗十三年に遼統和の年號を用ひ始めたるも、猶ほ上國たる宋を忘れず、宋の紀元を冠らせ、統和の年號を稱したると同様、同時に宋遼の年號を並號せしものなり。麗太祖訓要は實際上追々行はれざることとなりしは、遼の方高麗とは地域を接し威令行はれたるのみならず、當時文化の上にも及ぼしたる影響、宋よりは切實たりしものたればなり。是も當時の國情を語るべき好資料なり。

○書釋伽入滅紀元例

原興法寺廉巨和尚塔誌 羅文王五年甲子
西紀八四四年

會昌四年歲次甲子季秋之月兩旬九日遷化廉巨和尚塔去釋伽牟尼佛
入涅槃一千八百四年矣
當此國慶曆大王之時

鐵到彼岸寺毗盧遮那佛造像記 羅文王四年乙酉
西紀八六五年

夫釋伽佛晦影歸眞□儀越□紀世掩色不鏡三十光□一千八百六載耳
云々

釋伽入滅紀元を記しある古金石文は此の二つなり、興法寺廉巨和尚塔誌西紀八四四年の一千八百四年と、到彼岸寺佛造像記西紀八六五年の一千八百六載とは正に二十一年の差あるに、僅に二年の差を以つて記載しあるは何故なるか、又

伽葉佛宴坐石

自釋尊至于今至元十八年辛巳歲己得二千二百三十矣

(三國遺事)

とあるが、

景文王四年乙酉 西紀八六五年

至元十八年辛巳 西紀一二八一年

にして其間四百十六年なり。然らば到彼岸寺佛造像記にある一千八百六

載に四百十六年を加ふれば二千二百二十二年となるものなるが釋迦入滅紀年は區々一定せず。

○書龍集例

長興寶林寺普照禪師影聖塔碑 羅憲庚王十年甲辰西紀八八四年

金顯奉 教撰 從頭七行禪字以下金彦卿撰

時大中十三稞龍集于析木之津憲安大王即位之後年也

長五龍寺法鏡大師普照慧光塔碑 麗惠宗元年甲辰西紀九四四年

撰者名稱不明

天福九年龍集甲辰五月壬申朔二十九日戊子立

光玉龍寺洞真大師寶雲塔碑 麗光宗九年戊午西紀九五八年

金廷彦奉 制撰

越三年龍集協洽四月廿日大師將化云々

州高達寺元宗大師惠真塔碑 麗光宗二十六年乙亥

稞年也祀回

協洽未也

淵猷亥也

攝提寅也

上章庚也
困敦子也

金廷彦奉 制撰

咸通十年龍集己丑四月四日誕生

開寶八年龍集淵猷十月 日立

海普願寺法印國師寶乘塔碑 麗景宗三年戊寅

金廷彦奉 制撰

開寶八年龍集乙亥春三月十九日大師將化云々

太平興國三年龍集攝提四月 日立

竹七長寺慧紹國師塔碑 麗文宗十四年庚子

金顯奉 宣撰

清寧□□歲在上章龍集困敦□月二□

州神勤寺普濟禪師舍利石鐘碑 麗辛禩五年己未

李穡撰

蒼龍己未五月十五日

(備考)

沼灘申也
奮若丑也
旂游通

倉與蒼通（禮月
令）駕倉龍

書倉龍例

韓明府修孔子廟禮器碑永壽二年青龍在涪灘錄古

外黃令高彪碑光和七年龍在困敦碑末惟中平年龍旂奮若釋

右書歲名

曹娥碑以漢安迄于元嘉元年青龍在辛卯古文

文翁石柱記漢初平五年倉龍甲戌錄古

荊州刺史度尙碑永康元年龍集丁未釋

蜀郡屬國辛通達李仲曾造橋碑惟延熹龍在甲辰上同

右書干支

倉龍卽太歲廣雅釋天青龍天一太陰太歲也王氏疏證曰爾雅太歲

在寅曰攝提格淮南子天文訓太陰在寅歲名攝提格開元占經歲星

占篇引許慎注云太陰謂太歲也天文訓又云天神之貴者莫貴於青

龍或曰天一或曰太陰云々

（漢石例劉寶楠）

大中十三年己卯
羅憲安王二年

漢石例所載の通り青龍蒼龍龍共に太歲と同語歲星名なり。寶林寺碑「龍集
于析木之津」とある「析木之津」は

析、（史記律書）寅曰析木

津、星次名爾雅釋天析木謂之津

（康熙字典）

とあるものにて、「寅」を指して云ふ語なるが、大中十三年は己卯にして戊
寅は十二年なり、然らば一年丈け推年を誤りたるものとなるものなり。漢
文を崇拜し殊に斯くの如き難解の干支を一の誇りとして書きたるもの
たるべきなり。

七長寺碑「歲在上章龍集困敦」も「上章」の「庚」と「困敦」の「子」とを挾みて、龍集卽ち
太歲と云ふ語を挿入したるものなるが、支那の金石例にも此の例あるに
や。上に「歲在」とありて、下に又「龍集」とあるも重複の嫌あるに似たり。

○書歲名例

重光作噩辛酉

開玄化寺碑 麗顯宗十二年辛酉
西紀一〇二一年

玄默閏茂 壬戌

皇宋天禧五年歲次重光作噩秋七月甲戌朔二十一日甲午樹

碎文周 竹撰

城玄化寺碑陰記 麗顯宗十三年壬戌
西紀一〇二二年

碑陰記蔡忠順撰

太平二年歲次玄默閏茂秋□月 日

原居頓寺圓定國師勝妙塔碑 麗顯宗十六年乙丑
西紀一〇二二年

旃蒙赤奮若乙丑

太平紀曆歲在旃蒙赤奮若秋七月二十七日樹

山竹七長寺慧炤國師塔碑 麗文宗十四年庚子
西紀一〇六〇年

上章困敦 庚子

清寧□□歲在上章龍集困敦□月二□

仁僊鳳寺大覺國師碑 麗仁宗十年壬子
西紀一〇三二年

大淵獻 亥

上御字十年歲在大淵獻壯月七日

(備考)

爾雅釋天

太歲在甲曰闕逢。月在甲曰畢。

乙曰旃蒙。月在乙曰橘。

丙曰柔兆。月在丙曰修。

丁曰彊圜。月在丁曰圜。

戊曰著雍。月在戊曰厲。

己曰屠維。月在己曰則。

庚曰上章。月在庚曰窳。

辛曰重光。月在辛曰塞。

壬曰玄默。月在壬曰終。

癸曰昭陽。月在癸曰極。

子曰困敦。

丑曰赤奮若。

寅曰攝提。

卯日單闕。

辰日執徐。

巳日大荒落。

午日敦牂。

未日協洽。

申日涇灘。

酉日作噩。漢書天文志作噩爲作駱

戌日闕茂。

亥日大淵獻。

玄化寺碑重光作噩は即ち辛酉にして玄闕闕茂は壬戌なり。居頓寺碑旃蒙赤奮若は乙丑なり。七長寺碑上章困敦は庚子なり。偃鳳寺碑大淵獻は亥なり。此の歳名を書することは麗朝は勿論李朝に入りても碑文墓誌或は著書の序跋文等にも多く書き用ゐられあり。歳名を書せる金石文例として、今日迄發見されたる最古のものは麗初顯宗十二年辛酉の周佇の撰文に

かゝる玄化寺碑と、同十三年壬戌蔡忠順の撰文にかゝる同碑陰記となるが、是より前羅末の崔致遠の如き最も得意として、支那の故事來歴を書き列ね、其撰文にかゝる碑文も多く發見され居るが、此の歳名を書きたるものは無し。恐くは周佇の此の碑文其最初と思はる。周佇は宋温州の人にて麗穆宗の時高麗に入り來り、文翰に工みなりしより、蔡忠順の推舉するところとなり、穆宗顯宗の殊遇を蒙り、禮部尙書に迄進みたる人物なり。

○書月名例

原興法寺廉巨和尚塔誌 羅文聖王六年甲子西紀八四四年

會昌四年歲次甲子季秋之月兩旬九日遷化

長興寶林寺普照禪師彰聖塔碑 羅憲康王十年甲辰西紀八八四年

孟夏仲旬二日雷電□山自酉至戌十三日子夜上房地震云々

藍浦聖住寺朗慧和尚白月葆光塔碑 羅眞聖王四年庚戌西紀八九〇年

孫夢月奉教撰

鄧惟產奉宜撰

闕逢涪灘甲申

大淵獻 亥

帝唐捕亂以武功易元以文德之年暢月月缺之七日日薰成池時云々

忠州淨土寺弘法國師實相塔碑 顯宗八年丁巳年 西紀一〇一七年

遠長興元年仲呂月造北山摩訶岬壇云々

原法泉寺智光國師玄妙塔碑 顯宗二年乙丑 西紀一〇八五年

重熙二十三年南呂月有 聖勅云々

以雍熙元年歲在闕逢涪灘涂月晦日誕云々

(清寧) 五季陽月八日 師赴內殿云々

統和十七年首夏之月稟具於龍興寺官壇云々

是歲十月二十三日晏陰右臥而寢云々

仁僊鳳寺大覺國師碑 顯宗十年壬子 西紀一一三二年

上御宇十年歲在大淵獻壯月七日詔臣存撰海東天台始祖大覺國師之

碑銘云々

開李坦之墓誌 顯宗六年壬申(李王家) 西紀一一五二年(專物館)

晏坐於寶寮誦 千字真言竟夕兀然而化 公享年六十有六實大金天

德四年玄默涪灘歲余月也

(備考)

正月

月建寅○月次癸管○日躔虛○律太族○卦泰○取月○端月○孟陞○孟春○新
春○首春○發春○獻春○獻歲○肇歲○芳歲○華歲○獻發○新年○新元○新

二月

月建卯○月次降婁○日躔營室○呂夾鐘○卦大壯○如月○令月○桃月○如陽
○仲春

三月

月建辰○月次大梁○日躔婁○律姑洗○卦夬○宿月○嘉月○蠶月○暮春○季
春○竹秋

四月

月建巳○月次實沈○日躔昂○呂仲呂○卦乾○余月○陰月○維夏○肇夏○首
夏○孟夏○初夏○槐夏○梅天○梅月○梅雨○麥秋○麥天○麥候

五月

月建午○月次鶉首○日躔參○律蕤賓○卦姤○皋月○午月○端陽○仲夏○榴
夏○蒲月○蟬月

六月

七月 季夏 月建未○月次鶉火○日躔東井○呂林鐘○卦遯○丑月○流月○螢月○長夏○
 月○桐月○蘭月 月建申○月次鶉尾○日躔張○律夷則○卦否○相月○初秋○孟秋○瓜月○蟬
 八月 月建酉○月次壽星○日躔角○呂南呂○卦觀○壯月○巧月○清秋○素秋○仲
 秋○桂月○雁月 月建戌○月次大火○日躔房○律無射○卦剝○亥月○抄秋○菊秋○季秋
 九月 月建亥○月次析木○日躔房○呂應鐘○卦坤○陽月○良月○露月○暢月○上
 冬○小春○初冬○孟冬 月建子○月次星紀○日躔箕○律黃鐘○卦復○葇月
 十一月 月建丑○月次支持○日躔南斗○呂大呂○卦臨○除月○臘月○餘月○歲月○
 十二月 月建寅○月次奎○日躔斗○呂夾鍾○卦泰○臘月○餘月○歲月○
 (名物紀略)

涂、同都切音徒
 (爾雅釋天)十二
 月涂月

支那にて月名を現はすべく甚だ繁雜を極めたるものたる。或は星次名に
 取り、或は律呂名に取り、或は四季の景物名に取りたるもの、其の數枚舉に
 違あらざりしは、名物紀略所載の如し、朝鮮も同様にて、季秋九月、孟夏(四
 月)、暢月(十月)、仲呂(四月)、南呂(八月)、涂月(十二月)、陽月(十月)、首夏(四
 月)、壯月(八月)、余月(四月)等、以上金石文に書きある通りなり。法泉寺碑に
 は十月を陽月とも十月とも雙方書きあり。崔致遠撰聖住寺碑に「唐帝捕亂
 以武功易元以文德之年」と如何にも長々しき紀年を書きあるが、是は唐僖
 宗が黃巢の亂を平げ長安に至り文徳と改元二十年(羅眞聖王元年戊申)を
 指したるなり。

○書月建例

李彥冲墓誌 麗忠肅王後七年戊寅(東文選)
 西紀一三三八年 所載
 云々又三女處而幼。歲癸酉月日爲公生也。歲戊寅月癸亥月庚戌爲公卒

崔致撰文

也。是歲月乙丑日丁酉爲公葬也。云々

備考

月建 甲巳年丙寅頭。乙庚年戊寅頭。丙辛年庚寅頭。丁壬年壬寅頭。戊癸年甲寅頭。

(名物紀略)

〔月癸亥〕〔月乙丑〕と月を干支を以つて書きあるなり。月の支名は上の備考に出せる通り、一月の寅に始まり、十二月の丑に終るものなるが、月の干名は歳の干名により異なるものたること、名物紀略所載の通りなり。歳次戊寅とあれば、此の配合法に據り、左の通りとなるものなり。

一月甲寅 二月乙卯 三月丙辰 四月丁巳

五月戊午 六月己未 七月庚申 八月辛酉

九月壬戌 十月癸亥 十一月甲子 十二月乙丑

即ち李彦冲は戊寅年十月(癸亥)の卒にて、十二月(乙丑)に葬りたることゝなるものなり。此の月建を書せる例支那にも行はれしか、何等致ふるところ無し。朝鮮にも此の他に未だ嘗つて見聞せしこと無し。

○書春四月例

開玄化寺碑陰記 醍醐宗十二年辛酉 西紀一〇二一年

聖上又發心立願爲祝邦家鼎盛社稷益安許令每於春。四。月。八。日。起首限三日三夜開設彌勒菩薩會又立願爲欲追薦 二親宜福亦令每於秋七月十七日起首限三日三夜修設彌陀佛會云々

〔春。四。月。〕と書きたる甚だ異様に感せられ、〔夏四月〕の誤りにあらざるかと思ひたるも、金石文しかも蔡忠順の奉宣撰并書に誤寫を彫り付けたるものとも思はれず、恐くは朝鮮の自然の氣候を言ひ現はすべき〔春四月〕の語、當時通俗的に行はれ居たりしものを書きたるものと思はる。按ずるに

四月日開覽

中土道賢春。賢必賞春出。我邦以孟夏。目之爲賢月。豈以地性殊。其來迺不一。遲早何更問。入耳聲不拂。時々到樹頭。好弄歌喉滑。鳥中聲最佳。稍豁不心鬱。

蔡忠順奉宣撰并書

(東國李奎報後集)

鶯月四月李奎報云。中土則道鶯春。而我國以孟夏爲鶯月。以地性殊異也。

(名物紀略)

「鶯」は日本の「ウグヒス」にはあらず全體黄色にして大サは三光鳥ほどあり。朝鮮語叫曰이리 (keoi keoi)と云ふ。鳴き聲を形容せし名なり。朝鮮にては舊四月頃來鳴くより鶯春を四月に稱し居ると云ふことなり。併し是は鶯のみにあらず、總ての景物も舊四月は晚春なり。故に「春四月」と書きたるものたるべし。下文に「秋七月」ともあり、四月が春なれば、夏は五六月二月間となる譯なるが、是も實際の氣候にて、言はば冬永く夏短しと云ふこととなるものなり。異聞なれば一言し置くものなり。

○書日例

始中初寺幢竿石柱記羅興德王元年丙午西紀八二六年

周行撰文

鄭惟産撰文

崔封之古字

登國之古字

寶曆二年歲次丙午八月朔六辛丑日

州原興法寺廉巨和尚塔誌羅文聖王六年甲子西紀八四四年

會昌四年歲次甲子季秋之月兩旬九日遷化

長興寶林寺普照禪師彰聖塔碑羅憲康王十年甲辰西紀八八四年

孟夏仲旬二日雷電口山云々

中和四年歲次甲辰季秋九日戊午朔旬有九日丙子建

浦聖住寺朗慧和尚白月葆光塔碑羅眞聖王四年庚戌西紀八九〇年

文德三年暢月月殿之七日日蘸咸池時云々

城開玄化寺碑羅顯宗十二年辛酉西紀一〇二一年

統和十四年丙申七月初七日殂落云々

州原法泉寺智光國師玄妙塔碑羅宣宗二年乙丑西紀一〇八五年

清寧四年五月初一日上欲坐爲聖師云々

金滿金山寺慧德王師眞應塔碑羅睿宗六年辛卯西紀一一一六年

以太平紀曆十有七年歲在戊寅七月哉生明誕于關南佛嶺之私第云

崔濬撰文

茶毗于寺之西南隅明年正月旬有一日丙申遷葬寺之西北隅安其骨邊像法也云々

開金開物墓誌 羅忠肅王三十四年丁卯 西紀一三二七年 (東文選) 所載

君生以至元癸酉十月庚酉卒以泰定丁卯二月戊戌葬以是年三月壬寅

卜兆于某山之原云々

懶翁集白文寶序文 羅恭愍三十二年癸卯 西紀一三六三年

至正廿三年秋七月有日

懶翁集李達東跋文 羅辛禑三十七年丁巳 西紀一三七七年

疆園大荒落丁巳

支那の古金石例として日を記するに、朔即ち一日の干支を記しそれより起算して當日の日の干支を記し置くことは、東洋の習俗として日を紀念すべく町重を極めたる最も簡明の方法なるが、此例は勿論朝鮮の金石例にも多く用ゐるなり例へば

金獻貞撰文

丹斷俗寺神行禪師碑 羅肅德王癸巳 西紀八一三年
元和八年歲次癸巳九月庚戌朔九日戊午建
開鳳巖寺靜眞大師圓悟塔碑 羅光宗十六年乙丑 西紀九六五年
乾德二年歲在乙丑五月辛未朔二十一日辛卯立

とあるものにて稍々繁雜を免かれざるも日を紀念する一目何等紛ること無し。然るに朝鮮金石例として、支那の金石文に嘗つて見たること無き書き方を爲せるものあれば、以下少しく説明するところあるべし。

中初寺幢竿石柱記「八月朔六辛丑日」とある「六辛丑日」は「六日辛丑」と解すべきは勿論なるも、「朔は何の意味に挿入せしものか、六日は辛丑なれば、「丙申朔」とあるべき「丙申」の干支を脱落せしものと解すべきものなるか。或は欄外に掲げある通り、「朔」を「初」と同義と見て「初六」と解すべきものなるか。何れに解するも日附を知るには差支無けれど、下麗朝の玄化寺碑法泉寺碑等には今も普通に用ゐられ居る「初七日」「初一日」等書かれれば、恐くは此「朔」は「初」の意味に用ゐられしものと思ふ。若しも推測の通りとして、支

朔(説文)月一日始蘇也。又(儀禮大射禮)朔(註)朔始也。又(禮禮運)皆從其朔(註)朔亦初也

旬(説文)編也十日爲旬(書堯典)春三百有六旬有六日(集韻)尤數切與又通(書堯典)春三百有六旬有六日(詩鄭風)不日有暉(註)有又也。

那にても「初六」を「朔六」と書きたる例あるものにや。

興法寺塔誌「兩旬九日」の「兩旬」は「二十日」と解すべきものたるは、「旬」世間周知の通り「十日」を稱する語たればなり。但し支那の古金石文にも「二十日」を「兩旬」とせし例あるが、支那唐代の金石例として「旬」は

普明大師幢記

甲子歲九月上旬九日有故内殿講論普明大師 缺云々開平二年七月十四日記

彝輝尊勝幢記

云々於天裕三年九月下旬忽微染疾至廿口日淹然辭逝云々 (唐文續拾 源心)

普明大師幢記「上旬九日」の「上旬」は「月初十日間」の義にて日數にはあらず、彝輝尊勝幢記の「下旬」も「月末十日間」の義にて日數にはあらず。朝鮮にて此の意味にも用ゐられしものあるべきも、未だ發見せず。今も朝鮮語に日本の如く上旬、中旬、下旬等普通用ゐられ居らざるは、古きよりの慣例にあら

致缺也 月(説文)闕也太陰之精(釋名)月缺也 滿則缺也

蔵 ヒタス

ざるか。

次に寶林寺碑「孟夏仲旬二日」は「勿論」四月十二日「を指したるものなるが」仲旬ノ二日「の意味に用ゐたるものか、或は」仲ノ十二日「の意味に用ゐたるものか、支那にも此の書方あるにや未だ致へず。

次に聖住寺碑「月缺之七日」は「月ノ缺ケ初メシ七日」と解すべきものなれば、「十七日」と解すべきものなりと思ふ。「日蘸咸池時」とある「咸池」は星次名なるが、下に「時」とあれば「時刻」を稱したるものか、或は「日」の星次に用ゐたるか明かならず支那の金石文例として

書星次例

樊毅修華嶽廟碑惟光元年歲在戊午名曰咸池 集古

隸釋曰準南子論天之四宮咸池者水魚之圃天官書云西宮咸池曰天

五潢奎婁胃昂畢觜參之敦胖歲歲星以五月與胃昂畢晨出東方名曰

天津蓋三宿在在西宮之中而歲星以午年舍其分故以咸池爲名云々

(漢石例)

哉、(廢語)惟三
 月哉生魄(書武
 成)哉生明(爾雅
 釋詁)哉始也

と午年の星次を稱し居るが、此の碑文の「咸池」は日か時かの星次午に用ゐたるものか。要するに此の碑文は羅末入唐登科唐帝の信寵を得たりと云ふことにて有名となりし崔致遠の撰文なるが、崔致遠の撰文は此の外に河東真鑿禪師碑、開慶鳳巖寺智證大師碑等あるが、普通漢文を會得せし人にも難解の古字故事を殊更に書き列ね居るは、蓋し當時漢文崇拜の餘り、一の誇りとして書きたるものたるべし。

次に金山寺碑「七月哉生明」とある、「哉生明」の「哉」は「才」、「載」と同義、始の義なり。即ち「哉生明」は「月光が始メテ生ズル」の義にて「三日」なり。「旬有一日」は「十一日」にて「旬」を十の數字に用ゐたるなり。
 次に金開物墓誌は皆日を干支を以つて書きあり。此の例は麗末金石文例に甚だ多く、又支那の金石例にもあるが、一々曆冊を檢討する煩に堪えず。次に金石文にあらざるも参考の爲めに出だせるが、麗末李達哀懶翁集の後文に「夏孟旬季有日」とあるは如何に解すべきか、恐くは「夏孟」は「孟夏」を顛倒せしもの、即ち「四月」たるべく、下の「旬季有日」の「旬季」は「季旬」即ち「下旬」の義

たるべし。「季」は「末」と同義なればなり、是等は朝鮮一流の甚しき異例の書方なり。

(備考)

- | | |
|-------------------------|--------------|
| 死魄
日朔 | 旁死魄
日二 |
| 哉生明
魄三日又曰成 | 成光
日八 |
| 上弦
初七八日月形 | 望
十五日日月蓋相 |
| 哉生魄
十六日又 | 既生魄
日十七 |
| 念
二十日唐明皇以貴妃死日念之因謂之念日 | 下弦
二十二日 |
| 小晦
二十九日 | 晦
月死 |
| 小盡
月小二 | 大盡
月大三 |
| 上旬
又十日以上 | 中旬
又二十日以内 |
| 下旬
又三十日以下 | 挾旬
日十 |
| 挾辰
日十二 | |

(名物紀略 黃秘)

挾通作挾

朝鮮に於ける俗言等を出しあれば、殊に參考として黃氏名物紀略の日名を掲げ置く。「朧山」とあるは朧音山(ᄃᆞᆫ)なり。「旦晝」とあるは「望」の訓旦晝(Poim)なり。語原は「見」の訓晝(Do)の居名詞なり。

支那に於いて古くより年月日を記載する方法は甚だ煩雜を極めたるものなるが、或は星次名に取りたるもの、或は律名に取りたるもの、一は四季の景物名に取りたるもの等々ありて、年月日を知らんが爲めに一々天文書、律書、曆冊、辭典等を繕かざるべからざる必要生じ、後人をして無益の時間と勞力とを空費せしむることとなり居るも一方最も史學を研究するものゝ重きを措くところの金石文に此の例多ければ今更是を排斥し等閑に付する能はざること、亦已を得ざる事態なりとす。

要するに朝鮮に於ける金石文も此の煩雜を免かれざるは同様なり。然れども朝鮮の方は古きに溯るほど簡單にして明瞭なり。例へば金石總覽集録するところの金石文を検討するに、三國時代より新羅末期に至るまでの金石文は年に干支を付しあるものは多けれど、日に干支を付しあるも

の賊に奪々たり。況んや支那の正式の金石例として殊に朔の干支を記しあるものゝ如きは、古金石文の方には未だ嘗つて發見するところ無きものなり。(扶餘の唐平百濟碑 羅武烈王五年庚申 西紀六六〇年 の如き、支那人の撰文にかゝるものは別問題なり。) 始めて此の例を見たるは、丹城の金獻貞撰文にかゝる斷俗寺神行禪師碑 羅德王五年癸巳 西紀八一三年 に、「元和八年歲次癸巳九月庚戌朔九日戊午建」とあるもの是なり。次に約七十年後長興の金穎撰文にかゝる寶林寺普照禪師彰聖塔碑 羅肅康王十年甲辰 西紀八八四年 にも「中和四年歲次甲辰季秋九月戊午朔旬有九日丙子建」とあるのみならず、碑文中に太歳の異名龍集「干支の異名」析木之津等、難解の語を以つて殊に記載されあり。而して是と同時とも云ふべき藍浦の崔致遠撰文にかゝる聖住寺朗慧和尚白月葆光塔碑 羅眞聖王四年庚戌 西紀八九〇年 には、「帝唐揃亂以武功易元以文德之年暢月月缺之七日日躡咸池時」と如何にも難解の語を以つて年月日を記載しあり。次に歲次干支の異名を書きあるは、開城の周佇の撰文にかゝる玄化寺碑 麗顯宗十二年辛酉 西紀一〇二一年 文と蔡忠順撰の同碑陰記にある「重光作噩」と「玄默閏茂」となり。

今日まで發見され居る最古のものなり。金貞獻、金穎詳傳に接せざるも、漢文に堪能たりし人々たりしは、碑文に因りても想見され、崔致遠に至つては、夙に入唐し十八歳にして登科、文章を以つて唐僖宗に信重せられしことは、三國史記列傳にも出である通りなれば、文章に工みなりと云ふことを誇示せんが爲めに、殊更に支那の故事古字を書き列ね、後人をして難解に陥らしめたる蓋し故無きにあらず。周佇に至つては、麗史列傳に出である通り、本と宋の温州人にて、穆宗の時高麗に入り來り、文翰に工みなるより穆宗顯宗の恩遇を蒙り、禮部尙書にまで進みたる人物なれば、始めて支那の古干支名を記載したるものたるべく、蔡忠順恐くは周佇に就きて漢文を學習せし人たるべきは、周佇の文才に長じ居るを知り、穆宗に勸めて周佇を留めたるも、此人たればなり。故に周佇の碑文に倣ひて、歲次古干支名を同碑陰記に書きしものと思はる。要するに新羅にて始めて讀書出身科を設けたるは、元聖王三年戊辰（西紀七八八年）なり。故に漢文學の勃興せしは、西紀八九世紀頃に在りたることも、是等碑文にて間接に證據立てら

るゝところなりとす。故に朝鮮の金石文は古きに溯るほど簡明たりしは、未だ漢文は幼稚時代にして、支那故事等を知らざりしものたればなり。寧ろ我々後人よりせば、無用の勞力と時間とを省くことゝなれば古き方を歡迎するものなり。

昭和九年六月二十二日印刷
昭和九年六月二十五日發行
昭和十三年五月三十一日再版

實費 八圓五拾錢

京城府旭町三ノ二八

編輯者兼 鮎貝房之進

京城府蓬萊町三ノ六二

印刷人 羽田茂一

京城府蓬萊町三ノ六二

印刷所 朝鮮印刷株式會社